

刈羽郡椎谷の城主堀三左門を以て奉行となせり、此頃多くの黄金を産出するを以て慶長判金を鑄造の際其の原料に供せしが、徳川秀忠の改革に依り元和二辰年此山の採金を廢止す、尤も當時は佐渡の金山盛大を極めし故なりとぞ、降つて文政年中採掘を企てし者ありしかば、其業盛大に至らずして中絶せしが、安政六未年より出羽國最上の産にて砂金採集を業とする者高根の村民と謀り夏日砂金板並びにテコ杯を以て砂金を採集し生業となせり、抑も當山は數百年間採掘し大切坑道以上は大概採り盡したる故に鑛物の埋藏するは坑道以下なるべし、坑内は恰も蜂巢の如く、徑り廿間高さ七八間の處あり、其他五坪より十坪位に穿ちたるは最も多し、春暖遅く夏は大方東風にて秋は西南の強風吹り冬は北風而已、積雪は概ね村上に五尺有ば高根に八尺相俟にては二丈に達すといへり。

◇ 鹽の井

古志郡朽尾郷上鹽村（此邊を都て鹽谷と云ふ）を南へ距たり集守の社とて神古たる境内際小川（鹽谷川の水源）の西へりに一の井壺あり、鹽水湧出す、此の邊は田の中所々に鹽水出づ、魚鼈も馴しか之れにすめり、近き村民朝夕此井壺の水を汲み食料に充つ、天明年中土人此處の土を穿ちしに凡一丈五尺にして山鹽のかたまり岩石の如く、其割間より湧出る水なりしと、又三島郡本與板村地内鹽入峠と云る東麓に井壺あり鹽水湧出す、村民此水を汲みて食料に充つ何れも淡泊美味同種類なり、尤も早續の時は甚だ鹹く、連雨の折りは甚だ淡し、又中蒲原郡菅名莊下條村の山崖鹽澤と云ふ處の畑中に方六尺許りの井壺より鹽水湧出づ、其味甚だ鹹し、此は往古空海師の教へられしものと土俗は云り

◇ 清水入

南魚沼郡清水入は元早川村の枝村にて、家數廿八軒あり、舊家小野塚傳三郎（當家の祖は南朝に奉仕せし小野大納言公朝にして、卿は南朝の衰運を回復せんと同朝元中の末新田の一族を便り當國へ來られしに、彼族已に滅亡せし折なれば、三島郡親澤村の山谷に潜伏し姓を小野塚と改め、從臣と共に山獵を業として住居ありしが、尙ほ世を憚り深

山奥の當地へ移られし末裔にて、後龜山天皇の宸筆其外什器數品を傳來す、今尙ほ親澤邊には同家の庶流と云ふ數十家あり、何れも小野塚氏を襲へり）阿部彌十郎（歴々たる武家の後裔と云ふ）兩家の支葉なり、共に長崎村の禪刹を菩提所とす、天正年中上杉家遺跡争ひの砌り、景虎方の一將長尾伊賀守敵に逐れ當山天然の要害に據り籠城せしと云る舊跡あり、村より北西に當り大明神石とて長十六間四尺、幅九間、高五間の大石あり、石質青くして堅し、石上に檜の大樹繁茂す、最と奇觀なり、當村は各宅地而已境を定め山林原野は所有主の分別無く自由に伐木し或は地味を相して粟稗大根を作るに何れも登實充分ならず、水利便なれど水質苦寒且つ秋冷早くして稻は登實せず、村際に清水と云あり、二間四方の井壺より噴出すること恰も瀧の如く下流箭の走る如し、清水入の名稱之れに起ると、山に生ずる木は枸栗に限る、菜草は更に生ぜず村民常に山獵或は鋏臺木杵を製造して米穀等の需用品と交易す、上野國利根郡大穴村の枝湯樋會へ越る八里の坂路（昔日上杉謙信上野地方へ出陣の砌りには多く此道を行ありしと云ふ）あれど峻嶮なれば往來のもの稀なり、當國の邊鄙にて古風を存じ言語舉動共に異狀あるは殆んど別世界の如くなりしが、維新後清水越の道路開鑿以來逐次進化の風儀を輸入せり。

◇ 田毎の月影

中魚沼郡新坐村地内三ツ山下の澤と云ふ處の水田には一枚毎に月影うつり最と壯觀なり、信濃國更級郡城捨山の名所に劣らず。

◇ 燒山

西頸城郡糸魚川より東南四里半早川谷と云ふ山入に土鹽村、是より一里にして燒山てふ高山は頂上に八九尺廻りにて底知れぬ穴あり、往古より絶えず烟りを噴出す、程近き妙高山の別峯燒山一名火打山の絶頂なる穴よりも常に烟りを吐出す、何れも遠望壯觀なり、此山々にては良質の硫黄を産出す、此邊より山脈重疊信濃の戸隠越中の立山に赴く、

其深遠測る可らず、山中に山男山女と云るものあり、山精自然の人種にて長身肥躰赤髮裸身灰色目口耳鼻下部共常人の如し、腰に木の葉を纏ふ、更に物いふこと無けれき聲を發するに牛の吼るが如く山小屋杯に籠る樵夫は之れに馴親しむ、性質朴直能く人語を聞解く、故に人倫の道理を教へなば益あるべきに、惜むべし人跡絶たる山中に山男山女の栖と成す、洞あり其入口奇麗にて草苔杯の生ることなし、雪中には大なる足痕を見る、寒氣に苦しむものなりと云ふ。

◇ 地藏ヶ原

地藏ヶ原は中頸城郡妙高山の西南にして往古より未開の廣野なり、一名笹ヶ峯と云ふ、嘉永四亥年高田の城主榊原家にて高田町秋山榮吉なるものに命じ初めて開墾させしめらる、草野を開き漸次畑と成すこと二百町歩、人家を移すこと卅餘戸なりしが、破産或ひは勞苦と惡寒に堪ひ兼古郷へ歸るありて追々戸數減じ畑地も草野に復したり、明治十八年九月親しく目撃せし者の話に依れば、戸數は十三戸、畑地廿町歩に過ず、杉之澤村に屬す、扶食米を同村より需め飯米に充るも、日常の食物には過半馬鈴薯を作り之を以て製造する澱粉の二番及び其粕を燒餅として食す、冬期は兎を獵す、尤も同地の土質は表土四寸は輕鬆腐植土にて其下は粉破土なり、且氣候は寒冷にして雪消の遅きと霜雪の早きと土質に滋養分寡少ゆへ穀草の登實充分ならず、地味に適するものは人參、大根、薯類の如き根種植物にて大根馬鈴薯は特に宜し、開墾すべき處の草野は殆ん平坦にして大へなる高低無く凡五百町歩もあり、尙ほ森林鬱々繁茂し水利無きにもあらざれば稻田を開くことも難きに非ず最と惜むべきの廣野なり。

◇ 蓑虫。遊火

國中何方となく雨の夜道を往來するに思ひも寄す着たる蓑より滴たり落る雫は頓に皆な火となりて見ゆ、敢て熱からず暫時にして消るあり、時刻の長さあり當人に害はなし、蓑を着たる者而已に此怪あるがゆへ蓑虫と名く、狐狸の所爲なるべきか、多くは三島、刈羽邊の廣き田面にあり。又遊火とて田野に遊ぶ火あり、すでに年久しく何村の火何

里の火と稱して世に知らる（柏崎鏡ヶ沖のお菊が靈火、三島郡五反田沖の遊火、古志郡高見沖の鬼火杯の類）多くは雨降り陰熱の夜にして人近付ば忽地消る、北蒲原郡新發田邊には最も多し、就中鎧湯には毎陰曆二月中の午の夜酉の下刻より丑の刻まで水際を少し離れて數萬の火顯はる、里人は遊火を見んと群集す、筑紫の不知火と相同じ、追々湯を切落し新田に開くより此火も年毎減少すといへり。

◇ 寄 小 船

越後の海に寄小船とは往古より有しことにや、康平年中源朝臣行任當國の守たりし時、岩船郡海府浦へ怪しき小船一艘打寄せける、幅二尺五寸、深七寸、長六尺計りなり、いかなる遊戯に作りにけんと思はれは舷に楫跡の馴たるものあり、故に里人は守の館へ持行しに守も奇しき事に思はれ、廣く濱浦の者へ問はれしに或る古老の、此は昔しより越後の海の寄小船とて稀に斯る船の寄ることあり此船に乗る人は必ず北の方にあるべしとの言傳へなりと申せしより寄小船の名は世に高くなりしとなん。

◇ 石 鐵

石鐵は一名箭の根石と云ふ、往古より其說區々にて或は天造物と云ひ又上古は鐵の鍛冶を知らず、故に石を刻みて箭尻と成し以て戦時の用に供せしと、或ひは往古の通貨なりと、何れも詳ならず、爰に三島郡京ヶ入村にては毎二月十日（陰曆）は山神の戦鬪ありと拂曉より正午に至るまで箭の根石を降す、故に里人は山へ入るは勿論宅外に出るをも戒しむとぞ、此邊の山畑を索ぬるに澤潟、柳葉、蕪根、鎌の如きもの其形種々あり、皆利刀を以て造れる如く、上品なるは紫白青黒赤色にて水晶或は寶玉に似て最も硬く、鋼鐵と打合すれば火を發すること燧石に等し、稀に山間の立木又は家の上なきに立居ることもありと云り、其他同郡島崎の檜崎（小山の上にて神祠あり、毎三月十四日（陰曆）神軍ありて箭の根を降すと、當日は山入を禁ず）浦村の大谷内（此邊は濕地にて石多し、中に形より重き一種の石あり、

淡黒淡赤色等にて石質最と暴し、土人は之を箭の根石と云ふ、毎春雪消の頃自然に破裂して飛散するもの箭の根の形を成す、近年同地の好事家其一石を取り庭園へ移せし物は敢て破裂するを見ずと云り、才津の長峯原、古志郡鷺之巢の長者ヶ原、耳取の古城山、中頸城郡土底濱の砂山、大光寺の山畑、長峯の古城山、西蒲原郡渡部の長者ヶ岡、麓の古城山杯にも箭の根石散在す、土地に據りて石質形容大同小異あり。

◇小倉實起の舊跡

天和元酉年冬小倉大納言實起嫡男小倉宰相公連二男竹淵刑部大輔季伴の三人罪ありて佐渡國へ配流、中仙道を経て三島郡尼瀬町山城屋五郎左工門が家を旅館とし風待ほきに實起の「古郷をいでにしよりも悲しきは馴にし人の波の別れ路」季伴の「たのみなき波にうかるゝ身のうさは人のなきけにおもひわすれて」(以上二首の短冊今尙ほ山城屋に藏す)十一月晦日當地出船す、因に記す、彼公達には將軍家より十五人扶持を遣はされ雜太郡相川町本間市郎兵衛方に住れしが、實起は貞享元子年三月十八日、公連は同年九月廿二日病死せられ鹿伏の里に葬れり、季伴は十二年を經元祿八亥年五月勅免を得て歸洛せり。

◇酒頭童子舊跡の續

前篇に記載せし如く酒頭童子は中蒲原郡菅名莊矢津村に生れしと云ふ一説あり、今同地方の會友戸井田氏よりの報に依れば童子が父は藤原氏に出で相模國より矢津村(當時は谷津と書り)へ移住せしものにて山崎次郎右工門と云ふ豪農なりしが其妻初めて懷妊す、十五ヶ月にして分娩に臨み病むこと七日苦痛に死せり、嬰兒は母の體を破り出産せしを以て里人は鬼子なりと恐怖す、頃は天曆年中なりしと云ふ、容貌風儀頗る美にして父は最と寵愛せしが、齡八才の頃ほへは體格殆んご十四五才の如く、姓來酒を嗜み醉ふ時は全身異なる赤色を呈す、性質恣悍猛烈にして人爭ふことを好む、父は之れを憂へ屢々訓誡を加ふると雖も悔悟の狀なければ、愛情を斷ち一日欺きて山中へ誘伴し斷崖

絶壁の上より溪間仙見谷川の蒼淵に抛落す(里人此處を子抛ヶ鼻又は難越の鼻とも云ふ、矢津村を去り南の方一里餘夏針と仙見谷兩村の間にあり)童子は中間より身を轉覆して岸際の松木に倚り父を顧み赤目吐舌一笑して叢林の間に隠る、父は憤怒し搜索すれど踪跡を得ず家に歸れり、童子は翌夜歸り來て邸内の一隅に樺二株を植、而して父を呼び我が行末を憂ふる勿れと飄然爰を去り彌彦莊砂子塚村に至り小川中將吉範(桃井親王供奉の臣)の家に食を乞ふ、會て吉範に一子あり外道丸と云ふ、十四才にて早逝す、夫婦は悲歎に沈みしが一夕神ありて一子を授くとの靈夢を得たり、丸死後一七日に遭遇し童子の容貌身體丸に彷彿たり、夫婦は遂に養ひ以て子とし外道丸と名く、吉範故ありて後同莊和納村へ居を移すと傳ふ、彼の童子が植置し樺は數百年の星霜を経て廻り三丈八尺餘となる(何の頃よりか二株の間へ注連繩を結び神木と崇め、傍はらへ若宮八幡を勸請せしが後年社は燒失せり、寛延三年六月領主堀家の記録に矢津村若宮八幡勸請の年月は未詳、社地東西十五間、南北八間、前々除地、但し社は無之大樺二本有之と見ゆ)又童子の實家は代々山崎を襲ひ次郎右工門を通稱とし、門葉數家に分れ連綿相續せしが、一代次郎右工門大酒を好み追年破産に臨み弘化年中或る商賈と謀り彼の樺二株共伐木して金に代ふ、此事領主堀家の聞く處となり、輸出を停め倒木のまゝ柵を廻らし保存せしが後命じて村端早出川に投入す、彼の古木の切口より芽出で成木し今は廻り五尺以上となり竹林の内に舊跡を残せり、次郎右工門は追々零落獨身となりしが、安政三辰年四月何地へか脱走して其行衛を知らず、故に家名斷絶す、又童子が母の實家と云ふは同村山崎伊之吉の祖先より出で童子が用ゐし器物刀劍類を保存せしに、近年同家も斷絶し其所在を知らず、尤も童子手植樺の舊跡より次郎右工門が代々居住せし邸地の跡は凡五十分を距てり、偕て童子が身の成行は次篇に委しく掲ぐべし。

古城跡の部

◇藏王の古城跡

古志郡大島莊藏王の古城跡（元和以前は俵倉の城と云ふ）は天文年中より長尾爲景の弟長尾新次郎爲重の居城とす。元龜年中より上杉家の番城と成り、慶長三戌年より堀秀治の弟堀美作守親直在城せり、元和二辰年魚沼郡坂戸の城主堀丹波守直奔領高十二萬石を以て當城へ移る、族戚堀丹後守直寄同居す、當時城地へ信濃川突衝し壞欠甚しきが故に程近き四郎丸村平定の地を相し新城を建築せん事を將軍家へ稟願し允可を得て同三巳年七月より新城落成まで近地大沼の古城跡（今神田町安善寺境内）へ假館を設け之れへ移られたり、城跡へは同五未年藏王權現の別當安禪寺を引移す、郭外西の方に頼朝の塔（近年安禪寺境内へ移す）と云ふあり、傳に、源二位頼朝の前身僧頼朝國毎に法華經を納め標の石塔を建し其一なりと、古雅愛すべき物なり、又西北の隅なる塘上を出拂ひの景地と云ふ、爰に一望すれば彦岳北方に位し米嶺西南に峙立す、東は山岳重疊、西は信江眼下に流通し蜿蜒數十里四時の山水に富日暮風光に優なる處にて遊人雅客の絶ることなし。

◇椿澤の古城跡

同郡高波莊椿澤の山入に古城跡あり、傳に或時上杉謙信此山麓を通行の折り頂上に普門品讀誦の聲あり、故に登山して地景を見られしに恰も八葉の蓮華に似たり、此は觀世音の靈地なりと三島郡飯塚榊形の城主甘糟近江守長男備後守清長に命じ八つの峯を均し一城を築き即ち清長をして城主たらしむ、清長は後蒲原郡五泉の城へ移り同郡竹俣萬代の城主竹俣壹岐守朝綱當城に移る、主家會津移封の砌り廢城と成る、同村椿澤山椿澤寺には行基作千手觀世音の像を安置す、當國順拜所十六番に位す、同寺に謙信寄附の器具數品を藏せり。

◇町田の古城跡

同郡樺拔莊町田の古城跡は山に據る、承久三巳年より野村家代々の居城とす、同家は北條朝時の重臣にして當時此

邊は野武士山賊跋扈し人民生業を安んぜず、野村家奮ふて之れを平治せしゆへ悉く尊敬せり、貞治年中當主下野守信成上杉憲顯に屬す、天正年中當主越中守信綱織田信長に隨ひ石山本願寺攻に討死す、同村野村利兵衛は其後裔にて古書器數品を藏す、因に記す、同郡上條古城跡の藤は信成が山城國野田より取寄せ憲顯の居城へ植付しものと言傳ふ、此藤は花房八つづ、咲て最と壯觀なり。

◇妙見の古城跡

同郡同莊妙見（往昔は三宅と云、永正年中より妙見と改）會水の古城跡は、山に據つて西に信濃川を抱へ要害堅固の城地なり、麓には三宅神社の舊跡あり、貞治年中より上杉憲顯の將石坂家代々の居城とす、同家の本館と云は同村北の方平地に五十間四方塘壕を構へし舊跡あり、今は耕地となり館の内と稱す、家中居宅の跡所々に名稱殘る、天文廿一子年當主石坂與十郎長尾謙信の意に悖り討手を請け奮激突戰討死せしより同郡十日町白倉の城主高津主膳移住す主家會津へ移封の節廢城となれり、石坂家は代々佛法に歸依し、菩提所安淨寺（所々移轉今三島郡來迎寺村）善行寺（本郡上條村へ移る）法藏寺（同長岡町へ移る）祈願所眞言宗來寶院（三島郡浦村へ移る）尺泉寺（出羽國米澤へ移る）等へ重寶及び佛供料を寄附ありしこと古記に見ゆ、曾て與十郎討死の日、宰臣廣井某へ二口の寶刀及び數品の重器と女子一人を附し信義に強き武士へ便り石坂家の再興を委託ありしが故に討死を止まり、程近き魚沼郡禪生村の民間に潛む、不運にも某は間も無く病死す、女は亡父の遺志成ざるを憂ひ井壺へ投死す、今尙ほ酢の井とて舊跡あり。

◇大崎の古城跡

南魚沼郡大崎御館の古城跡は山城なり、貞和年中高師泰此處に従臣を置く、其後新田義治暫く居城とすと古記に見ゆ、城山中に奇とし怪とする處數ヶ所あり、就中蛇岩と稱する岩の狭間には大小の蛇充滿す、冬の日にも此岩の傍はらにて藁火を焚時は數百頭の蛇出ると云ふ、麓の大崎村には延喜式内大前神社鎮り坐す最と神古たり、當地は八海山

始め山岳重疊たる山麓なるに耕地へ残らず清水涌いで如何なる大雪にも地上へ積ることなし、故に雪中若菜を出す、著名の産物なり。

◇青木の古城跡

中頸城郡荒井莊青木の古城跡は、當國に久しき山村家の居城なり、一代右京亮安信勇力衆に超たりしが、思惟すらく、武士の要具は刀に勝るものなし、斯る重寶の製作を奚んぞ他人に托さんや、自身鍛冶せずんば有べからずと、應安年中京都より信國と云ふ名工を呼下し師として刀を釧、是れ山村一流刀工の元祖とす、二代正信、三代正信、四代信重（銘には信景とも彫）五代重信代々實子にして皆な右京亮を襲ふ、共に名工たり、重信は上杉家の忠臣と稱せられ又戦功多し、慶長三戌年會津移封の節城を破却して隨從せり。

◇石橋の古城跡

東頸城郡石橋山入の古城跡は、大竹家（一書には大中と書り）代々の居城と云ふ、同家の祖は源義朝の重臣鎌田政清の後裔とす、政清は保元平治の亂に軍功比類なかりしかき、不運にも主と共に討死せり、子息左工門政繁諸國流浪し當地に來り城を築き住居せり、后源頼朝に仕へ屢々戦功あり、子孫新田義顯に屬す、故に高上杉の爲め攻亡されしと言傳へり。

◇小國澤の古城跡

刈羽郡小國澤の山入に古城跡あり、同地方の舊記を閲するに、其城主は源三位頼政の弟藏人頼行が孫三郎頼連初めて小國保を領地し代々相傳ふ、后上杉家に屬す、一代修理亮頼久が子參河守嗣子無きを以て直江兼續が養弟を名跡とし小國但馬守后遠江守と改む、蒲原郡彌彦莊天神山の城へ移る云々、因に記す、彼の天神山の城跡と云ふは多寶山の別峯にて最も高き山あり十三郭と唱ふ、山上に六百坪許り冷水の池あり、下龍瀧と成る、水利自由を以て名ある城地なり。

◇朝日の古城跡

三島郡朝日の古城跡は小山に據る、上杉家の將七寸五分家の居城なり、當初より六代を因幡守康重と云ふ、上杉家遺跡争への砌り景虎に屬す、故に天正六寅年十月景勝方蒲原郡中條の城主中條越前守が爲に落城し、越前守代りて八ヶ年間居城とせり、城山南麓の溪間に權ヶ澤と云ふあり、傳に、天文年中此處に權と云る倚兒住居す、幼にして父母を亡び孤兒となる、古志郡蓮瀉村堂の木と云ふ處に住せし某の母（世に名高き彌三郎が母なりと）は彼が乳母なりしとて時々來りて愛育す、此婆後邪法を學び惡逆に長ぜり、權は年頃となりけり妻なし、婆は京都の豪家三輪某の愛女を掠奪し來り權が妻とす、此時女の携帶せしは纔かに金判四五枚而已、權は敢て活計に關せず赤貧洗ふが如く家内に一物無く床に臥を常とせり、妻は之れを憫れみ、權に金判一枚を持しめ村へ遣はし米を買はしむ、權は往々澁海川に水鳥の遊ぶを見て携ふる金判を投うち之れを驚かしめ、米を買すして歸る、妻の責るを權は意とせず、且曰く、彼様の物は吾家の土臺下に巨多埋めありと、妻は權に金判の尊きを諭し之れを掘しむに果して數萬枚の金判あり、妻は權を獎勵して同地の山上へ宏壯なる家屋を造り田園を求め其富饒なること遠近に鳴る、人稱して朝日の長者と云ふ、權は曾て其父祖の姓何たるを知らず、故に女の姓を襲ふて三輪を冠す、城主因幡守康重と刎頸の交はりを結びしがゆへ同家落城の後三輪家も禍害に罹る、茲に於て夫妻は婢僕に金品を分與し家を火して何れへか退轉せり、其子孫の在る處衆説區々にして其眞を得ず長者ケ原と稱する處には權が築きしと云る大小の塚數多あり、里俗は百塚といふ、又七寸五分家の城内に崇敬せし八幡宮の神像（金像にて高二寸五分、背面に七寸五分と鐫てあり）は故有て古志郡石内村志賀氏方に藏せり、古雅愛すべきものなり。

◇鳥越の古城跡

同郡鳥越の山入後谷の古城跡は、四方の眺望絶景にて且つ要害堅固の地なり、新田の一族鳥山將監の居城なりしが貞治年中上杉憲顯の爲め落城せり、此時二男鳥山惣丸病痾に罹り四越莊船橋邊に療養す、故に死を遁れ同地の民間に住し數代を経たり、古志郡長岡の城主牧野忠成當國の名家なる鳥山の末裔民間に朽んことを痛まれ、元和八戌年當主鳥山惣次郎を藩士に召れ、今に連綿相續す、後年同村に僧詮（眞宗淨運寺住職渡邊龍彰其人なり）と云る僧あり、三論宗を嗜み諸國を経歴す、偶々此古城山に遊び是は本朝屈指の靈山なりと、乃ち大願を起し此山の中腹に大般若の古經六百卷を埋め古像の文珠佛を本尊とし堂舎を造營し以て國家の鎮とす、傍はらに石碑を建たり、銘に曰く、此城跡似支那之五臺故擬文珠之梵刹。銘云。五星耀雲外。五臺聳蒼蒼。藏三論中嶽。鎮皇城北東。天保八丁酉六月僧詮とあり。

◇ 郷本の古城跡

同郡郷本地内伊奈胡の古城跡は、磯山の頂上にて長百卅間の馬場跡其並びに名泉の井壺あり、南西の山足には家中の跡之れに接して今町と稱したる町家の跡あり、上杉憲顯の將小熊判官景任以來代々の居城なり、當城退去の後町家を蒲原郡出雲田莊へ引移し今町と云ふ、行程六里距てたり、今に當村の者今町の市日に鹽を賣に行き店賃等の役錢を出さず而も鄭重に取扱はるゝは舊地の由緒と云り、往古源義家陸奥の軍役に發向の砌り此の伊奈胡山に人馬を休められしと言傳ふ、海岸の眺望最と絶景なる處なり、因に記す、小熊家舊領地の内上杉家より佐渡國本間家へ船着馬飼場として此邊便宜の所を領地に遣はさる、其村々を一に屬馬郡と稱せり、天正十六子上杉家有司の記録中本間家領地没收の條下に羽茂本郷の城主本間對馬守高貞の領地廿四ヶ村の内に三島郡郷本、久田、渡部（渡部今は蒲原郡に屬す）の三ヶ村見ゆ、又中興村本地追風の城主本間信濃守高滋の領地廿九ヶ村の内に三島郡落水、宮川、新保、椎谷（宮川以下今は刈羽郡に屬す）の四ヶ村見へたり。

◇ 根小屋の古城跡

同郡根小屋の古城跡は山に據り風景の宜き處なり、往昔中務利喜丸慶忠と云るが住居せり、英雄俊才にして風雅を好み、詩歌を善す、代々此邊を領せり、名家にて城地に近き若野浦村に玉津島明神を勧請せり、今は社頭も荒廢せしかご境内の古木は繁茂す、奥床しき所なり、又北野村には天満宮を勧請す、昔しは山足に社頭ありて往來の乘馬咎めありしゆへ里人謀りて中古山上今の地へ移しける、天正年中此邊は上杉家の宰臣直江兼續の領地にて社頭の修繕なごも有しと云り、彼の中務家は領民或年歎訴することの允許無し故に俄然一揆を企て城郭を放火す、當主は割腹し族臣散亂して廢城となれり。

◇ 和泉の古城跡

西蒲原郡彌彦莊和泉なる桔梗山の古城跡は満山桔梗繁茂するが故に斯く名けしと云り、傳に觀應年中夷が島人當地へ來り此城を築き籠り居て度々彌彦を襲ふ、時に同地の城主櫻井宗方及び神官等之れと戦ひ夷人を多く誅伐す、殘徒本國へ退去せり、其後山岸宮内少輔の居城とす、此城山より東南に近き井田村の小丘に夷塚と名くる古墳あり、是れは彼時討殺せし夷人の屍を埋めし處なりと近世里人掘穿ちしに深さ六尺にして四面石を甃み、上は大石二個にて蓋とせり、中には面部體格奇形なる鎧武者一人を葬むり尋常人の首骨百餘、太刀柄も多くありて皆朽たり、故に舊の如く塚に封せしと云り。

物の起原の部

◇ 聖德太子御製五憲法の内

其四 神職憲法 十七條

一曰。神道。三才本。萬法根也。宗源成天地。齊元立日祚。靈宗明心性。三部。一乎道。異乎施。以

之爲體。大社衛天下國社護國家。縣社守群民。三社領風雨。掌禍福以之爲用。體用一乎其治。爲吾國基。祭以禮。祈以理。事以信。則神我和。一道在茲。二曰。神以正直爲體。以靈驗爲用。御天鎮地。故神職者。認得己正。眞直善性。不敢放遺。信崇神妙。怪靈驗之德。更不馴慢。住神我之一。奉事拜陪。三曰。奉幣法止。慎敬安日。心於神極。重手取玉串。以斜中心。左足踐陽。天右足踐陰。天渡廣前。靜々然。嚴々如。而陪內門。敬踰踞自己神之靈。躬寶幣。神表識。祝詞神身理。正殿天之德宮。神明天法生。五法一乎正。奉之以禮。四曰。事神道。止誠信。不測神境。測之也。聖人尙不能況凡夫。故如愚止誠信。妄測者。不稱神意。五曰。社行法。止恭敬。神是眞明境。由之社事百箇。皆靈事也。等閑仕方。焉能之。故致崇尊格。敬恭。六曰。齋方制。在調五齋。所謂五齋者。火食行水。則是火不同生。死血獸。食不食毛。畜臭菜。行不觸姪血。產尸。水殿行連齋流沐。則重修。祓除祝言。職者常行。詣者限行。忽則誑神亡身。七曰。祭供所由。常者謝神恩。別者祓災禍。故不以恪惜供。如法不加儉約。餘曹配不別。黨具於河流行之。以喜悅。輒和。不瞋恨。荒威。是祭神也。八曰。說神事。如文。演事。不以義解。神代正直時。造史不爲含義文。後生効異典。以發義。解理會。令神文成異文。不免寓說造言。九曰。神行先信。次理。理也。非賢不徹。非聖不盡。不徹則差知。不盡則邪悟。還無神。乍當答。賢信賢宗。依實明理。雖不達無過矣。十曰。本跡緣起齋。依社祠異也。陰屋出鄉。不屈限。還入自詣。他詣不用理。赦納。以忌齋。嚴秘神鎮社立。職者倦泥。爲忽。則神去社廢。十一曰。大社以勅使。國社命國司。縣社命國造。眞託。姪應。宜則每年降神。聞神望。應望尋鎮坐。或怠休。則神睡久無利。尙久則歸天。不鎮吾國。齊元

國神歸天。則實祚不安。國威不隆。危異國來侵。十二曰。宗廟者。大連事之。大社者。大德小德。大仁小仁。國社者。大仁小仁。大義小義。大神大祠。無階之神官不事之。無階而事之。是輕神也。國災必起。社稷不穩。十三曰。神明無己。天之君子。神職當則之矣。然神官動嫉。佛典興起。排儒文弘行。佛勸大覺。儒治人倫。不妨汝宗源。又不遮齊元。自有時來。不可得防護。寧與妬他隆興己隆興。在勤修隆。在學習。排則共廢。學則共立。十四曰。吾國天尊。齊元之國也。神代尙未祭人魂。混神明。人代隨之。皇王臣連。雖崇先人。不以神號。雖奠陵廟。不以祭禘。依之非如芳野。冤狹。已現靈神。勿造社祠。致祭祀。十五曰。天皇崇神明。置神戶。置祭田。然歛神田。不神拜。以不朝。不神事。專食專費。名爲盜巫。停事神。十六曰。神明數々。請修釋法於社祠。於其爲除災增威。宜隨神請也。於釋氏。以自意。修令神祇成佛。送于淨土等法。永制停莫。使僧得修。十七曰。佛典西說之神道。儒文番說之神道。太神託宣神代上事可知也。共委物精斷。述神史立幽。不可不兼學。

◇ 謠 曲

古人の語に絲竹を用えずして相和す徒歌を謠と云ふ、聖德太子百濟の味摩之等が傳來せし樂に加ふるに神代の猿女命の樂に笛と鼓の調を以て扇舞の曲に改め新に三鼓を製して舞伎（或る古書に、舞伎は伎舞と云ふ、推古天皇二十二年に始る、俗に催馬樂と云り、此ふし後世に傳はらず、將軍秀忠公より持明院殿へ問合せありしに「今世にふしかなで傳はり申さずしほり萩と申す狂言のうたる物は催馬樂に似せたるよし申傳へて候」とお答ひありし由）の謠を作り始めて謠舞の樂を製す、秦の川勝之れに預る、太子重て三番を製し合せて三十六番、之れを名けて猿樂となす云々、降

つて北條高時以來足利義政の頃盛んに流行す、義政は此道に深く執心ありて謠曲の二十五徳を撰まれたり、曰く、

不禱咸神明。不戰有軍場。不亂醒沈醉。不望昇高位。不靜適閑心。不問記文學。不講達武藝。不詠賞花月。不貴交公卿。不貪樂富貴。不修辨法義。不療散幽鬱。不謹有禮意。不期坐會席。不慕連戀情。不習吟詩歌。不意逢古人。不考議故事。不到遊里境。不曲收祝言。不動到妙覺。不怖看魍魎。不學奏舞曲。不行知旅泊。不慮得斟徳。

此時代觀世觀阿彌なるもの古代よりの猿樂を改良して一流を起し能と名く、其始め神樂になぞらへ神事に専ら勤めしに依り大社には總て其坐あり、所謂伊勢には和屋、勝田、主同の三坐、日吉には山科、下坂、比叡の三坐、加茂に住吉には本坐、新坐、法勝寺の三坐、春日には觀世、保昌(寶生共書り)、金春、金剛の四坐あり、足利家の先例を以て此四坐は徳川將軍家の能役者なり、觀世(其祖伊賀國服部某の子靈夢に依り春日の神事を勤め、結城氏に改む)保昌(其祖は觀世の弟、初め土肥氏、後外山氏に改む、兄と共に大和國土肥を領せり)を上掛りと云ひ、金春(其祖は秦川勝の子氏安二男金春初め圓滿井氏春日の神事を勤め大和國竹田を領す、故に竹田氏に改む)金剛(其祖は金剛坊と稱し上野國小幡の一黨にて文武に名あり、後に春日の神事を勤め大和國坂戸を領す、故に坂戸氏に改む)を下掛りと云ふ、一説に謠は漢の謳歌に比すものなり、俗倫はもと聖樂に出で其式容易ならず、因て足利義政は當時才器ある神官僧侶に命じ改め作らしめ扇を以て謠ひ舞ふ、之れを猿樂又は能といへり。

(以下次篇)

◇ 行 水

昔しは民間にて夏中湯を湧し身體を洗ふ杯の事は無く、其日の家業を終りてより近隣の老幼男女思ふごとち誘引合せ兼て定め置く近き流水或ひは溜池へ行き水に浸り身體を洗ひしと云ふ(元文頃までの各地村萬雜帳の内に行水場修覆或は掃除人足等の事問々見ゆ)故に行水場の名稱は今尚ほ所々に残り、今世湧湯を盥に汲入れ身體を洗ふも其遺風に

て行水と云り、又當時は今世の如き据風呂(据風呂は慶長十九寅年大谷隼人なる者始めて製造させしめられき普く用ゐざりしと云ふ)も無く、上流社會にては湯殿と云を作り身體を湯に蒸し垢を搔たり、之を風呂吹と云ふ、寶永五子年の印本朝諸士百家記の中に婿入に舅の方にて風呂を立てもてなすことを云へる條に一廣蓋にゆかた、風呂敷、かき替の下帯取揃、上手の吹手搔手一兩人相催して風呂へ入れぬとあり、民間にては冬中稀に湯を湧し身體を洗ふ、之をセンソクと言傳ふ。

◇ 角兵衛獅子。輕技

角兵衛獅子は西蒲原郡月湯村小高村邊より出る(越後獅子の子とも云ふ)農家の子供十二三歳なる男わらはに紙にて張ぬき、或ひは木にて作りし獅子の頭を戴かせ、頂には鶏の尾羽を植え身には素袍の如き服を着せ、下には輕棧の類を履き胸に小なる鼓をかけて打囃し身をなはせて舞はするなり、其の囃しの一二を舉れば、獅子の兒がうまれて落て頭ふるわい。獅子の兒育見所があるわい等なり、元和の頃一年京都へ出て舞ければ、都人も其技藝を大に稱讚せしが、或日比丘尼御所曼華院の宮へ召れ上覽ありしに、聲打ゆがみ最と昔しめきたるものなりと興じ玉ひ、物多く賜はりしとぞ、彼の月湯邊は中の口川に瀕し、年々田畑水損多く生活の道立がたき處なりしを以て、應永年中同村農民角兵衛なる者之れを憂へ、子供に獅子舞を教へて農業の餘暇諸方を廻り勸進させしめたるを元祖とせり、又輕技は小高村の産小鷹重之助と云ふ者綱をわたり或ひは竹をつたへ、籠をぬけるの類ひ觀るもの目を驚かす、追々上達し享保年中江戸へ出で大に喝采を得たり、之を輕技の始祖とす、其門弟小鷹京之介、小鷹龍之介いづれも妙を極めしと、故に越後かるわざと言傳へり。

名家去就の部

天正四子年三月神保、椎名の餘類越中、加賀、飛驒に蜂起し、在國外様の諸將之れに應ず、謙信兵を將る越中より進撃し之を平げ、譜代の勇將をして要害の諸城を守らせ歸陣す、同五丑年八月松永久秀等大和に據、北國より謙信、西國より毛利家へ上京を請ふ、信長を夾み討んが爲なり、此時信長の謀略にて加賀、越中、能登の三國復亂れ譜代の諸將之と戦ふ、謙信兵を將る越中より進撃し叛者を討つ、信長は老将芝田權六勝家、前田又左工門利家等の五將に兵四萬八千を遣はし加賀の小松に防戦させしむ、謙信破竹の勢ひにて進撃越前に入り、織田家諸將の城を屠り放火して進む、煙塵天を嘗め萬雷地に轟く、信長の五將敗して越前北乃莊に保つ、既に十月なり、降雪に際し又松永等の敗死を聞き、謙信歸陣を志し信長に書を送り、明年三月十五日再戦を約す、此時謙信は細呂木にて「野伏するよろひの袖もたてのはもみな白たへの今朝のはつ雪」同月歸陣し領内越後、越中、加賀、能登、飛驒、信濃、上野、佐渡、出羽の兵を募り三月五日各國府に勢を揃ふべしと命令を出す、同六寅年三月諸國の軍兵召しに應じ雲の如く集まる、信長大に恐怖す、謙信諸將と議して軍配を定む、同十一日謙信急に病起り吐血甚し、同十二日終に卒す(今を去る三百三十年前)年齢四十九歳なり、辭世に「四十九年一時夢、一期榮花一盃酒、嗚呼柳綠花紅」謙信は妻帯無し、己に三養子あり、一に義春、二に景虎、三に景勝なり、義春は曩に別家して一族に列す、景虎、景勝いづれを嗣すの遺命なし本莊越前守繁長、直江山城守兼續等三四の重將相謀りて曰く三郎景虎は長にして順なれど先君の縁に非ず、若し之を立る時は北條家必ず北陸を併呑し臣等之が僕とならん、喜平治景勝は次にして逆なれど先君の縁あれば當然なるべしと、急に上杉義春を使者とし坂戸城より景勝(此時廿四歳)母子を春日山の本丸に迎へ君臣の禮を行ひ諸門を警固す景虎は性篤實温厚養父謙信の訃音を得るや本城に至り遺骸を春日山丑寅の一隅に葬むり不識院大僧都心光謙信大庵主と諡し(舊米澤藩士の曰く、吾先君上杉謙信の遺骸は、當時兵亂中なるを以て特更に墓地を設けず、堅牢なる瓦棺に

斂め充るに朱漆を以てし春日山の城中に安置せり、慶長三戌年八月、中納言景勝會津へ移封の時瓦棺を若松の城へ移し、同八卯年八月再び米澤へ移封の時また同地東南隅の淨地へ移し更に廟を建て、周圍に十二の寺院を置き、數多の僧侶をして廟務を司とらしむ、然るに明治維新廢藩置縣の折り佛祭を廢して神祭と爲し、舊藩士族六千餘名より官へ請願し縣社と爲し、祠堂を舊米澤城跡の中央に建て壯嚴をきはめしが、明治十五年に至り、更に瓦棺を上杉家歴代の墓所御廟町の墓域に移し宏大なる墳墓を築きたりと)二の丸の邸に喪す、兼續等の處置を聞き其義に反せるを忿怒す上杉憲政同子息兵庫頭憲善、北條丹後守長國等訃音を聞き春日山に集り、景虎を立るの至當なるを論じ兼續等と大に其順逆を争ふ、長國は門衛諸士の停むるを聽す本丸へ入り景勝に謁し、故君の領國を折半して領知し一致和合外敵を防がるべしと諫争すれど、兼續之を拒みて聽す、長國忿怒し景虎に屬し二の丸に籠り景勝方と戦端を開く、二の丸勝利の地に非ず、依て其屬將と共に景虎を奉じ春日山を去り、憲政の居城小國谷に據り赤田、妻有或は信濃北部地方に景勝方と戦ふ、互ひに勝敗あり終に當國大亂と成る、信長此虛に乗じ、佐久間立番信盛を加賀に、佐々越中守成政を越中に、前田利家を能登に遣はし上杉家の所領を侵すと雖も、家督の擾亂に依り之を防ぐ能はず、同七卯年正月景虎景勝信濃國善光寺に戦ふ、景虎敗軍して重將北條長國は萩田主馬が爲に殺さる、是より景勝の軍威日々に強大となる同二月景虎は憲政等の諸將と共に頸城郡鮫ヶ井の城に籠り實家北條氏政へ援兵を乞ふ、氏政兵一萬を將る鮫ヶ井の要路へ出陣し景勝と戦ふ、又景虎姉の夫武田勝頼も兵一萬を將る、信濃國飯山、魚沼郡妻有莊に陣し以て景勝に備ふ、故に景勝毎戦敗軍す、謀將兼續は景勝に説き、上杉領の内上野の東部を武田家へ分與し、又同家の嬖臣長坂調閑、跡部勝資に黄金一萬兩を賄賂し切に反心を乞ふ、二嬖勝頼に説く、老将その不義を拒むと雖も勝頼聽す、終に景勝の兵と合し反て景虎を攻む、景虎何ぞ防ぐを得ん、同年六月十一日景虎、憲政はじめ之に隨從の諸將士數十名城に火を放ちて自盡す、氏政は勝頼の不義を惡み和親を斷ち、是より隙を生じ終に武田家天目山に族滅の原由となれり、同年七

月景勝は勝頼の妹を妻とす、自ら兵を將る或は將士を出し景虎に屬せし諸將士を征伐す、此擾亂に際し上杉家譜代の名家數多滅亡せり、同八辰年に至り景虎の餘黨全く平ぐ、是に於て景勝は更にも上杉家相續の祝賀を成せり。

(以下次篇)

◇ 溝口家去就

北蒲原郡新發田の城主にて高十萬石(初めは五萬石なりしが新田開發成しを以て安政年中より十萬石)を領する溝口家は、本國尾張にして源姓なり、溝口左工門尉政勝を中興の祖とす、長男伯耆守秀勝(二代)慶長三戌年(今を去る二百九十三年前)より當城主と成る、長男伯耆守宣勝(三代)、二男伊豆守政一分家す、宣勝長男出雲守宣直(四代、室森川出羽守重俊女)長男信濃守重勝(五代、室松平右工門太夫正綱女)后重雄と改、二男攝津守宣仁分家す、重雄長男伯耆守重元(六代、室松平飛騨守利明女)長男信濃守直治(七代)養子出雲守直温(八代實溝口修理舍弟、室松平伊豆守信祝女)長男主膳正直養(九代)養子伯耆守直信(十代實直養弟)長男出雲守直候(十一代、室相良壹岐守長寛女)長男信濃守直諒(十二代、室松平安藝守齊賢女)長男主膳正直博(十三代、室土屋采女頭寅直妹)長男主膳正直正(十四代)にして明治維新となれり。

◇ 大倉の上村家去就

北魚沼郡大倉村上村玄番の家は、同地八海山の神官にて垂仁天皇の御宇より連綿するものにして、當主の玄番まで百十三代相續す、今の居城は大永二年の造立にて本年まで三百六十九年の古き其造作向最と雅なり、重寶には神代の文字に起り、代々の家譜及び世に稀なる古器數品を保存す。

◇ 朝日の郷家去就

三島郡朝日村郷市郎兵衛の祖は、源賴義の庶流義宗長門國豐浦の郷に住す、故に郷を姓とす、后近江國住笠の莊へ移住し、又信濃國西笠原に移り、此時源義仲の臣となり所々に軍功あり、元暦元辰年義仲粟津に戰死の後當地に漂泊し一村を開き亡主の稱に據り朝日村と名く、世人朝日の長者と云ふ、熊野權現を勸請し亡主の靈を合祀し後別當朝日寺を建立す、大永二年三月導師壽山をして落成供養し畢ぬ、又淨地を撰み義仲の愛刀天國の太刀一口を祭り劔權現と稱し譜代の臣今井某を出雲と改め神官とす、右兩社へ若干の田畑を寄せ引附を以て維新前まで荏苒免除地たり、曾て郷家に藏する重寶には、義仲兜籠の觀音、同阿彌陀三體(各二寸、内一は妙高山へ一は刈羽郡曾地村藥師堂へ納一は當家に藏せり)何れも行基の作とす、短刀一口(無銘)旗幕並びに義仲所持の軍扇鐵骨(長一尺二寸、十二本)鞍の輪、同妾山吹の前五器、上杉謙信愛品古渡りの陶器等にて代々の領主へも届け著名の物なり、附記す、同郡東谷村の内には義仲遺族の後裔とて木曾を氏とする農家數軒ありて今尚ほ郷家と交誼を厚ふせり。

◇ 濁澤の菊入家去就

古志郡濁澤村菊入忠兵衛が祖は、肥後國菊池郡の住人菊池肥後守武光の血統にして南朝に忠仕せしが、明德年中北朝と御和睦の折り家族をまとめ當國へ漂着し此の山間を開墾潛居せしまゝ其裔孫連綿と今に至る、後醍醐天皇より當家の祖先へ下し賜はりたる宸筆及び御愛器九穴の貝始め種々の古書器を傳來せり。

◇ 山吉の佐野家去就

南蒲原郡山吉村佐野重右工門の祖は、鎌倉將軍家の忠臣下野國安蘇郡佐野の城主佐野源工門常世にして、冤罪の爲め建長年中領地を沒收され浪々の身となり當地の民間に潛居す、正嘉二年執權北條時頼微服潛行北國巡回の折り偶ま此佐野家へ止宿し、公問所の裁斷非道の事を逐一聽れ歸國の後理非明斷、常世が冤罪忽地解け曲吏を處刑せらる、然れ共當世は再び家門の榮を望まず、尙ほ此山吉村へ退隱し病に卒す、遺骸は邸地未申の隅へ葬むる、庶流所々に分る、嫡流は當村に相續せしが不幸にも家運衰微し、終には家寶の紛亂せんことを慮り系書而已を殘し天國作の太刀甲

冑、角形の古鏡（二尺五寸、三尺五寸）黄金達磨の像、同古書一軸を寛政九巳年菩提所三島郡某寺（來迎寺村安淨寺）へ納めんと請ふを固辭して由緒記録而已預りしも文久年中返附す、其後逐々零落し文久二戌年當代重右工門家族共に出羽國最上へ移轉せしかき（山吉家は近年最上より古志郡名木野村へ轉住せり）常世が墳墓は依然として同村に存す。

温古學問答の部

○鬪雞の濫觴は如何。

金井祥一郎

○馬の丈は何を定規とせしものによ。

鄙邊得卿

○碓井の落書。庭竈。いたかと云ふは如何なるものなりしにや。

高橋邦常

○以上の諸問あり識者は本會へ御回答あらんことを請ふ。

○牛王の誓紙用ひ方の答 牛王の誓紙は熊野、祇園、八幡等の諸社より出づ、牛王といへぎ生土の二字あり、之れ秘傳の由、左に社名右に寶印の二字あり、寶の下兩羽長ふして寶命に似たり、熊野の牛王は鳥點を用ひ、總て鳥數七十五あり、村々檢地或ひは就役又は取交せ杯の時まづ神水（清水なり）を飲み、夫より起請文を認ため條目の終りに神或ひは佛へ誓文（誓文の眞草神佛の兩様定文等は略す）を此紙に書て名下へ各自血判（血判は左の無名指の外より針を以て血を出すを古法とせり）を成せり、數枚に延るには牛王つぎとて前の紙は下になるやう繼を法とす、古書に一枚起請、二枚起請また七枚起請百枚起請なき云ふことあり、先哲云ふ、思ふに古代は尋常の事は一枚に書その誓ひ事の數あるは幾枚にも返すく書ると見ゆ、源平盛衰記に百枚起請、室町殿日記に七枚起請、義經記に七枚起請、法然師の一枚起請杯を考ふべし云々、之れを用ふることは古法にして天保年中まで公私一般に通用せり。 關 古佐美

○誓帳の答 昔しは人跡稀なる山間の村々にては文字も知らざれば、金錢の出入を叩ひ置くに、○は一兩、□は一

分、□は二朱、+は一貫文、一は百文、一は一文の覺にて、譬ば一兩二分二朱二貫三百四十五文なれば、○□□□+十一一〓〓、と記す、是をめぐら帳と名く、今尙ほ秋山入杯には此の遺風あり。 太田 俊通

○鄙萎の答 寛文十二子の春大阪道頓堀に於て異形の人を見はす、頭尖り眼眞圓に赤く、頤猿の如し、恰も竹筥に似て其醜惡なること譬ふべきものなし、莊子に云ふ處の支離疏が類にぞありける、京都、江戸及び諸國を廻り諸人に見物させしめたり、其名をべらばうと云ふ、是より賢こからぬものを罵はづかしむるの言葉となりしと、或る古老より聞傳へぬ。

小林權三郎

○ 近頃著述書の中に兒島高德と云ふ人物は有るの無いのと種々掲載あるも、其誤りの甚しきや、夫れ高德は備前國兒島郡の人にして三宅氏に出づ、兒島備後三郎と云ふ、同國には今尙ほ顯著の舊跡もありと聞く、曾て勤王の志深く、後醍醐天皇に忠仕し、元弘元末年笠置に御座ありし時御方に參り、正慶元年備播の境ひ船坂山の嶺に伏し臨幸を待奉りしに其甲斐なく、微服潛行して御宿の庭の櫻樹を削り、天莫空勾踐 時非無范蠡と十字の内に千萬の思ひを述べ、同二酉年四月八日洛中の合戦には一條表の寄手にて雲霞の如き北條勢を切靡け、千種頭の中將忠顯に忠諫して七條の橋詰に陣を張しが、忠顯の未練より西山峯の堂を落去られしを憤怒し、單身登りて捨置れたる錦の御旗を取り丹波國高山寺の城に籠り、百折撓まず所々に出沒忠戦す、正平年中薙髮し、後村上天皇の吉野御所に忠仕し、高德入道と稱され公衆の賞讃を受しことなき太平記を始め世に流布する當時の史録に詳かなり、又正平八九年間に新田の氏族へ義兵を擧る勸奨のため、當國魚沼郡妻有の莊へ來られし事は秋成、結束、仁田邊の舊家に保存する當時の古書記に高德入道馳走之事なき書つけあるを見受しこともあり、現に華族三宅家（舊參河國田原の城主）及び越中國新川郡西水橋の兒島家、讃岐國那珂郡丸龜の小島家等の如き其後裔連綿せり、然るに今世の人情に馴れ、古しへの史

記物語は彼も構造是も虚妄と無参考に言放さるゝは慷慨悲歎の至り也、當會に於る所感ありて、南北兩朝の頃越後地方に來歴ありし名將勇士の事蹟に就ては細大洩らさず廣く古書記に徴し整頓し置くものから、斯る不測の出來事を黙止するに忍びず聊か公衆の疑惑を解んと敢て一言する處なり、尙ほ逐次證を擧げ掲載するを見て高德の實物なるを髓め玉ふべし。



<行刊日五十月七年三廿治明>

沿革の部

◇ 拾 地

慶長三戌年九月當國守上杉家陸奥國會津へ徒封の跡豊臣秀吉より大塚助右工門、桑原勘右工門を奉行として一國の拾地卒入を命ぜらる、古例に據り田畑屋敷は三百六十坪、山は三千六百坪（一坪は六尺五寸四方）を以て一反歩とし地味の上中下下々を相し貢納を石數に定め村高とす（同五子年十月皆濟に至らずして中止）俗に之を大閤拾地と云ふ同十五戌年國の支配職松平上總介忠輝執事大久保石見守を奉行として新發田溝口家の領地五萬石を除くの外普く拾地

- ◎沿革の部
 - ◇拾地◇刈稻の干曝◇通貨の續
 - ◎神社佛閣の部
 - ◇都野神社◇物部神社◇八幡八幡宮◇氣比神社◇寄木神社◇加茂神社◇新瀉白山神社◇能代若宮神社◇釜屋の神◇秋葉三尺坊
 - ◇不動澤阿彌陀堂◇池津觀音堂
 - ◇別所虚空藏堂◇西生寺◇不動院◇雲洞庵◇本妙寺◇昌福寺◇寶光院◇眞淨寺◇託明寺◇本誓寺
 - ◎名所舊跡の部
 - ◇浦濱◇猿ヶ馬場◇鉾立岩◇桂澤の瀧◇妙見の白岩◇奉納塚◇白峯銀山◇化石水◇駒ヶ嶽◇北陸宮誕生の舊跡◇酒願童子舊跡
- ◎古城跡の部
 - ◇血の峯◇村松◇三島谷◇勝平
 - ◇大谷内◇山寺◇下倉◇不動山
 - ◇上條谷◇赤田◇小瀧◇護摩堂
 - 山◇沼垂
 - ◎物の起原
 - ◇五憲法の續◇謠曲の續◇生花
 - ◇製菓子の天然痘
 - ◎名家の去就
 - ◇上杉家の續◇内藤家◇片田の里見家◇高見の南家◇寺泊の五十嵐家◇佐渡山の野神家◇養和田の屋家
 - ◎産物
 - ◇米穀◇榮草◇食鹽
 - ◎習俗
 - ◇數件
 - ◎温古學問答
 - ◇數件

竿入す、此時田畑屋敷は三百坪、山は三千坪(一坪は六尺五寸四方)を以て一反歩と定め、打出しを本高に加ふ、俗に之れを石見捨地と云ふ、元和年中村上の堀家、長岡の牧野家、村松の堀家、三條の稻垣家、高田の松平家等の私領及び公料地共郡莊郷に據す、班列に分れ水利運送等の都合に依り公私村替の頻繁且つ領民の機變に關する虞あるを以て何れも引附の舊高に據り收納させしめられしが、寛永二十未年各領主申合せ公儀へ届濟のうへ徐々檢地始まり、萬治三子年まで各領共に落成し村方へ檢地帳(一名水帳或は清帳又は名寄帳共云ふ)を下附せらる、尤も新發田領を除くの外は都て田畑屋敷は三百坪(一坪は本途六尺五寸四方新田六尺四方)山は三千坪(一間六尺五寸の割にして大繩)を以て一反歩とす、其後領主の所替毎或ひは村替に檢地あり領法を以て石盛始め大同小異あるが故に次篇より名領を分ちて逐次記載すべし。

◇刈稻の干曝

當國にては實曆の頃まで刈稻の干曝は投干、振干の兩様にして、架干は無りき、尤も投干は其刈田の(通常七株を以て一把とす、俗に片は四手刈片は三手刈合して七手一把といふ、之れ古來よりの習慣なり)刈株七ケの上へ横はるやう五把づゝ順能く敷並べて日光に干曝す、束ねて其投方の巧拙に依り干揚りの遅速あるものなれば自然手練とす、但し投干は乾田の場所ならでは出來がたきものなり、又た振干は乾田なれば其刈田に、水田なれば刈稻を最寄の芝原(之れを稻場と云ふ、今尙ほ村々に名稱殘る)或は明畑杯へ運送し穂を地に刈際を上にして一把づゝ振分て干す、之れは大概婦女子の業務とす、其ふりわけ方の巧拙に據り干揚りの遅速場取の多少に關する故に悉く手練とせり、當時刈稻の頃は小春日和とて雨降ること少なければ何れも五六日位にて充分干揚りしものと云り、時に明和の初め年々要期雨續き干揚りの遅きを憂へ蒲原邊より徐々架干にすること始まりしも、邸地廻りの立木杯に據り架せず、手作最近堀田の中へ穴を穿ち細木を建列ね「ケンダ」を架し之れに七通り(其間凡一尺二寸)以内の大繩或ひは竹木藁くみ等を張り風に轉ばぬやう双方より大繩にて繋留又は木を以て交叉し一把毎に四手の片を陽三手の片を陰に向け刈際を順次上へ覆かけ干曝せり、東西に架するは干揚り能く、南北に架するは劣れり、逐次改良し頗ぶる便益のまゝ寛政の初めより多くは架干となし、自然邸地廻り立木或は田端の畑畦へ並木を植て繩數を増し高く架するを專一とせり。

◇通 貨 其 四

慶長元申年一分金と大判小判始まり、元祿八亥年まで通用、同九子年金銀吹替元金と改(正徳二辰年吹替止)銀も小玉、豆板と成る故に吹替として銀子を江戸へ送り登せし以來銀貨絶て金子と錢計りの通用と成る、正徳四年新金銀通用、享保四亥年乾金通用止む、同六丑年金銀引替始る、元文元辰年文字金に改る、安永元辰年始て二朱銀通用、文政元寅年二分金始る、同二卯年新金小判一分金引替、同七申年二朱銀引替一朱金通用、同十二丑年より一朱銀通用、天保三辰年二朱金通用、同八酉年五兩判と一分銀吹立、同九戌年より通用す、俗に之れを梅ばち銀と云ふ、同十三寅年一朱銀引替、安政元寅年一朱銀通用、同三辰年二朱金と一兩判を新製して通用せり。

○收納、役銀は本篇の記事に豫定廣告せしと雖も見易からん爲め、更に七篇より各領地に分ち記載すべし。

神社佛閣の部

◇ 都 野 神 社

古志郡大島莊宮内村に里俗一王神社と稱するは、延喜式内都野神社、祭神高日子根命の正蹟にして、源二位頼朝より神領三千貫文の地方を寄付あり、屈指の大社にて、別當は眞言宗多聞寺衆徒正行寺、西福寺、長福寺、神官は荒木玄番、朝日左近、永井左京祭祀を司とりしに、天正年中上杉家々督争への擾亂に神領の地も没收され、剩へ兵火の爲め社殿灰燼となり、別當神官散亂し、獨り永井家而已止まり形許りなる神社を守りしが、元和二辰年當地の領主堀丹

波守直弁より古代の由緒を以て同村高役の内七十石を寄附せられ、右引付にて後領主牧野家よりも荏苒維新まで寄置れたり、神境の近邊に各寺跡及び觀音堂、天神堂、仁王門等の名稱残る、神官荒木玄番が住せし處は玄番村（近世今井村と改）同朝日左近が邸地の跡は左近村と云ふ、則ち神領の内にして兩家の所領せし故なりと（何れも宮内村に接近す）社殿の東三國線路を少し距たり田甫の中に十坪許りの沼あり、是れ往古春秋の祭典に犠牲を供したる御加持ヶ池の跡にして、爰にすむ魚鼈はみな片眼なりしが四五年以前より田と成りて今は形も無くなりぬ、抑も當神靈は威嚴にて、社前を過るに乘馬するを許さず、故に下馬所とす（是につき一奇談あり、次篇牧野家秘事傳の條下に掲ぐべし）又本社境内に八幡宮の社殿あり、傳に曰く、文祿年中此邊信濃川の決へ或日八幡宮と書せし一面の額漂着す、里人は之れを當時の地頭に捧ぐ、此は畏くも宸筆なりと鑑定ありて、若干の保存料を附さる、故に其額を祀りしものと云ふ、傍はらに西福寺清水と唱ふるは最冷水にして夏日瓜を浸すに自裂す、因に記す、同郡芹川村及び三島郡與板町にも都野神社と云ふあり、社説は次篇に記載すべし。

◇ 物部神社

刈羽郡長橋莊二田村物部神社は、延喜式内にて祭神は天物部命なり、命は天香兒山命と共に當國へ下り、石地に鎮坐し玉ふ（其舊跡同郡石地村に社殿あり二田明神と云ふ、神體には古代の劍一口を祭る、神前に名工甚五郎が作りし大きな獅子の頭を備ふ古雅愛すべき物なり）物部命十世の孫若櫻命瀧澤山（今の社地）へ遷坐あり、時に崇神天皇元年三月八日なり、以來不轉の靈地にして、上古は神領の地多く神官七十餘名にて祭祀を採しが、世の變遷につれ神領逐次減少と共に神官も離散し、永祿年中上杉家領地の頃は千七十石の地を寄置れ神官五家にて祭祀を司とる、天正度の國亂に之れを沒收されしも、元和の初め徳川將軍家より神領として高五十石を寄られ維新前まで有とせり、今尙ほ種々の神寶を保存す、神官吉野氏を大神主と唱ふ。

◇ 八幡八幡宮

南魚沼郡上田莊八幡村八幡宮は、源義家の勸請にして神領舊高四十石を有せり、同郡坂戸の城主堀丹波守直弁最も崇敬ありて、重代の名刀一口を奉納せらる、毎八月十五日には神官齋戒沐浴して衣冠を正し此太刀を携ひ坂戸の古城山へ登り、本丸跡にて神事を修するを恒例とす、又同郡坂戸村曹洞宗榮松庵は堀家同地に在城中菩提所にて名刀一口を寄附せらる（八幡の太刀と雌雄なりと云ふ）其後裔蒲原郡村松の城主江戸參勤の往復には當社へ參詣し、榮松庵に休憩せらるゝを例とす。

◇ 氣比神社

三島郡吉川莊氣比宮村氣比神社は、祭神足仲彦命にして聖武天皇の勅命に依り上條八郷を神領に寄せ、中條の里下津岩根に宮柱を建て、神龜元子年五月五日越前國敦賀郡の本社より勸請し、宮司八田、石塚、安達の三家之れを供奉し、祠官四十五家及び別當眞言宗氣比山淨正寺を置れしが、世の轉變に際し神領の地逐々減少す、時に正嘉二午年北條時頼當國巡回の砌り參詣ありて神領を更に二百貫文の地方と定め村名を氣比宮とし淨正寺を時宗に改む（後年古志郡石内村極樂寺の末となる）天正年中の國亂に神領の地を沒收されしに、元和の初め領主より若干の地を寄られ千百有餘年不轉の神境なり、社前に毎四月廿二日犠牲を供せし眞淵と云る深底の大池ありしも、追々水涸て今は其形も無くたゞ蛇橋の古跡而已残り、神官八田氏（當主まで五十三代相續す）には家譜始め數多の古書器を保存せり。

◇ 寄木神社

同郡西越莊井之鼻村（出雲崎に接す）寄木神社は、傳に、上古出雲國日御崎より當國人を慕ひ一樹の榎流れ來り井之鼻の岬へ漂着し忽地根芽を生じ數回の奇瑞あり、土人崇敬して神に祀り寄木明神と稱す、出雲崎濱の名稱之れに據ると、因に記す、出雲風土記に、古志郷即屬郡家伊茨那彌命之時以日淵川築造池云爾時古

志國人等到來而爲堤即宿居之處故云古志とあれば、當時の國人等歸國の後神木の慕ひしもの歟、其木固より老樹なりと雖も枝葉鬱々として天日を覆ひ、人をして自ら神木たるを知らしむ、痘瘡を煩ふもの祈念すれば速かに平癒すと云ふ、又此邊の山間より流れ當村に至りて海に注ぐ相場川と唱ふるは、落口二筋に分れ南方へ向け注ぐ時は米價騰貴し、北すれば低落す、是れ明神の誓ひなりとて實に指が如し、故に穀商のものは時々的高低を此川筋に據ると云り。

◇ 加茂神社

南蒲原郡青海莊加茂町加茂神社祭神別雷神は、加茂次郎義綱の勸請にして境内は小山に據り老杉繁茂し、日光を見ざる清地なり、舊神領田八町歩、神官古川氏下社家六軒、別當宮本院と云ふ、古書に曰く、天仁元子年二月源義忠は祖父義家の嗣を承しに、叔父新羅三郎義光和せず、重臣鹿島三郎を以て密かに義忠を殺す、人之れを知らず却て義綱が所爲なりと冤罪に陥りしを憤怒し、近江國甲賀山に楯籠りしを義忠の遺子爲義（此時十歳）院宣を蒙り追討す、義綱降参して佐渡國へ流さる、赦免後の勸請なるべしと、例祭九月十七、十八、十九の三ケ日（陰曆）なり、境内に延喜式内青海神社並びに糺の社と云るあり。

◇ 新潟白山神社

新潟港總鎮守白山神社は、祭神菊理媛命にして境内壯麗をきはむ、例祭三月十八日、六月十二日より十八日まで（陰曆）とす、往昔は寶物數品ありしも中古の火災に類焼し、僅に元龜年中僧憲海より奉納せし十一面觀世音五寸の銅像古刀一口、古鏡一面、上杉景勝奉納の磬一、鏡鉢一具を保存す、承應二巳年五月十九日領主牧野右馬之允忠成參詣せられ神領として西蒲原郡平島村高の内三十石寄附あり、内十石は神官小林家、二十石は別當寶龜院にて沙汰し祭祀を怠るまじとの書附を贈られたり、當境内脇信濃川に一種の蟹多くすめり、此は中蒲原郡瀧谷村白山神社（慈光寺鎮守）

の誓ひとて里俗は白山蟹と云ふ。

◇ 能代若宮神社

中蒲原郡菅名莊能代村（往昔の書には納體村とあり）若宮神社は廣臨親王の靈を祀りしものなり、社傳に曰く、親王は順德天皇の皇弟にして承久三巳年帝は佐渡國へ遷幸の後深く追慕し玉ひ、潛に近臣湯野清忠、高野惟忠、北小路信廣、三男信房、千野帶刀、二平重孝、同重政其他從者十餘名を隨へ京都を遁れ渡海せんと三島郡寺泊へ來り玉ひしに、折節波風荒く志を果す能はず、故に麓（西蒲原郡）鵜之森、矢代田、刈羽（中蒲原郡）の地方を潛行し空く數月を過ぎ（以上の地方に若宮の離宮とて祠社あるは此緣由なり）能代村に潛居ありしに此事鎌倉將軍家へ洩聞え、菅名の莊司能代左工門尉菅吉に討手を命ず、此の由親王へ奏告する者あり、故に逃れて大關村（能代村を距る一里七町）莊官某方へ入らせらる（此時供御に蓬餅を奉る、因て今に至るまで三月十九日（陰曆）當社の祭典には近郷の民戸蓬餅を製して參詣することを怠らず）然れ共地利甚だ宜からず、程近き小口村は山に據り前に九十九曲川（今の能代川）を控へ殊に豪族間入道閑齋義俠の聞えあり、之れに便りて忍ばせ玉ふ（小口村へ潛行の時竹林中にて足を痛く傷け玉ふ因て今尙ほ當社へ立願する者は笥子を年限にて禁食す）時に菅吉家臣を牽ゐて追かけ奉り間が家を圍む、親王は既に遁れ難きを察し自ら劔に伏して薨す、此日貞應二未年十一月十九日（一書に十二月十九日とあり）にて御年十六歳なり、從臣廿餘名殉死し、遺命を奉じて残るもの二平重政等二名は親王始め朋士の遺骸を最と懇に葬むり、潛伏十四年を経て嘉禎二申年重政は土豪を募り不意に菅吉を襲ひ之を殺す、其後寛元々卯年重政奮ふて親王の遺書を後嵯峨天皇へ奉りければ、勅命に依り若宮の神號及び若干の社領を寄せられ社殿を菅吉が居館の跡へ造營す（東西六十間、南北六十二間、塘壕の跡現存せり）是れ親王の鬱憤を慰め奉らんがためなり、重政の子孫は能代村に在て社祠祭事を奉仕し北小路信房の子孫は三本木村に在て雜事を宰し、重孝の子孫なるものは土深村に在て御炊を勤め、古例として今尙

怠はらす云々、社領は往昔より若宮と名所し、同郡町屋村地内にありしが萬治二亥年八月檢地の節更に大繩場四反五畝廿四歩免除ありて明治維新まで連綿せり、由緒の書附等社殿に保存せしも、安永四未年二月十二日の火災に焼失す、又親王の遺骸は小口村の山中に葬むり觀音堂（本尊は一寸八分の黄金佛にして親王の守佛なりと云ふ）を建立せしより觀音山と名稱せしとの傳説あれき年移り其所在定かならざりしに、安永元辰年二月十四日同村間氏等相謀り彼の觀音堂再建の際山頂を穿ちしに神棺及び御名を彫たる鐵牌を得、始めて親王の陵墓たるを知り、若宮の神官二平重勝を招き直ちに地頭松平越中守（陸奥白川城主）柏崎の陣屋へ訴ふ、吏員出張あり重勝及び近郷の村吏立逢にて點檢せしに神槨方九尺四面石を以て疊み中間は炭にて埋む。神棺の廣狹は神槨に準す、棺中御劍一、御笏一、御笏一、白瓶一但し嚴重にして拜す可からず。函縦一尺八寸、横一尺二寸中に御衣と覺しき物あり。太刀廿四口悉く汚損す、點檢畢りて舊の如く封埋し一同恭禮、重勝をして祭事を行はしめ一大の石碑に鐵牌に據り逝光華宗榮與大禪定門神儀と彫刻して建設す、今に嚴然と山上にあり、近年宮内省より侍從富小路氏來りて參拜ありき。

◇ 釜屋の神

南蒲原郡出雲田莊村々は昔しより麻を以て著名の物産とす、茲に奇とするは各村數ヶ所の釜場（釜と云ふは路傍或ひは築堤に據り大へなる釜を据へ、高六尺餘の桶を仕付け四方は土を以て埋め、其中へ麻を入れ晝夜を分たす煮上るものにして何軒にて一釜と仲間物とせり）毎に釜屋の神と云ふを祭り崇敬す、其釜に従事するものは總じて男子而已にて女子を使用せず、釜の傍りへも寄しめず、又親戚に死亡或は産穢れある時は其縁者を一切近寄しむること無し、若不淨なる者が釜に近づき觸れば釜屋の神の怒りをうけ、忽ち釜は破裂し人命も危ふき災害ある故なりと言傳ふ、其何神を祭れるものにや詳ならず。

◇ 秋葉三尺坊

古志郡高波莊枋尾町秋葉三尺坊の本地は觀世音とす、往古信濃國の某なるもの子なきを憂へ其妻女觀世音に祈りける、或夜破軍の七星を呑さしめ玉ふと夢見忽ち懐胎す、十三ヶ月を経て男子誕生せり、此子生長に隨ひ俗塵を拂ひ大道心を起し精進堅固にして兩部三密の奥儀をきはめ、當國藏王山（當時の藏王山は同郡同莊楡原村地内にありて七堂伽藍の大地なりしと云）の貫主三尺坊の僧正に任せられしが、大慈大悲の本誓に報ひ、五濁惡世の濟度を發願し不動の秘法を修し、斷食百ヶ日にして既に大願成就の時卒に降魔の威相を現じ、飛行自在の神變より七十五神の眷族を俱し藏王山十二坊の一字般若院叶坊に鎮坐あり、此時延曆二年十月廿四日にて癸亥の年癸亥の月癸亥の日亥の刻なり然るに永祿年中故ありて國守上杉家より所領を沒收せられ、別當神官共に退轉し一山廢滅に及ぶ、往古よりの社領百三十五貫文の地は枋尾町清龍山常安寺開山門察に寄附あり、是より秋葉三尺坊は常安寺の鎮守と崇めたり（以上常安寺の傳記に據る）抑も當社は山上にして四方の眺望に富たる勝地なり、名泉の井壺あり毎（陰曆）三月、五月の廿四日は例祭にして遠近より參詣人群集す。

◇ 不動澤阿彌陀堂

三島郡太田莊不動澤村の阿彌陀堂は、延曆年中將軍坂上田村麿の建立にて七堂伽藍の大地なりしが、天正度の國亂に堂宇は燒亡し巨多の佛供料も掠奪せられしかぎ、本尊上品上生の阿彌陀佛行基の作は今に保存し小堂に安置す、最と古雅の木像なり、刈羽郡千谷澤村佐藤氏に藏する古書を見るに、往古は此邊を多田の保と云ふ、坂上將軍頸城郡の方より三島宿、多田宿に來られ靈地を撰み阿彌陀堂を建立ありしと、是れ不動澤村の堂宇なるべし云々、今は此邊を太田の莊と云ふ、多田の保を改めしもの歟、又當村の山入口なる勝地の窟に往古より不動の石像を安置す、同村稱は之れに起ると、弘化年中里人相謀りて阿彌陀堂の境内へ移したり。

◇ 池津觀音堂

同郡淺原莊片貝村枝池津分眞言宗池景山眞福寺の境内觀音堂の本尊正觀世音は一寸八分の黄金佛にして靈驗顯著なり、當國觀世音願拜所十四番に位す、大同二亥年同所の池中（堂前小山の麓にて往來の傍ら）より一の陶皿に乗り出現ありその皿今尙は眞福寺に藏す、最と上古の陶器と云り、本像は秘佛にて同寺住職替りに一回の開扉あり、其時に限り因ありて古志郡岩野村丸山家の宗庶此池を浚ふを例とし、他の者之れに入るを禁す、佛供田として免除地若干あり、境内古杉森鬱就中池の傍はらには神代杉と稱する一老樹繁茂せり、此處に諏訪明神の石祠を置く、實に千古の風致を換ざる靈場なり、是より北へ距たり田の丘に熊野權現の社あり、往古源家の重臣阿部太郎なる者朋士の讒言に依り浪々し當地の民間に住居を定めし折り勸請せしものにして境内古木森々神古たり、權現の誓ひとて當地の人民は鳥獸の肉食を堅く禁ぜり。

◇ 別所虚空藏堂

中蒲原郡菅名莊別所村に虚空藏堂あり、天平四申年僧行基當國巡化の砌り當地に中り奇瑞ありしを見て索ね來り山上に參籠せられしに、果して一の靈木あり、之を以て一刀三禮三尺八寸の虚空藏二軀を彫刻し堂宇を創立して一軀は茲に安置し、一軀は供奉して陸奥國會津郡柳津の里に至り一堂を建て安置す、故に此所を別所と名け今に至るまで不換の村名なり、慶長三戌年領主村上周防守義清より佛供領若干を寄附あり、元和四年後の領主堀丹波守直寄より更に田方三反歩を寄られたり、本尊の開扉は寅の年を以てす、靈驗著名なるがゆへ遠近の道俗袂を連れ參詣の絶間なし

◇ 西生寺

三島郡野積村眞言宗海雲山瀧泉院西生寺は、神龜年中僧行基登山し往古の靈佛一寸五分の像を胸中に籠め上品上生阿彌陀の大像を彫刻し、堂舎を建て安置す、此像を一度拜し信心せば西方極樂に往生させしめんと誓はれしを中略して西生寺と號す、本堂の上を鳶ヶ峯と云り、天竺の靈山にかたがり彌勒堂を建立せらる、坐禪石、不動ヶ瀧、奴石な

き山内にあり、本堂の麓なる口明石と云ふは、石の高二丈餘古しへ此浦の民家に酒を醸すもの口明を此石に備へ地主神を祭りしとぞ、故に西行法師行脚の折り爰に休らる海士小船の漁りに行かふ面白さに「うる酒の口あけ石に腰かけて沖乗る船の魚をさかなに」ト讀り、弘安年中南都興福寺の僧壽奎當寺再建の爲め鎌倉將軍家よりの公文を携帶し越後、陸奥、出羽三ヶ國の大勸進を起す、時の執權北條貞時力を合せ修理成就せり、又六壇等は徳治二未年蒲原郡永阿彌と云者三千貫文を寄て支那の南京より作り下せしものといへり、是等の結構も應仁の亂れに頽破せり、加ふるに明應二丑年六月十八日の地震にて盡く破壊す、時の住職弘秀領主長尾信濃守爲景の許可を得て國中棟毎の勸進を企て再建すと云ふ、免除地高十石を有す、什寶の内龍神より捧しと云る鰐口半分を存す、半分は信濃國善光寺に有といへり上野國山桑村の産にして蓮華寺の住職たりし法印弘智此山へ尋ね來り、岩坂と云ふ幽谷に（西生寺より少し東の方）庵室を結びて「岩坂のあるじをたそと人とは墨繪にかきし松風の音」ト讀れたり、即ち此處に入定せり、遺骸（不壞の肉身とす）を一堂に安置し弘智堂と稱す、直筆の稱名書を西生寺に藏せり、當山には佛法僧鳥（雄は佛法、雌は僧と啼）すめり。

◇ 不動院

同郡宮本村眞言宗眞大山不動院は、空海師の開基にして千古不轉閑靜を以て名ある靈場なり、本尊正觀世音は泰澄師の作、寺傳に曰く、養老七亥年七月師は頸城郡米山に留錫中、東北に當り毎夜靈耀赫々と顯はる、故に隨徒臥行者と共に索ねて三島の山へ至りしに、鬱々たる老樹の内一の異木を見る、傍はらより白髮なる老翁顯はれ、予は程近き二田の神なり類はくば此靈木を以て大悲の像を彫刻し當山に安置あれと、師は謹んで承諾し、即ち功成り山上に堂舎を建て安置す、世に三島の峯の觀音堂と言傳へしは是なり、年降り上杉家の重將梅津某此山に城郭を築き住居せしが代々此の觀世音を信仰せり、時に上杉家々督争への擾亂に當主半左工門は景虎に屬し、天正七卯年六月刈羽郡赤田の

合戦に討死す、敵は次で三島谷の城を攻む、後室夕霧の方は勇膽にして武略あり、自ら城兵を指揮して防戦せしかき衆寡敵せず、故に城を火し彼の佛像を奉じ一族從臣の妻孥を率る菩提所の因みを以て當寺へ落來る、時の住職之を憐れみ裏山天然の岩窟へ隠し、敵の毒手を遁かれしめ、保護して便宜の大名へ委託せり、此時佛像及び梅津家傳來二三の重寶を寄附ありし以來本尊として尊敬す、靈驗日に新たなれば道俗歩みを運ぶの處なり。

○當勝地の眞景を模寫し劉覽に供すべき筈なりしも、印刷の都合に依り次篇舊跡の部に掲ぐるごとくなせり。

◇ 雲 洞 庵

南魚沼郡雲洞村金城山雲洞庵は、往昔は眞言宗にて尼僧の住し寺なりしが、應永廿七子年鎌倉管領五代上杉安房守憲實再建、此時曇英惠應を中興開山と成せしより曹洞宗に改め上杉家の菩提所とす、上田莊七十五ヶ寺の祿所にて寺領舊高五十石を有す、本堂額面「祈禱」の二字は順德天皇の宸筆にて、門前の制札は上杉家より建しものなり、刈羽郡枇杷島の城主佐美駿河守定行（履歴は參篇古城跡の部に出す）家系の巻及び軍役毎に用えたる軍配團扇（練物にして縁は純金なり、柄に宇佐美駿河守定行と鐫入てあり、寛永の初め訴訟に關し時の住職右品々を江戸表へ持參す、將軍家光上覽あり、新に外家へ移され名高き侍の持し兵具、假初にも疎略の義ある可らずと上意ありしと云ふ）境内に氏の墳墓あり、石碑の銘に養勇庵主良勝俊公墓と記せり、故有て甲斐國守武田家當寺に歸依厚かりしと云り、傳來の寺寶數品中にも佛前に備置く鼠足の机と云ふは昔し當寺へ一大怪鼠の出しを、飼置る老猫之れを嚙殺す、其四足を机の足にせしものにして世人の奇とする處なり、當境内に續く金城山の内に綿を含有する石を出す、之を綿石と名く

◇ 本 妙 寺

古志郡長岡町日蓮宗長秋山本妙寺は、元享年中同郡椿澤村に建立ありしが、地頭の轉變に依り同郡上條村に移る、尙ほ天正年中同郡四郎丸村地内（今長岡裏一の町西）へ移りしが、元和八戌年城主牧野家米倉の地と定められしより今

の地（大工町）へ轉ず、牧野忠辰の時代菩提所の列に加へらる、重寶日蓮師筆十界の蔓茶羅、同七字の題目等又來國俊作の刀陣鍋は上杉謙信の愛品なりしを寄附せられし物と云り、境内に鬼子母神堂あり、毎月八日には參詣群を成す

◇ 昌 福 寺

同郡四郎丸村曹洞宗萬融山昌福寺は、苗山牧大の開基にて、元和三巳年以前は今の長岡城地に在りて連綿たる巨刹なりしが、築城の折り今の地へ移轉す、什寶數品中にも三島郡來迎寺山の城主青木主馬重勝より寄附せし釋尊自製の珠數（肉檀樹の實なりと云）行基作正觀世音等は著名の物とせり、境内に妙德尼の墳墓（石碑に賜勅特前妙德院殿廣次上人脇書に正保四丁亥年十二月晦日と銘す）あり、尼は上杉家の重臣本莊清七郎の女にして將軍德川秀忠の恩顧を得、同郡藏王村藏王權現の社領等を興隆す、公薨去の後尼となり、同社近傍に妙德院てふを建立して住居（尼ヶ池の舊跡あり）せしが、没後當寺に葬むる、右由緒を以て維新前まで藏王權現の別當より年々糯米二俵宛贈るを恒例とせり。

◇ 寶 光 院

西蒲原郡彌彦村眞言宗紫雲山龍池寺寶光院は、傳に、建久年中源二位頼朝奥羽を平治し、歸路神劍山の北峯藥師平を本陣とし國中平穩を祝され、尙ほ國家泰平の祈願所且つは當軍役に討死せし亡靈を吊らはんと、陣營の跡へ鎌倉の護念師を開基とし一ヶ寺を建て四ヶの客末十二坊を置き寺領高四百七十貫文の地方を寄附ありしに、年降り地頭の更迭に際し寺領を沒收され堂宇も衰微し、天正年中には本寺而已となりければ麓の里へ移轉せり、今尙ほ藥師平には七堂伽藍の名所ありて礎石を存す、本尊藥師佛及び十二神將毘沙聞天共に行基の作なりとて頗ぶる古雅の木像なり、彌彦神社の境内眞言院に置し有名なる妙多羅天の木像明治の初めより故有て當寺へ移せり、同縁日は八月十五日と云ふ

◇ 眞 淨 寺

新潟港真宗赤沼山真淨寺は、傳に、常陸國の住人士屋五郎重行とて源家譜代の勇士ありしが、世の無常を觀じ出家し頸城郡四ツ辻と云る處に退隱、行なひすまして在ける折り、親鸞師當國化導に會し法弟となり、明慶と號し隨從諸國經回の後信濃國水内郡赤沼に一字を建立し、赤沼山真淨寺と稱す、萬治年中當地へ移轉せり、聖德太子の木像十字六字の名號、高麗青磁の茶碗、堆朱の香箱、左文字の短刀等師より明慶へ傳來の品なりとて重寶とせり。

◇ 託 明 寺

北蒲原郡新發田町真宗新江山託明寺は釋祐玄の開基とす、其俗姓は平重盛の臣齋藤別當實盛の子にして齋藤六と云（兄を齋藤五と云ふ、後出家して天台宗を學び、近江國坂本西教寺に住職す）出家して法相宗を學び南都東大寺に住す、後古郷へ歸り先祖追修のため越前國新江と云ふ處に一字を建立し託明寺と號し弘法の折り、親鸞師同國經回あり祐玄其德聲を慕ひ聞法歡喜して法弟に加はり、道德堅固長壽を保ち終焉す、嗣々相承せしが中古加賀國江沼郡大聖寺に移轉せり、慶長年中領主溝口家に隨從して當地へ移り代々同家の菩提所に列す、重寶九字の名號は師九歳の時書せしものと云、又本尊阿彌陀佛の木像は石山の合戦に當時の住職比類なき功勞ありしを以て本願寺教如師より授與ありしものと云り。

◇ 本 誓 寺

中頸城郡高田町真宗笠原山本誓寺は、往古下總國相馬郡布川にて真言宗の寺なりしが、教念と云る僧住職の折り親鸞師に歸依し改宗す、後信濃國高井郡井上笠原に移り真宗寺と號せしが文明年中本誓寺と改む、天正十年上杉家の招きに依り當地へ移轉せり、本尊阿彌陀佛は惠心師の作と云、後水尾天皇宸筆の名號、聖德太子自畫の影、親鸞師より米山寺川を距て柿崎の扇屋が妻女に書與へられし有名なる川越六字の名號等重寶數品あり、因に云ふ、同所淨興寺に傳ふる川越の名號は小俣川を距て直江津の老婦に書與へられしものなれば彼は混雜すること勿れ。

○慈光寺（中蒲原郡瀧谷村）は本篇に掲載すべき豫定の處記事の都合に依り第七篇に掲ぐる事とせり。

名所舊跡の部

◇ 浦 濱

三島郡野積村より西蒲原郡角田濱村の間海岸三里を總稱して浦濱と唱ふ、地勢東は彌彦、角田の兩山屹立と聳へ其麓海濱に至り或は懸崖絶壁屏風の如く、或は崎岬の形を成し處々に難路と成る、西は海面決落として千里一白怪石奇岩海中に羅列す、眞に當國第一絶景の地なり、其概略を記さんに、野積村の立岩は海中に忽立し、笹の葉瀧は白糸に似て其の響き琴瑟の如し、鰐口岩其名の如く、牛落岩は絶壁削立すること數丈なり、男籠女籠は並びしも男籠は今既に形の幾分而已を存す、前面の掛橋岩共に彌彦大明神の舊跡とす、獅子岩は男獅子女獅子あり、女獅子は好事家の逐々欠取庭石に用ふるゆへ其風致を失なへり、太鼓岩佛檀岩は其器に等しく、白岩は平面にて貝壳多く寄り最と白し、此處を牛尻しと云ふ、夫より間瀬村海岸石坂二百廿段の巖石上に矢請の觀音といふあり、頂上窟の中に佛像を安置す、此邊都て彌彦の裏山なり、里人は之れを彌彦の表山と唱ふ、九艘島、投岩の二島は海中に竝峙す、是より西蒲原郡角海濱村五箇濱村と續く、此邊彌彦、角田兩山の間に竝立せし山を七つ倉と云ふ、沖乗る船の目標なり、山中斷崖廿丈許り上に白色の實を結ぶ木欒子ありと言傳へ唯秋末に實の落るを拾ふのみ、山上また山麓より未だ其木を目撃せし者の無しとかや、其山の下に牛の穴及び倭岩とて往來の難所あり、波打來る間に走ること恰も彼の親知らずに等し、蝙蝠穴は深くして奥知れず、胎内くゞりは岩穴の内を通船す、時として昆布多く寄來ることありと云り、是より山上を仰視するに明神の投石とて大石一個山腹に懸り將に頭上へ落下せんとす、小鳥越、大鳥越、高良越の難所連續せり、此沖に日蓮師浪の題目と云るあり、天晴れ海靜かなる日船を乗るに稀に見る者ありと、磯邊に五輪の塔を標とす、義

經船隠しの岩は其岩間最と廣く景色絶妙なること筆紙の能く及ぶ處に非ず、次に奥島といふ奇岩あり、天ヶ島の山麓に七面明神出現の洞穴と唱ふるは幅奥行舟間餘にて角田の洞穴とて世に名高し、國上山の風穴へ風脈通すと云ふ、穴の奥に數多の小石を累々として積置り、夜毎に其位置變り又小兒の足痕如きもの多く見ゆ、故に里俗は賽の河原と唱へ來る、夫より角田濱村、此處に日蓮宗妙光寺と云ふあり、門前磯山の崖岩に日蓮師筆跡七字の題目を彫刻す、世に之れを磯の題目といへり。

◇ 猿ヶ馬場

西蒲原郡彌彦山の南麓にて野積と麓村の中間猿ヶ馬場は、北陸街道の坂路にして海上の眺望最と佳し、此處に僅々三步の間彌彦山は恰も富士峯の如く見ゆ、故に三足富士の標碑あり、永正六巳年九月七日上杉家の戰場なれば跡傍或ひは溪間に戦死者の古墳數十あり。

◇ 鉾立岩

岩船郡寐屋村海岸に浸り鉾立岩と云あり、高さ廿丈廻り十八丈、屹立と聳へ登ることを得ず、巖岩なるを以て草木更に生ぜず、たゞ頂上に柿の大樹一株森茂して遠景奇觀なり、秋季果實熟して落るを見その柿なるを知る而已、又當地より鷗泊村の海邊を總稱雪の高濱とて歌にも讀み古き名所なり。

◇ 桂澤の瀧

古志郡桂澤村より十町山へ入り桂の瀧と云あり、水源は麓所と言傳へ人の入るを禁ず、遠く山上を望むに老樹蒼鬱として日光を見ざるの幽地なり、飛泉の長三丈幅一丈二尺、瀧壺は一大の平石にて二丈四方、是より五町の下流に測り木あり七分は同村三分は隣地加津保澤村田方の灌溉に供す、頭痛を憂ふる者夏日此の飛泉に打るゝ時は効驗ありとて老若男女此瀧壺に群集せり。

◇ 妙見の白岩

同郡妙見村地内三國線路に榎峠くろがね坂の難所あり、長岡城第一要害の處とす、崖下は信濃川の激流なり、此崖を白岩と云ふ、其名の如く一面白色にして夕日の折り遠望すれば恰も白壁に等し、上古は此邊まで入海なりしと疑ふ可からざるものなり、其白岩のうへ赤土の間に一種の白筋横に延く、皆貝壳にて此一塊を取て風雨に曝す時は一年を経ざる間に貝壳は腐れて白色の土に化すといへり。

◇ 奉納塚

同郡文納村の端山に奉納塚と云あり、傳に、往古平頼盛三條在城此邊は領内にして時々巡見の途次當地は萬代不易の勝地と見認められ、平族古代よりの記録を石柩に納め一堆の塚に封じ從臣二人を止め塚を守らしめ村の名も奉納とす（正保二酉年より文納村と改）其子孫は若杉諸橋を氏とし今に連綿相續せり、後年其塚の上を均し一社の神を祀りしと云ふ、是より程近き牛ヶ嶺村に藤兵衛と云る農家の祖先は其頃力を盡して此邊の橋數十ヶ所を架せり、功を賞され公より柵村の苗字を賜はりし直筆の書付を保有せり。

◇ 白峯銀山

白峯銀山は北魚沼郡大湯村より八里八町山入人跡無し（八海山と中間五里）越奥の堺にて往古より兩國の所屬を定めざりしに、延寶年中湯之谷の折立村星源藏なるもの彼山奥阿賀の水原へ澤鱒を捕に往き初めて銀鑛の有るを見出し山先となりて之を掘出す、然るより陸奥國會津郡只見村と地論の訴訟と成り、當地の領主高田松平家にて芋川村名主倉之助を撰み江戸表へ登せしに段々調査のうへ、山は陸奥の地、支配は越後と裁斷あり、故に運上役として只見村へ年々金壹分宛を送り湯之谷の者銀鑛を掘り材木等を伐出せり、追々工業の人家移り公儀より陣屋及び番所を建て依田五兵衛を取締に置く、元祿年中花降銀（銀熟して吹立たる時その上に鳥の目と云る曇り浮む、之れに水を打かくれ

ば曇りは去り最上の品となる、是を花降銀と云ふ鉛等盛んに出づ、故に國中は勿論陸奥地方より商賈移住し千餘軒の市街と成りカイシ町と唱ふ、旅籠屋遊女屋杯も營業せり、魚沼郡大湯村を町場本と定め、元祿七戌年七月寶永三戌年五月銀鉛鑛濫出禁止の制札を建らる(右二枚の制札は今猶ほ大湯村星氏に藏す)萬代不盡の鑛坑と思ひしに、正徳二辰年八月暴風雨あり、阿賀川未曾有の洪水にて鑛坑へ水溢れこみ坑夫數十人非命に死す、此時小間崩れ等多く入費莫大出鑛減少せしかば同四年廢業す、故に人家は古郷へ退散し陣屋番所等も廢されたり、當時居住の人民は各自に畑を拓き菜、大根、黍、粟、蕎麥、大豆、小豆、麻芋、瓜類を培養せしに何れも相應の收穫ありしと云ふ、又外山平地には桑、楮自然に繁茂し養蠶製紙の便あり、蕨蕨等の菜艸多く、深山には檜、五葉松の良木始め柴木類繁茂す、魚類は澤鱒、イハナ、ヤマメの種類、阿賀川、クミサハ川に繁殖す、力を勞すれば敢て不自由なき地と雖も人跡絶たる深山なれば惜む可き哉荒蕪に屬せり、市街を成せし頃ほへ二三神社勸請の石祠及び一寺院の跡ありて墳墓の石碑數百土中に埋没す、是より北西の深谷禪師ヶ洞より引出せしとて地藏佛の形ちせし一大の自然石を存す、カイシ町跡の東北に近く阿賀川(水源は小瀬沼周り七里、是より陸奥柳津村までを一名只見川と云ふ)筋に百束橋と云ふを架す、此川下に助淵とて徑り十町餘風光尤も奇なる處あり。

◇ 化石水

同郡廣瀬郷池平村枝中子澤分地内山麓向谷内と、又少し山入の山麓大畑と云ふ二ヶ所より滴々流れ出る細川の水底は小石砂にて水色淡赤なり、魚鼈及び活動物更に在す、若し虫類此水源より二百間以内の流水に觸れば頓に石と化す敢て其動物の形を存せず、其形の儘石に化すは木葉と葦と木の類而已、中にも木の葉石は需用者の多きゆへ土民大小に故造して賣出す(木の葉石の効とするは、草木を植て石根を水中に浸し置ときは繁茂して枯ること無し、又諸々の木を植る時細末し根下へ入れれば能く根付く、故に調寶の品とす)癩病を憂ふる者此の原水を日に一合宛一ヶ月飲ときは全癒すと、遠路を厭はず汲に來る者あり、因に記す、南魚沼郡駒ヶ嶽の深谷に入ること三里にして化石谷と云ふあり、動物草木共に此谷川へ入るときは一ヶ年を経て皆石に化す、又守門ヶ嶽の北、南蒲原郡下田の深谷にも化石谷あり前に同じ、其水質は何れも苦寒にて涉るに足痿れるといへり。

◇ 駒ヶ嶽

駒ヶ嶽は南魚沼郡御月山の別峯にて、八海山中ノ嶽(中の嶽は一名銀山共唱へ正徳年中まで銀鑛を掘出せし處にて坑跡あり)と竝立す、當國無双の高山にして雪早く降り寒風烈しく、中腹以上は古へより登る者非ず、熊猪の猛獸も寒威に堪ずして栖こと無し、昔日高田中將光長此邊巡見の砌り彼山の絶頂には何かある見て參れど、壯士を撰み出されしかき、中腹より上へは登る能はず望遠鏡にて窺へしに小笹のみ繁茂せしゆへ其旨言上せしと言傳ふ。

◇ 北陸宮誕生の舊跡

治承四子年五月高倉宮の令旨に依り源三位賴政平氏と宇治川に戰ふ、三軍利あらず伊豆守仲綱(賴政の三男、母は菖蒲前)は宮を奉じ一族並びに渡邊競、猪乃隼太等を隨ひ駿甲を過り上奥を経て八十里坂より(吉ヶ平村に御所平、鏡平等の古跡あり)蒲原郡五十嵐莊に至り豪族五十嵐小豊治(一に小文四と書り)を嚮導とし青海、菅名の兩莊を過ぎ、同郡小河莊中山の里へ下向(宮の舊跡は陸奥國會津郡南山郷水拔村に高倉神社あり)に際し早出川の西岸日枝の杜に憩ひ玉へし折柄王妃某氏月滿て王子を分娩す、時に同年九月十日なりしと、故に此處を産の宮跡(今産を三に作る)と名く、木曾義仲が奉せし北陸の宮と申すは是なりと、里人等は信々敷仕へ奉り胞衣等の産資を納め、且正蹟の煙滅せんことを惜み當時石碑を立しと言傳へしも其所在を知らざりしが、嘉永年間里人三の宮跡に於て發見せり、今現に中蒲原郡菅名莊木越村枝高内日枝神社の境内に安置せり、形は左の如く古雅見るべきものなり。

後三位宮

……九月十日

竪二尺餘

川原石なり

横一尺五寸

年曆の處磨滅して讀能はず

◇酒頭童子舊跡の續

倍も童子は前篇に記せし如く蒲原郡和納の楞嚴寺へ通學せしが、人に逆らひ惡行募りければ、寺僧にうとまれ遂に寺門を逐れしゆへ、親は種々教誡を加ひしうへ同郡國上の國上寺(當時天台宗にして楞嚴寺は同末寺なりしと云ふ)の侍童となせしに、生長するに隨ひ大酒を好み自から酒頭童子と唱へ、猛勇を振ひ特に色慾を逞ふし師父の誡めを聽す暴惡日に増長しければ、同寺を逐はれしより家にも歸る能はず、同山内東稻葉の窟に隠れ栖み奇術を施こし里民を憐ませしが、師父を憚かりしにや此處を去り古志郡輕井澤へ移りしに、當時同郡茨木善次右工門の家に生れし茨木童子といへるもの常に惡行を好み村民に忌憎まれ邸内の窟を栖かどす(茨木善次右工門は有名の舊家にして今尙ほ連續相續し、童子が用ゐし二三の器物を保存せり、同家の背後に童子が栖し窟と云ふあり、近年破壊して其跡を殘す而已傍はらに名泉湧出す、此の續き田圃の中に十坪許りの空地は、童子出生の舊跡とて往古より開拓を禁する所なりと云ふ)酒頭童子は同氣相需め交誼を厚くし共に同地の大平山に栖をトし近邊を横行せり。(以下次篇)

古城跡の部

◇血の峰の古城跡

古志郡高波莊加津保澤村(古代はかつば澤村と假名にて書り)より十餘町山入血の峯古城跡は、新田家の重臣篠塚伊賀守の居城とす、伊賀守は義助に隨從し屢々戰功有しが伊豫國世田の戰ひに敗せしより走つて隱岐國に匿る、其終る處を知らず、此頃北越大亂上杉の強敵新田一族の領する城を普ねく攻降す、既に當城をも重圍して降を勸むると雖も、伊賀守の世子主計此時廿八歳、忠義金鐵敢て諾せず、殊に要害無双の地なれば主從一致防守抗戰すること數ヶ月敵は糧道を斷つ、時に南朝の興國二年、北朝の曆應三辰年八月十二日城内既に食盡て馬肉を喰ふを知り四面より齊しく攻む、城兵力竭て戰ふ能はず外郭すでに破る、主計は遁れ難きを覺悟し累世の什寶を本丸に積み火を放ち討殘されし主從男女諸共に一條の血路を開き城北の谷へ下り訣飲し、主計は妻子を刺し己れも自及す、譜代恩顧の輩或ひは互刺或は割腹殉死する者三百七十餘人、谿流爲めに紅となる、後此處を生害谷と云ふ、命を惜み敵に降る者一人も無ししとぞ、主計に妹あり南朝の皇太后に奉仕し伊賀の局と云ふ(後年楠正儀に嫁す)勇力有て英敏の女なり、此凶報を聞より微服潛行當地へ來り同家の菩提所同村曹洞宗龍昌庵に謀り、村民を諭し腐亂せる主計始の屍骨を同寺の邊りへ懇ろに葬むりしと、故に生害谷より此邊には大小の古墳數個あり、世降り文久二戌年七月村民此地を畑に開かんと、金塚と唱へ來りし大塚を穿ちしに累々たる枯骨に交はり刀劍、古鏡、銀筭、珠玉、器物數十品を得、當日龍昌庵に不測の怪異あり、故に枯骨を納め舊の如く塚と成せり、當地方には此時の器物を分ち藏する者多し、何れも珍奇の品なりと云ふ、又同村佐藤仙右工門は篠塚家の宰臣佐藤某の末裔にて、主家に傳來せし釋迦、觀音、六字名號の古書畫、文福形の茶釜(三升を納)兵糧櫃(四斗を納)を藏す、同佐野與三左工門も宰臣佐野某の末裔にて、今尙ほ城跡中に佐藤郭、佐野郭の名稱残り。

◇村松の古城跡

同郡禰拔莊村松村山入要害の古城跡は、南朝正平(北朝の文和)年中新田左兵衛佐義宗當城に籠る、又別腹の舍弟

義興も之に便り來つて暫く住居ありしと云ふ、後上杉家の勇將魚沼郡釋生の城主大樂平右馬之九が弟大樂若狹守當城に住し廿村廣瀬の邊を領せり、智仁勇に秀で領民堵に安んぜしより今尚ほ廣瀬邊には大樂若狹守と紙に記し神棚に入置き崇敬す、故宇佐美定滿が三子當家に便り扶助を受しことあり、若狹守墳墓は故ありて後年同郡長岡町曹洞宗長興寺境内に改葬す、碑に大樂院若安立狹大居士。群臣等と銘す、如何なる故にや、此の古城山にて謠を歌ふ時は必ず怪異ありと里人の禁戒する處なり、又是に近き山人に羽黒の古城跡と云ふあり、上杉家の將同郡朽尾大野の城主大關兵部弟大關内藏之進之れを守る、武勇に長ぜり、天文年中の國亂に同郡朽尾郷に於て戦死せしと云り、此城山に近く社壇ケ瀧、鷄ケ瀧は何れも名高き瀑布とす、水源には大蝦蟇すみ人畜を害すことあり、故に人の入るを禁ず、又窟谷樂師堂の邊は都て古戦場の由にて土を穿つに枯骨累累たる處あり、慶應三卯年八月里人麓の耕地中小高き處を掘しに一斗を納べき古瓶を發見せしか怪ありて止まりぬ、近年再び之れを穿らしに七個を掘出せり、皆な伏て置り、瓶内には紙の朽しもの多くあり其文字讀がたし、下には六尺四方の石盤ありしか人怖れて是を開かず、其儘土を以て封じたり、瓶は分ちて民家に藏す、古雅愛すべき物とす、又堂上の山に亂穴と云ふあり、奥行三間餘入口の石面に同村草創家の姓名を彫刻し置り。

◇ 三島谷の古城跡

三島郡白鳥莊三島谷山の古城跡は、麓より段々數ヶ所の岩ごとに深き空壕あり頂上を本丸とす、今は小竹生茂り中央に一の石祠を存す、荆棘道を埋め容易に至りがたし、四面の眺望に富む、數百仞の谷數十ありて要害最と堅固なり上杉家の將梅津家代々の居城たり、一代半左工門は謙信に無二の忠臣なりしが、同遺跡争への折り景虎に屬し、天正七卯年六月刈羽郡赤田合戦に討死す、故に家族は城郭を火し四方へ散亂せり、此城山續きの北峯に鑛泉湧出す、諸病に効あり、梅津家在城の折り命じて此處へ五軒の民家を移し、涌湯を以て渡世となさしむ、城の峰より此湯の峰へ通

ふ細道を湯の道と云ふ、一丁毎に腰懸石とて一二個づゝ大石を置く、今は形ばかりの浴室となりしか古稱を存して五軒の湯といへり。

◇ 勝平の古城跡

同郡太田莊岩田不動澤入會山勝平の古城跡は要害無双の地と云り、同地方の舊記を閲するに、建仁年中當郡の守護職飯沼頼清以來數代之れに居す、其後太田平兵衛と云る豪族居城とせり、次に上杉憲顯の將石曾根修理大夫（後南條修理亮と云ふ）移住云々とあり、東麓に南條の墓と唱ふる古墳ありて上に二三の古木繁茂す、此邊を總稱して墓間と云ふ、太田の墓は岩田村柳田神社（當社は上古よりの鎮座にして古圖には澁海川西岸に社殿あり、飯沼家崇敬の社にて當時は本郡屈指の大社なりしが追々社殿の衰頹を來らし中古山上今の地へ移轉せり）の東麓杉林の中に有、二間方の平塚にて享和の頃までは古き石碑を存せしがいつしか紛失し今は一個の青石を載て標とす、兩墳墓とも不淨を厭忌し里人の怖るゝ處とせり、同村曹洞宗千躰山地藏院と刈羽郡長鳥村同宗能滿寺は太田家の開基にて、地藏院には同家の護念佛行基作金剛願地藏の木像を安置す、又南條家より寄附ありし十三佛の畫像一軸を藏す、最と古雅の物なり、當村より山入十八町西に山谷河内と云ふ枝村は太田の一族關矢久五郎が草創せし處にして、今に古書記等を藏し連綿相續せり、是より北西の幽谷に仙境と云る處あり、中古までは春の日天晴長閑なる折り遠く音樂の聞ゆることあり、其邊りは些少の塵芥も無く草木水土他と異なり人有て高聲を出す時は忽地霧たち起り咫尺も分たざりしと言傳ふ。

◇ 大谷内の古城跡

同郡神谷莊浦村大谷内の古城跡は、上杉家の將大谷内家代々の居城にしてトモカの城と云ふ、西は須川に瀕し當時一面の大沼を要害とせり、此邊數ヶ村を領す、主家は甲斐の國守武田家と信濃國河中島にて屢々義戰す、永祿七子年八月又對陣の節甲越約して各一力士を出し闘はしめ勝方に會て争ふ四郡を取ることに定む、時に謙信沐浴し上下の誡

訪大明神を遙拜し、此の鬭争吾が力士に勝利を得せしめ玉はば領國中へ更に諏訪明神を一萬ヶ所勧請して永く祭祀を怠るまじと祈願あり、果して越後の力士闘ひ勝故に四郡の地を略取し義を貫徹せり、本城へ歸陣のうへ職工に命じ一萬の石祠を製造し領國中諸所に分ち、最寄の領主へ委托し神田若干宛寄附せらる、大谷内家も其一石祠を奉じ城郭の近傍へ鎮坐す、是より此邊を諏訪崎と唱へける、曾て同家は來迎寺山の城主青木家と領地を接するがゆへ境界を争へ數年不和なりしに、主家遺跡の争擾に當代刑部政敏は景虎方へ屬し、青木家は威力強盛なる景勝に屬せしを以て蒲原邊よりの援兵と共に公私の仇たる當城を攻撃すること數回、城兵は沼に據り防守すれば毎度勝利あり、時に城近き岩野村に一老嫗あり、常に大谷内家へ出入す、青木家之れに金を以て謀る、嫗内情を語て曰く、城兵の怖るゝは雪水の朝と又毎月二日には先主の忌日なるを以て堅く殺伐を禁ず、故に矢に鏃せず砲に玉を籠すと、天正七卯年二月二日朝而も雪水結す、寄手は大沼沖を易く涉りて進撃せり、城兵驚き捍禦するも鏃玉無く亦刃を交へず終に落城す、政敏夫妻を始め譜代の從臣百餘名一同自殺し殘兵散亂せり、此時關勝右工門、藤井傳吾、佐藤新左工門と云る譜代の三士は主の遺命を奉じ偽はりて敵に降り主君同僚の遺骸を懇ろに埋葬せしと云ふ、今尙ほ城跡の邊には大小數個の古墳散在す、穿つに枯骨武具古貨器物等を發見せり、諏訪崎に鎮坐ありし彼の諏訪明神の石祠は、慶長の末關勝右工門供奉して程近き青島村へ移り同村の鎮守と崇め今に保存す、其古雅見るべきものなり。

◇ 山寺の古城跡

北魚沼郡敷神莊藤生村枝山寺の古城跡は山城なり、上杉家の將大樂平右馬之允時忠が居城にて、本館の跡は藤生村（今は杵淵氏の邸地）にあり、抑も時忠は大永三未年此處に來り三千石の地方を領せしが、武勇衆に超え天文廿一年謙信の命に依り同郡時水の城主曾根家を攻落し其功にて一萬五千石を領す、主家遺跡争へには景虎に屬せり、故に天正七卯年五月景勝自ら之を攻る、時忠老年なりと雖も士卒を指揮して嚴に防守す、此時同村に清四郎と云ふ農民敵

の委頼に應じ風烈しき夜間道を攀登り城に放火す、城兵各々力戦血路を開き主從家族盡して古志郡の山入荷頃村地内蘭木澤へ退隱せり、慶長四亥年より上杉遺民一揆の折り小千谷五智院の僧海龍三千八百人の首領となり此城山に楯籠り暴威を振ひしことあり、今や城跡蒼蒼茂し本丸、大手、家中屋敷、坊屋敷、女蔵屋敷杯の名稱を存し古墳所々に散在す、中には人上れば頓に怪異ある古墳もあるやに聞く、此邊の土を穿つに焼米、刀、鎗、陶器等を得ること間々あり、又蘭木澤の和田氏（茂左工門を通稱とす）は時忠の後裔にして大樂の家譜始め種々の什寶を有せり、就中雲出の刀と稱するは明晃たる一物にて晴天にも是を抜放つ時は忽ち頭上に白雲起ると云ふ、今尙ほ夏日大旱の折り當主彼刀を携帶し此城山へ登る時は必ず降雨すと云り、蘭木及び其近村には從臣等の後裔多し、彼の時忠は毎月八日には米山薬師へ獨歩日歸りに參詣ありしが其度毎に携えし物なりとて長九尺廻り一尺の檜棒藤生の杵淵氏に藏せり。

◇ 下倉の古城跡

同郡同莊下倉山の古城跡は、往古より名高き城にして高、上杉の被官（姓名不詳）居城とす、慶長三戌年より春日山堀秀治の宰臣小倉主膳當城へ移る、同五子年四月上杉遺民一揆數千人にて當城を攻る事急なり、主膳は主家及び坂戸の城主堀直奔へ加勢を乞ふ、何れも一揆退治の爲め所々へ出兵し應援遲滞せしかば城兵死力を奮ふて防戦すと雖も衆寡敵せず主從自盡落城す、此時兩家の援兵到着し一揆を散々に切殺せり。

◇ 不動山の古城跡

西頸城郡早川谷東海村不動山の古城跡は早川に瀕し要害あり、建保年中楠田出雲守居城とす、後年山本寺伊豫守爲常在城せり、爲常は上杉家の勇將にして天文年中當國大亂の虚に乗じ越中の神保良衡糸魚川まで攻入しかぎ、爲常能く防戦して追返せしと云り。

◇ 上條谷の古城跡

刈羽郡鶴川の上流上條谷上河原中河原下河原と云る間に古城跡あり、上杉兵庫頭清方よりの居城なり（此時より上條谷と改）清方長男民部大輔房定、其長男兵庫頭房、實、其長男民部大輔房能に至り頸城郡春日山に移る（房能は後宰臣長尾爲景が爲めに弑さる）房實二男兵庫頭定實當城に居す、世人上條殿と云り、清方、房定、房實及び家族の墳墓當地にあり、又程近き佐水村山入の古城跡は往古細川某と云る豪族の住居せしものなりとぞ。

◇赤田の古城跡

同郡佐橋莊赤田村赤山の古城跡は上杉家の將齋藤家の居城とす、一代下野守朝信は智仁勇に秀づ、世に鬼齋藤と稱し諸人其德を慕ふ、主家遺跡争への節義に依て景虎に屬す、故に天正七卯年六月景勝の爲に討死落城せり、朝信の庶流なるもの三島郡與板町に相續す、代々齋藤權三郎と稱し當主と成るは生るゝより額の上に一の瘡ありて身體長力量衆に勝るゝといへり。

◇小瀧の古城跡

南蒲原郡大面莊小瀧の古城跡は、山に據り七面峠を始め無双の要害あり、丸田伊豆守の居城なりしを織田備前守私怨に依り上杉家へ讒し之を攻落す、代つて在城す、永祿三申年正月長尾俊景古志郡朽尾攻の節備前守其招きに應じ先鋒と成りしが敗軍して降を乞ひ、同郡太田村曹洞宗東福寺にて剃髮す、後京都へ赴むきぬ、同年謙信より先城主伊豆守が末孫豊後守宗資を在城せしめたり、天正年中主家遺跡争への砌り景虎に屬せしを以て景勝の爲めに攻落さる、宗資に男子五人あり、後年長二を徳川將軍家に仕え、三は長岡牧野家に、四は信濃國飯田の堀家に仕ふ、五男は出家すと云傳ふ、又同村曹洞宗東山寺は建長三亥年開基、僧大覺諱は道隆蘭溪と云ふ宋國西蜀の産なり、引續き五代唐僧住職す、織田家の菩提所にして境内に墳墓あり。

◇護摩堂山の古城跡

中蒲原郡金津莊橋田村護摩堂山の古城跡は、孤峯削れるが如き頂上にして要害堅固の地なり、城跡に數個の名泉あり、中にも甘美なる清泉湧出する傍はら一個の大石は俗に金輪際に至ると云ふ、藥艸數品を生じ又貝喰石杯あり山中奇とし怪と唱ふる處多し、當初は源賴義の後裔平賀左工門尉盛義居城とす、後代長男は同莊新津の城、二男は同金津の城へ移る、應徳年中より加茂次郎義綱の重臣羽生田周防守吉豊居住す、其墳墓は城跡にあり、頸骨は故ありて同村神官丸田家に傳來せり、城山の北澤に一の瀧壺池となる、落城の日吉豊の妻之に投死せしとて今尙ほ奇怪の申傳へあり程近き羽生田村定福寺地藏堂の本尊は小野篁獄中の作滿米地藏と稱し羽生田家代々の護念佛なりしと云ふ、世降て永祿年中上杉家より宮島參河守を置く、同家朽尾大野城へ移り栗田刑部在城せしが、慶長三戌年より廢城となれり。

◇沼垂の古城跡

同郡沼垂の古城跡は往古の事分明せず、中古より武者善兵衛包利居城とす、包利は小田原北條家の一族にて上杉謙信の養子三郎景虎とは從弟なりしかば、遺跡の擾亂には双方へ屬せず、景勝懸念して近邊の景虎方を攻べき旨屢々請はれければ包利は其不義を惡み病痾に托つけ出陣せず、特に故景虎の妻（故長尾政景の長女にて景勝の姉なり）子を當城内に保護せしことの露顯し、天正十四戌年八月自ら大軍を將る新發田長俊討伐に次ぎ沼垂を攻む、包利は新潟地方へ移り要害を構え奇計を施し景勝危ふきこと數回なりしかぎ他に援兵無く數月の後つひに落城し、包利主従及び故景虎の妻子共に自盡せしと云り。

物の起原の部

◇聖德太子御製五憲法の内

其五 釋氏憲法 十七條

一曰。求道辭倫。成和合衆。住無鬪場。是僧道也。無欲故。自和合。無我故。自無鬪。是以入于三寶。能受於國施也。然生欲怒。發己我失和德。爲鬪諍者。爲廢倫盜。不置人中。與人食。爲廢道賊。不置佛中。施佛食。二曰。釋典三國通宗。百機歸極也。賢者賢宗。覺道。愚者愚畏。因果不說。導政道。不治正萬機。故諸國諸王敬之。其與廢在僧道。僧者廢道。則佛法失跡。僧亦自亡。三曰。戒諸佛立極之大門也。故法身遮那。華藏先說。應化釋迦。鹿野先說。是以衆僧受戒。入于僧破戒。出於僧在戒。是僧退戒。非僧。心依戒理。德依戒成。無戒破戒。沙門未化。自何教人乎。是貴國遊民。王者放徒。四曰。戒定慧。佛典大綱也。隨機宗趣。千萬科離。大綱則無所立。無戒之定。是邪定。無定之慧。是亂慧。三學立正。佛門立。三學壞。乃佛門倒。五曰。爲講者。當爲講四恩。令宗父母。敬王者。勤倫衆。歸三寶。講五善。令盡其善。以絕其惡。講五心。令曉性理。住圓成。誨是聖者。布化方也。或爲己執請。爲非諸佛。通化大道。誨。恐佛道作厄。窄小徑。檀越作不義罪人。講者須恐之。六曰。僧階元依戒立。未依姓依才。比丘上座。沙彌下座。是古佛法節也。或憑朝寵。或憑識記。曲高位。座應對。諸那佛徒。即俗徒爾。七曰。僧事住持。三寶心不倦。身不墮。晝夜勤不移時。於民庶勤農。與僧僧食之不勤。其罪無所遯矣。僧者不怖罪。檀越罪無所遮矣。八曰。爲僧深尋。見古佛所在。或理解。謂他無古佛。自性是。又謂佛是理名。無其人。若無成佛人。汝悟成何佛。又謂佛有感應。諸理耳。作何感應。是因果撥無見耳。須住信見。諸佛境界。九曰。歸一佛。依一法。成悉地。是佛典一儀也。是名一行三昧。乃非虛妄。又非大道。於釋學。不爲道。於王道。不有利。諸惡莫作。衆善奉行。自淨其意。這教大道也。大道當普訓。一行好

別訓。十曰。佛典明冥府爲體。明惡業報。由雖不義者。絕教化。能知則離惡事。又明佛界妙境。明善因慶果。雖無智者。斷學習。能聞則顯行善。僧知此極。下教示。十一曰。大藏有請雨請晴。伏敵治亂。修法賢僧。修之則爲驗。世世以有證。是佛典天眼神歸。龍伏。鬼降靈證也。或無其證者。何以見說幽地實。効驗有無在僧者之德。十二曰。小乘卑神天。輕於沙彌。大乘知高地。貴爲菩薩。吾國者神國。有佛本神。有佛跡神。小乘不能于國理。唯學大乘。專貴神明。十三曰。大乘有勝方便。數念佛密。呪消罪。大悲妙經。與樂說。疎聞似加罪。實知願離罪。念願之因緣。薰引遂入。改惡行善。義智道。絕愚人。非焉難入善。講者妄說破佛意。十四曰。震旦大德。釋梵經甚理解。失正體。還妄成寓言。佛聖中聖。何說一言虛誕。又神中神。無詰事。成造語。佛說真實之真。無說事。不如事。頗理解。則落妄。十五曰。外道議地獄佛土說。謂之方便說。復議方便名目。謂謀無作有目。又有僧者。同見。汝何疎梵學。其方便名目。自小之大。佛標其階名。作無爲有。是焉僞詐。即非欺人哉。或造僞欺說。天仙神鬼。何尊崇聖主。世尊說。十六曰。震旦有宗。有者必至焉。自他並立。以無無諍矣。宗諍獅子身中虫。食已斷已。亦似兩虎諍。成傍狐食。亦至使檀越鬪國亂起。自是破佛道。破王政。宜入無我。斷諍本。十七曰。佛記伏羲老孔老孔道。竺乾西方。儒其焉非佛理。佛說日月星。神宣代皇天訓。教佛又是神道。佛五心神五心。儒五常佛五大。神五行。儒五行。佛神儒本一道。故不嫌兼學兼學。則盡理。(完)

◇ 謠 曲

(前篇の續)

謠曲の樂器は大鼓(鼓は黃帝の臣岐伯之れを作る、本朝にては聖德太子秦の川勝に命じて大鼓、小鼓を作らる、一

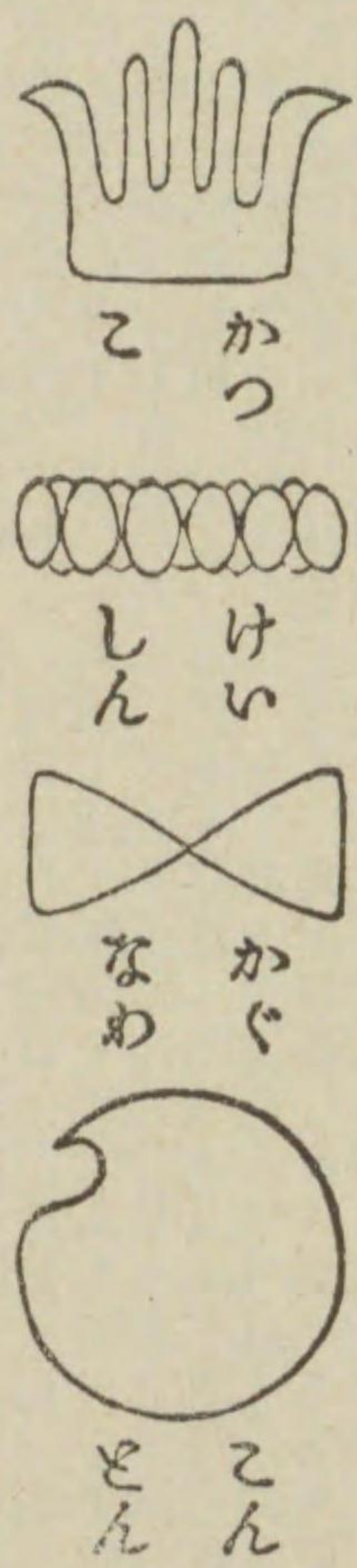
張又は一丁と云ふを法とす、調紐は淺黄色を普通とす、紫色は免許を得ざれば能はず、小鼓（永祿年中幸の四郎小鼓に妙なり、幸若流と稱し音曲の家なり、其他新九郎流、大藏流共に小鼓の流儀なり）大鼓（鼓を製せし後に作る、觀世の苗裔與三左工門國廣（似我流の祖）大鼓を打に妙あり、似我流、左吉流、惣右工門流、梅若流、高安流、寶相流、長命流、金春流の八派あり、一掛又は一柄と云ふ）横笛（笛は黃帝に始まる、種類多し、笙は女媧氏に始る、聖德太子の時渡る、大は十九簧、小は十三簧あり、管籥は胡人龜茲國の樂器なり、同太子の時渡る、本朝にては山城國宇土野の葦を以て造るを最上とす、能に用ふる横笛は一層流、守田流、春日流、潮流の四派あり、樂器にて天下の名物とするは大水龍、小水龍、青葉、蛇逃、蟬折、信貴山の山伏、春日の錫杖、上の太子の瓦落し、天王寺の京見す等すべて有名なり、穴に悉く口傳あり）を以てす。

◇ 生 花

生花は履仲天皇の御宇に始まり聖德太子其法式を定めらる、將軍足利義滿の時盛んに行はれ、同朋慈最之れを能す池の坊（京都六角堂の坊中なり）其家系を嗣ぐ、累代專の字を以て名とす、中興專好感能にて花道の式を定む、所謂人日には梅、椿、柳、水仙、福壽艸、上巳には桃、柳、端午には菖蒲、石竹、七夕には桔梗、仙翁花、梶の葉、重陽には菊とす、又傳授は五ヶ條傳（三つ船、紅葉、櫻、松竹梅、實もの、葉もの、蔓もの）七種傳（芭蕉、蓮、水仙、萬年青、椿一輪、牡丹、薺）卷傳（草木集附）美卷傳（定式卷）院卷傳（廻り生花）花定式（生花卷）の六種、之れを皆傳とす、式に云ふ、立花に習あり生花に習なし、たゞ山野自然の姿をうつす心なりと、寛永年中小堀遠江守（正保四亥年六十九歳にて卒す）更に生花の一派を弘む、之れを遠州流と云ふ、池の坊の流儀は單に家元と稱せり。

◇ 製 菓 子

製菓子は花山天皇の御宇に始まりしと好古日録に見ゆ、平家物語杯にも製菓子の事間々見えたり、東鑑に將軍家より家臣へ十字を賜はると書しは饅頭のことなり、當時はまんぢうを四つに割、わる時は刀物を十文字に入るより十字ともいへたるよし、又一説には饅頭は曆應四巳年夢想國師の發明にて墳墓に摸擬し製造ありしものと云ふ（俗に墳墓を土まんぢうと云ふは此謂か）寶徳年中印本七十一番職人盡の中に「さたうまんぢう、さいまんぢういづれもよくむして候」と詞書ありて「いかにせむしきにむせるまんぢうのおもひふくれて人の戀しき」と見ゆ、寛永年中印本食事正要到、まんぢうの外かつこ、けいしん、かぐなわ、こんどんを製菓子に名を附せし濫觴とす、いづれも麥の粉を砂糖に和し煎り或ひは蒸たるものにて候と書て其形をも載たり、左圖の如し。



同書中に小豆羊羹は大永年中に始るとあり、又永祿の頃當國守上杉家にて賓客へ栗のいほおこしを饗應されしこと古老物語に見ゆ、栗のしらげたるを煎り飴にてつなぎ表面に黒砂糖を塗し物なりしと云ふ、元祿の頃より粟を米に代へ單に岩おこしと唱ひ、此頃たんきりおこし、笹つけ飴も始りし云々、享保十二未年の反古の裏書に麥こがし、みぞれ、らくがん、駒の爪、あめこ、せんべ、くし、なた、やうかん杯と書しを見たり、製菓子は都て笹を象りし物と古老は云り。

◇ 天 然 痘

天然痘一名疱瘡と云ふ、本朝通紀を按するに、聖武天皇の御宇天平八年（千百五十五年前）夏より冬に至り始めて豌豆瘡を患て天死するもの多しと載て、細注に、初め筑紫より來り夏を経秋冬に涉りて止す、上は公卿より下百姓

に至るまで天死の者勝て計ふ可からず、俗に之れを裳瘡と云ふ、古しへより未だ曾て斯の如きの瘡あらず、此時始めて發するが故に醫人も治法を知らず、閩國大にこれを患ふと載たり、また國史略には天平九丑年始めて痘瘡大に行なはれ、正一位左大臣武智麻呂、正三位民部卿房前、正三位式部卿大宰帥宇合、從三位兵部卿左京大夫麻呂等の人々痘を病て薨すと見えたり、かゝれば一年の異同あれき斯る惡瘡の始て流行なす時節なれば二年に涉りしならん、按するに、痘は人間一世一度の大厄なり、小兒は此病に罹り死するもの多し、抑も此病源は小兒の生るゝ時口に胎血を含む呑下して腎經に至り時を以て發すと云ひ、また男女情慾を恣にして其火毒精血の間に遣り歳火と相感動して發するも云へざればたゞ常理を以て推宛る説にて、定かに信じ難し、極山中の人また海中孤島の人抔は生涯痘瘡を知らざるもの多し、此の人々も生るゝ時胎血を含まざる無く、男女の慾火あらざるごとくして痘瘡を患へず、また天平以前の人も然り、且年老て始めて痘を發するものあり、毒何ぞ發することの遅きや、獼猴、牛にもまた痘を病むといへれば人間にのみ限るに非ず、殊に一回病て後二回病すと云ふも奇ならずや、此の病は日限に定數ありて其外に出ざるも一異とす、勿論病の輕重に従ふ、所謂熱蒸三日（初熱と云ふ）出齊三日（放標と云ふ）廻漿三日（起脹と云ふ）貫濃三日（灌膿と云ふ）收靨三日（結痂と云ふ）其症和順なるは藥をも用えず、重きは苦悶哀痛見るに忍ひず、醫藥の効驗なきものとせり（俗に伊毛と云ふはこの痘粒だちて蓄積の膚の如し、故に名づくる物ならんと瀧澤馬琴は云り）然るに嘉永年中種痘とて俗にうる疱瘡といふもの行はれ、種痘新書なき云る書物舶來し、追々種痘の方法精くなりしは世の幸福甚しきものといふべし。

名家去就の部

◇上杉家去就

（前篇の續）

天正八辰年より翌年に至る上野、加賀、能登、越中へ兵を出して織田家の諸將と戦ふ、此頃蒲原郡の豪將新發田の城主新發田因幡守長俊未だ眞に景勝に服せず、景勝之を顧慮して兵を他國に永く出し置く能はず、是を以て織田の諸將跋扈し、上野を瀧川一益、信濃を森長可、加賀、能登、越中を柴田勝家、佐々成政倚角して略手す、同十年五月景勝兵を將る越中に入り勝家と戦ふ、又信濃へ兵を分ちて長可と戦ふ、同年六月信長其臣明智日向守光秀が爲め京都に弑さる、故に織田の諸將遽かに退陣す、景勝の兵尾撃して勝利あり、景勝之を停む、同年七月景勝兵を將る信濃に出陣し徳川、北條の兩家と戦ひ所領四郡の地を定めて歸陣す、同十二年羽柴秀吉使者を遣はし景勝に好みを請ふ、肯せず、同年當國大飢饉人民慘狀を呈す、景勝米貨を惠み之を救助す、同十三年五月關白秀吉は石田治部少輔三成等三十人を將る頸城郡青海落水の城へ來り城主須賀修理亮を以て景勝に面謁を請ふ、諸將共に秀吉を謀殺せんことを需む、景勝聽す即日直江兼續等六十人を隨ひ落水に赴むき三成と兼續の外は人を退け面謁して國事を談す、恰も親友の如し、後來の和親を結びて別る、同年七月景勝兵を信濃國上田に出し徳川家と戦ふて敗す、景勝大學して再戦を令す、徳川家の諸將退陣せり、同年十二月秀吉使を以て兼續等へ金品を贈り懇情を通じ來年景勝の上京を勸奨させしむ同月當國に大地震あり、田畑裂家屋破壊人畜巨多死亡し人民街路に彷徨す、景勝自ら巡視し米貨を與へて之を救助す同十四戌年五月景勝重臣を牽ゐて京都に登る、數千人の行列能く整理し寂として咳聲を聞かず、唯人馬の足音を聞くのみなりしと、秀吉饗應する甚だ厚し、禁闕に詣で正親町天皇の龍顏を拜し秀吉の執奏に依り正四位上に叙し、參議に任ず、同七月歸國す、同年八月兵を將ゐて新發田を攻め、新發田長俊を殺し國中統一せり、同十五亥年景勝兵を出して出羽國莊内の亂を平ぐ、同十六子年五月佐渡の豪將羽茂本郷の城主本間對馬守高貞叛くの報あり、六月三日兵を遣はし同月十五日高貞を殺し一國平定す、當時同國惣高十三萬二千石と云り、同十七丑年景勝再び京都に入り從三位に進み中納言に任ず、此時從將直江山城守四位侍從に、藤田能登守、泉澤河内守、安田筑前守四位に叙す、曾て山城守

兼續文武の材あり景勝最も之を寵遇す、同十八寅年秀吉北條家を伐つ、景勝及び前田利家之に隨ひ東山道より進撃し數十城を降せり、北條家亡びて利家と共に奥羽を平治す、同十九卯年景勝は越後始めの領國を巡視し政道を正す、同十月麾下の地頭大名中へ左の示書を出さる「覺」一地頭の正邪に依り百姓善惡にうつり候ものにて候聊たり共油斷有之間敷候事 一年貢諸等はなる程勘辨いたし惡作の年は前年より少分たるべき事 一何事も古法を守り利慾の爲に新法を立百姓を苦しませ申間敷候事 一忠孝の道理常々教訓可致事に候女共えは貞節の道理自然相分り候様肝要に候事 一年貢諸等取集めに相越させ候役人共百姓え對しがさつの義無之様可申付候事 一百姓は國のたからに候間なる程堪忍可致候彌々不法申募りちめんに抱はり候は、討捨可申候事 一訴訟は双方共能々聞糺し可致沙汰候必ず依估最負いたす間敷候事 右條々堅く可相守候以上 天正十九年辛卯十月日 景勝 在判 地頭大名中え」文祿元辰年朝鮮の役に景勝は秀吉に隨ひ肥前の名古屋に陣營し、同二巳年精兵を將る朝鮮に渡り釜山に戰ふて歸朝す、當時上杉家の領する所田畑開け歲入三百萬石と稱す、其領國謙信以來の德澤を慕ひ人民能く歸伏せり、秀吉密かに此の榮耀と景勝の才能を畏懼し越後を沒收して他國へ移さんと欲し、慶長二酉年秀吉親しく景勝に其歲入幾何を問ふ、景勝其削られんことを慮し七八十萬石而已と虚を以て答ふ、秀吉偽り驚き名家に何ぞ歲入の少きやと、之を陸奥會津に移し高百廿萬石を授く、其長臣直江兼續を出羽米澤にうつし高卅萬石を授くるの命あり、移るに三ヶ年の猶豫を與ふ、景勝其實を以て答ひざるを後悔せり。

(以下次號)

◇内藤家去就

岩船郡村上の城主にて高五萬九十石餘を領せし内藤家は、本國參河國にして内藤彌次右工門清長二男三左工門藤原信成(信成は徳川廣忠三男なりしに故有て清長の養子に附せらる、室岡部内膳正長盛女)を初代とす、天正十八寅年領地一萬石を以て伊豆國菲山に封ぜらる、慶長五年十二月より駿河國府中に在城、後豐前守と改、長男紀伊守信正

(二代、室石川長門守康道女) 二男石見守信廣分家す、信正長男豐前守信照(三代、室阿部備中守正次女) 長男豐前守信良(四代、室松平大和守直基女) 長男豐前守式信(五代、室松平大膳大夫綱廣女) 后紀伊守と改、享保五年(百七十一年前)より村上の城主と成る、長男紀伊守信輝(六代、室松平阿波守綱矩女) 長男紀伊守信興(七代、室奥平大膳大夫昌成女) 長男豐前守信旭(八代、室毛利甲斐守匡敬女) 養子紀伊守信凭(九代實は信旭弟、室松平宮内少輔忠恒女) 長男紀伊守信敦(十代、室松平甲斐守保光女) 長男紀伊守信親(十一代、室酒井左工門尉忠器女) 后信思と改、養子紀伊守信美(十二代實は内藤志摩守正誠弟)にして明治維新となれり。

◇片田の里見家去就

古志郡片田村里見權左工門は、當國の名家にて南朝に屬し處々に戰功ありし里見大膳亮が嫡流とす、古記に曰く、大膳亮は刈羽郡安田の城主なりしが、南朝の爲め魚沼郡妻有莊に移り主從地を異にして時運を窺ひしも回復の期なきを覺悟し、南朝元中の初め從臣と共に同郡川井谷へ入り諸氏を廢し田中氏と改め各々農に従事し、田畑を開き川井の一村を成す、家毎に重代の刀劍古器物を藏す、後年主家大膳の嫡流田中權左工門は當村へ移り代々豪農の名あり、安政年中川井村舊從臣の子孫等相謀り各傳來せし什寶を残らず權左工門方へ納め、永世の保存を委頼せり、是より權左工門は里見氏に復す、珍寶數品中にも新田義顯の兜、里見大膳亮の鎧は著名の物とせり。

◇高見の南家去就

楠正成三男正儀の男楠六郎正賢は君父の仇を討んと、南帝の勅許を得て新田一族の舊領なれば共に謀る者もあらんと元中八年北朝の明德二末年譜代の郎等十餘名を隨ひ當國へ來り緣故ある諸將をかたらひければ、已に北朝の聖化に歸し義兵の舉に應ずる者無く、殊に翌明德三申年兩朝御和睦、南帝吉野より歸洛し玉ひければ、正賢爰に斷念し、古志郡高見村に入り楠の扁を除きて南とし、扁の木を森につくり南森右工門と稱し郎等と共に農に移り民間に終りしよ

り子孫代々此の姓名を襲ふ、重寶とせし楠家の軍法書三卷を寛永年中長岡城主牧野家へ差上しと云り、今尙ほ楠家譜始め三四の古器物を藏す、當家の分れ又其郎等の子孫と稱するもの數十家同村及び近村に相續す。

◇ 寺泊の五十嵐家去就

三島郡寺泊町五十嵐氏、通稱は往古より菊屋喜兵衛と云ふ、文治三未年源義經主從止宿、承久三巳年順德天皇御逗留、永仁六戌年二月冷泉大納言爲兼止宿あり、家に源頼朝より賜はりし傳馬人夫の記録、辨慶が書し借用手形、順德天皇及び爲兼よりの賜物等數品の重寶を傳來せしが、慶長年中當國の支配職堀秀治菊屋に對し意趣ありて春日山の城下へ引寄せ閉囚し財寶を沒收す、此時古書器類悉く紛失せしと云り、其後新發田の城主溝口宣勝縁故ありて堀家へ詔を不入れ放免と成り、新發田に三年差置き、同十六亥年寺泊へ歸住、以來再び家運開き今尙ほ相續し義經旅宿の頃より不轉不換の家作にして古雅のものなりしに、明治二巳年九月同地火災の折り惜むべき古作残らず灰燼に屬せり。

◇ 佐渡山の野神家去就

西蒲原郡佐渡山村野神家は、祖先某猛勇にして其頃此邊人民に害を成す野神と云ふを退治し、衆の憂苦を除きし賞に、大同二亥年七月十六日將軍坂上田村丸より野神の氏を賜はりし書付今に保存し代々家聲を陷さざる豪族なり。

◇ 養和田の星家去就

北魚沼郡養和田村星德藏の家は、建久四丑年五月富士野の狩に當代星次郎作身の丈七尺三寸、量卅八貫匁、大力無双なりしかば魚沼郡より課役人撰拔五名の一にして拔群の働きを成し、源二位頼朝より扇子に感狀を添て賜はる、扇子は骨竹のみ存じ非凡の物なり、感狀は紙面朽ち文字幽が見ゆ、公の花押あり、因に記す、南魚沼郡六日町村通稱丹後屋には右狩に關する古書數通を藏せり。

産物の部

◇ 米 穀

米は當國産物の一にて良質を有す、就中粳は古志郡村松、三島郡親澤、刈羽郡坂田、北蒲原郡水原地方、糯は古志郡福道地方に著名の美品を産す、都て平地の産は搗減多けれり味良し、山地の産は搗減少けれり味劣れり、壹俵の升入は土地の舊慣に依り區々なれり所謂在米と稱する大概は地藏堂、三條邊は四斗三升場。高田、直江津、糸魚川、六日町、十日町、小千谷、柏崎、出雲崎、寺泊、村松、今町、村上邊は四斗四升場。長岡邊は四斗八升或ひは五斗場。與板、見附邊は五斗場。吉田、卷、曾根邊はさやかけ四斗七升さや無し五斗三升場。新潟、新發田、沼垂邊は六斗場とす、又新潟港にて賣買するに大別して四等とす、所謂加治川下りを一等、四川下りを二等、長岡下りを三等、其他は通り米と名け四等とせり、維新前各領貢米大坂廻しの格附は桑名領、村松領、新發田領本地、與板領、椎谷領、三島、刈羽の公料は上等。高田領、長岡領、糸魚川領、黒川領、三日市領、上之山領、頸城、魚沼、蒲原公料は中等。村上領、新發田領新田は下等とせり。○大豆は西蒲原郡吉田、南蒲原郡出雲田莊、中蒲原郡菅名莊、古志郡川西地方（豆腐を製するには當國産を最上とす）○小豆は中魚沼郡妻有莊、古志郡禰拔莊、西蒲原郡松野尾地方。○小麥は西蒲原郡五十嵐濱、赤塚（能登國輪島にて製する素麴は多く當地の産を用ふ）北蒲原郡新發田地方。○粟は魚沼三郡地方。○油荏は中魚沼郡秋山入。○菜種は西蒲原郡赤塚、古志郡土合地方。○黍は中蒲原郡沼垂地方。○胡麻は中頸城郡高田、南魚沼郡浦佐地方。○稗は古志郡八町沼の田稗、東頸城郡松之山地方の畑稗。○蕎麥（仁明天皇承和六年七月畿内諸國の司に令して蕎麥を種せしむと續日本後紀に見ゆ）は刈羽郡別山（特に名産にて昔日領主松平越後家へ貢納とせり）東頸城郡松之山、中魚沼郡秋成、北魚沼郡三佛生、中蒲原郡七谷地方等（大豆以下は都て六斗を以て一

俵(す)にて以上は皆古來より名産の地と言傳ふ。

◇ 菜 草

○大根は西蒲原郡五十嵐濱、中蒲原郡津島屋、古志郡横之山、三島郡片貝。○大蕪は新潟在。○蕪菜は長岡。○若菜は南魚沼郡大崎。○里芋は西蒲原郡車場、北蒲原郡紫雲寺邊、三島郡道半。○山芋は中頸城郡鉢崎山、南魚沼郡上田山、北蒲原郡中川山。○蒟蒻は中蒲原郡小堀。○葱は西蒲原郡青山。○牛蒡は三島郡蓮華寺。○生姜は古志郡中澤。○甘瓜は北魚沼郡小千谷、三島郡與板、中蒲原郡天野。○獨活は同郡河内山。○落は北魚沼郡銀山、西蒲原郡新通。○百合根は刈羽郡黒姫山。○蕨、紫蕨は東頸城郡松之山、西頸城郡駒ヶ嶽、北魚沼郡湯之谷。○山葵は南蒲原郡下田山、中蒲原郡河内山。○防風は刈羽郡荒濱、中頸城郡黒井濱。○菱の實は西蒲原郡鎧湯、西蒲原郡上關湯。○蓴菜は北蒲原郡水原邊、三島郡圓上寺湯。○蓮根は北蒲原郡葛塚邊。○松茸は中蒲原郡村松山、中頸城郡五智山。○松露は同郡湯町山、西蒲原郡松山。○椎茸、木耳は南蒲原郡下田山、中蒲原郡河内山。○和布は岩船郡粟生島。○海苔は同郡海府、三島郡寺泊、刈羽郡鯨波、中頸城郡笠島地方にて皆古來より土地の名産と言傳ふ、又西瓜(寛永四年琉球より薩摩へ渡る、慶安の頃長崎にあり、當時人怪しみて食せず、寛文延寶の間大坂に傳へ伊勢の津に作る、頗る繁茂す、城主薩摩侯賞味ありて江戸へ渡り是より衆人の食するものとなる)は三島郡勝見、中蒲原郡松橋地方。○甘藷(元祿のすへ琉球より薩摩へ渡る、享保のすへ江戸に傳へ、寛政の初め諸國に流布せしと云ふ)は刈羽郡砂山、三島郡朝日地方。○南瓜(天和年中南京より長崎へ渡り追々諸國に流布す)は長岡地方。○馬鈴薯(寛政の初め三島郡岩田村の農夫某甲斐國より種子を持來り試作す、皮色赤し、文政七年古志郡栖吉村農夫四郎左工門上野國より白色の種子を持來り試作す、之を嚙矢とせり)は北魚沼郡穉生地方を以て名産とせり。

◇ 食 鹽

西頸城郡青海、寺地、田海、糸魚川、梶屋敷、藤崎、中頸城郡長濱及び犀濱村々、刈羽郡荒濱、大崎、三島郡井の鼻、久田、山田、志戸橋、郷本、大和田、野積、西蒲原郡角田濱、五箇濱、北蒲原郡島見濱、太夫濱の浦々は磯邊の砂原を均し潮水を灌ぎかけて日に乾し斯ること兩度其砂より潮を垂れ鐵製の大平釜へ没入れ火に焚干て食鹽を製す之を掛鹽と云ふ、就中荒濱は土地高く乾き宜しきゆへ秋の末まで掛る、大和田邊は味ひ最と美なり、青海邊は鹹ゆし又岩船郡野島、間島、柏尾、馬下、脇川、寒川の浦々は前は軒下より海、後は高山なれば潮を灌ぎ乾かす砂濱なければ、薪最と多くあるゆへ潮水をすぐに釣釜の内へ没入れて焼く、其の釣釜の拵ひ方は三方に石を竝み之に梁木をかけたに竹すだれを張り壁材とし練たる土五七寸及び石灰を塗つけ釜を上の小屋木に釣り潮を没入れ強く火を焚き鹽となりしを端へ搔あげ、潮を加ひ火を焚がゆへ少しにても没入れを怠れば土石灰乾き釜破れ崩るゝに依て人多く集り晝夜間斷なく焼くものとせり、以上の各地より輸出するに俵賣は少く升賣の方多し、すべて西國地方の製鹽より美味を有せり。

習慣の部

○ 當國の農家は邸地の位置に依ると雖も、大概は東向に造り物數寄に造作するは格別、普通の本家は東北を開き西南を塞ぎ之れを正坐とし、神佛の檀を置き、東に上下の出入口を開き、西北に一方の裏口を設く、南に坪數の多少に限らず庭園の形を造り椿水松(俗におつこと云)の常盤木及び笹を植ゑ、雪隠は本家の東北へ斜に置き南口に設く、土藏は西南の方に造るべし、邸地の周り彼我の日蔭を遠慮し杉を植、榎、樅、欖は猥りに植る勿れとは古來よりの言傳へなり。

◇家を造るとも造作は悉皆整理せず、二三ヶ所は必ず後主に仕繼すこととせり、徒然草に内裏造らるゝにも必ず作りはてぬ所を残す事とあり。

◇邸地には蓼、黄蓮、水仙、薄荷、大黃、細辛、車前等の簡便なる藥草二三株づゝ又馬を飼ふ家にはアセボの木を必ず植置くものとせり。

◇畑（上古の書には圃夫より畝と書す今は普く畑と書り）の境界には彼我立逢にて所々へ石根を埋め或ひは土を窪め、畝道一緻通り引るゝだけ明置くものとせり。

◇往來する路傍に休み居る人、又は農業何れにも往還近く居る人あれば通り行く人は知るも知らぬも必ず時候の挨拶して過るものとせり、之れをせざれば彼れは禮を知らざる者と見陷すなり。

◇來客へ煎茶を饗するにお試みと挨拶して主人最初に之れを取り飲始むるものとせり。

◇物入れて贈りし器物を洗ふか或ひは拭ふて返さるゝを不和合の基ると厭忌せり。

温古學問答の部

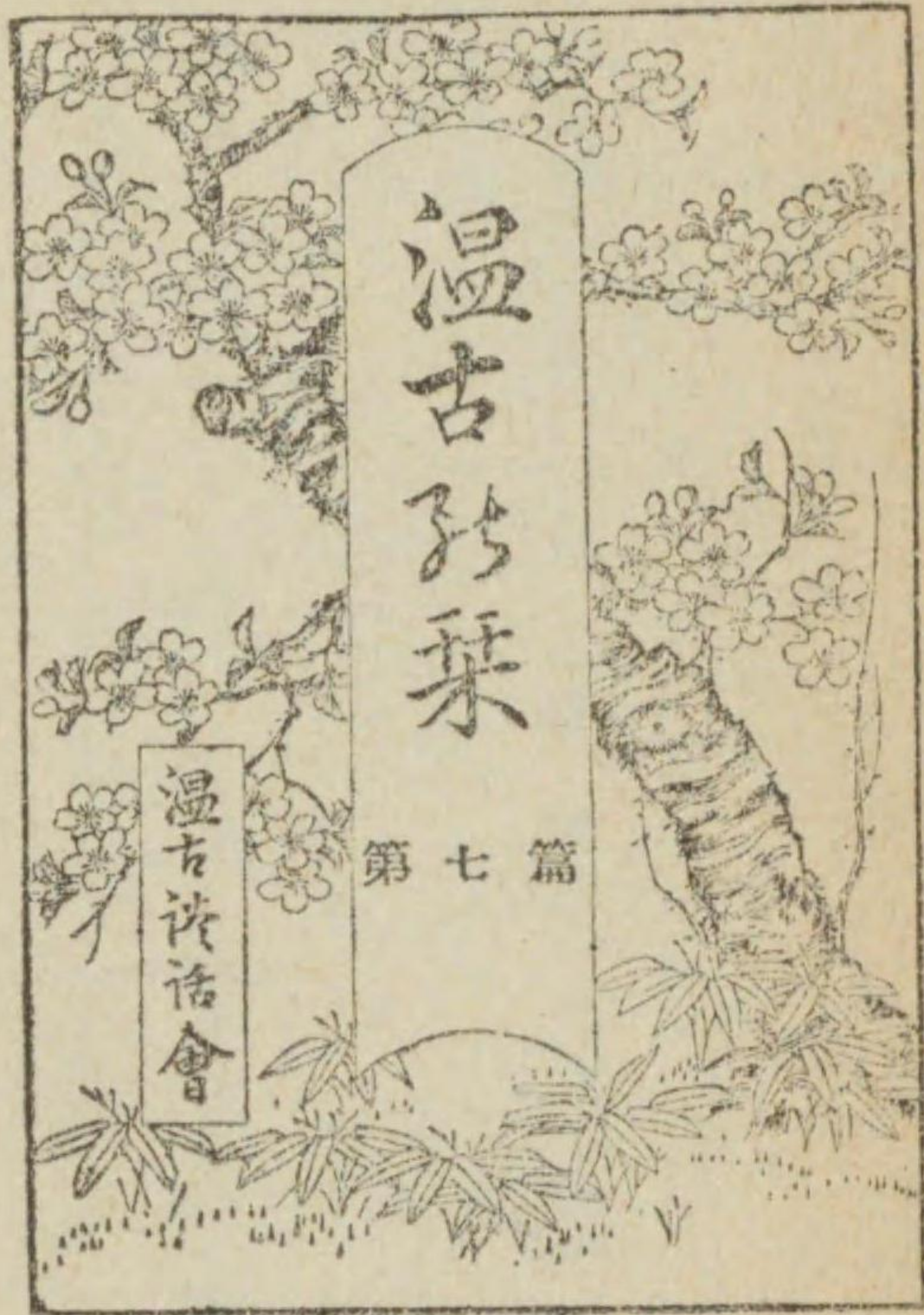
◇碓井の落書の答 寛永年中の寫本に、碓井の落書は古しへよりの言傳へにて其讀やうは「八萬三千八百三十八」と云り。

三四四。一八二。四五十二四六。百四億四百云々、或る説に初句を八萬三千八百と云り。

大平智順

◇庭竈の答 實曆の頃までは毎正月七日、十五日の兩日は庭いろりとて内庭へ新たに爐を設け（是を地火爐と云ふ）飲食を煮焚し、家内皆ともに常の食事場を去り其竈の廻りに團居して三食を成す、之れを庭竈と云り、魚沼郡の山間杯には今尙ほ其遺風ありと云ふ、五元集拾遺（元祿二年の句）に「高き家に登りて見ればの御製のありがたきを今もなほ」「叡慮にて賑はふ民や庭竈」芭蕉「庭竈午も雑煮に坐りけり」其角

金井祥一郎



<行刊日五十月八年三廿治明>

會 說

白堊旭日に映し凌雲巍々として峙つ煉瓦屋、元と是れ片々たる瓦石の結合より成る、而して此等個々の瓦片を連結せしむる一セメントなるものなくんば奚ぞ能く家屋を構成するを得んや、是を以て若し瓦屋にセメントなければ高樓大厦も忽ち瓦解して疊々たる瓦片に變ずるのみ、國家に於けるも亦如此乎、人民相集まり一の國家を組織するには其多數人衆を結合せしむること尙ほ瓦屋のセメントに於けるが如きもの存せざるを得ず、即ち習慣、言語、宗教の三者之れなり、若し多數人衆間に此三者の存して人心を結合せしむるなくんば所謂人類の烏合に止まり、瓦石の疊々たる何ぞ撰ばん、吾曹は言語、宗教の必要なることは之れを后篇に論じ、本篇に於ては習慣の國家成立上に緊要なる關係ある所以を一言せんと欲する也。

習慣とは國民相互の間に發生する一の規則なることは誰も疑はざる所なるべし、卑近の例を以て示さんに、途中知己に遇ふて頭を垂れ、赤子の生るゝや赤飯を近隣に配はるが如き皆之れ一の習慣なり、故に人あり若し此習慣を破るあらば彼は無禮者なり、彼は吝嗇者なりと、直ちに道德上の制才を受け、身を交際場裡に入るゝ能はざらしむるに至る、習慣の暗に吾人相互の行爲を抑制し以て國民の團結を鞏固にし、其羈絆を脱せざらしむるに大に與りて力ありと謂はざるを得ず。

以上開陳せし所に依り之れを見れば、習慣の重んず可き且つ理由なく變更廢止し得べきものにあらざることは推理上將に明かなるべし、然りと雖も數多習慣中或は僻習陋慣なるものあり、或は今日の時宜に適せざるものあり、是等は固より進んで打破し其跡を絶ざる可からざるも、世上急進者中稍もすれば敢て害なき習慣をも併せて廢滅に歸せしめ、風土人種の異なる他邦に發生せし習慣を以て直ちに充用せしめんとするものあり、是れ誤まれるの甚しきものと云ふべし、何となれば、習慣は一國民間に自然と發生する行爲上の繩規なれば、國民の異なるに隨ふて發生する習慣も亦異ならざるを得ず、故に英、佛、獨等特殊の習慣ありて以て獨立なる國家を組成するものなり、今此等諸國の習慣を採用して人種及び智識進度の大差ある我國に移植せんと試むるも決して行はるべきものにあらず、徒らに人心の結合力をして薄弱ならしめ、國家の大患を醸成するを知らざらんや、世の憂國の士少しく顧みる所あれ。

沿革の部

◇長岡領檢地法

牧野家は元和四年四月更に古志、三島、刈羽、頸城、蒲原五郡の内高六萬四千石餘を受領し長岡城へ移る、同六年古志郡の内にて一萬石加増あり、同七年刈羽、頸城の領地を三島、蒲原の内便宜の地にて替地と成る、先領主

引附の通り収納させしめられたり、此頃家中宛行は檢地入已前に付先領主引附高を以て知行高二百石取以上は古志郡中にて地方取とせり、尤も一村を一家へ宛行はれず何れの村も四五家づゝ入會にて分ちたり、然るに水旱損に際し各家所得米區々なりければ、寛永二五年八月十日地方取の面々連署歎願に依り地方取を廢し、知行高四ツ八分取（高百石に米四十八石の宛行なり）と定めらる、承應三年年に至り領内村々一旦惣檢地濟高免相を極む、尤も檢地入は各領法を參考し田畑屋敷共一反歩は三百坪、之れを量るに一間六尺五寸竿とす（新田に限り一間六尺竿）管繩は大繩場と雖も長六十間に限る、三十間に一間半の用捨あり、石盛は上田一反歩高一石五斗、中田同一石三斗、下田同一石二斗上畑同七斗五升、中畑同五斗、下畑同三斗七升五合、屋敷は都て上畑とし、庄屋居屋敷は一軒に六畝歩、百姓居屋敷は一軒に三畝歩づゝを免除す、又屋敷の四壁、山際、大敷際は一間づゝ、木下は二間づゝ、川岸通り一間半づゝ、（之れを船道と云）大道際は双方三尺、細道際は同一尺づゝ、大畔は三尺、小畔は一尺五寸づゝを竿除と定めらる、地味の上中下に應じ一ツより九ツ九分までの免（免一ツは石盛高一石に収納米一斗なり）を附し本途、古新田、外新田、新田と四括りに大別し（天保年中より新々田の一括りを設く）諸役掛高、諸役免許高、五ヶ年諸役免許高、五ヶ年免下高、見取年貢高、五ヶ年見取年貢高の六目に分ち、其他山高（山は三千坪を以て一反歩とす）野手高、漆役高（漆木一本に二升づゝ）鮭役高、鮎役高、築役高（以上三口は往古信濃川沿岸村に限る）等之れを合せて惣高と云ふ、又特更の不定地は見取場、反高場と成し高役を許されたり。

◇ 同 收 納

収納米は正納に限る、一俵四斗七升入とす、其徴收方は毎年立春より二百卅日目に初納と稱し今挽の良米を以て村の大小に依り五合以上四升までの定例ありて之を其組本藏へ斗納す、次て十月廿日より十一月廿五日までを納米の期日とす、村々組合を定む、之を番割と云ふ（年に依り九月下旬今挽或ひは新穀を以て若干の早納を命せらるゝことあり

又十月十日前後より納米を始むることあれど、空番と名け番割を定めず）本藏は上組、北組（共に長岡町）西組（本大島村）枋尾組（枋尾町村）河根川組（河根川村）卷組（卷村）曾根組（曾根村）の七ヶ藏及び枝藏（本藏遠隔の地に十五あり之を郷藏とも云ふ、納めし米を逐次本藏まで移す、運送費は其枝藏限りの負擔なれば追々斗入減少し、過納村々より多分買次ことに成れり）へ良米を撰み、粃碎米を除去し四斗七升を俵二つに分ち入れ、番割の前日に本藏（或は枝藏）近き民家へ庭入を頼み運送し、當日は米見役の精密なる検査を受け壹俵に斗納す（俵毎に村名米斗主及び米見役の姓名を記せし小き木札を内外へ挿す、其斗納米を翌年藩中渡し或は津出し（新潟下しを云）の砌り多くは貫目を用ふれど時に依り内を改むるを榊廻しと云ふ、古例を以て正、二、三の三ヶ月は四斗七升、四月は四斗六升、五月は四斗五升五合、六月は四斗五升、七月は四斗四升、八月、九月は四斗三升五合、十月、十一月は四斗三升、十二月及び年越は四斗二升五合とす、其定法より減少すれば米斗主より時の相場を以て償米代金を取立らる、又貢米を新潟下しの節、瀬掛り、落風、ざいたゝみ、まゝうてに罹り難船すれば船道より六分領中より四分の損失を辨ふ、尤も八月より末の下し米は領中へ損失かゝらざるの定例なり）毎十一月十五日附を以て奉行役より當納年貢書附（之を割付と名く）を村々へ下附するの例なり、年として十一月廿五日まで納残る時は端斗と名け、番割に拘はらず斗納す（領主の都合に依り収納の内、粃納或は糯米納を命せらるゝことあり）曾て米藏便宜の村々にては遠隔村々の不納買次を豫算して自村の収納額より多く斗納す（正米直段とて價貴し、之を所徳とせり）翌年四月下旬皆濟の定なれば、納不足の村々は納過の村々より（庄屋の切手にて）或は藩中の拂米（各組代官役の切手にて）を買受る、之を場米又は次米或は立用米と稱す、又證文通とて収納差次に用ゆる一種の場米あり、何れも其組代官役の主任とす、偕て四月皆濟の當日に至り尙ほ不足米ある村方は其組割元役の取斗ひを以て之を貸付（割元通米と云ふ）収納額に充しめ、又過米ある村方も之を割元役へ預け其組代官役より皆濟の證を渡さる、之を片書と名く（古例にて二ツ折の紙片表に書終るを以

て爾いふ)尤も新穀出来より翌四月皆濟致さる内は猥りに他領へ出穀を停止す(特に凶作の年は常に他領へ出穀を嚴禁す、之を穀留と云ふ)同六月廿二日より跡場仕切と稱し、四月皆濟の折り過不足の實際を割元役之を監督し、差引を嚴密ならしむ、同月晦日を以て尙ほ不足米を償ふ能はざる村は代官役之を沙汰し、其村の庄屋を其組本藏の邸内に設け置たる證人藏(元は水牢より起る、子細は次篇に譲る)へ入れ(天保四巳年以前は不足せし百姓を未進貢とて之へ入れたり)飲食は自辨たらしめ晝夜の番人料(一晝夜米六升づ)は五十日までは其村費、五十日以上百日までは其組内より三分一救ひ、百日以上は同半救ひの定法にて、不足代金を償ふの日まで其責任を盡さしむ、其他運賃米目拂米、萬米、宛人給米、人夫給米、大豆、油荏、稗、白苧、白布、眞綿、紙、麻壳、糠、藁、炭、繩、葛葉、入草、疊裏菰、雪菰、苜、蕘、野萱、入萱、草葎、柿澁、山蠟、里蠟、抓漆、青松枝、護摩木、蕪菜、干菜、葉喰、干田螺、すし米、黒平大豆、黒胡麻、鶏の羽、二歳駒等國役高割(之を惣高と云ふ)諸役掛高割(之を役高と云)米納割(之を納石と云)及び定納あり何れも正納にて中には相當の代米代錢を下附さるゝもありし、又百姓屋敷廻り(檢地入の節三畝歩づゝ免除の分に限る)に松、杉、桐、樺の内三本づゝ及び百姓持山林立木の内十本に一本、五十本に二本、百本に三本(以上百本に付二本まし)の割合にて、前四木の内上木を撰み用木と稱し山見役之を監督す、事の時は伐木して官に用ふ、之を三畝木或は帳木と名づけたり。

◇ 同 役 銀

夫銀、藏敷代、細木代、成木代、新漆代、入木代、入炭代、本川役、海役、山役、國役(享保十二未年公儀に於て初めて諸國に國役普請を施行ありて國役銀を取立らる、河海普請の難易、領主の大小、損害村の廣狹等に依り夫々嚴密に制度ありしものなり)城地圍役、萬銀等は國役高割、諸役掛高割、米納割及び定納あり、又金引役、鮭役、八ツ目役、網役、新網役、まさ役、築役、鵜繩役、高綱役、馬口役、船道役、問屋役、山獵役(山中村々に人員定數あり

武器役所より四匁玉以下の獵銃を下附あり、定員の内死或は廢業のものあれば吟味のうへ引續人を許さる、役銀は無く非常の節命令を承はるべしとの誓書を徴せらる)酒株役(凶年には本造石高より若干減石造を命せらる)質株役、麴室役、藍瓶役、絞油役、茶役、大工役、木挽役、鍛冶役、屋根葺役、桶工役、疊刺役等は其職業者より取立らる、又長岡町入役銀は享保十二未年正月朔日より米一俵、但し四斗入銀六分、寺泊行は一匁、大豆一俵、同五分寺泊行は一匁、小豆一俵同上、油荏一俵同一匁、胡麻一俵同上、小麥一俵同五分、蕎麥一俵同上、魚油類一樽同二匁、上田烟草一個同五分、上州烟草一箇同五分、但し仲葉一匁掛り、信州烟草一箇同二分五厘、但し仲葉同上、上田會津薪一坪同五分、堅炭一俵一分、編木綿一反同五厘、京下り機荷一箇同四匁、大坂下り同一箇同一匁、操綿一本同二匁五分、美濃茶一本同二匁、村上茶一本同一匁五分、五泉茶一本同上、紅花一袋同三分、餅一束同四厘、鯉一箇同二匁、是に類せし鹽肴同上、鹽大一俵同一分五厘、同小一俵同五厘、飯山酒一升錢五文と定められたり。

◇ 河 海 漁 業

信 濃 川

信濃川沿岸村々にては上杉家及び堀家の引附に依り鮭役高、鮎役高、築役高、本川役銀、鮭役銀、網役銀、巻役銀、鵜繩役銀、築役銀、八ツ目役銀の十種あり(村毎に有無又は不同なり)其鮭役高、鮎役高、築役高(天正十年の調査に依り今は信濃川に距たりし村方にも有之)は取箇定五ツ(則高一石に貢米五斗なり、又役銀は十匁を以て高一石に相當する古法なり)右三役高及び本川役銀は其村惣高に割合上納す、其他鮭役銀以下六種は村例に兩様あり、一は其村内に漁業株の定員(之れを川人と云)ありて是を割合上納し、其定員の外は漁業を成す能はず、一はすべて其村惣高或ひは百姓戸數に割合上納し、村民順番或は救ひの爲め貧者に業を成さしめ、其取締は古法に準じ村吏之れを監督せり(上杉家在國中は目附役の内より漁場奉行と稱し、千石以上の大名役にて時々巡回のうへ直曲を嚴密沙汰ありしと云)時に承應二巳年九月當時高田領と長岡領信濃川沿岸村々人民漁業場の義に付妙見河原にて争鬭を成し傷死數

名あり、故に高田より奉行役安藤武右工門、大場十兵衛、長谷川彌右工門、長岡より同真木平兵衛、梅澤墨之丞、保地彦右工門出張ありて、同月廿三日立逢取交せの箇條書を渡されし以來訴訟起る時には之を證として裁斷あり、其文言は

一、今度立合の上信濃川岸不易の地へ境塚築立候に付所の者以來古川に相成候共可守之候村々境塚を越候上我まゝに網遣ひ候義越度たるべく候事

一、本川筋へやな打候義堅く不相成候尤さくれ川にやな役高やな役銀有之候村方も二間以上は開き置可申事附り他領者は不及申同領者といふ共正當の故障有之は可除候穿鑿の上非儀の申掛に候はゞ可爲越度候事

一、本川役高鮭役高無之村の者は網役銀相立小でくり遣ひ候歟又は本川役鮭役高銀上納有之村方の地をかり受候義は相對勝手たるべく候事

一、其外川漁の義少々の分は相互に堪忍可致候事

一、自今以後網場所其外論出來候はゞ早々奉行所へ可訴之吟味の上他領へ非儀申掛候はゞ可爲越度候事附り他領者は不及申同領たりといふ共かさつ成儀致掛候はゞたとへ利有之といふ共越度たるべく候事

右五ヶ條の趣双方相談の上相極め候間自今以後決して違亂有之間敷者也

承應二年癸巳九月廿三日

前 六 名 連 印

鮭(倭名抄に佐介、鑑俗に鮭の字を用ふ、當國第一の名産にして魚沼郡、魚野川等の稱は此鮭魚に起ると云り、魚類は多き中鮭に限り國俗は單に魚又雌を女魚、雄を男魚と稱す、信濃川筋長岡より南にて捕ふるを前川と名づけ美味なり、毎七月二十七日(陰曆以下同し)網下しとて業を始め、寒入の日より網流しとて止業する古例なり、初鮭をハツナと云八月中に捕ふなり、信濃川の初鮭は慶長の初め魚沼郡坂戸の城主堀家より献上せしに、元和四年以後は古

志郡長岡城主牧野家より献上なり、故に他領にても同川筋の初鮭を捕ふれば牧野家へ納むるを例とす(若し捕ひしを隠して他へ賣時は、牧野家より其領主へ照會ありて嚴罰に處せらる、又初鮭より三番鮭までは捕ひし日の中に數十里の川筋村々にて是を知るは敢て觸告しにも非ず、又一二三と凡そ十日以内に捕ひらるゝ杯いづれも奇とす、年々の初鮭は大概魚沼郡川口村と三佛生村の間に捕ふ)牧野家より賞として一番に藏米三石、二番に同二石、三番に同一石五斗を賜はる、偕同家にては一番鮭を晝夜兼行の早打にて將軍家へ捧らる、之れを禁裡へ奉る、半身は供御に備はり半身は尙ほ江戸へ下り柳營に於て三家三卿、加賀、越前の兩家相伴の調味あり、二番鮭も早打にて將軍家へ捧らる、之れは老中、若年寄、井伊、本多、酒井、榊原及び國司の諸侯へ分與あり、牧野家にては一番、二番鮭は早打にて遣はさる相濟しと江戸邸より達し次第、宰臣以下近習目附までへ祝酒を賜はる、偕三番鮭は當主在府の年は早打にて遣はさる江戸邸にて料理し一のヒレ一片を國元へ下し是を悠久山へ備ふ、餘は當主及び家門にて調理し、そゝわけと稱し江戸詰宰臣以下近習目附へ一片づゝを與へらる、尤も當主在城の年は在府の家族、家門、用人以上へ一片づゝ箱詰とし早打にて遣はさる、將軍家若君西之丸に在せらる時は五番鮭までを納めしむ(賞米四番藏米一石外に増金、五番同五斗外に増金)三番、四番は西之丸へ早打にて捧げ五番を當主の食用とせらる、江戸送り箱の拵ひ、獻上方等何れも重臣の掛りにて古格に據り鄭重なるものとす(同家より鮭獻上の品目は初鮭、二番鮭(八月中)鮭麴漬(九月中二尺一寸より三寸まで、一尾鹽三升)子籠鮭(十月中二尺より一寸まで)鮭筋子(十一月中一筋に鹽五勺漬、四十六筋入、桶は橢圓形にて内法長一尺三寸五分幅一尺五分深八寸)鮭鹽引(十二月中二尺一寸より三寸まで、一貫匁に鹽一升の割鮭披き(二月中丁二尺)之れ定例なり、又鮭は九月下旬より子を産、之れをホリに附くと云ふ、川瀬深からざる處の砂を尾の先にて穿ち窪くなりし處に雌魚はらゝ子を産その上に雄魚は白子をかくれば岩の如くに固まる、翌三四月に至り砂中の子うまれ出づ、初めは一二寸月日を経て次第に生長し水流につれて海に入り、秋に至り産所を慕ひ水上す、

二尺四五寸に及ぶ年魚には最と奇なり（年魚に非ずとの説あり、次篇に解べし） 儲冬に至り段々川上へ登り信濃川筋は妻有の奥物瀧を限り、魚野川は上田、六日町に近く明神岩を限りにて形衰へ色黒く變じ水に押流されて下る、此頃は味も粗となる、之れをサビルと云ふ、二貫匁以上のものをアシツキ又オホスケと云ふ（因みに記す、天明の頃蒲原郡三條邊にて六貫匁の物、其後魚沼郡三佛生村にて六貫七百匁の物を捕ふ、古今未曾有と云り） 鮭は聞に疎く見に敏きものなりと云ふ、多く捕ふるは新潟邊なれさ下魚とて味劣れり） 漁は方言に據れば、所謂イクリ（古書の魚操なるべし）は漁船二艘四人を一組とし、内二人は網（長三丈幅一丈許り、上のアハ計りにて下の足なし、秋の土用までには鮭の中信濃國諏訪の湖（信濃川の水源より同湖へ通ずる小川ありと云ふ）へ登るものとし、古例にて網の一符を二目切て其通路を妨げざるを表す）を採り、二人は楫を採り鮭道の川筋を漕連れ網の浮ざるやうに流下す。コデクリ（古書の小手操なるべし）は鮭道をトし一人漁船に乗り或は沿革に架臺し之れに坐し袋の如き網を水上より流し淺深を測り、搔に手練あり、之れを搔あみとも云ふ。

（以下次篇）

神社佛閣の部

◇ 佐多神社

中頸城郡關莊直江津町鎮坐延喜式内佐多神社は祭神詳ならず、里人は天王の宮と云ふ、上杉謙信崇敬ありて永祿年中同町高の内六十三石八斗を寄附ありしこと同家の記録に見ゆ、例祭六月十五日（陰曆）祇園會には神輿を高田市中へ渡御し、假宮に於て神事あり、同十七日同所稻田の大橋より船にて還社するを古例とせり。

◇ 三島神社

三島郡三島谷村三島神社の境内は山高く谷深く松柏森林の内に社頭あり、祭神大山祇命にして延喜式内三島神社最

初臨幸の正蹟なりと云ふ、神寶の古鏡は今に保存す、往古より同村本途高の内五十石の神領ありしが、地頭の歸依に依り刈羽郡劔野村へ遷社せしと言傳ふ、古しへ神領の地を宮田と唱ふ、境内の山林及び若干の田畑は引續き領主より維新前まで免除地とせられたり、刈羽郡二田村物部神社の神官吉野家に於て祭祀を兼務せり、附記す、三島神社の正蹟に異説あり、次篇に掲げて世の参考に備ふべし。

◇ 熱田神社

古志郡熱田村熱田神社は、上古の勸請にして境内最と神さび千古の風光を變せざるの勝地なり、往古は此邊を總稱して奈岐乃里（今は名木野と書り）と云ふ、此神の鎮り坐しより奈岐乃を分ちて熱田と名づく、神寶八坂の劔一口は尾張國愛知郡熱田神社より送られし物なりとて、神官藤崎家に齋き置けるに屢々不測の怪異あり、且つ靈告により近世三條の槻田神社へ移納せり、一説に當社地は延喜式内小丹生神社（三島郡島崎村鎮坐）の舊跡なりと云ふ、又當村より二里餘南へ距り同郡新保村は元小丹生の里と唱へ鎮守諏訪神社の境内を小丹生神社最初臨幸の地と言傳ふ。

◇ 浦瀬八幡宮

同郡浦瀬村小丘の上に鎮り坐す八幡宮は、往古源義家陸奥より歸落の砌り崖下に突衝する信濃川の景を愛で暫らく休息せられ、國家鎮護の爲め勸請ありし社にて、武器を一の石椀に納れ土中へ埋め、標しに植られし榎と云るは周圍三丈の老樹（戊辰の役兵火に焼亡す）にして傍はらに社頭あり、是より南麻生田の山入金山の峯へ曲直凡そ一里連續せし山林を神領に寄られしと言傳ふ、神威嚴肅にて昔しは十餘町を距りし往來大曲りに下馬所ありし由、此邊往昔は信濃川の沿岸ゆへ浦瀬の稱之れに起りしと、村北往來の傍はらに少しの沼ありて蘆生す、上古蘆の浦と稱せし名所の跡にして此近きに牛もぐり淵の舊跡とて千餘坪の田は深く、底に埋れ木あり、里人折節刻みて据出し器物とするに頗ぶる美質なり。

◇長岡神明宮

同郡長岡町神明宮は、古來よりの勸請にして柳原神社と稱し、長岡町辻成らざる以前はすべて此邊の總鎮守なりしと云ふ、社内に雷神の像あり、此は永祿十一辰年上杉謙信社參の砌り寄附せられしものにて其添狀共今尙ほ保存せり。

◇宮川天満宮

刈羽郡宮川町の一社に安置する天満宮は竹布の畫像にて、菅公の直筆と云ふ、承久三巳年八月順德天皇の納め玉ひしものとす、靈威あらたまにましませば諸人尊敬せり、天和二戌年此邊の檢地更大道寺隼人其の由緒を調査し公儀へ進達に及び同町本途高の内百石を寄附せられ、維新前まで別當曹洞宗石塔山龍泉寺に於て之れを沙汰せり。

◇伊志會禰神社

中蒲原郡石會根村伊志會禰神社は、傳に、天平勝寶二寅年孝謙天皇の勅命を奉じ、正五位下檜原造東人船得の岡に創建す、俗に船の岡山船得明神と稱す（船得の岡は大彦命當國最初臨幸の舊跡なり）往古此邊は入江潟にして柴の渡りと言ふ、古歌に「船江なる柴の渡りの朝嵐吹しくものは東風にそありける」とあり、養和元年國守城資長社殿を再建し神領二百貫の地方を寄附あり、其結構近邊に比類なかりしも、城家の没落より逐々衰頽に及び、剩へ文正元戌年雷火の爲め焼失す、適々東風激しく神像を取出すの違あらざりしに自と飛て南方二町を去る大樹なる松の梢に移る、故に名けて鎮坐の松と稱ふ、時に醍醐山滿濟准三后の法弟大僧都宥傳所感あり、當社の爲め國中大勸進を興し社殿悉く成就せしが、天文十七申年五月兵火に罹りしを以て上杉謙信より當地の領主城家に命じ再建せしめ、更に神領として高廿石を寄られ、右引附に依り元和四年領主堀家より境内東西廿八間南北百間其他若干の免除地を寄らる、夫れ當社は石會根郷七ヶ村の總社にて村民擧て尊敬す、明曆二申年八月領主堀直吉靈夢に依り藩社に列するの命あり、村民は往々信仰の自由ならざるを慮慮し神明宮と答申す、故に解命せられたり、同家より寄附の刀劍古書畫數品を存す。

畫數品を存す。

◇押付稻荷神社

西蒲原郡押付村稻荷神社は、享保年中同村の吉右工門と云る者申立に依り領主長岡牧野家より新たに建立せらるゝ社頭にして靈驗著しく、晝夜參詣人の絶ること無し、社頭の椽下に神使と唱へ狐のすまる穴あり、常に子狐の出て遊び戯れ人をも怖れず祈願ある人は社前に詣て小豆の飯油煮の豆腐を供して歸る、翌朝早く往て見るに所願成就すべきは其供物を喰ひ盡し、不成には一も喰ふこと無きを奇とす、盜難に罹りし物を祈るに十の八九は出ざること無し。

◇小千谷觀音堂

北魚沼郡小千谷町船岡山は、東信濃川眼下に流通し、山寺の古城跡を始め山岳重疊、西に時水の古城山及び嶮嶽波濤を連ね、近くは土川沖の廣田村落を見晴し、四時山水に富、旦夕の風光絶景の勝地と云ふも可ならん、故に遠近の遊人雅客春秋此山に來集し、氈を敷き宴を張り詩を吟じ歌を詠するもの跡を絶す、當山の地勢恰も船を伏たるに似たり、故に船岡山と名く、北の麓に船岡の觀音堂と云ふあり、本尊は正觀世音にて空海師の作とす、別當は眞言宗船岡山慈眼寺（往古は土川村上彌彦神社の社僧住し池源寺と云ふ）なり、元は此山の中腹に堂宇ありしが小千谷町草創の際此處へ移轉せしものと云ふ、山の内に觀音の誓ひにて船を埋めしと云へる舊跡あり。

◇七日町地藏堂

三島郡才津村の内七日町分に地藏堂あり、本尊には古雅の石地藏を安置す、傳へ云ふ、當境内の東池（今は形のみ）の傍はらに往古館の越某といへる豪族住居す、里人は長者と稱す、彼家の護念佛なりしが家運衰ひ居宅破壊の砌り地藏の像も何れへか埋没せしと語り傳へしに、寛永年中同所の叢林開墾の節出現ありしゆへ俗に藪地藏と唱ふ、最と古

代の作と見へ世にありふれたる像とは異様なり、靈驗あらたなるは人の知る處、同村池田氏に於て之れを守る。

◇ 金剛光寺

同郡澤新田村眞言宗胎禮山金剛光寺は、大同元戌年三月空海師の開基にして本尊大日の木像は同師の作と云ふ、代々の地頭歸依あり、殊に上杉家國初より祈願所の一ヶ寺にて祈願文數通及び謙信より寺領として高三百石寄附の書附を有す、境内に皇大神宮を勸請し伊勢神と稱し神官は藤波氏なりしが、慶長三戌年上杉家會津へ移封の砌り寺を分ち藤波某と共に隨從す（此時寺を分ち實を裂て當國より會津又米澤へ移轉せし寺院三十八ヶ寺なりしと云ふ、今尙ほ米澤に金剛光院あり従前の寺領は堀秀治の爲め沒收せらる、寛永年中時の住職地頭高田の城主松平家へ哀願し、由緒を調査ありて更に寺領伊勢神領高五石九斗一升五合此内反別凡四町歩を正保四亥年二月より免除地とせられ維新前まで保有せり、同寺は元山の麓に創立す、文化年中山地を開きて移る、開墾の折り土中より古代の陣鉦一個を掘得て所藏とす、其音頗ぶる微妙なり。

◇ 圓福寺

古志郡川袋村眞言宗應神山圓福寺は、元三島郡榎原村にあり（元和年中當地へ移る）同郡芹川の城主大島家の祈願所にして當時屈指の巨刹なりしと云ふ、當寺に小野篁作樂師の木像を安置す、傳に、貞治年中大島家陥落の折り宰臣金山準人主命に依り之れを奉じ同村の民間に潛居す、慶長年中故ありて當主より同郡榎之山村に住居せる出羽國蒲生家の浪士樺澤某（今は本多氏と改む）へ授與せしを菩提所の緣故を以て當寺へ納めしものにて著名の靈像なり。

◇ 懸橋寺

刈羽郡石地町眞言宗佐向山懸橋寺にては裏山の巖石に空海師自ら地藏の姿を彫刻せられしを本尊とす、里俗は之れを窟の地藏と稱す、同寺の南に羅石の社とて奇形の石根あり瘡毒を患ふる者祈念して功驗ありと、是より懸橋百間岩

とて海上へ巖石數百間突出し最と絶景の勝地なり。

◇ 淨福寺

中頸城郡柿崎村眞宗扇谷山淨福寺は、傳に曰く、親鸞師鳥屋野の里より國府へ歸るの砌り日暮て當地扇屋が家に宿りを需む、主じの夫婦肯んぜず、是非なく彼が軒下に雪を凌ぎ終夜稱名念佛せられける、主じ忽ち發心し宅内へ請じ聞法歸依す、此時師は筆を採り九字の名號を大書し、傍はらに「柿崎にしぶく宿をとりけるに主じの心じゆくしたりけり」ト記されければ、主じも取敢ず「かけ通る法師に宿をかしけるにかきくれたりや九字の名號」ト讀ければこれをも認め授與せらる、翌朝師は彼が家を立出すでに米山寺川を渉らる、折り扇屋の妻走來り、妾にも筆跡を賜はれと乞ふ、師は顧り見て汝其處にて紙を披けと笈の中より筆硯を出し川を距て、六字の名號を書れしに、彼の紙面に顯然とつれり、是を川越の名號と稱す、后扇屋は同地の山上に一字を建立し淨福寺と稱し彼の筆蹟兩通を納めたり、川越の名號は後年故ありて高田本誓寺の重寶となれり、扇屋の屋敷跡は村の中間にて今は碑石を建置り、此處に親鸞枕石とて一個の石あり。

◇ 常敬寺

同郡高田町眞宗中戸山西光院常敬寺は、親鸞師直孫唯善の開基にて、初め下總國關宿に建立し花園天皇より中戸山西光院の勅額を賜はりける、四世善榮本願寺と本末を争ひ改宗す、六世善鸞再び本願寺に歸し蓮如師より常敬寺の寺號を附さる、十世了照の時豊臣、北條兩家對陣の兵火に罹り信濃國に轉じ間も無く當地に移り嗣法相承す、聖徳太子十七才の作阿彌陀佛丸木の像は最初佛と稱す、簾の名號は親鸞師一刀三禮の作にして同宗門著名の重寶名跡不離の名號と云ふ、其他新羅王中戸山の筆記等寶物數品を有す。

◇ 慈光寺

中蒲原郡蛭野村曹洞宗瀧谷山慈光寺は、九十五ヶ寺の僧祿所にして當國曹洞四箇道場の其一なり、境内は千古不伐近國に比類なき森林（近年大槩伐採せしは惜むべきことなり）にて時として佛法僧鳥、慈悲心鳥の啼を聞く、又天狗の誓ひとて一山の堂舎に戸締りなれど盜賊の窺ふことあらずと云ふ、傳に、當寺の地は往古より深底の池にして毒蛇すみ人畜を害すること少からず、時に應永十未年傑堂能勝と云る大徳此邊巡回化導あり、領主神戸備中守最重之れを請じて毒蛇を濟度させしむ（其遺形とてからびし一小の白蛇と大鱗三片を函に納め今尙は同寺に存す）最重其徳を慕ひ彼の池を埋均し伽藍を建立し慈光寺と名け傑堂を開山とし寺領五百石の地を寄附あり、右由緒を以て元和四年領主堀直寄より更に高百石の地を寄られたり、寶曆十辰年廿九世衡田住職の折り堂舎残らず焼失す、同十三年二月再建して舊に復せり、本尊正觀世音は泰澄師の作にて楠正成の護念佛なり、重寶には後鳥羽天皇の宸筆、光明皇后御直書、道元師、久我通具、兆殿司の書畫、助定作三尺二寸の太刀等を有す、曾て開山傑堂は楠正成の五男庄五郎なり幼少にて梅山門本を師とし剃髮す、父正成既に討死と心を決し紀念の甲冑と巻絹を消息に添へ贈られしを、甲冑は傑堂の墳墓に埋め（文化年中該墳墓修繕の折り一具の甲冑を掘りたりしも朽腐れて鉢形のみ残り、其八幡坐の内に一寸許なる多聞天の金像を籠置しを當寺に安置せり）巻絹は火災に焼失せしかき消息は法脈袋に在て今尙は保存す、其文言は左の如し

猶此卷布從 君拜領具足從祖我等着候得共長代之送形見候以上

此度隼人差越候事非別儀我等最期近覺候貴殿成長之器量見届度候得共義重而更難遁勤學無怠成長之後我等心中可

被令察候謹言

建武三年正月廿日

楠庄五郎殿

兵衛正成

因に記す、建武三子年五月廿五日（五百五十五年前）攝津國淡川に於て楠正成同弟正季始め一族十六人從臣五十餘人悉く自害す、正成嫡男正行（此時十一才）、二男正時、三男正儀、四は女子にして五男庄五郎（九十餘才の長壽を保てり）なり、又當寺の南に聳えし白山嶽の絶頂に靈泉あり鱈池と稱す、新潟白山神社の誓ひとて鱈多くすめり、殺生を禁ず、如何なる大旱にも水の減することなし、里人雨を此の池へ乞ふに必ず効驗ありと云ふ、中腹に山内鎮守白山神社あり、支峯神戸山には神戸家の古城跡あり。

◇ 孝 順 寺

北蒲原郡保田村眞宗燒栗山孝順寺は、建保年中同郡分田村に寓居せし源頼政の重臣渡邊源二競（競は渡邊綱の玄孫）が遺骸の開基にして専念寺と云ふ、其後所々へ寺を移す毎に寺號を改む、所謂願成寺、長福寺、本承寺、當地に移りしより孝順寺と稱す、重寶には親鸞師より競の遺族へ授與ありし布地六字八字の名號、等身の影、又九字の名號は魚沼郡岩澤の城主田中筑後守有重より寄附の品、何れも同師の筆蹟とす、維新前まで當寺の支配せし上野ヶ原甘町方に亘る栗林は年に三度の花實を見る故に三度栗の名高し、當初は親鸞師の燒栗の實を植られしものにて、其時の詠歌に「一年に三度みのりを通はせてこゝろ保田にのこす燒栗」最と古雅なる標しの石碑を建おけり、近世逐々袖を入れ今は小柴のつま木となりしかき世間にありふれし栗とは異なり。

◇ 天 樹 寺

同郡勝谷村勝谷山天樹寺は、何れの頃にや或公達天樹丸と云るが故ありて當地に漂泊して住居せられしが、終焉の跡に天台宗の寺を建て菩提を吊ひける、後村上耕雲寺の五世寺門を再興し曹洞宗に改む、本尊正觀世音は空海師の作にて丸の護念佛と云り、後年里人は丸の靈を神に祀り本堂の門前へ小祠を建しが今は八幡宮と稱す、在世中愛せられし琵琶と笈は稀有の品なりしも安永六四年の火災に類焼せしといふ、境内に同郡笹岡の城主笹岡中將資尙の墳墓あり

◇ 平等寺

東蒲原郡岩谷村眞言宗平等寺は、長徳元末年の建立にして本尊地藏佛は島内藏人の護念佛なりと云ふ、餘吾將軍維茂以來一族（史に、陸奥守兼鎮守府將軍平維茂三子有長子繁貞繼父業鎮東國次男繁兼稱奥山氏三男繁成任出羽介戊田城其移居於越後國世稱城氏爲北州渠魁所謂城資長城長茂城義資城資盛皆其餘胤也云々）當寺を菩提所とす、維茂より寄附せし藥師佛は別堂に安置す、境内に維茂の墳墓あり、一株の老杉繁茂す、頗る奇木なり、寛文八申年當地の領主會津松平左中將正之往々古蹟の破壊せんことを憂慮し、將軍家の學士林大學頭恕に撰文させしめ墓標の石碑を建設し、四面に堅牢なる石柵を廻されたり。

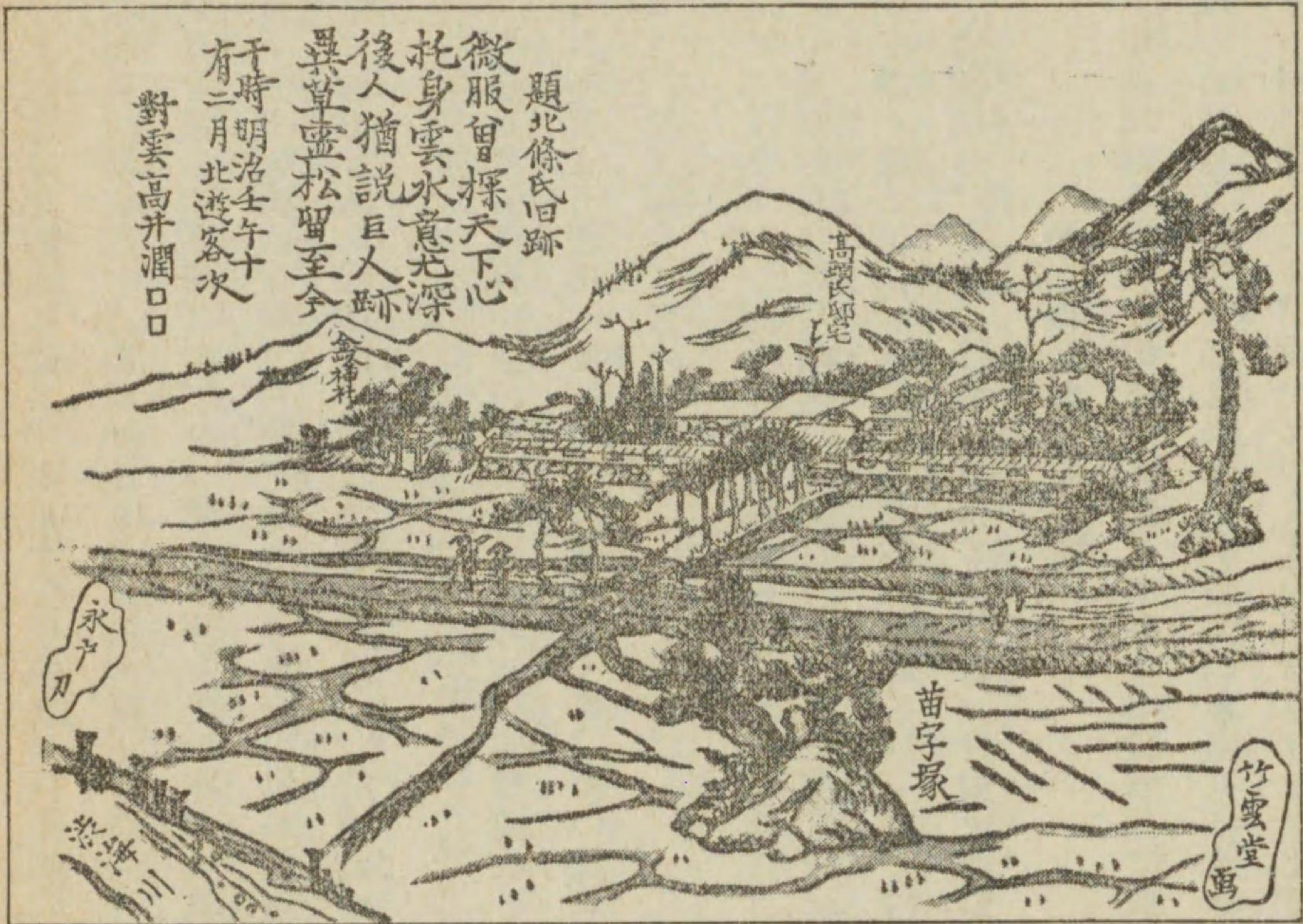
名所舊跡の部

◇ 難波山

中頸城郡高田より西南に近き難波山は藥草に富し所なり、此山に七ツ坊主八ツ瀧と云ふ名所あり、毎日未の時太陽西に旋る頃ほへ始めて瀧の如く白く見え、申の時に至り其瀧の中央に黒く僧形顯はれ出づ、其邊りは更に此影をさす岩木だにも無きに最と奇なりとす、又當山腹に男形、鍬形と云あり、春雪の消る頃天然に鍬形と男の坐せし如き形顯はれ遠望奇觀なり、山内に風洞とて狭き岩穴より風を出すこと恰も扇風に等し、此は地中風脈の通するものにや、附記す、西頸城郡糸魚川に近き山腹に牛形とて雪解の頃山の畔に黒く牛の形判然と顯はるゝ所あり。

◇ 耶麻の驛

古志郡薮拔莊村松村は、往古糸魚沼地方より山腰蒲原地方へ通る往來頻繁の驛路にて家數も多く、耶麻（一書には夜



麻と書り、枕草紙、曙抄杯にも見ゆ）の驛と唱ひたり、今尚ほ小耶麻、廣道、旅籠場等の名稱残る、天正年中までは有名の驛場にて國守上杉家より傳馬所免除地杯もありしこと同家の記録中に見へたり。

◇ 苗字塚

三島郡深澤村路傍田の中に苗字塚とて一堆の古塚あり、其由来は、正嘉二年鎌倉の執權北條相模守時頼（時頼は康元々辰年十月廿三日病に依り鎌倉最明寺に於て落飾、時に年齢三十歳、法名を覺了房道崇と云ふ、二階堂信濃守一人を具し諸國抖擻あり國々非道の有司を簿に記す、其數三百四十餘名なりしと、越後地方巡回は正嘉二年三月より九月までの間たり、辭世の頌に曰く、業鏡高懸三十七年、一槌打碎大道坦然、弘長三亥年十一月廿二日道崇珍重と自記す云々、右は北條家譜より拔萃）は民の疾苦を親しく問はんと微服潜行の折り此處に憩ふて近邊の里人を呼出し利害得失等を訊問せられ、且つ請ふに應じ苗字を與ひられし舊跡にて、此時苗字を賜はりしは深澤に劍持、澤に長足、親澤に大目、岩田に鷲頭、浦村に根之神、農人、子守杯と

古き記に見ゆ、此古塚に接して高頭氏てふ豪族あり、天兒屋根命願孫院左大臣冬嗣七男高藤定文より廿九代宗朝に至り甲斐の武田家に仕ふ、天正十年同年天目山頭の露と消し後は、誠忠二君に仕へず信濃に流浪、同十五年より當地の民間に居を占め邸地續き金鉢山に藏王權現（今は金峯神社と稱す）を勸請し祖先の靈を合祀す（境内老樹森鬱天日を覆ふの靈地なり）且つ祖先を憚り氏を高頭と改め、仁兵衛を通稱とし代々家聲を陷さざる名家なり、卅九代義清に至り元祿八亥年九月朔日故ありて傳來の家系書を苗字塚に埋め、時頼の舊跡と併せて後代の紀念とせり、因に記す、同村民家の際小丘の麓より名泉湧出す、時頼通行の砌り此水質の美なるを賞し歎歎清水と名づけられしと言傳ふ

◇ 親鸞清水

西蒲原郡彌彦村民家の西裏に清泉あり、親鸞清水と云ふ、傳に、師當國經廻の折り當地京屋四郎左工門方に止宿せられし夜より湧出せしがゆるゑに斯名づくこと、師の詠に「願ふそよ都の空に墨染の袖吹かへせ椎の神風」の直筆は四郎左工門が子孫今に傳來せり。

◇ 謠ヶ池

中蒲原郡五泉町八幡宮は、延喜式内宇都良波志神社の正蹟にして、社殿宏壯位地閑雅千古の風致あり、境内一の古池を謠ヶ池と云ふ、昔しより此池の傍はらにて謠を吟する者あれば水面より烟霧の如く立登る中に黒髪を亂せし婦人の姿顯はれ、大なる怪異に逢ふと言傳ふ、今尙ほ惡戯に謠を吟じ此怪を見る者あり。

◇ 白崎の雞

東蒲原郡小川莊の山奥へ文治年中平家の貴顯某漂泊す、其奥方跡を慕ひ同莊白崎まで尋ね來りしに、土人の云ふ、彼の公は源家の兵に捕はれ既に明曉雞鳴を限りに首を刎られ玉ふと告げれば、奥方大に悲しみせめて終焉のありさまを一目見奉らんと、夜中ながら其先を急がれしを此村にアマノシヤクと云る女之れを欺かんと、時にもあらぬ雞の鳴

眞似せしゆゑ、最ふすでに首を刎られ玉ひしかと奥方は隨從の婢僕もろ共に重器を帶び阿賀の激流へ投死せし怨念とて、今尙ほ同村に飼ふ雞は鳴こと無し、又毎六月某日は其命日にて此村阿賀川の向岸に奥方始め婢僕の亡靈顯はれ居怪異ありとて終日戸を閉し外出せざるを例とせり。

◇ 宗祇の舊跡

文明年中僧宗祇（宗祇は紀伊國能師飯尾氏の子、一説には近江國又筑前國平吉氏に出とも云ふ、幼にして律僧となり宗久と名づく、性和歌を好み東の常縁に隨ひ古今の傳授を受く、後宗祇と改む、自稱種玉菴又自然齋と號し、身を萬里に雲遊す、六十餘州足跡至らざるなし、連歌の長者花の本と稱せらる、文龜二戌年七月晦日相模國塔の澤にて病死す、行年八十二歳同地に墳墓あり）は國亂を越後に避け在留二年に經りしも、風月を友に國中を行脚し寓居を定めざりしと云ふ、其詠歌の筆蹟に止まり口碑に言傳へしものを擧るに、青海驛と歌驛（西頸城郡）の間駒返りにて「行すゑをいそくとすれと跡にのみ心をかくる駒かへりかな」長濱驛（中頸城郡）にて「行すゑの道をおもへは長はまの眞砂を旅のうきかすにして」柏崎驛（刈羽郡）鵜川にて「こしちなる鵜川に鮎のすむものを鷹野に雉子はなかねものかは」同驛葉守神社（同郡比角村鎮守、今は羽森神社と書り）に詣て「今ははや秋も半になりにけり葉守の神のいかに住らん」朽尾（古志郡）の舊家に藏する短冊に。すもりの山の雪の夕くれ宗祇とありて上の句は紙損じて無し、此は同地守門ヶ嶽一名巢守の峯を讀しものなるべし、又同師旅日記の中に。或日越の山路に疲れしまゝ野飼の牛に乗り盜人の名をおふて所の守へつれられしに、十二支を一句によめとありければ「午未申酉戌も亥なはい子丑寅卯さへ卯きな辰巳に」ことよみて其罪をゆるされうれしくおぼへたり、云々と見ゆ、尙ほ洩たるは次篇に譲るべし。

◇ 酒頭童子舊跡の續

酒頭童子は茨木童子と共に古志郡大平山を栖窟とし近邊を横行せしが、力量に勝劣は非ざれき酒頭は奇術に長たる

を以て茨木は推て主従の約を成し、往々國土を押領せんと大望を企てしも、茨木が出生の土地を憚り部下十八人を率ゐる黒姫山(今刈羽郡)へ移りしも、神山の威に怖れ頸城郡賀風ヶ嶽に居を轉じ、當時名にしおふ山寺の三千坊を徘徊し或ひは上路の山に遊び、無頼の兇徒を募り暴惡を逞ふせしかば、鬼賊と名づけ人民恐怖して塔に安んぜず、國の守より討手の沙汰あるを以て信濃國水内郡戸隠山に籠りしも、神威赫々として足を止る能はず、故に爰を去り道々數百人の部下を隨ひ山陰道屈指の高岳丹後國與謝郡大江山天然の岩窟(今彼地の記を見るに、與謝郡佛性寺村より嶮岨を登ること凡そ二里の山頂に鬼賊酒願童子の住居せし窟あり、方十六間岩石自然に連構し極めて奇觀を呈す、四邊更に樹木なく僅かに小笹を生せり、岩の隙を窺へば其中暗黒にして皆洞穴ならざるはなし、世人之れを鬼賊の巢窟なりと云ふも亦宜なる哉、北に面して高二丈許の大石絶壁に懸る、其下に首賊の居室と云ふあり、其洞穴は甚だ大にして方三間位なりしが、明治五申年地震の爲め其石落て入口を塞ぎしと、部下賊徒の居室なるもの數十箇あり、何れも一の人工を加へたる如き痕を見ず、一目して天然のものたるを知るべし云々とあり)に籠り、其要害とする丹波國何鹿郡赤見ヶ嶽に岩(今尙は鬼ヶ城とて舊跡あり)を構え茨木童子をして之れに據しめ、奇術を行ひ國中は勿論京洛へも跋扈し財寶美女を掠奪しければ、一條天皇の勅命を蒙り源朝臣賴光は其臣渡邊舍人綱、酒田朝負公時、碓井荒二郎貞光、卜部六郎季武及び丹波國司平井保昌と兵を合せ、正暦元年(九百年前)正月廿五日(近衛殿御立關帳と云る書中には賴光保昌臣等丹州大江山朝敵追討旅中有様願之通山伏裝束免許正暦元庚寅三月廿一日出立同廿六日退散とあり)酒願童子を始め部下の賊徒を鑿にせり。

(終)

古城跡の部

◇ 小木の古城跡

三島郡蓮華寺村山入小木の古城跡は、峯高く東田野、西蒼海の眺望最と佳し、頂上本丸の跡は森林にて中央に石祠あり、大手口千貫門の跡には寶香とて無比の美草を生ず、貞治年中新田の一族此處に籠り上杉憲顯の爲め攻討る、天文年中より上杉家の一將雲上寺入道忠經居城とせり、主家遺跡争への折り景虎に屬せしを以て天正八辰年三月景勝の爲め攻落され忠經討死す、此時七十三歳なりしと、景勝より松本左馬介忠範(天正十年上杉家分限帳に九千石を領し組附番頭を勤む、一説には忠經の男と云ふ、慶長三辰年主家に隨從して會津へ移る)其子大學忠繁(同上部屋住五百廿石を領し並小姓を勤む)故ありて豊臣秀吉に仕へ(上杉家より豊臣家へ人質廿八名の内なり)數度軍功あり其賞として來太郎國光作の太刀、烏帽子、冠の兎及び鎧一領を感狀に添て賜はる、從臣山田大膳忠勇義膽武名遠近に轟く元和元卯年五月大坂落城に主従共に討死せり、大膳に二子あり、主父の遺命を奉じ此等の什寶を携え古郷へ歸り西越の民間に潜居す、嫡流は同郡吉水村に、庶流は古志郡草生津村に今尙ほ分ちし什器を保存し、共に山田氏を襲ひ連綿相續せり、當城山北東の麓に出すが澤といふ魔所ありて寛政の頃までは人の入るを禁ず、今尙は時として奇怪なることあり、又麓の里にては城跡より掘出せし器具を數多藏す、中にも小木村細山家の大鍋、蓮華寺村河内家の陶皿十枚等何れも古雅愛すべきものなり。

◇ 田之口の古城跡

古志郡高波莊田之口の古城跡は山岳に據りて要害を構ふ、城資長の後裔玉虫織部なる者明應年中當地に來り、此邊三千石の地方を領し住居す、麓に同墳墓地有石碑缺壞磨滅して文字讀能はず、舊里正多田氏は古來よりの豪族にて玉虫家に縁故ある家とす、重寶に十二の手鏡と稱する巻物は義經、辨慶等古代有名十二人の筆蹟なり、古刀數口、白身の鏡、一斗入の餅なご數品を藏せり。

◇ 池之島の古城跡

同郡同莊池之島の山入塔の峯古城跡は、糟谷四郎左工門爲基以來代々の居城とす、曾て爲基は將軍足利家に仕へ武勇の譽れ高かりしが、故ありて浪人し、蒲原郡下田に寓居す、後上杉家に屬し當城を築き住居せり、永祿三申年正月十九日蒲原郡見附の城主長尾俊景に一味し枋尾攻に加勢す、敗北して城へ逃籠りしを、高津谷入庵が爲め同廿日攻落さる、城山の内坊ヶ澤と云處に同家累代の墳墓なりとて五輪の石塔數個土に埋れて散亂す、同村前田、島氏は同家の後裔にて古書器物等を保存せり。

◇ 田井の古城跡

同郡同莊田井の山入岩澤の古城跡は、今見るに山上凡十町歩平かなる而已にて本丸外郭等の形界も無し、承久三巳年順德天皇佐渡國へ遷幸に供奉の一人、北面の侍萬願寺石見守（初名左工門太夫、元播摩國佐用郡上萬願寺村の住人）後年御暇を賜はり三島郡寺泊へ移り寓居せしが、建長年中此地に居城を構え近邊を領せり、後代に至り嫡男は京都へ登り錦小路萬願寺宰相と稱し、次男は當城に止まり田井藏人太夫と稱し新田家に屬す、其後鳥山某同居して前なる耳取山に砦を置き守城せしも、高、上杉の爲め落城せしと云ふ。

◇ 瀧谷の古城跡

中蒲原郡菅名莊瀧谷山入の古城跡は神戸家代々の居城にて、末代神戸太郎景茂は楠正成の外孫なり、傳に、正成の嫡男帶刀正行の妻は内藤宮内の娘なりしが、宮内は南朝を去り武將足利家に屬す、正行其不忠を怒り妻を離縁せり、此時妻は懷妊し宮内方にて男子出産す、十六歳の折り池田兵庫助が養子となりしか、故ありて同家を去り叔父僕堂能勝（俗名楠庄五郎）を便り當地の慈光寺へ來り城主神戸備中守最重が養子となり景茂と稱す、剛勇絶倫常に南朝の回復を計畫せしも時運の然らざるを悟り、剃髮得度して慈光寺第二世の住職を相承せり。

◇ 石曾根の古城跡

同郡同莊石曾根の古城跡は、傳に、養和元丑年國守城資長菅名の壘（國中八十八壘の其一なり）を築き二男城資家に之れを守らしむ、文治二年宗家は源賴朝に降る、遺族小太郎資盛に其舊領の内を賜ふ、建仁元酉年資盛は頸城郡鳥坂に據り叛すと聞き、在京の資家は弟資正と兵を合せ清水坂に於て小山朝政、佐々木廣綱と戦ひ討死す、子息小次郎資宗は陸奥國會津惠日寺の乗墾と縁あるを以て同寺に隱匿し、世を憚りて玉虫氏と稱す、裔孫玉虫織部に至り故國を慕ひ古志郡田之口に居る子息城織部正資永は上杉家に屬し、謙信幼少の頃より助けて功あり、大へに家を起し天文年中古蹟石曾根に一城を構え之れに移り尾上の城と號す（里俗は城の大館と云ふ、或書には水越の城とあり）後年主家の内命を承け甲斐國武田家に仕ふ、此時廢城となれり、城跡三丁四方西南より北へ折れ築塘壕礎尙ほ存在す。

◇ 渡部の古城跡

西蒲原郡彌彦莊渡部の離れ山に古城跡あり、六孫王經基の重臣渡部家代々居城とせり、貞和年中當主左工門尉國行は武將足利尊氏に屬し忠勤す、或春の日長閑さに程近き國上山へ女中を伴ひ花見に往れし折り、同郡笹岡の城主笹岡中條資尙と云る南朝の公卿も花見んと女中雜りに出來られ、元より不和の中なれば事に托付鬭争となり互ひに死人多かりしと云（此の顛末を著述せし書を花車と題す、又花車の歌とて節を附し寛永の頃までは貴賤共專ばら諷ひ囉せしと云）渡部家退轉せしより長尾治景暫く居城とす、天正年中新發田刑部左工門（后佐渡守と改む、長尾爲景の末弟なり）同郡新潟より移住せしが、其子刑部左工門に至り會津へ退轉せず、上杉遺民一揆の首領たりしを以て慶長五年堀秀治が爲め攻落されたり、城山北の麓に渡部家の勸請せし天滿宮あり、西南の山腹には龜石と稱する天然の奇石は由緒あれき里人の外へは傳ふるを禁すと云ふ、城山の續き竹ヶ鼻に竹林の小山あり、上杉家の宰臣直江兼續が領地の頃海津六郎左工門と云る竹奉行を据置ぬ、後裔同村海津氏に此の竹林の義に付天正二戌年の掟書を有す、竹山の麓は潟にして山を周圍せり、晚景の勝地なれば夕暮潟と稱し遠近雅客の遊覽所とす、都て此邊には渡部家の舊跡といへる所々にあり。

◇五十土の古城跡

刈羽郡長橋莊五十土の山入に古城跡あり、雷の城と云ふ丸田家の居城なり、同家の祖は源賴義の幕下竹地源太泰基の後胤にて源義朝精兵卅四騎の一後藤兵衛吉通の末孫とす、文明年中上杉家を慕ひ當國へ來り同郡安田村に住し後當地へ轉ず、一代周防守は蒲原郡村松の奥熊澤の城に移住す、其子伊豆守は同郡大面の城へ移りしが、織田備前守私怨を以て之れを攻落せり。

◇長峰の古城跡

中頸城郡黒川莊長峰山入の古城跡は、往古より那須家の居城とす、同家は那須與市宗高の庶流にて代々の國守に隨順せり、一代主水宗晴は上杉家の將本莊美作守に屬し城を破却して古志郡朽尾大野城に移る、時に元和二辰年七月上野國多胡郡大胡の城主牧野右馬允忠成此所に城地を賜はり、更に平地に城郭を新築す、未だ竣功せざる内同四年四月古志郡長岡の城へ移封を命ぜられ廢城となる。

◇高山の古城跡

中魚沼郡妻有莊高山館の越(古稱羽根川と云)古城跡は信濃川に瀕し要害堅固の城地なり、代々新田の一族にて、貞治年中より上杉憲顯に屬せし羽根川刑部介の居城とす、刑部介より五代刑部左工門義遠は程近き山本の城主大河内玄番信賢と不和にして屢々合戦す、終に利非ず長祿二寅年四月十九日陷城す、此時義遠一族盡く信濃川に投死すと云ふ。

◇小栗田の古城跡

北魚沼郡敷神莊小栗田の北に小丘の廣野あり、東信濃川を眼界に見て風景最と好し、東の崖頭に年經たる城跡を存す、傳に、鎌倉北條の一族北條信濃太夫爲時居城、廿ヶ年程にして正慶の役起り敵に攻られ落城せしと云ふ、此邊所

々に古墳の跡とおぼしきあり、穿つに古器物等を發見す。

物の起原の部

◇書翰禮式

常の狀文は口二行置て三行目より筆を立てし、之れ定例なり、上下は上一寸程を残さば下は七八分餘すべし、折文は端を三寸五分開き、上をあげ下をつめゆ。祝言の狀は墨を濃く墨次を心得べし、二行目筆をかすること三字かするべし、四字は惡し、其中要とする二字或は目出度、珍重、御機嫌、御勇健抔連續のものを切て墨を次べからず、又同字を並べざるやうに書べし。婚禮の狀は字頭毎にしげく墨を次ぎ、祝す可き字は特更に次べし、六か八か十行か偶數に書べし、返々、重々、又々、猶得後音其他返り字の類を忌べし。吊ひの狀は墨薄に五か七か九行か奇數に書き、猶々、將又、偕々、却て、重て、返々の類を忌べし、又吊狀來るには口上の返事而已にて即時返書す可からず、然れ共遠方より使者抔來る時は遠路の義に付てと斷り書すべし。吉の時は紙の表を用ひ凶の時は裏を用ふ可し。女中へ男の方より遣すには假名にて文體を少しやはらかに書べし、女文體又は艶にわたる文言書可からず。神社佛閣、人の姓名或は御内書、貴報、恐惶謹言、以上等は行を切らず更に墨を濃く次べし。之、而、間、條、事、候、も、如斯類の助字に墨を次ぎ又は行の頭に書可からず。御、奉、罷の三字は彼我に注意して書べし。一ツ書は三ヶ條無くば書ものに非ず、一の字の下は一字だけ明て書出す可し。或の字は同書狀に二ツより以上に用ふべし。狀の終りに穴賢又はあなかしこは寛永以後は認ざるものとせり。尙々書は豎文折文共本文の初めへ一字半下りに三行書て餘らば本文の間へ書べし、貴人へは書可からず。送り假名とは預ヶ預リ借ヶ借リ送ヶ送リの類なり、片寄て小さく書べし。年號月日は豎紙には本文より一字下り何年何月何日と一行に、折紙は半字下り、年號を月日の肩書にすべし、半切も同じ。音物の次

第を書には山河海里的産物と心得べし。宛名は月日附より一字上りに書は上、同等は中、一字下りは下なり、又宛名に姓を書ざるを古代は敬禮とす、後世押なべて姓を書ず、二字姓を上一字書は敬なり、我姓を一字書ことある可らず、ハの字は短く書を敬とす、吊状にはハをせず、又脇付す可からず。平出闕字の事平出とは行の頭に上て左右の行頭と同位に書を云ふ、闕字とは行の内にて一字の間を明て書を云ふ、先帝、天皇、天子、皇帝、陛下、至尊、太上天皇、天皇の諡、太皇太后、皇太后、皇后の類は皆平出なり、平出とは

天皇かやうに行の頭に上て書す、闕字とは 朝廷かやうに一字明て書ものなり、大社の伊勢、加茂、住吉杯の類、陵號、詔書、勅旨、聖化、天恩、中宮、東宮、皇太子、殿下なきは皆闕字なり、若し行の頭にあたりし時は闕字すべからず、平出にすべし、又廣く古事を説て平出すべき字にあたることも當代を指すに非ざれば平闕すべからず、譬ば凡人君は天を父とし地を母とす故に天子と云ふ杯と書には、其時の天子をさす廣く人君をさす、故に平闕せず、平闕とは平出闕字の二様を云ふ、此一條の古法は淡海公の令義解第七卷公式令に出たり、武家に用ゆるには公方、將軍、大樹、御臺所、公方の御父母なきは平出にて、上意、御教書、御成、世嗣の御子杯は闕字たるべし、國家にても此例になぞらへたり、元祿十二年の印本書禮口訣に曰く、人の名に殿文字を附ること上代には無し中世よりおこる、闕白を殿といふをかり用ゐて末々まで稱せしなるべし、近代は様の字に品を分ちて下輩にも書り、わがかたさまの詞よりおこりにや、東の野州が言に、寶徳元年公方様の御會所といへり、此頃より既に貴人に様を稱せしと見へたり、官家には今も高官への狀にも殿文字を書給へり云々、僧家の古例は天台眞言宗の寺へは寺號御同宿中、日蓮宗へは寺號御坊中、淨土禪淨土眞宗へは寺號侍者御中、社僧へは某社某寺御房と書ものなり云々、出産所には一七夜二七夜、亡者には一七日二七日、飲藥湯治杯は一廻り二廻りと書べし云々、詩草を人へ呈するには句讀訓點を施す勿れ、和歌は眞字がちに書を嫌ふ、假名がちにして濁點を施す可からざるものと記せり。

◇ 貫 知行

武家系圖に相模入道平高時の下に領地二十八萬七千貫當代の知行高百四十三萬五千石に當る、是れ田五反歩を以て壹貫文とせしものにやと見ゆ、又一本に、古しへは永樂錢十文に米四合八勺を賣、故に百貫文は米四十八石に當る、然れば百貫文と云ふは今の地行高百石なり、後世諸侯の家に依り知行を藏米にて渡すに四ツ八分の免ならしめて米四十八石を高百石に宛る是れ古法なり云々とあり、土佐國幡多郡中村郷不破村八幡宮の寶藏に、永祿二未年三月一條家よりの文書あり、田千歩を壹貫文と云り、今の三反三畝十歩なり、是れ錢千文を壹貫とするが如し、然れば百貫文は田十萬歩今の卅三町三反三畝十歩にて、知行高三百卅三石三斗三升三合とすべし云々、徂來翁の著書に大名の身上を幾十萬石と云ひ、平士の身上を幾千石幾百石と云ふこと古法に非ず、大形は信長秀吉の時より起ると見へたり、古しへの領地の書物を見るに、何郡何莊何郷何村にて幾十町幾百町なきありて石高は無し、武士の知行を幾十貫文幾百貫文と云も今は百姓の詞に残りて田一坪に苗一把植ることにて百坪には百把を植ゆ、是れを百目と云ふ、千坪に千把植ゆ是れを一貫目と云ふ、此積りにて大抵十貫は百石、百貫は千石に當るべし云々、世事談に、本朝今の制三百坪を以て一反とす、水帳の石高所に依りて不同ありと雖も大概一反を一石五斗或は一石六斗、一石三斗とす、然れば百坪の高略五斗なり、所謂十貫は一萬坪なり、五斗を乘じ五十石を得る、是れを以て思ひば千貫文は五千石百貫文は五百石十貫文は五十石なるべし云々、或書に、尾張國愛知郡加藤氏の藏書を拔萃せしを見るに、熱田神社の祭主尾張田島宿禰の家領中世に至りて三百五十三貫八百五十文の地を領せしなり、彼家の古帳を見るに右の分錢を石に直して米五百卅石七斗五合と記せり、又熱田古證文の中に慶長三戌年八月の狀に十貫文の米廿三石六斗と記せり、此等を以て古へ分錢石直しの法を知るべきかも、但し是れは尾張にての法なり、諸國の石直しは所々に不同あるべし、予が先祖加藤景政は參河國大濱村にて五百貫の地を領せり、此米は五百石なりしと、然れば尾張より石直し少きにや、或は時

代に依り又異なるか云々と見へたり。

◇ 銅 貨

本邦鑄錢の起原は遙遠にして知るに由なし、顯宗天皇二寅年（千四百五年前）稻一斛銀錢一文とあり、是れ蓋し本邦の舊史に錢を載るの始めなり、天武天皇白鳳十二末年四月自今銅錢を用る銀錢を用ゆること莫れとの詔あり、持統天皇八年鑄錢司を置く、元明天皇和銅元申年正月（千八百八十三年前）武藏國秩父郡より始めて和銅を獻じ同五月銀錢の通用を許し同七月近江國へ銅錢の鑄造を命じ翌月銅錢の通用を令し同二年八月再び銀錢を廢止し銅錢を以て通貨を定む、是を和同開珍と名く、是まで歴代の鑄錢皆な錢文なかりしも爰に至り始めて錢文を撰びしは唐の開元通寶に倣へたりと云ふ、淳仁天皇天平實字四子年（千百卅一年前）に至り錢制大へに亂れ私鑄濫造摸擬の錢貨多く庶民之れに苦しむ、故に詔して萬年通寶の銅錢を鑄造し舊錢十枚を以て新錢一枚に當て、天平元寶の銀錢を鑄造し新銅錢の十倍とし、開基祐實の金錢を鑄造し新銀錢の十倍と定めらる、稱徳天皇神護慶雲元末年九月（千百廿四年前）神功開寶の銅錢を新鑄す、桓武天皇延暦十五年十一月（千九十五年前）隆平永寶の銅錢を鑄さしむ、嵯峨天皇弘仁九戌年十一月（千七十三年前）舊銅錢を改鑄して富壽神寶とす、仁明天皇承和二卯年正月（千五十六年前）承和昌寶の銅錢を鑄造し舊錢の十枚に當しめ、並用を許し、嘉祥元辰年九月（千四十三年前）長年大寶を鑄造せしも、天安二寅年價格に依り停止す、清和天皇貞觀元卯年四月（千卅二年前）舊錢の消磨破損せしものを改鑄し鏡益神寶と名く、同十一年其鑄造を停止す、同十二寅年正月（千廿一年前）貞觀永寶の銅錢を鑄造す、宇多天皇寬平二戌年五月（千一年前）より延喜六寅年まで寬平大寶の銅錢を鑄造す、醍醐天皇延喜七卯年十一月（九百八十四年前）より天徳元巳年まで延喜通寶の銅錢を鑄造す、村上天皇天徳二年三月（九百卅三年前）より應和三亥年七月まで延喜通寶を改鑄して乾元大寶とす、是より三百七十七年の間鑄錢の舉あらず。

（以下次篇）

◇ 白 粉

おしろいは持統天皇六辰年（千九百九十九年前）伊勢國の沙門勸成始めて之を製造して獻す（水銀（辰砂より出る又馬齒莧の葉を槐の木を以て敲き日に乾こと五日焼て性を存じ壺に入れ土に埋むること五十日純良の水銀となる）二兩、明礬二兩、鹽一兩（一兩は四匁）を同じく研り鐵器の内に置き盆を以て之を覆ひ甕の灰を鹽水に和し盆の口を密封し炭火にて焼く之を輕粉と名く、此輕粉を再び焼て煉しものなり）其賞として勸成へ純（今の袖の類）五十四、綿卅屯、布五十端を賜ふ、伊勢かること名け帝及び官女平生之を以て面を粧ふの具となせり、然れ共其製精しからず逐々改良あり、慶長年中和泉の國堺の商賈錢屋宗安なるもの明國の人に習ふて之を製造す（鉛をわかつて薄片となし蒸とすは白霜のぼりて甕に充つ、水飛すること再三し乾かし用ふ、唐土にては殷の紂王の時此法を以て製し始むと云ふ）次に攝津國大坂の藥種商小西清兵衛（今の小西和泉目と云ふは其苗裔なりと）明國の人に習ひ精製す、以來其道のもの工風を加ひ容易に製造し且つ艶澤を増し昔に勝れりと自稱す（白粉を製造するには對馬國産の鉛は潔白にして光澤美なりと云）白粉は管に婦女の面を粧ふて色を銜ひ媚を呈する具と思ひさ然に非ず、凡そ婦人は逆上強きに依り之を用るて上衝の熱を醒すを旨とす、鼈甲瑠瑠を簪とするも其所以なり、決して華美をなすにあらず、和漢とも最と古くより用る來れる故終には婦人の禮式にも加ひ粧飾の中にも必要の物となるに至れり、又濕草に白粉草と云あり、春芽を生じて冬は枯る、高二三尺に延その花は紅色五出なり、朝以後萎み夕陽に開く、秋に至り胡椒の如き實を結ぶ、中に純白の粉あり之を多く採出し水飛して婦人の面に塗るときは其光澤鉛製の白粉に優ると云り、因に記す、元祿の頃當國町方にて白粉を賣家の看板には白鷺を畫きて掲げ置しといへり。

◇ 傾 城

天文年中の著書奇異雜談集に、傾城と云ふ始めは、前漢書に武帝の時李延年が歌に、北方に佳人あり絶世にして獨

り立つたたび顧り見れば人の城を傾ふけ二たびかへりみれば人の國を傾ふくと云り、之れ李延年が妹の李夫人を稱せしものにて傾城の名爰に始まる、蓋し美人の稱なるを今通じて遊女の稱とせり云々、倭名抄に、遊女は夜行する女兒なり、又云ふ晝遊行するを遊女、夜を待て淫奔を發するを夜發とす云々、寛永年中の著書きのふはけふの物語に、遊女は平家の公達八島に亡びて後宮仕へせし多くの官女は身の置所なきまゝ長門の赤間播磨の室津なきにて旅人に身を任せ情をうりしをたち君、つじ君と名けしより始まる云々、寶徳年中の著書七十一番職人盡し歌合に、たち君「よひの間にゑりあまさるゝたち君の五條わたりの月ひとり見る」「あぢきなや名はたち君のいたづらにひとりねあかす夜半もありけり」つじ君「おく山もおもひやるかなつまこふるかせぎがつじのまごの月見て」「三づ川うばどやつるになりなましちこくがつじにのこるふるきみ」杯と見え、寛永八年の著書翁物語に、遊女を遊君、浮れ女、浮れ妻、戯れ女、川竹、流れの女なき云へ、其住る處を悪所と書り、元祿七年の著書江戸咄に、吉原の遊廓は元和四年に始まる、遊女を置く家を「くつは屋」と名く、其家に遊ぶ時は孝弟忠信禮義廉耻の八正を忘るゝの意にて忘八屋と書り、尙ほ洩たると當國地方遊女の濫觴及び其沿革等は次篇に掲へし。

名家去就の部

◇上杉家去就

(前篇の續)

慶長三戌年八月豊臣秀吉病痾起る、嗣子秀頼幼稚なるが故に、上杉景勝、徳川家康、前田利家、毛利輝元、浮田秀家を以て五大老と稱し共に秀頼補佐の盟約を成さしむ、同月十八日秀吉逝去の後、遺命なりと俄然に移封を命ず、未だ會津に本城全備せずと雖も同年九月春日山を後主越中國落水の城主堀久太郎秀政、長男左工門督秀治へ引渡し粗卒會津へ移れり、此移封の擧は後に聞く、秀吉の謀將石田三成と景勝の謀臣直江兼續密謀し、上杉徳川の兩雄を闘はし

め其間に乘じ成す事あらんとの企てより出たるものなりとぞ、此時領主の交代に依り領民夫役に苦しむ、故に當國新舊の領主協議して當戌の貢稅半收と約定す、直江兼續石田三成に謀り景勝に勸め兵を擧んとするがゆへ堀家等との約を破り、領民を促がし貢稅の全額を取收めて會津へ移る、豊臣家より大塚助右工門、桑原勘右工門に命じて國中を檢地せしむ、曾て上杉家は名將勇士多しと雖も新領土地に馴ず、防戦の手配行届かざれば、兼續智謀を以て越後の國民上杉恩顧の者に一揆を起さしめ堀家始め越後諸侯の會津へ討手に出立するを遮らせんと故意して止め置たる浪人安田有坂、矢尾板、庄瀬、朝日、萬願寺、柿崎、丸田、水原、加地及び神官僧侶を以て之れを教唆させしむ、果して同四亥年八月より越後國民所々に競ひおこる、野武士山賊之れに加はり領主に叛く、堀家始めの諸侯力を合して征伐す、同五子年六月一國平定す、此時土着の神官僧侶始め農工商の輩會津地方へ逃亡するもの多かりしと、之れを上杉遺民一揆と言傳ふ、上杉家越後にての記事これに終る、因みに記す、景勝は會津へ移り徳川家の意に逆ふ、家康意を決し加賀の前田、出羽の佐竹、最上、陸奥の伊達、越後の堀、村上、溝口等の諸家に命じ四面より會津を撃しむ、就中伊達家は其隣境たるを以て諸家に先んじ、慶長五子年五月重臣伊達、片倉等兵を將りて會津を攻む、景勝兵を出し之れを追卻ぞく、同年七月家康兵を將る陸奥に入る、景勝の兵は險を守りて防ぐ、時に石田三成豊臣秀頼の命と僞はり、毛利、浮田、島津、小西の諸將を謀り家康を討んと美濃に出陣す、家康此の變を聞き長子結城秀康に兵一萬を附し下野國宇都宮に止め景勝を防がしむ、且つ誠しめて曰く、彼は勁敵なり彼より兵を出すに非ざれば敢て我より戦ふ可らずと命令し、自ら兵を將る美濃に向ふ、此時兼續は其の謀策圖に當りしを喜び、兵を出し秀康を破り家康を尾撃せんと切に請ふ、景勝曰く、人の危ふきを撃こと勿れとは謙信以來の軍令なり、吾れ何ぞ是に違はんやと、聽す、兵糧若し缺乏あらば之れを送るべしと、書を秀康へ遣はし兵をまとめて會津へ歸陣す、兼續切齒して米澤へ歸る、同年九月景勝兵四萬を兼續に附し出羽の山形へ出し最上出羽守義光を攻む、義光援けを伊達陸奥守政宗に請ふ、政宗兵二萬を將

るて之れを援く、互ひに勝敗あり、此時石田三成等美濃國關ヶ原の一戦に敗死の告を得て兼續米澤に歸陣す、政宗進んで陸奥福島を攻む、城主本莊繁長防戦して之れを卻く、同六年二月政宗兵を將る福島及び同國梁川の城主須田大炊介を攻む、此頃奥羽大亂なり、同八年天下大に定まり家康へ將軍の宣下あり、景勝は結城秀康に就て降る、同七月景勝伏見に至りて家康に謁し罪を謝す、同八月會津百萬石を沒收され出羽米澤に於て高卅二萬石を賜ふ、兼續其の謀首なりと雖も家康その罪を宥め、高五萬石を賜ひ舊の如く上杉家の宰臣に附せらる、同九年兼續逆意を企て主君景勝の長子豊千代丸十三才而も聰明英智なるを亂心と言觸し、己れが長子掃部十三才になりしを主家の嗣子に致さんと腹心の諸臣と連署し事を謀る、景勝の奥方(武田勝頼の妹)之れを窺ひ知り景勝へ密告すれど實とせず、故に豊千代丸に語る、丸一日酒宴の席へ兼續を招き戯れに乗じ之れを刺殺す、後罪狀明白に分る、依て兼續が所領五萬石を沒收し家族從臣浪人と成れり、同十九年十一月秀頼大坂に籠城す、家康兵を將りて之れを攻む、景勝は佐竹義宣と共に先鋒を成して大功ありしを賞され、其從臣須田大炊、杉原常陸、安田上總、鐵上野、島津左近、長尾權四郎へ家康より感狀を賜はる、元和元年五月家康再び大坂城を攻む、特命を以て景勝は京都を守護し八幡に陣す、同九年三月景勝病死、時に六十九才なり、其子彈正大弼定勝(幼名豊千代)、其子播磨守綱勝天死に依り外甥吉良上野介美英の男喜平次を嗣とし上杉彈正大弼綱憲と云ふ、此時十七萬石を削られ十五萬石を領せり。

◇堀家 去就

中蒲原郡村松の城主にて高三萬石餘を領せし堀家は、本國尾張にして堀監物藤原直政(直政は元奥田氏なりしが、故ありて魚沼郡坂戸の城主堀丹波守直弁の養子となる、慶長三戌年より蒲原郡三條に在城し五萬石を領せしが中年にして病死す)長男丹後守直寄を中興の祖とす、直寄は元和二辰年より養祖父直弁と共に古志郡藏王の城へ移住あり、同三年八月更に同郡長岡の城主に命ぜられ、同四年四月村松に移さる、長男丹後守直時(二代、室池田備中守長

吉女)長男丹後守直吉(三代、室叔父兵部少輔直次女)長男徳千代早世二男丹後守直利(四代、室松平丹波守光永女)長男攝津守直道病に依り蟄居す、二男左京亮直長(五代、室小出信濃守英貞女)長男丹後守直堯(六代、室松平大學頭頼貞女)長男頼負直泰天死、二男豊後守信義は松平安房守昌信養子に、三男彈正利恒は家臣に、四男壹岐守長致は淺野河内守長壽養子に、五男丹後守直教(七代、室松平讀岐守頼泰女)養子左京亮直方(八代實は直泰長男、室戸田因幡守忠寛女)長男丹後守直庸(九代、室稻葉丹波守弘道女)養子丹後守直英(十代實は直庸弟、室津輕越中守寧親女、後室土屋相模守彦直女)嘉永三戌年二月十四日台命を以て城主格と成る、長男丹後守直休(十一代、室加藤遠江守泰幹女)養子左京亮直賀(十二代實は直方の弟教明長男)にして維新と成る、明治十年本姓に復し奥田氏と稱す。

○堀家元祖の義に付同地方の會員より一説を寄せられしを以て、次篇に詳しく記載すべし。

◇長岡の城家 去就

古志郡舊長岡藩士河井宇兵衛の祖は、餘吾將軍平維茂の後裔にして城氏を襲ふ、一代織部正資永は蒲原郡石曾根の城主となり上杉家に忠勤せしが、元龜年中内命を受け甲斐國武田家に仕ふ、同家滅亡の後徳川家に屬し城和泉守と稱す、元和元年五月大坂陣の砌り味方の勇氣を勵ます爲め、故意して物見を誤まり、故に浪人となり上野國河井村に蟄居、是より河井を氏とす、資家長男宇兵衛以來代々牧野家に仕ふ、家康より資家に賜はりし虎皮の陣羽織、保昌五郎の刀及び古代の家譜を保存す、維新以來本姓に復し城氏と稱せり。

◇黒坂の淺倉家

三島郡黒坂村淺倉氏は、越前國を領せし淺倉義景天正元酉年織田信長に亡ぼされ、遺族當地に漂着し農民となり連綿相續する名家なり、古刀一口と家系の巻を傳來す、又世に名高き淺倉家の三佛と云るは行基の作(各軀三寸五分)にして代々傳來せしものなりしが、元和年中當家の二男十兵衛は長岡牧野家に、三男六左工門は村松の堀家に仕ふ、

此時三佛を十兵衛に傳ふ、寛永の末十兵衛弟茂右工門惣兵衛召出され池守茂右工門、小林惣兵衛と云ふ各新地を賜ふ三佛の内摩利支天は淺倉十兵衛、阿彌陀佛は池守家、正觀世音は小林家と分ち共に尊敬する處なり。

◇ 大白川の淺井家去就

北魚沼郡大白川村は、守門ヶ嶽の南麓にて會津に近く、國の邊鄙なり、天正元酉年織田信長の爲めに亡ぼされし越前國を領せし淺井長政の子孫此地に隠れ住み一村を成せり、皆な淺井を氏とし一族親和、今尙ほ昔日の遺風を存すと云ふ。

◇ 和南津の喜多村家去就

同郡和南津村は古しへ和那美水門（次篇名所の部に掲ぐ）と云し處にて、同村喜多村新右工門の祖先は其守護なりしと、同家の重寶に新田義顯より賜はりし一斗を盛る朱塗の大盃一個を有す、慶長十八丑年八月當時の領主松平忠輝此邊巡回同家に止宿し其盃を一見あり、當代新右工門大酒にして一抔見事に傾ふけしに、侯の近臣古市權兵衛も一抔を盡し共に泰然たり、侯感賞ありて直筆の書を賜ふ、其夜侯を饗應の爲め其頃有名の藝人六日町宮内五郎左工門夫婦を招き當時貴賤共にもてはやす、酒酔の亂足。山寺の鼠。力無き養。骨無き蚯蚓の道行ぶり。普光聖りの袈裟求め。妙高尼の纏褌乞。男の女。女の男とて八番の立合亂舞をさせしめしと同家の舊記に見ゆ。

産物の部

◇ 木 材

○杉は西蒲原郡彌彦、南蒲原郡加茂、中蒲原郡河内谷、東蒲原郡小川莊、岩船郡村上、海府、南魚沼郡上田莊、中頸城郡米山地方（昔しは杉をマキと云ふ、古歌に杉の戸をまきの戸と讀り）○松は北蒲原郡聖籠山、魚沼郡の深山。

○樺は北魚沼郡藪神莊地方。○桐は古志、三島郡地方（以上は四木と唱へ上杉家の引附を以て農家邸地の四壁にある上木は相當の免除地を與ひ私に伐採させしめざりし領主もありき）○竹は南蒲原郡田上、西蒲原郡稻島、渡部地方（古語に、竹は六十年を歴ぬれば花咲實り枯て生かはると云り）又すべての盆栽は南蒲原郡保内地方にて以上を古來より名産の地と言傳ふ。

◇ 果 木

○栗の實は古志郡長岡、太田、北蒲原郡保田、南蒲原郡下田、岩船郡村上地方。○梨の實は中蒲原郡二本木、割野新飯田地方。○梅の實は三島郡釜屋、上除、刈羽郡刈羽地方。○柿の實は古志郡朽尾郷、南蒲原郡三條、中蒲原郡五泉、小須戸、子成場、北蒲原郡寺社地方。○桃の實は中蒲原郡赤遊、南蒲原郡大島、三島郡下山地方。○柚の實は中蒲原郡河内谷、西蒲原郡福井、西頸城郡糸魚川、刈羽郡北野地方。○蜜柑の實は西頸城郡上刈地方。○葡萄の實は岩船郡葡萄地方、以上を古來より有名の産物とせり。

◇ 藥 草

○細辛は西蒲原郡彌彦山、國上山○茯苓は南蒲原郡下田山。○黄蘗は刈羽郡小國保、三島郡小木。○桔梗は西蒲原郡和泉。○白朮は中蒲原郡菅名莊。○黄蓮は守門ヶ嶽、粟ヶ嶽。○半夏は南蒲原郡加茂。○當歸は中頸城郡米山。○葉藍は同郡關川、中蒲原郡澤海、○薄荷は南魚沼郡鹽澤地方。以上は古來著名の産物にして、其他彌彦山を始め中蒲原郡護摩堂山、河内山、南蒲原郡加茂山、刈羽郡八石山、黒姫山、中魚沼郡苗場山、中頸城郡難波山等は諸々の藥草に富し所と言傳ふ、土俗の語に、藥種を採收するに古根のものは芽出ざる時、新根のものは芽出し花を結ばざる時、葉のものは繁茂の時、芽のものは萌す時、花のものは満開の時を宜しとす云々、因みに記す、延喜式卷卅七典藥寮の部に、能登越中越後丹波丹後但馬因幡伯耆出雲石見右十箇國爲第四番_辰貢藥は黄蘗、茯苓、蜀椒、零羊角の五品

越後十一壺四口各大一升七口各小一升とあり。

◇ 綿 草

綿草は各地に作ると雖も中頸城郡に新井、古志郡に長岡、蒲原郡に今町、白根、龜田、新飯田、大野、吉田、刈羽郡佐橋莊地方を名産とすれどすべて色黒く毛糸短かし、各國名産の種子を需めて播種するに、一兩年間は色白く毛糸も長ければ三四年も種返しすれば同等の劣質となる、織布は他國に劣らざる良品を製出す、古書に、綿は草木の二種あり、草は今いふ木綿草にて木はバンヤ（棉と書り）なり、菅家類聚國史に曰く、延暦十八卯年七月一の異人小船に乗て參河國に漂着す（中略）自ら天竺の産なりと云ふ、仁核の如き物を多く持てり、近江國國分寺に住はしむ、同十九辰年四月彼の仁核を紀伊、淡路、阿波、讃岐、伊豫、土佐、筑前の地を相し植しむ云々、之れバンヤ則ち綿の木（木の實の内に白綿あり、綿の中に種あり）なり、然るに此種はいかにしてか本朝に絶え、舶來の綿而已を用ふ、衣笠内府の「敷島のやまごにはあらぬから人のうるてし綿のたねはたえにき」と詠せられしを以て知るべし、又バンヤ草といへるもの交趾より種を將來して一時は多く作りしと云ふ、實の内より綿を採る、禱なきに入れ坐臥して押壓と雖も隨つてまた脹れおこる、當國にては今稀に野草に交はるを見るのみ、俗にガンガラビと云ふ、文祿三年朝鮮より一の綿種始めて渡りしより追々諸國に作る、當國にては慶長年中支配職堀秀治地味を相して刈羽郡平井村に試作させしめたるを嚆矢とす、之れ今の木綿草なり、又魚沼郡信濃境苗場山に限り一種の綿草と云あり、秋の頃其實熟して綿を出す、純白にて易と美なりと雖も之れを試作し或ひは製法を發明するものなし。

○六篇より逐次記載する産物の部は、寛永年中公命を承け國の支配職松平越後家に於て各領主に照會し調査書上ありし記録を拔萃し聊か當會員の見聞を加へしものなれば杜撰の著述と思ひ玉ふ勿れ。

習慣の部

◇當國の農家にては男一人にて田六反歩畑三反歩耕作するを古しへより定作の例とせり、又畑三反歩の内大豆四百歩、粟稗二百歩、荳百五十歩、小豆、木綿、大根、其外にて百五十歩を通常とせしものなり。

◇同上牛馬の飼用及び肥料とする野草を刈込は、毎（陰曆）五月五日より九月九日まで日々朝夕刈取を古法とせり

◇同上年々干菜、干大根、干芋莖、大小豆の葉粉、蕎麥の芽バナ、麥のスマ、串柿、枳椇櫂の實、蕨露葛の根、蓬の粉、錦帯花の粉（俗にザウツバ）車前の葉（俗にガイルバ）干田螺等は兼て領主より達もあり常に貯ひ置き饑饉の準備とするものなり、之れを怠れば有司より叱らるゝことあり。

◇割地村は五年以上十五年以下季限を定め古法の軒前敷を以て惣田畑の割替を成し、何の割何番と名け鬮引にて持主を極む、之れを地割或は地平均と云ふ、其一反歩は村例ありて三百坪或は三百卅坪（多くは一問六尺五寸の竿繩を用ふ）に切詰、大概長卅七間幅八間餘とし域内の田数は五枚を通常とす、畑方も同上にて中に一畔を立るものとせり

◇古志郡長岡の城主牧野右馬允忠成時代、寛永廿未年初めて領分へ檢地を入らるゝ節、公は目附、竿頭役等へ面謁ありて曰はく、檢地は百姓の進退を極むる處なれば條目により進まぬやう退ぬやう悉く注意せよ雨降の日は繩の縮むものと心得よ予は當地拜領以來時々巡回して地理を察するに高百石に人數百人ある村は村柄の宜きものぞ人數少きほ

き村柄悪きものぞ又男子より女子多き村は富饒なるものぞ町並ある村は農家困窮のものなるぞ山際に家立ありて平地に田畑ある村は地味宜しきものぞ川前不定地と山に據り畑多き村は貧者少し平地にて田の多き村は格別の貧富あるものぞ金銀多く持し浪人の住る村は百姓は貧乏するものぞ前々より習慣を以て仕來る事は害にならぬものは取用ふべし云々、且つ備忘の爲にとありて祐筆に命じ書附にして渡されしと云ふ。

温古學問答の部

◇古來徳政と云ことのありし年度は如何。

金井祥一郎

◇薦僧（一名梵論）の制度は如何。

大平智順

◇牛王の誓文はいかやうに書しものにや。

佐藤俊次

◇和文の沿革を問ふ。

本野信英

◇俗に云ふ男女の厄年は何より起りしや。

中村周次郎

○以上の諸問あり識者は本會へ御回答あらんことを請ふ。

◇鬪雞の答 鬪雞は朱雀天皇天慶年中に始まり、足利家の末諸國盛んに流行し貴賤之を翫ぶこと怪しむべき程なりしに、元和七酉年令して堅く停止せられし事當時の書に見ゆ、因みに記す、雞は異名司晨、蜀雉、花冠と云ふ、五徳を備ふ、所謂頭に冠を戴くは文也、足に距あるは武也、敵と鬪ふは勇也、食を相告るは仁也、夜を守りて時を失はざるは信也、倭雞は形大なれ共強からず、蜀雞は形大にして尾短かし、中には冠大鋸の刃の如きものあり、之れをタイキリと名く、暹羅雞は蜀雞より大なり、其始めシャムロより來る、甚だ強し、南京は始め南京より渡る、冠赤きものは地南京と云ふ、矮雞は形小にして足短かし、南京矮雞は別て小也。

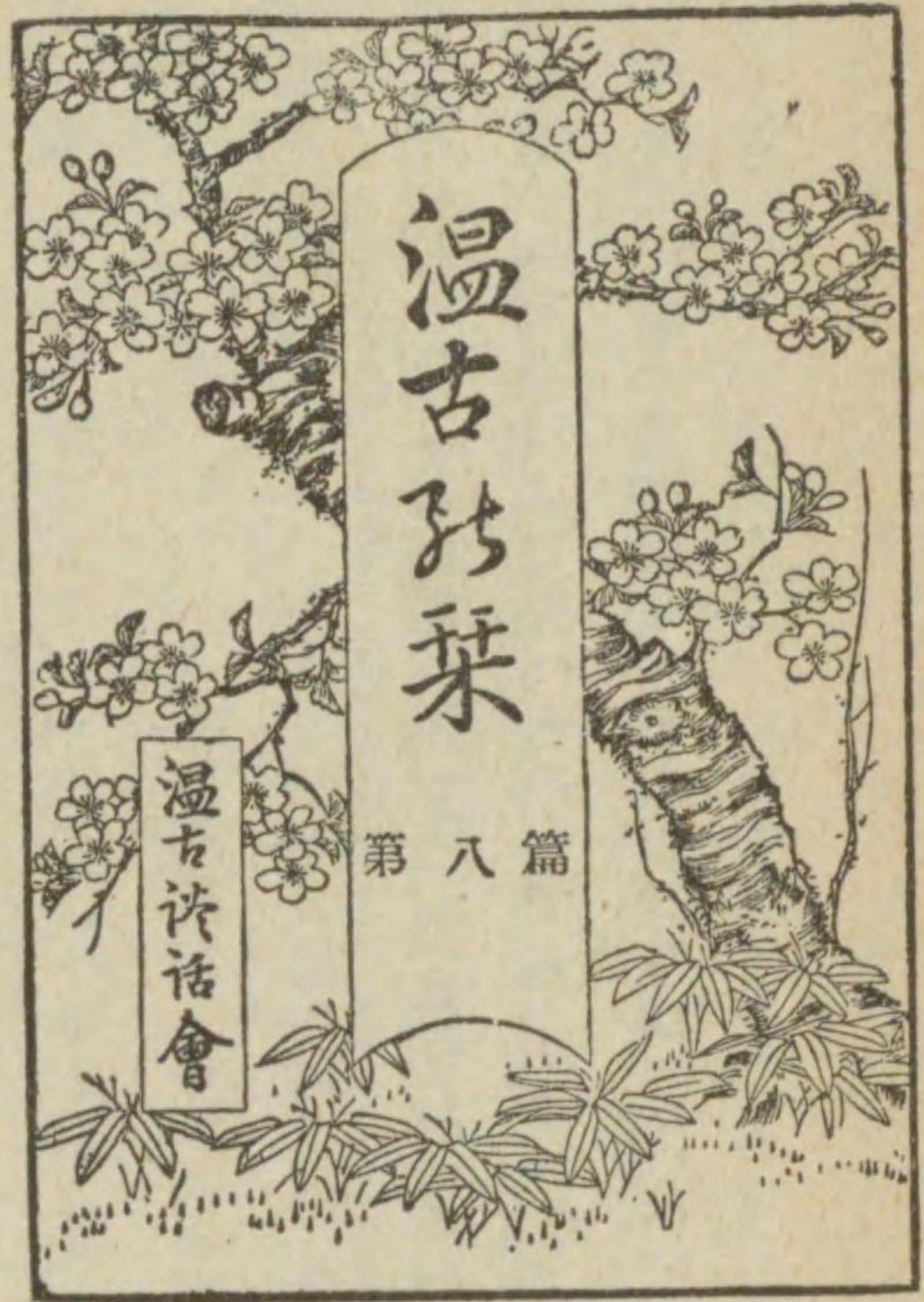
小林權三郎

◇馬の丈の答 馬の丈は四尺を定尺とし、夫より餘れるは一寸と三寸迄をスンと云へ、四寸と七寸迄をば寸と云はずキと云へ、又八寸と九寸迄を寸と云ふが故實なりと馬術の師は云り、此はいつの頃より定まりしにや、昔しは幾寸にてもすべてキと云り、雜和集に「あふさかのすきまの月のなかりせばいくきの駒といかでしらまし」とあり、山崎美成翁の世事百談に、馬は四尺を馬たけと云ふ、夫に一寸まさりしを一キとし、八寸まさりたるをヤキと云ふ、幸若の舞に（高館、志田の詞に）名馬の事を云ひて三の戸だものしら葦毛七キ八ぶん、あけ六才にひきよせゆらりとのつたりけり云々、此七キ八ぶんは七寸八分なり、幾寸にてもキと云へる證とすべし、おもふに寸をキと讀むことは古事記傳に、寸を伎と云ふは刻の意なり、萬葉集に、玉刻春と伎に刻を書るも其意にて伎と書ぞ本語なるべし、寸は樹の省字にてその訓をされるものなるべし、因に云ふ、錢の一文の半を俗にキナカと云ふことは算勘の詞に一文半を一文五分と云り、五分は一寸の半なればキナカとは云ふなり、寸半の約語なるべし、再びおもふに、たゞ半が五分なればきなかとのみ云ては委しからず、錢のわたりは一寸なること開元錢よりの定めにて吾邦も之に則ればもと尺度より出で一文の半を五分ともキナカともいへると知るべし云々。

高橋邦常

◇いたかの答 いたか（其字義詳ならず）古老より聞ところによれば、大社巨利の近傍に住居し僧形にて白衣を著し頭を袈裟もて包み、小き卒都婆と櫛の枝を携え夜を讀經して廻る、水死の吊らひに流れ瀧頂を頼み或ひは其の卒都婆と櫛の枝を買求め海河へ流せり、故に河海沿岸村々を多く徘徊せしと云り、寶徳年中の著書七十一番職人盡歌合に其姿を載せ「文字はよし見へもみへずもよるめぐるいたかの經の月のそらよみ」とあり、三島郡蓮華寺村の山入に天和の頃までは數十名住居せしと云ふ、今尙はいたか澤の名稱残れり。

太田俊通



明治三十三年九月十五日發行

- 沿革の部
 - 公料檢地法
 - 同收納役銀
 - 五人組條目
 - 長岡領賞罰法
 - 河海漁業の續
 - 神佛閣の部
 - 安土神社
 - 武久禮
 - 神田神社
 - 八幡宮
 - 黒神
 - 瑞玉神社
 - 三佛堂
 - 桃之
 - 木窟觀音
 - 中鴻觀音堂
 - 名木野
 - 昆沙門堂
 - 長岡地藏堂
 - 德聖寺
 - 法藏寺
 - 定正院
 - 永谷寺
 - 妙法寺
 - 願敬寺
 - 泉藏院
 - 福寺
 - 妙法寺
 - 名所舊跡の部
 - 和奈美水門
 - 木魂
 - 神倉山
 - 櫻柄目
 - 木魂
 - 五十嵐濱
 - 彌三郎邸地の跡
 - 大樹
 - 古城跡の部
 - 長峯
 - 來迎寺
 - 高山
 - 堀金
 - 中野
 - 山本
 - 柿崎
 - 直江津
 - 安田
 - 金津
 - 麓
 - 物の起原
 - 軍役法
 - 無盡講
 - 銅
 - 貨の續
 - 傾城の續
 - 名家の去就
 - 井伊家
 - 長岡の稻垣家
 - 栖吉
 - 今井家
 - 五ヶ濱の遠藤家
 - 中之島
 - 淺野家
 - 大所の寺崎家
 - 産物
 - 薪
 - 炭
 - 紙
 - 漆
 - 蠟
 - 茶
 - 習慣
 - 數件
 - 温古學問答
 - 數件

沿革の部

公料檢地法

公料の檢地法は一定の條目あれど、當國地方は慶長十五戌年支配職松平上總介忠輝の檢地法に據り取捨ありしものなり、田畑屋敷共壹反歩は三百坪之れを量るに竿繩共一間六尺一分を以てす、本途方は上田壹反歩石盛十六（此高壹石六斗也以下準之）中田同十四、下田同十二、下々田同十、上畑同八、下畑同六、下々畑同四、山畑同二、屋敷同十（建屋の地は勿論廻り一間づ、竿除之れを四壁引と云）新田方は上田壹反歩石盛八（此高八斗也以下準之）中田同七、下田同六、下々田同四、上畑同十、中畑同八、下畑同六、下々畑同四、屋敷同十（四壁引本途方同斷）右の田畑上中下位附は其村老農五名以上に誓文致させ、目安書を徴し檢地役人の目安と比倣

して之れを定む、又山際、大藪際、木下、川岸通りは九尺、大道際双方三尺五寸、細道際同一尺五寸、大畔三尺、小畔一尺五寸、及び火葬場、墓場、馬の血取場は村の大小に應じ若干歩、竿除とす、川、池、沼、用水江、道路、川欠、山崩、永荒地は都て大繩にて改め捨り地とし逐々變動に依り自費を以て新開發する者には五分一或ひは十分一、廿分一を功勞の難易に應じ免除地とせらる、儲て地味の善惡を檢査し一ツより八ツまでの免（免一ツは石盛高一石に收納米一斗也）を附し本途、新田と二括りに大別し、其他山高（三千坪を以て一反歩とす）野手高（同上）沙高、濱高、草生津高、茶高、楮高、漆高、蠟高、青苧高、白布高、炭高、網高、鮭高（以上を總稱して色高と云）小物成高等を合して惣高と唱ふ、特更の不定地は見取場と成し高役を許されたり。

同收納役銀

村方に依り定免取或ひは定免を相立置き年々檢見取もあり其貢納米の内三分一は年々定式石代金納。三分二は十一月廿日頃より十二月廿五日限り正米皆納の定にて、村毎或ひは組合の郷藏へ大概は一俵四斗外に二升づ、延米合せて四斗二升入として斗納次第吏員巡回のうへ、村吏、米主立會米拵ひ俵數升入は貫目にて相改め、戸前に封印致し村よ吏り預り證文を徴收す、尤も三分一石代金納（此直段は最寄市街地五ヶ所（魚沼、三島、古志、刈羽の四郡は、出雲崎、椎谷、柏崎、長岡、小千谷の五ヶ所なりき）の十月十五日より同晦日までの直段書を其領主へ掛合奥書印形附にて取集め之れを平均のうへ定法として一斗二升糴上（譬ば、平均一石十貫文なる時は十一貫二百文とす）相定むるものなり）は大積りにて十月、十一月兩度に取立、又三分二正米納の内廻米宛残りを村方に於て石代金納にて拂下を願ふ時は翌年三月、四月、五月、六月と四度に割賦取立、困窮の村は願に依り七月の皆納なり。皆畑の村は勿論五分以上畑方ある村の貢米は残らず三分一石代直段にて取立らる。其他貢米一石に口米として三升づ、傳馬宿入用米惣高百石に米六升づ、六尺給米同二斗づ、藏前入用同永二百五十文づ、大豆田高百石に五斗畑高百石に一石（金納は

最寄市街地五ヶ所平均直段に一斗二升糶上げを以て取立、大豆一石に代米五斗下附、油荏本途高百石に二斗、新田高百石に一斗三升四合（金納は銀一匁に二升替、兩替五十八匁定法）油荏一石六斗に代米一石下附、胡麻本途高百石に五升、新田高百石に三升四合（金納は銀一匁に一升五合替）胡麻一石五斗に代米一石下附、小役永掛高百石に銀廿八匁より卅九匁六分まで、小物成運上永（不同）口永は本永一貫文に卅文づゝ取立らる、又抓漆は三ヶ年に一度取立、最寄市場直段にて下金あり。

◇五人組條目

寛文七末年（二百廿四年前）徳川將軍家に於て五人組條目を一定し、初めて天下一般へ觸示し、每春村町毎二冊を製し一冊は領主へ一冊は名主方に差置、月一回づゝ讀聞せ堅く遵守せしものなりしが時機に應じ或ひは領主の都合に依り追々潤色ありしかき當初の分は左の如し。

指上ケ申五人組帳之事

一當村中五人組之儀被仰付候大小百姓立合致證候處背御法度怪者無御座候に付家持の面々は不及申子供下人并に名子屋借屋の者迄中能者悪鋪者組ませ不殘連判仕指上申候若悪鋪者と乍存五人組に入後日に顯申候は、其者不及申組中曲事に可被、仰付候又見届ざる者御座候て五人組をはづし置き此段不申上後日に露顯仕候は、其近所の者名主組頭迄曲事に可被、仰付候事

一吉利支丹宗門之事累年御制禁隨に承届申候猶以當村中男女非人等迄御穿鑿被遊候處に怪宗旨の者壹人も無御座候就夫吉利支丹訴人仕候は、其品に依り御褒美可被下之旨奉得其意候無油斷村中證儀仕不審成者御座候は、急度可申上候若隱置き脇より顯申候は、名主五人組は不及申其者の隣近所の者まで罪科に可被、仰付候事

一不受不施の法花家の分は吉利支丹改帳に判形爲致申間敷候并に召仕抱申候時分も不受不施宗寺請狀には判形を取申間敷候事

一盜賊并に悪黨訴人仕候は、假令親類縁者にて御座候共其科を御免被成御褒美可被下旨被、仰付候自然同類の親類縁者等あだをなし可申と存候は、隱密に申上候へ御褒美被下其上あだをなさるやうに御仕置可被成旨被、仰付候上は親子兄弟成共無隱御津進可申上候若此旨を相背脇より訴人御座候は、名主五人組共に曲事に可被、仰付候郷境には番屋を立用心堅仕盗人御座候は、なりを立貝を吹村々つまりへ出合候様に兼て申合捕可申候若捕申儀難成候は、何方迄も附届落着所へ急度預け置様子可申上候其節出合不申者御座候は、有體に可申上候事

一堂宮并山林にからまり不審なる者見出し候は、押置御津進可申上候若退き申候は、其者の落着所へ附届御斷可仕候自然見遁聞通爲致欠落候は、假令後日に御聞被成候共曲事に可被、仰付候并に手負者又は行衛不知の死人見出し候は、早速可申上候事

一從他所村中へ越來候者御座候は、得御下知本の出所を能々問届其所より體成ものにて構無之旨手形并寺請狀を取其上居村の名主五人組へ申届當村五人組に入置可申候若猥に差置申候は、名主組頭曲事に可被、仰付候事

一人の賣買一切仕間敷候但年季者の儀は拾ヶ年に限り可申候年季一の者召抱候節男女共に様子委細相尋從何方も構無御座候其者の從菩提寺證文爲致召抱可申候五人組帳指上候以後抱申候は、御役人衆迄其段御斷仕何月幾日に抱申候と五人組帳に書可申候若右の趣に違背仕候は、曲事に可被、仰付候事

一當村百姓の内不罷成候て奉公に罷出候は、子細を申上得御下知其上落着所を名主五人組に知らせ罷出可申候又年季明當村へ歸り申候は、其主人なり家老なり構無御座候狀を取名主五人組に見せ得御下知置可申候假令村出生の者に

御坐候共主人家老の添狀無御坐者并に諸浪人の分一日片時も村の内に置申間敷候若近親類縁者にて難遁浪人に御坐候

は、名主五人組其外町中へ斷仕詮議の上不苦者に相極候は、慥成請人を立從菩提寺手形取り假令一ヶ月罷在候共得御

下知五人組帳に書載差置可申候自然此旨相背抱申候は、當人は不及申五人組名主隣家の者迄曲事に可被_レ仰付候事

一欠落の者抱置申間敷候并に年貢其外爲訴訟從他村町退參仕候百姓町人其外當御領所内御拂被成候者は不及申に他領

被拂候者迄假令親類縁者にて御坐候共宿賃申間敷候總て法師虛無僧山伏行人遊女野良乞食非人等に至迄行衛不知もの

一夜成共宿賃申間敷候其外町中の堂宮にも置申間敷候往還の道筋は旅人を能々詮議仕慥成者に御坐候共一夜の外宿賃

申間敷候自然不叶用所御坐候て滯留仕候は、其趣名主五人組近所の者に相斷不苦者に御坐候は、差置可申候右の意趣

違背仕候は、曲事に可被_レ仰付候事

一當町の者又は通の者總て不寄何者何様の儀にても人を殺退き申者御坐候は、隣郷の者迄常々申合互に出合留置可申

候若打拂のき候は、何方迄も跡をしたひ落着所へ届斷可仕候事

(以下次篇)

◇長岡領賞罰法

賞を大別して三等に分つ、所謂一揆徒黨を未然に告ぐ、忠孝貞之れを重等とす、兇徒を告ぐ、村家和合、收納を先
す之れを中等とす、定役永勤、業務入精之れを輕等とす、賞するに家格或は米金を以てす。罰を大別して三等に分つ
重等は放火犯之れを火罪とす(當初には古志郡溝村地内三國線路の東十三間四方、實曆年中より三島郡本大島村地内
文政年中より古志郡草生津河原にて執行)人殺(就中主親兄夫殺は最と重きに依り磔に行ふべき處菩提寺又は近親の
哀願に依り引廻しのうへ打首獄門に行ふものなりと捨札に記す例なり)徒黨強訴の頭取、謀書謀判、金銀貨贋造、破
牢、強奸盜等は獄内に於て打首獄門(月の廿五日に限る、獄門の場所は草生津河原或は城岡堤)家財を闕所(親存命

なれば半額下附)とす、中等は窃盜、領内拂立歸り、不孝、不義、訴訟の根押、清僧の女犯等は獄内に於て、五十毆
以上二百毆以下とし、額に入墨を附し領内を追放す、之れを領内拂と云ふ、又右の輩脱走せし時は其親族村吏より届
出させしめ永根限或は五ヶ年根限と成し除籍し、後年悔悟して出先より先非を謝し其所業を見慥めたるに限り届出あ
れば嚴密吟味を遂げ入籍を許すことあり、又博奕、僭上無禮、詐欺、落し文、野荒し等重きは其組内を構へ追放す、
之れを組拂と云ふ、輕は其居村内を構へ追放す、之れを村拂と云ふ、共に家財は家族に下附す、輕等は喧嘩口論、醉
狂、奢移、觸達に違ふ、變死人無届、怠りて田畑を荒す等にして、逼塞、叱戸、叱等に處し、重は錢七貫五百文以
下、中は同五貫文以下、輕は二貫五百文以下の過料を附す(以上三八の日を以て定む、之れを評定日と云ふ)。訴訟
裁斷方初等は其組割元役場に於て双方を審問し曲直を分ち、其曲者たる事明白なるも承服せざる時は郷宿に足留を命
じ見込書を添て其組代官役所へ出す、代官役は一方或は對決にて審問す、曲者承服せざるに於ては郷宿預けを命じ、
割元役の見込書と當役方の目安書を添て郡奉行役所へ出す、郡奉行は白洲に於て一方づゝ審問す、之を吟味と名く、
曲者畏服せざる時は藏牢入を命ず(町方は初審檢斷役、次審は町奉行役所へ出す、神官僧侶は初審より寺社奉行役内
宅に於てす)尙曲者畏服せざるか、或は町方寺社に亘り或は曲直未判然の點ある事件は、書類を添て城内評定所(上
の間と云ふ)へ出す時は百石以上を知行し無役の士分へ人撰にて其掛りを命じ、評定所白洲に於て審問す、之れを表
吟味と云ふ、曲者尙ほ強情を申募る時は入牢を命じて獄へ下す、因に記す、當時の訴訟は町方は檢斷、村方は割元の
審問にて十中の八九は決局を得たり、又諸事證據よりも事實を重しとせり。

◇同水牢。非民小屋

長岡の城主牧野家は、堀家より引附の領法にて領民年貢の未進あれば當人を藏元へ呼立、兼て藏屋敷の圍内に小屋
(水牢小屋と云)を設け、内に大なる土穴を掘り水三尺を湛へ名けて水牢と稱し皆納に至るまで此處へ水牢入を申付

らる(着衣の裾を捲り列ねて腰掛に倚せ、膝より下を水に浸し置るゝものにて、高田城主越後中將光長領民年貢未進の者を水牢へ入れ凍死せしこと古記に見ゆ)其寒害を憂察して家族其未進を皆濟するものとせり、時に駿河守忠辰天和二戌年七月十一日初入部あり、宰臣に命じ家法の條目中苛政を去除し努めて良法を施行せんと、侯も日々臨場して其可否を議せらる、同年十二月十八日上組藏元へ巡視ありしに、一場の内にて啼泣の聲喧すかりければ、之を有司に問はる、此は其組代官限りの古法を以て未進を責る水牢入の領民共が寒氣に凍え苦聲を發するものなりと答ふ、侯不快にして歸城あり、即刻吏に命じ領民が新古の未進米を調べらるゝに、連年の水害不作にて凡五萬俵其囚人最も多き年なりしと、侯之れを點檢し三萬俵は容赦し、二萬俵は七ヶ年賦と定め懇命を傳へて七ヶ藏元水牢入の囚人を赦して家に歸す、是より水牢の責を廢し代るに藏元毎に一棟の證人藏と云ふを建て、未進の者は之れへ入れ、草履草鞋を造らせ價を高く買上げ家族の償ひに補ふて出牢させしむることに定められしゆゑ、領民も其慈仁に感じ未進の者年毎に減少せしと云ふ、又同駿河守忠寛時代寶曆四戌年より悪作引續き、同六子年に至りては飢餓街に充つ、殊に此冬大雪にて領内凍死せし農馬二百四十三頭あり、翌丑年吏に命じ實際を調査し、農馬を斃せし者へ更に購求料として金四兩宛を賜はる、且つ若干の種粃及び作扶食米を惠與せられ、尙ほ耕作を成す能はざる貧民領中にて老幼男女三百廿七人あり、故に大工町南續地へ大小屋を掛け非民小屋と名け之れへ入れ、扶食米を與へ一人毎郡村名齡を記せし小鑑札を携帶させしめ諸普譜の役夫とし、強弱に應じ定め賃錢を與ふ、勉勵して農業を興すの資本金を積蓄する者へは尙ほ若干の資本を授け直に舊里へ歸されたり。

◇ 河海漁業

信濃川の續

卷あては水の渦く吐口へ漁船に乗り、或ひは沿岸に架臺し一種の網をあて待居るに鮭之れへ入る時は手元に答ふ、當網又は待網と云ふ。築は一名打切共云ふ(天保年中までは川筋の變に依り村々にて場所の賃借を成せり)決川を打

切(船道とて二間以上を開き置く古法なり)所々にタツボ或は築ツジと云ふをかけて捕魚す、明治十年頃より一種の四手網を張て捕魚することなれり。釣とりは鮭のホリに就ころ水の淀みに集まるを、沿岸或は船中に潛み水上より見儘の鐵鈎或は糸に管鈎をかけ頼に引かけ捕魚す、手練ならでは得難し、捕魚せし時は何れも手頃の丸木(是を魚槌と云ふ、一尺四寸を定法とす)にて頭上聊か凹の處(ヒツと云ふ)を打て殺せり、鮭漁業者の内組合或は村毎に一人を撰擧し之れを魚屋頭と名け業務萬般を司らしむ、鮭魚を以て活計を立る者最も多かりしが天保年中下流新潟邊にて大網始め漁具を改良せしより以前の如く川上へは多く登らずと云り、其他信濃川の水族。鮎は春河海の間に生じ流水に溯り夏に至り稍長じ秋のすへサビ(サビ鮎の腹中に砂のあるはサビて身軽く水に浮むを厭ひ故意して砂を飲ものなりと)て川下へ流れ河海の間に産卵して死すと古書にあれば、實は水源に登り谷川に産卵すと漁者は云り、又雄は早くサビ雌は遅くサビるものとす、一名年魚と云ふ、炙り或は煮るに香氣よし、故に香魚とも又口中銀光あるを以て銀光魚の名あり、鵜繩或は投網にて捕ふ。鱒は陰曆九月下旬生れし川の水源に溯り産卵す、搔網にて捕ふ。鱒は俗に八ツ目と云ふ、川の淀みに産卵す、淺瀬に石を以て工みに川瀬を造りタツボをかけて捕ふ、嘉永年中までは草生津より妙見までに多く殊に美味なりしが、今は少なくなれり。鰻、鯉、鮒は糸釣或は大網(引網共云)にて捕ふ、明治の初めまでは大網を有せし者稀なりし故、夏の頃は隨意に川筋を上下して漁せり、之れを雜魚網と云ふ。鰯、鱈、鮭、鰯、鮭、鰯の如き文政の頃までは多かりしが今は搔網大網へ稀に入ることある而已。鮎は弘化四未年信濃國大地震の洪水後初めて大なるものあり、以前は僅々四五寸のもの而已なりし、投釣にて捕ふ。泥鰌は文政以前は無りしが今は多くあり、投釣にて捕ふ。

◇ 槻田神社

南蒲原郡大槻莊三條町槻田神社は、延喜式内(祭神不詳)にて境内古木繁茂し最と神古しが、近年同地數度の大火に社殿は勿論樹木も残らず類焼せしは借むべき事なりき、奇瑞ありて古志郡熱田神社より納まりし八坂の劔一口は今に保存せり、同境内八幡宮は、源義家陸奥國安部の一黨征伐として下向の砌り勸請し、降伏の祈願を籠め軍立の式を執行せられ、又黒鳥一平を討平げし後社參の上武具、馬具等奉納ありしも年を経て今存するものは軍配團扇と母衣而已文明六年領主山吉景久社殿を再興し、社領廿八貫百七十五文寄進ありと社記に見ゆ、同町の鎮守にて例祭三月十五日、八月十五日(陰曆)古例を延て軍立の行装を成す、社殿の古棟札に當地城主代々の姓名記しあり、神官藤崎氏は名家の裔なり、維新前には華藏院といへる別當職もありき。

◇ 安土神社

中蒲原郡菅名莊河内谷群峯屈指の高山を安土ヶ嶽と云ふ、麓の小面谷村より登ること一里半、頂上に方三尺の石祠あり、安土神社と云ふ、神體は最と古びたる鐵鏡にして直徑一尺、鏡面に安土の二字を刻せり、傳云ふ、是れ延喜式内土生田神社最初の神蹟なりと(神社考に曰、土生田神社在安土村祭神壇安媛命稱安土權現云々、式考異諸本に「都知不太」案當訓波爾布太云々、今世南蒲原郡青海莊羽生田村に土生田神社あり)又石祠を去る十間許に巨大の盤石あり、馬蹄の痕五六ヶ所今尙ほ現存す、里俗云ふ、康平年中一の武將馬上にて來りしが、馬疲れて進まず、偶ま民家の翁廻對坐し槌杵を以て藁を打居るを見鞭を需む、ムチをツチと間違ひ持たる槌杵を捧ぐ、武將笑ふて登山の嚮導を命す、翁は孫の男子を呼て從はしむ、遂に頂上に達し歸途彼家に立寄り、予は八幡太郎義家なりと嚮導せしを賞して男子に杵鞭與左工門と姓名を與へらる、子孫連綿相續して門葉卅二戸の村立を成し今尙ほ種々の古器物を藏す。

◇ 武久禮神社

三島郡五千石村に武久禮神社の舊跡と云ふあり、往昔は最と大社なる由なりしが、いつの頃にか荒はて、礎のみ残り、中央に一の石祠を存す、其神體なりとて八ツ花形の古鏡一面を同郡野中才村真宗專念寺に藏せり。

◇ 蓮濁八幡宮

古志郡大島莊蓮濁村八幡宮は、上古の勸請にして由緒連綿たるがゆゑ代々の國守特に上杉謙信は崇敬ありて、軍陣出立の度ごと奉幣使を立られしと云ふ、神官藤波某は慶長年中上杉遺民一揆に加擔し退散以來社殿も荒廢に及びし由境内に樺の古木あり、幾百年を経しを知らず、信濃川を東西に變せしこと七回と言傳ふ、中は空洞にて廿人の雨露を凌ぐべし、里俗は堂の木と唱ひ此邊村々地境の標示とせり、乳病を憂ふる婦人此木の表皮を煎じ服すれば効驗ありとて手の届く限りは剝採れり、近年村民相謀り伐木し惜むべき千古の風光を失せり。

◇ 羽黒神社

同郡高波莊小貫村羽黒神社は、文治年中陸奥國信夫郡の住人故佐藤莊司の妻音羽の前愛子嗣信忠信の行衛を慕ひ三男信夫次郎を始め郎等を俱し、蒲原郡下田郷より朽尾へ出る道すがら當村にて病痾の爲め暫く逗留中、日頃祈願ありし出羽國羽黒權現を勸請せし社なり、社頭は石壇百廿五階の山に據り老樹森鬱たる勝地にて、境内血の池及び申傳への舊跡數ヶ所あり、長岡城主牧野家代々歸依厚く若干の免除地を寄置れたり。

◇ 瑞玉神社

北魚沼郡千谷川村鎮守瑞玉神社(祭神不詳)は、小千谷の市街に接し境内のかゝり最と神古たり、神像は石を投打の形容なり、上古は同村地内石打と云る處(因に記す、昔は節日杯に壯幼の男子最寄の川端へ整列し手頃の石を投打つを神代よりの遺風とせり、故に各地方に石打或ひは石投の舊跡残り)に鎮坐ありし由、里俗は石打明神と唱ふ、當社殿の椽下にある數千萬の石は大小共に圓形にして、痣を患ふるもの此石を以て撫摩すれば忽ち平癒すと、奇ならず

◇ 三佛生三佛堂

同郡三佛生村に阿彌陀、正觀音、藥師の木像を三所に堂を建て安置す、脇士五十七躰佛いづれも古雅の作なり、往昔此三佛及び脇士佛共土中より掘出せしゆゑ三佛生村と名く、其以前は夕日村と唱へたり、又村西小丘の上を夕日の長者夕原と名く、永祿年中豪族此處に住し三島郡朝日の豪族三輪家と豪富を競ひしと云り、夕日長者が志願ありて築し塚なりとて其邸地跡に小塚百十有餘連續す、近年里人相謀りて塚上毎に觀音の石像を置き、因に記す、當村は信濃國戸隠山に由緒ある地なりとて往古より夏日旱魃の憂なしと云。

◇ 桃之木窟觀音

中魚沼郡妻有莊山奥信濃國に間近き宮之原村枝桃之木分山入に西向にて豎横共に七尺許りの岩窟あり、入る事凡七十間にして止む、靜心注目し上なる穴の中を窺ふに一尺二寸程なる金像の正觀音あり、一拜して直に歸る、永く止まる時は怪異に逢ふと云ふ、古老曰く、當村の隣地加用分に三四郎なる者往古此佛像を發見せしとて三四郎觀音と通稱す、いつの時代何人の斯る窟に安置せしものにや其由を知らず。

◇ 中湯觀音堂

古志郡中湯村觀音堂の本尊正觀音は、等身二躰（立像各四尺餘）なり、傳に、養老四年僧行基當國化導の砌り此地に至り一株の靈木を得し、結縁の爲め彫刻し草堂を建て安置以來諸人の信仰大方ならざりしに、延暦年中奥賊亂を興し、征伐として將軍坂上田村麿當國へ下向の折り參詣のうへ賊徒退治の祈願あり、靈驗顯著なりしを以て堂宇を修繕し佛供料をも寄られしが、年降り此邊兵馬の街となり堂宇破壊せしゆゑ堂守は佛體を窃に土中へ埋め假に道祖神塚と唱へしとの口碑もいつしか湮滅に屬せしが、寛正年中毎夜此塚の邊りにて讀經の聲あり、時に村長古志新内なる

者或夜之れを聞慥め翌日謹て道祖神塚を發しに、一具の唐櫃の中に佛像二體あり、彫刻の年度作名も記しあれば地頭へ届け彼塚より百歩の北に淨地を撰み一堂を建て之を安置し、歡喜の餘り紀念として古志氏を塚越氏に改め子孫連續守護を怠らす（佛像と共に發見せし古き五輪の竿石は道祖神と名け舊跡に崇め置り）感應著しるく、緣日七月十七日（陰曆）には開扉あるを以て遠近より參詣群を成す。

◇ 名木野毘沙聞堂

同郡名木野村曹洞宗城國山福昌寺境内毘沙聞堂の本尊毘沙聞天は、同郡二日町の城主神子田家代々の守佛にて一寸八分の金像なり、同家没落の砌り同郡荷頃村曹源寺へ納めしを靈告に依り當寺の境内へ安置せしものにて、靈驗日に新なれば道俗の參詣絶る間なし。

◇ 長岡地藏堂

同郡長岡愛宕に地藏堂あり、本尊は佛工運慶の作にして世に將軍地藏と稱す、最古代より安置せしものとぞ、傳に、源二位頼朝崇敬せられ鎌倉より代參等を遣はされしと、別當は眞言宗の修驗にて將軍寺と云ふ、寛永年中當地の城主牧野右馬允忠成より堂宇修繕境内を増補し若干の佛供料を寄附せられたり。

◇ 德聖寺

同所眞言宗金色山德聖寺は、元和以前は同郡俣倉村（今藏王村）にあり、當寺に安置する延命地藏佛は空海師の作にして靈驗あり（往古同所目黒氏の祖感得ありし由來は次篇三ツ家渡り舊跡の條下に掲ぐべし）市中に出火あらんとする時は全體に汗流れ居、又此近傍には當初より火災の憂なし、故に火除の地藏と名く、毎月廿三、四の緣日には參詣群を成す、其他本多善光作三尊の阿彌陀（日本四十八體の一）空海師筆不動明王、行基作正觀音（享保年中の任職釋亮淳大徳の聞えあり、神祇官吉田家に於て法力を顯はせし功として寄附）等を保存す、又境内藥師堂の本尊は行基

の作にて、往古は此邊茫々たる萱野の内に大池あり（今同寺の西に古跡存す）年經し蟾いさすみて怪異を成し物凄き處なれば常に人跡稀なりしが、一個の草堂に此藥師佛を安置せり、感應顯著なりとて毎月八日には諸人萱を分て參詣せしゆる今に萱場の藥師と稱し世に名高し、因みに記す、此邊を上田町と名くる起原は堀丹波守直弁元和二辰年魚沼郡上田莊坂戸より當地へ移封の節上田邊の領民之れを慕ふて來りしものを住はしめたる所ゆる町名とせり。

◇ 法藏寺

同所淨土宗佛經山法藏寺は、元和中同郡妙見村より移轉せし寺にて寺當に正觀音の木像あり、平家の勇士惡七兵衛景清が守佛なりと云傳ふ、折々經文を讀誦する音聞ゆ、故に讀經觀音と唱ふ、妙見村舊家の記を見るに法藏寺は往古參河國赤坂元宿に有し巨刹なりしに、一代の住職當國古志郡の産にして道德を以て名あり、應仁年中妙見會水の城主石坂家の招きに依り寺號を分ちて移轉せしとあり。

◇ 定正院

同郡鷺之巢村曹洞宗寶林山定正院の境内は、鎌倉扇ヶ谷の管領上杉教朝の息修理大輔定正居館の跡にして諱を寺號とす（定正直筆の軍日記を藏す著名の物とせり）氏の墳墓あり、碑に定正院志賀公大居士と銘す、當寺は上野國白井雙林寺の末寺にて、開基は曇英惠應也、頸城郡春日村林泉寺同開山とす（當村の山林には往古より鷺多し、故に村名に附すと云）堀家長岡在城の折り同村及び横枕村之内高十石寄附の引付を以て維新前まで免除地を有せり、牧野家にも歸依厚く、武器器物等を寄附せられたり、其裏山は總て青々たる古松の森林にして其樹尽く婉曲し恰も蛟龍の天を飛ぶが如く或は蛇の横はるが如く眞に絶景の勝地なり（近年大概伐採して二三の古松を残す而已）之れ即ち定正閑室の舊跡とす、是より十四五町西へ距たり定明村は氏の宰臣上杉定明の居所にて諱を村名に附せしと云ふ。

◇ 永谷寺

中蒲原郡河内村曹洞宗永谷寺は、文明年中大湖の大の開基にて、第三世宣州除大は大徳の聞えありしが、或時七晝夜法華經を讀誦せしに一の美女參詣して血脈を乞ふに任せ授與す、美女喜び妾は東光院淵（永谷寺より十四五町距て早出川と云る流れの端に觀音堂あり、別當修驗東光院の傍はらにある淵の名なり）にすめる龍女なり、是を例として當寺代々の住職より血脈を授かりたし其報謝には一代每墓標の無縫塔を捧んと誓ひし翌朝開基より三世の塔を淵の邊りへ備置し以來當寺に住職する僧は入院の日此淵に血脈を投じて授與す、其住職の死すべき一年許り前に無縫塔一基を淵の邊りへ捧げ置り、死するを厭ふて寺を退去すれば死せずと云り、今に至る廿餘代不欠に同寺の墳墓所に並ぶ、形に大小はあれど何れも磨きあげたる如き自然石なり。

◇ 觀音寺

北蒲原郡聖籠村眞言宗鷹尾山觀音寺は、大臣百合若磨（磨は豊後の人なり、天智天皇の朝に仕へ俊傑にて弓を善す勅命を奉じて諸國の逆徒を征伐す）の建立せられしと云ふ、寺領舊高五十石を有せり、境内觀音堂に行基作十一面觀音を安置す、當國巡拜所廿九番なり、地景山に據り松樹森々千古の風致を存す、此松山に大臣の愛育ありし翠丸と云る鷹の栖し木とて松の老樹あり、領主溝口家より垣結廻し殿重に圍はる、此邊の松林を總稱して越の松原と云へ名所なり。

◇ 甚明寺

東蒲原郡大尾村眞言宗延命山甚明寺は、大同二亥年閏四月同地の領主土屋頼時の建立せし古刹なり、同家は相模國より移住此邊を所領とし八代相續せり、今尙ほ同寺境内に接近し土屋七代土佐の古墳と云あり、墳上に周圍二丈五尺の老杉一株を存せり。

◇ 法福寺

三島郡寺泊町聖興山法福寺は、傳教師の開基にて寺泊山法華堂と號し天台宗の一字なりしに、文永八年十月日蓮師佐渡國へ配流の折り、當地の住人石川宇右工門なる者跡を慕ひ配所へ參り山號寺號を傳へ來て當寺の住職と共に日蓮宗と改む、同師の筆跡數品を藏す、又播磨國書寫山性空師の製造ありし櫻木版の法華經一部を有せり、吼木版と稱し六十六部に限るよし、吼木山は能登國石動山の事なり。

◇ 妙法寺

同郡村田村妙法寺は日蓮宗一本山の巨刹にして、開基は日照師とす、日蓮師筆の物始め種々の什寶を藏せり、塔中金藏坊、大乘坊、本良坊、專藏坊、信乘坊、愛全坊いづれも山腹にて古松柏枝をつらね、日光を見ざる境内なり、里人は單に大寺と稱す、寺領舊高三十五石を有せり。

◇ 願敬寺

東頸城郡須川村真宗板敷山大覺院願敬寺は、後鳥羽天皇の勅願所にして寺領十二町四方を有せり、親鸞師自作の木像及び同師の頂骨と云ふを藏す。

◇ 泉藏院

中頸城郡直江津町眞言直江山泉藏院は、大同三子年和泉藏人の建立にして姓名一字づゝを寺號とす、本尊地藏佛は空海師の作にて日本三體の内と言傳ふ、正保二四年本堂再建の折り地藏佛自ら南郡より木材を集め海上を流し來られしより世に木流し地藏と稱し著名なる靈佛なり。

名所舊跡の部

◇ 神名倉山

古志郡神名倉山は渡澤村に屬し近邊屈指の高山なり、頂上に延喜式内三宅神社二坐（祭神波多武日子命（孝元天皇の皇子大彥命の男宮）同妃天美明命）の最初臨幸ありて住せ玉へしと云ふ岩窟は鑛窟と稱す、嶮岨にして容易に至り難し、御所平、鎮瀧、柳津留根、供御水等の舊跡あり、樹木に富し山にて往古より同村岸家之れを支配し麓村々より鎌役米を取立自由に薪木の伐採をなさしめたり。

◇ 和奈美水門

和奈美水門は北魚沼郡和南津村地内信濃川西岸俗に八郎ほうと云ふ所なり、垂仁天皇廿三年甲寅皇子譽津別命既に三十才にして言曰す、此冬鷗（俗に云ふ白鳥）あり鳴て空を過ぐ、命仰ぎ見て曰く、彼は何ぞや、天皇其の發言を悦び玉へ山邊の大鷗をして此鳥を逐しむ、逐ふて此地に來り霜網を張り捕へて之れを獻す、命は此鳥を弄して遂に能く言語を得玉へしと古事記に見ゆ、其わなあみを張し故に水門を和奈美を名けし舊跡なり、日本紀には山邊の大鷗を天湯河板舉に作れり。

◇ 木魂池

中魚沼郡谷内村地内立石の山入小山の上に長百廿間幅廿間許の池あり、水深藍其底を見ず、池中九尺方の浮嶼の上に辨天堂あり、風に任せて漂流す、其形狀最と奇觀とす、里人の傳に、上古より此處に枸栗の老樹あり神木と崇め置しが、文明年中地頭大井平の城主大井田遠江守令して之れを伐しむ、木倒れし夜の内に大池となり全木池底へ沈没せり、故に木魂池と稱す、當時は種々の奇怪ありしが、今尙ほ池の傍はらにて手を打つに池中より霧立登り四邊朦朧として咫尺を分たすといへり。

◇ 小山田の櫻

中蒲原郡菅名嶽の麓小山田村は、邸地及び山林に櫻木多し、何れも老樹にて花の頃は最と壯觀なり、故に小山田の

櫻とて世に名高し、故和泉圓翁の詠に「小山田の花の盛りを分けければ花より雲に入るかと思ふ」因みに記す、本朝上古は單に花と唱へしは梅なり、其種類は所謂浪花梅、淺香山、一入、薰、叡山、身延、冬、甲州、鷲宿、細川、細金、玉の井、飛鳥川、中妻、更紗、江南、豊後、大、中、小、越中、楊貴妃、求來願、關東紅、唐紅、濃紅、未開紅、叡山紅、香紅、雪平、本立寺、虎の尾、軒端、一重冬至、八重冬至、坐論、櫻、源氏、源平、八房、連珠、苦梅等なり、後醍醐天皇の頃より櫻を以て單に花と稱す、是も種類多し、所謂糸櫻、糸法輪寺、鹽竈、普賢像、楊貴妃、八重、一重、車歸し、大毬、小毬、句毬、豊國、深山がくれ、桐壺、有明、江戸、菊、奥州、述懷、南殿、熊谷虎の尾、枝垂、鶯の尾、霧ヶ谷、大提灯、法輪寺、金王、句ひ、珠數懸、八重垣、奈良の八重、西行、小菊、衣紋、天狗、望、香文、淺黄、緋、奈和戸濱、名古屋、紅葉、雪割、紅常陸、伊勢、糸くさり、小、千本、練絹、海棠、媼、兒、彼岸、四季、さかて、車輪、芋玉卷、かば、鹿子、二色、山櫻等なり。

◇ 柄目木の沸壺

同郡柄目木より十町餘を距て山の尾上丘の廻りし處に直徑十間許りあるべき池あり、里人は沸壺と云ふ、水色鐵氣に濁り常に湧上ること三四尺餘りその響き七八町に聞え物凄し、其水敢て外へ流れ出るにも非ず、且つ増減も無し、平常水上へ臭水油浮むと雖も涌かへり波立上りて採得難し、故に岸邊へ稗壳を浸し置き是に附たるを搾とりまた稗壳は干て燈の代りに用ふ、此池の邊りにて七字の題目を連唱すれば湧音烈しく最と奇なり、又此澤邊薄野の中に經壺、皿壺、夢想壺杯いふ深き井數個あり、何れも臭水油出る。

◇ 五十嵐濱

西蒲原郡五十嵐濱は海岸防禦の要地にて代々の領主専ら注意せし處なり、沖の眺め磯邊のかゝり奇觀を呈するこゝ多し、毎春の社日頃燕の當國へ來る時はまづ此地に着す、目の及ぶところ燕ならざるは無く、恰も敷たるが如く、

然して方々へ別れ行く、又秋の社日頃歸るにも此地に集まり而して逐々立去れり、上古より今に至るまで敢て變ることなし。

◇ 彌三郎邸地の跡

同郡中島村往來の傍はらに往古農民彌三郎（名家の裔なりしと云）が邸地の跡とて畑中に方三間程耕作を除き老樹を存じ形を残す、傳に、彼が母夜毎外へ出て奇怪の惡業を成し、人を惱すとの風評ありけれど、それとも知ず年月を経たりしに、或る暗の夜彌三郎は鳥を捕へんと網を遣ひに出けるが心持常ならざるゆゑ、家に歸らんとせし路に突然彌三郎が頸の骨を掴み引立往んとす、元來豪勇の彌三郎、早くも腰に帶たる鎌にて其腕を搔切り家へ歸りしに、母は腹の痛むとて一間に臥居たり、獲物も無きは何とて早く歸りしやと不審しを白地に語らば女性の恐怖もやせんかと左あらぬ體に言紛らし臥にける、偕て翌朝安否を問はんと一間へ往けるに、母は居す寢所たり外面に鮮血を引し痕あり之れを索ね往くに前夜怪事に逢し處に至る、彌三郎は始めて母の鬼女になりしことを知り大に驚歎しける、其後母は國中の山野村里を横行し種々の惡事を成せしに、同郡石瀨村青龍寺の住僧彼の母に妙多羅天女と云ふ戒名を與へ濟度ありしより氣質も柔和になりしとかや、其終焉の地を知らず、形容を木像に彫刻し彌彦社頭の境内阿彌陀堂の傍はらに据置ぬ（年曆不詳、緣日は八月十五日とす）因に記す、中蒲原郡村松の山奥安出村に彼の彌三郎が後裔とて今尙は相續す、此村には私雨と稱し何なる晴天にても毎日多少雨の降ることなし、又古志郡蓮瀉村の飛地にて同郡芹川村の前に凡そ千坪許を彌三郎が邸地の跡と言傳ふ、按するに、母の怪より里人に忌嫌はれ所々に住所を替しものなるべし。

◇ 大 樹

中蒲原郡七谷宮寄上村長瀨神社の境内に樺の大樹あり、一根兩俵に分れ十餘丈（一俵は朽て無しと）天明年中或

秋大風にて其一俟折たり、故に空洞となれり、商賈之れを求む、其枝切口の徑り一丈九尺五寸、空洞の徑り九尺、柚のもの十餘人此内に住居して數日はを挽分けるに其宜しき處六間の指物數十挺、其中なる處幅六尺の板數十枚、其末なる處曰百七十餘と成し由、未曾有の大樹と云べし、刈羽郡枇杷島村鶴川神社境内の樺周り六丈二尺五寸、中頸城郡瀧寺村温泉（大同元年建立の毘沙聞堂有）の上樺三株之れに亞ぐ、北魚沼郡小平尾村地内樺周り五丈八尺、古志郡蓬平枝竹之河内不動堂境内の杉周り五丈、同郡田井村諏訪神社境内の杉周り四丈九尺、又既に伐採せしものにて大なるは岩船郡桂村の桂（桂の關の舊跡なり）の古根徑り三丈六尺、中藩原郡河内谷天狗杉の古根徑り一丈七尺餘なり、此外にも尙ほ有べし。

古城跡の部

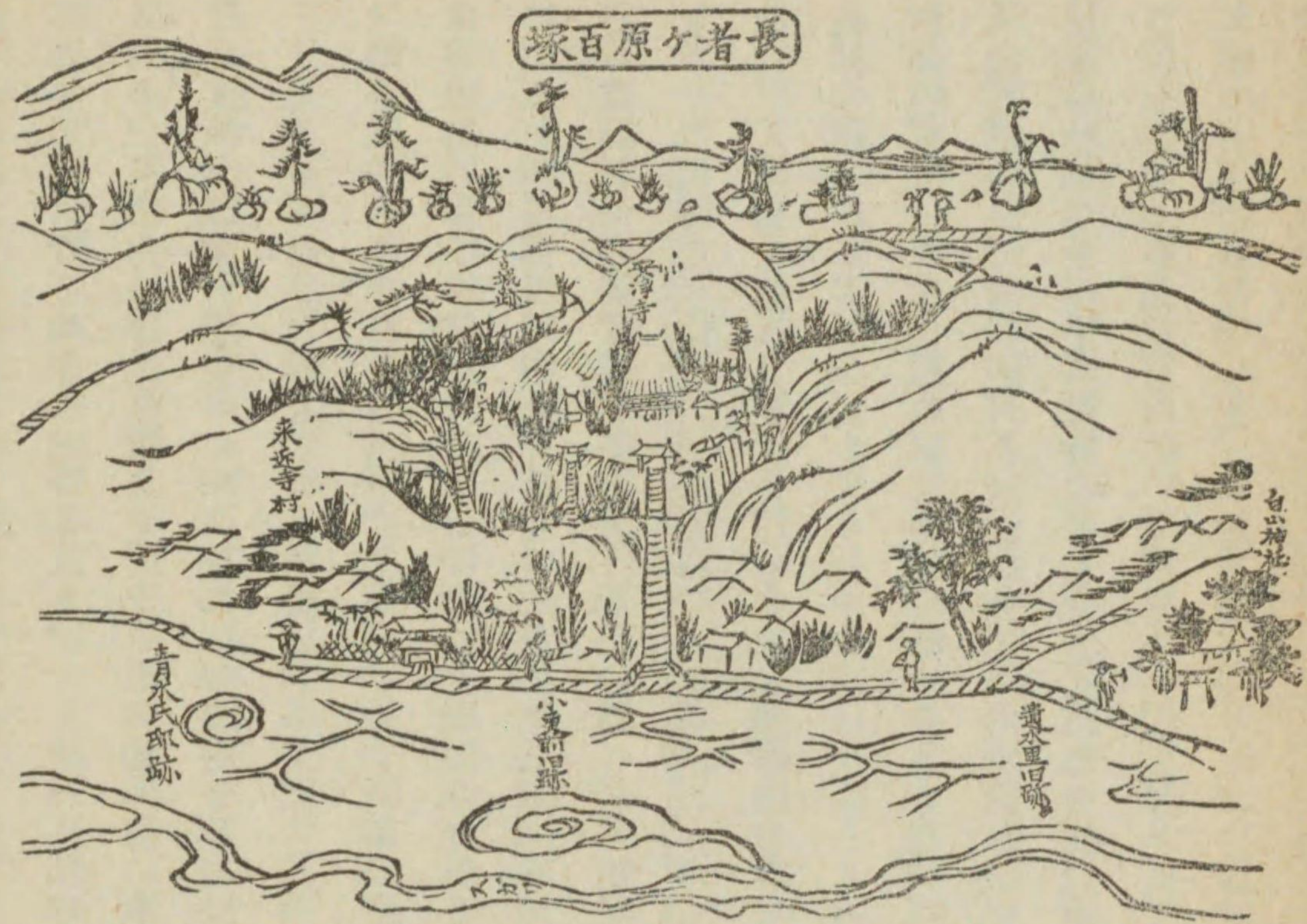
◇長峯の古城跡

三島郡神谷莊才津地内小山の上に長峯の古城跡と云あり、上杉家以來牧野家に至る有名の官林にして古松繁茂（明治維新の際残らず伐採せり）し田野の眺望に富たり、建武年中新田の一族里見鳥山の人々此處に一城を構え居住せしが高上杉の爲め陷城の折り討殘されし男女は西越邊へ退去し民間に潛む、故に同地方には當城士の後裔と稱する者多し、又水源を松之山郷に發する澁海川は其頃麓の飛岡（今は富岡村）にて信濃川へ合し、都て此邊をかきちらし島と稱し戰爭の地なりしと云ふ、近年長峯の城跡を開墾せしに阿彌陀佛の木像及び經卷（共に大瓶に納めあり）刀劍、陶器等を掘得しが何れも古雅の物にして同村田中氏に藏せり、當城主代々の氏神は東麓の石動權現（今尙ほ石動村に社頭あり、菩提所は眞言宗吉祥寺と言傳ふ（同寺の舊跡は石動に近き福山村の西にあり、往古よりの巨刹にて寺領も多く有せしが、天正年中兵火に罹り堂舎尽く燒亡す、慶長年中武藏國荏土駒込へ移り曹洞宗に改め相續す、本堂の跡に

は一社を存す、里俗之れを吉祥寺の宮と唱ふ、周り三丈位なる古木の根數十あり、此近き百々分民家に續き同寺墳墓の跡とて數百坪の地今は田畑と成る、土を穿つに枯骨陶器等を發見す、高貴の遺骸を埋めしと思はるゝ石櫃なごも有と云り、又境内の跡土橋際より慶安年中阿彌陀佛の木像を掘得しは同郡寶地村眞言宗泉藏寺に安置す、最と古代の作なり）新田義顯が越後の一族を長峯に勢揃させしめ云々と古書に見ゆるは當地の事なりとぞ。

◇來迎寺の古城跡

同郡同莊來迎寺山の古城跡は、小丘にして朝日の長者ヶ原に續き、田野の遠望絶景の地なり、青木家代々の居住とす、居館の跡は村前にて今は田に開け、庭園の古池といふあり、爰にすめる魚鱸は皆な片眼なり、同家の祖は美濃國に出で中頃尾張國愛知郡に住す、永正年中上杉民部大輔房能を慕ふて當地へ來り五千石の地方を領せり、天正年中上杉家遺跡争への節當代主馬重勝は景勝に屬し蒲原頸城邊よりの援兵と共に近隣の景虎方を責て功あり、後景勝の内意を承け豊臣秀吉に仕へ、朝鮮の役には加藤清正に屬し渡海して武功あり、彼地一寺の住職が捕えられ憂苦せしを重勝功に替て赦免する折り釋尊自製の念珠（肉檀樹の實なりと云）一連を授かり歸朝す、慶長十九寅年より秀頼の爲め大坂城に籠らんと當城を去る砌り彼の念珠は族縁ある古志郡四郎丸村曹洞宗昌福寺へ納め、空海師筆法華經八卷を始め數品の重寶は土中に埋め婦女子は所縁に分ち一族郎等抱ひの浪人惣勢二百餘名にて赴むきしと言傳ふ、城跡には十四五の古塚あり、後年同村眞宗安淨寺の山内と成りしに、天明年中同寺境内修築の都合に依り經塚と稱し來る塚を穿ちけるに一瓶あり、中に經卷の形を存す、紺紙金泥の書法華經なり、腐朽して全きもの僅々四五片、之れを或る有識者に鑑定させしめしに空海師の筆蹟と云り、寺寶として今尙ほ保存す、又青木家は寛永年中より攝津國豊島郡麻田地方を領し家門連綿相續せり、因に記す、此の圖中に顯はせし白山神社、安淨寺、遺水の里、小更前、遺身ヶ池の由來及び長者ヶ原百塚の説等は次篇に委しく掲載すべし。



◆高山の古城跡

古志郡樺拔莊高山の古城跡は、村の東北に當り平城にして今は一面の田畑と成り城の丸とて名稱而已残る、慶長三戌年より春日山城主堀秀治の一族堀將監居城とす、同五年四月上杉遺民一揆平治の爲め兵を將る魚沼郡地方へ出陣せし跡へ一揆の大勢不意に攻來る、在城の士卒防戦すと雖も淺間なる新城且つは衆寡敵せず終に落城せり、此時將監の一女十六才なりしが、城外西の古池へ投死せしより里人十六ヶ淵と名づけたり、追々水涸て今は形ばかりの池となり、因に記す、城跡東の方に龍立池の跡とて田の中に二間方の沼あり深さ測る可らず、古來は大池なりしと、今に其形容を存す、天正の末信濃國より龍立と云ふ僧當村に來り庵室を建て之れに住す、高山南坊と云ふ、常に非凡の行狀あり、將監居城以來歸依厚かりしが城陥るの日龍立は怪力を顯はし奮激突戰一方の血路を開き城内の老幼婦女を走らしめ後吾身を彼池に投じ蛇形となりしも人民を愛し凶を未然に防がしむ、故に龍立池と稱し神の如く崇めたり、元文中此池を去り魚沼郡吉谷の水ヶ池へ移りし由にて追

々水涸れ田と成れり、里人其德を慕ひ池跡の傍はらへ一の石碑を建て龍立が紀念とせり。

◆堀金の古城跡

同郡大島莊堀金の古城跡は、平城にして上古は沼を要害にせしと見ゆ、山吉家代々の居城とす、同家は源義家當國黒鳥一平討伐後尙ほ暴徒兇賊多く黎民の塗炭に陥んことを憂慮し、隨從せし譜代の勇臣浦部兵庫兼隆を當地に止められけり、後年故ありて山吉氏に改む、貞治年中より上杉家に屬す、一代孫次郎親章は謙信の勇將にして鬼山吉と稱す天正年中移封にて城を破壊す、接近せし民家の邸地老樹の根下なきには枯骨或ひは刀鎗珠玉等を發見することあり、同家在城中の墳墓地なるべし、當城門に用ゐし扉二枚は同郡新町村小林市郎兵衛が家に藏す、最と堅牢なる物なり、又城跡の丑寅に近く鐘ヶ沼とて方四間許深底の沼あり、昔し此沼より一の梵鐘を得たり、是より堀鐘村と云、(元和年中堀金村と改)其鐘は元和年中藏王村藏王權現の別當安禪寺へ納しを同寺より東叡山へ贈り、今は京都知恩院の什寶と成る、上古の物にて最と名鐘なるよし、此沼には尙ほ一個の梵鐘埋れありと里人は言傳ふ、沼に近き路傍古墳の上に古雅の石地藏を置く、靈驗顯著なりとて昔日山吉家尊信ありて若干の佛供料をも寄せ置れしと云り。

◆中野俣の古城跡

同郡高波莊中野俣(慶安年中より西の字を冠す)山の古城跡は長尾中興二代高景二男長尾大炊介當國の兵亂を鎮めんと上野國沼田より蒲原郡飯田の城主五十嵐家へ來り所々に戰功あり、後當城を築き住居す、其子主計其子小平太三代相續して春日山へ移住を命ぜらる。

◆山本の古城跡

中魚沼郡妻有莊山本の古城跡は山に據る、貞治年中より上杉家に屬せし當國の豪族妻有河内守以來代々の居城とす同莊高山の城主羽根川義遠と不和にして私に合戰すること數年終に長祿二寅年四月十九日當主妻有改大河内玄番信賢

短兵急に義遠を攻め主従を擧殺す、程なく信賢も上杉家の不興を被り領地を没收し國を逐れたり云ふ。

◇柿崎の古城跡

中頸城郡黒川莊柿崎木崎山の古城跡は、海岸の防禦其當を得し城地なり、當國に久しき柿崎家代々の居城にして、貞治年中より上杉家に屬す、天文年中當代和泉守景家は壹萬九千八百石の地方を領し數度軍功ありしが、或時織田信長へ鷹を贈りしことありしを逆心の企てと沙汰あり、故に謙信より自刃を命ぜられ、舊功に免じ二男參河守義宗に遺領を賜ふ、慶長三戌年主家會津へ移封の折り隨從して猪苗代の城に居す、柿崎淨土宗善導寺は同家の菩提所にて境内に代々の墳墓あり、常念佛の道場なり。

◇直江津の古城跡

同郡關莊直江津の古城跡は、當國に久しき直江家代々の居城なり、天文年中當代大和守實綱は上杉家の重將にて謙信の命を承け三島郡の豪族飯沼家を一戰に征伐す、其功として同家の遺領を賜はり同郡與板の城に移り當城は勤番城とせり、永祿十二巳年五月春日山城内糧の間に於て毛利名左工門が爲め儒者專柳齋と共に討る、名左工門は即坐登坂角内に討止らる、此は知行所爭論の義に付出頭の實綱と專柳齋が處置に對し意恨を含みたる故なりしと、實綱に嗣子無し、謙信見る處ありて樋口與三左工門（三島郡葛都一説に魚沼郡一日市とも云）三男與六を以て相續させしめ直江山城守兼續と名く、事跡は初篇與板古城跡の條下に委し。

◇安田の古城跡

刈羽郡佐橋莊安田の山に古城跡二ヶ所あり、其一は元享年中より新田の一族里見大膳亮、延元年中上杉左馬之介朝房居城とす、次で高越後守師泰の被官等交代住居せしと云り、山腹所々に古墳あり、其一は上杉朝房の被官安田家の居城とし代々上總介を襲ふ、觀應二卯年師泰小清水に討れし後、一方の城に籠りし高家の被官等を攻亡せし由、同村

慶福寺は安田家代々の菩提所にして墓碑あり、上杉謙信の時當代上總介順易弓馬の譽れあり、主家遺跡争へには景勝に屬し之れに背く敵城を攻て功あり、慶長三戌年會津へ移封の砌り廢城と成る、順易は慶福寺の寺號を分ち會津小峯の知行所川合村に一字を營み慶福寺と稱し菩提所とせり。

◇金津の古城跡

中蒲原郡金津莊金津の古城跡は、護摩堂山の城主平賀家後代某が二男平賀十郎資義當城に移り地名を以て金津藏人と改む、承久の役武家の爲め軍功ありしこと東鑑に見ゆ、後年上杉家に屬す、一代金津新兵衛義古は長尾謙信の乳母夫にて同家紛擾の折り謙信を負ふて古志郡枋尾大野城へ立退し信義を賞され、後年吉江中務、本莊美作守の兩人と共に春日山城代留守居を勤めし家柄なり、城山より十丁山入に金津の瀧と云あり、高三丈幅三尺餘、飛泉の上に木立ありて何時に限らず日光映する時は忽ち虹を見る、最と奇觀とせり、此の瀧につき土人の申傳へあり次篇に掲ぐべし。

◇麓の古城跡

北蒲原郡加治莊加治の古城跡は、山城にして里俗は佐々木の城と唱ふ、建仁元酉年より承久三巳年まで當國の守護職佐々木三郎盛綱入道の居城にて麓の宮内村には氏の勸請ありし藤戸明神の社頭あり、東に石喜、三光、竹之俣、楠川、北に虚空山、寶塔山、南に宮内、今泉、竹之俣、萬代等の數城は共に盛綱の末裔加治、竹俣家の居城跡なり、加治家を嫡流とし竹俣家を庶流とす、此邊三日市村に加治家代々の墳墓あり、又岡田村に古塔を存す、高三尺二寸幅一尺三寸の自然石にて銘に源賴朝公塔佐々木四郎高綱謹建と見ゆ、因みに記す、竹之俣奥山に竹俣三河守朝綱、麓に盛綱嫡流加治彦三郎頼綱、虚空山に加治彦左工門、宮内に加治安藝守春綱、今泉に加治萬休齋景治、楠川に竹俣楠彌太郎正近等は天正年中まで連綿相續して何れも上杉家の勇將なり。

物の起原の部

◇ 度量衡

人長八尺。一步亦八尺。一尋亦八尺。申兩手左右指先迄爲一尋。廣張兩足。極其所至。是爲步。與人長等。此の八尺は周尺なり、今の五尺七寸五分餘に當る、然れ共今世その端を去り五尺を通用して一尋とす云々。度は物指なり、孫子算術には蠶糸に生するの說あり、漢志には黃鐘に生すとし、縱黍橫黍の說の如き上古の制知る可らざるの辨は既に徂徠翁も審かに之れを説り、蓋し上三皇より下周漢に至りて尺を異にせざるの事諸儒の說に詳かなり、周漢の尺は今の七寸二分弱なり、唐の大尺と稱するもの今の曲尺の始めにて本朝上古の尺は曲尺九寸八分四厘に當りしと云ふ、鯨尺は曲尺の一尺二寸五分なり、又劍尺は一名玉尺と云ふ、曲尺の一尺二寸にして之れを八段に割一寸五分づゝとし、財(福德)病(遊魂)離(絶體)義(遊年)官(天醫)劫(絶命)害(禍害)吉(生家) (吉の字元は本と書り)の八字を記し工匠の者は之れを用ふるに口傳とせり。量は升なり、ハカルと訓す、周には升豆斗區釜斛溢等の名あり、漢には龠合升斗斛の五量あり、各々今の升數に直すの算ありと雖も略す、さて中華上古の制は知る可からず、周制は嘉量と號し六斗四升容る升を基とす、今の五升七合有奇なり、即ち一釜と云ふものは是なり、其制は周禮に詳かなり、漢の制亦大同小異あり、周の一升は今の八夕九撮餘、漢の一升は九夕三撮餘、夫より世々同しからず、唐の一升は四合一夕餘、宋の一升は三合二夕餘、元の一升は四合六夕餘、明の一升は五合七夕餘に當る、本朝の升制大古は多少之れに則りしも、慶雲二己年更に相定められしことは四篇米俵升入の條下に記せり、又後醍醐天皇延元年中勅して斛器を造しむ、斛は十斗なり、石をさげて之れを試すに依り斛を石の字に改めしと云ふ。○衡は秤なり、中華上古より二十四銖を一兩とし十六兩を一斤とす、秦の法二十六銖を一兩とし十六兩を一斤とせり、漢また古

法に依る、宋以來明まで斤兩の法さのみ替ることを聞ず、其内後世に一金と云ふは漢の時代の一金とは同しからず、方密の通雅に云、古一金以一斤制幣雖未必實重一斤然定有常形如今之錠又曰後世分兩漸改錠有大小相沿遂以一兩爲一金矣とあり、本朝の制凡權衡二十四銖爲兩三兩爲大兩一兩十六兩爲斤と文武令に載たり、元和の度秤座を置れたり、所謂京都西の洞院神善四郎、江戸京橋具足町守隨彦太郎、大坂高麗橋一丁目神善四郎の三ヶ所にて當國は守隨の賣弘所とし所々に出張所を置き検査(當時民間にては曾て禁制なりし試秤と云ふを多く用ひたり)を成せり、天保七申年十一月公儀より秤の定價觸達書に壹貫六百匁より貳貫匁掛まで錢五百六十七文、廿六貫匁掛金二分一朱、卅貳貫匁掛金二分二朱錢三百六十文と見へたり。

◇ 軍役法

孔子曰子路也千乘國可使治其賦と宣へれば兵賦の事は軍法の根本なること明かなり、三代兵賦の制に公侯の國は山川郡邑の地を除きて田地計り方百里の地、方百里は一萬井、一井の地は九百畝、一畝は百步、一步は八尺なり、周尺は今の曲尺七寸二分にて八尺は五尺七寸六分、大抵一步は今の一坪なれば百畝は三町、一井の田地廿七町也、然れば方百里の田地は廿七萬町、此の升目大抵一町を十石と積りて一井の石高二百七十石なれば二百七十萬石の大名なり、租税は十ヶ一位ゆゑ、現米三十萬石許り四物成にして七十五萬石の藏入なり、残り廿四萬町より出る兵賦三軍の人數三萬七千五百人は八萬夫の家より出るなれば其半を取て四萬なり、伯の國は方七十里、右の割合にして田地四千九百井大抵方百里の半ゆゑ百卅五萬石の大名にて藏入卅七萬石、兵賦二軍の人數二萬五千人は四萬夫の家より出る、子男の國は方五十里、田地二千五百井、大抵方七十里の半ゆゑ六十七萬石の大名にて藏入十八萬五千石、兵賦一軍の人數一萬二千五百人は二萬夫の家より出る、右は概して田地六町に軍兵一人を出す割合なり、秦漢以後は郡縣の世なれば民を募りて兵とするゆゑ兵賦の定法は廢れり、本朝軍役のかゝり一萬石十六騎といへ共其根元を知らず

古法には日本國の軍兵を三十三團と定め、一團の兵大抵一萬許り、一團の將を一毅と云ふこと令に見へたり、團と云ふは軍兵を屯する所なり、奥羽に七團あり、筑紫その外國々關々に布列して設け武士交代之れに屯す、此事を日本十六ヶ國に三十三萬騎、一萬騎に武者所一人、是を國取と云ふ、大中小國を均し一ヶ國五千騎と兵家者流の云習はすも、一團と云ふは元中華の團練使てふ名を取たるものなるを誤りて軍配團を持つこと、心得、武者所と云ふは京都院中杯の名目なるを誤りて大毅の事を稱し展轉の違ひなれ共古法の傳ふる處之れに就て考ふべし、一萬石十六騎と云ふも此割より起れり、實は一萬石百六十五人にて、歩兵、騎兵は事の宜しきに從ふて仕立つ、其故は豊饒の地或は原野を帶て草飼ふに便ある地か或は驛路の邊りなれば騎兵を仕立るに便あり、山國にて險阻なれば歩兵とするに便あり、故に一萬石より歩兵百六十五人を出し又は騎兵百六十五騎を出す地もあるべし、日本國惣知行高二十萬石より右の軍役を出す時三十三萬人の數に詰るなり、又古來の詞に六貫一匹といふも田地六十目に一騎づゝの軍役をかける事にて和漢の古法共に符合す、是を軍役の定法と知るべきなり。

◇ 無 盡 講

無盡講のことを古にては無盡錢或は建目とも云ふ、建武式目に見へ又たのもしと名く、田物代の約語にて田實の意なり、是は建武の國制に貧福強弱を平等に配り合せ、互ひに伍人組を立て米錢を出し合ひ村役所に預けおき、組内貧の者或は不幸にして租なく食なく進退に迫るものへは之れを與ひ、一郷一村の中を結び合せ立行仕法ゆる富なるものは年々出す而已にて取こと無し、是れ上古貸税の制度を立られし遺風なり、尤も貸税の事は天武紀の詔りに見へたり。

◇ 銅 貨

(前篇の續)

後醍醐天皇建武元年三月(五百五十七年前)乾坤通寶の銅錢を鑄造す、後奈良天皇天文十九戌年(三百四十四年

前)より天文通寶の鐵錢を始め鑄造し舊來の銅錢と交用す、後陽成天皇天正十五亥年(三百四十年前)天正通寶と名け金銀銅三種の錢を鑄造す、文祿年中文祿通寶と名け銀銅二種の錢を鑄造す、慶長十一年十二月(二百八十五年前)より慶長通寶の銅錢を鑄造して永樂錢の通用を停止す、曾て永樂錢は後小松天皇應永十八卯年八月二日(四百八十年前)暴風に際し相模國三浦崎に異國船漂泊す、其の搭載せし永樂錢百萬貫文を鎌倉の足利滿兼に賜ふて通用する處となり、後水尾天皇元和中元和通寶と名け銀銅二種の錢を鑄造す、明正天皇寛永十三年五月(二百五十五年前)江戸淺草に於て始めて寛永通寶の銅錢を鑄造し同十六卯年より通用す、東山天皇元祿十六未年銀代通寶の銀錢を鑄造せしに間も無く停止す、寶永五年(百八十三年前)寶永通寶の銅錢を鑄造し寛永通寶の十枚に當しむ、櫻町天皇元文二巳年(百五十四年前)寛永通寶の新銅錢を鑄造す、是を文錢と云ふ、同四年より寛永通寶の鐵錢を鑄造して交用す、是を鏗錢と云ふ、後櫻町天皇明和五年(百廿三年前)寛永通寶の新銅錢を鑄造し舊錢の四枚に當しむ、是を浪錢と云ふ、光格天皇天明五巳年(百六年前)伊達家に命じて仙臺通寶の鐵錢を鑄さしむ、是を角錢と云ふ、仁孝天皇天保六未年(五十六年前)天保通寶の眞鍮錢を鑄造し一文鑄の百枚に當しむ、孝明天皇安政四巳年五月(卅四年前)函館奉行に命じて函館通寶の鐵錢を鑄さしむ、文久元酉年(三十年前)文久通寶の銅錢を鑄造して一文五分に當しむ

(完)

◇ 傾 城

(前篇の續)

傾城則ち遊女の當國に最と古きは三島郡寺泊にて既に建久年中よりありしと云り、降つて永仁六戌年二月冷泉大納言爲兼佐渡國へ配流の途次此の浦に風待の日初君と云る遊女が給仕に侍りしことは人の知る處なり(當時遊女の居し地は驛を少し離れ磯町と云ふ處に土橋あり、四十九女橋と名く、涉て右の方磯山の麓に遊女四十九人の住し跡とて古き邸地の形あり、朝夕此橋にて橋守の改を受け寺泊へ行通ひ客を款待せしと言傳ふ)次に尼瀨、出雲崎、直江津(永

祿九寅年八月上杉謙信の長臣等より直江津中島町へ舊慣に依り遊女三十六人の住居を許せし書附今尚ほ同地の舊家に保存す」とす、古稱を以て忘八屋と云ふ、新潟之に次ぐ(天保十四卯年より更に公許の義あり)以上の各地より國中市街地へ通ひ(仕切と云ふ)に送り又各地にても地廻り貧窮の婦女子を密に賣買し追々之れに加ひ置り、尤も私領地は右穿鑿方嚴密なりしも公料地は緩宥なりき、就中古志郡長岡の如きは元和二辰年堀家入部の砌り城下町を離れ千手町村の内に十八軒の茶屋を許せしに始まり、寺泊、尼瀨、出雲崎、直江津の遊女を何ヶ月と通ひを仕切密かに買取り差置しが追々家數も殖へ随つて地婦も増加し、寛政年中には既に三十八軒の株(一株十二三兩にて密かに賣買せり)と成る、當時の習慣にて同業者申合せの内規約あり、之れを略記するに、其業を成す家の入口には藁筵二枚を掲げ暖簾に代へ、一軒に遊女一人の外は居重りと唱ひ同業入費割を一人何程と餘分に出さしむ、客ありて他の同業者へ招るゝとも止宿する能はず、卅八軒の同業者に頭取を定め遊女の年季證文に署名加印を始め萬端之れが指揮を受べし等なり、又遊女密居有無の檢査は領主の盜賊改之れを管掌す、故意して一軒に一棹の大長持(底板無し)を置き、改役の來る日は遊女を是に隱匿す、名けて人長持と云ふ、常に人ありて遊女を指し彼は當家の何ぞと問へば、チバにて候と答ひたり、天保年中まで新潟の遊女は必ず一回長岡へ仕切に來るを例とせり、時々嚴重の取締りを達せらるれ目こぼれ杯と唱ひ密かに差置くものとせり、時に明治三午年より蒲原郡新潟に百六十二戸、中條に十一戸、新發田に十七戸、新津に十七戸、五泉に十四戸、三條に六十八戸、津川に十一戸、三島郡寺泊に四戸、尼瀨、出雲崎に十五戸、古志郡長岡に六十四戸、刈羽郡柏崎に廿戸、頸城郡高田に卅五戸、直江津に四十一戸、合せて十三ヶ所(四百七十九戸)を限りとし、是まで各市街地五十四ヶ所に差置くを停められ、遊女を娼妓、其出稼宿を貸坐敷と改稱せしめ、更に區域(朱引内と云)を定め、其外地へ寄留は勿論徒らに往來するを禁せられたり、又恒産無き婦女子の遊女にもあらで相對にて淫を嚮を從來地方に依り薦被り、浮身、飯盛、捨婦、家亡女杯と唱へ通稱私窩子と名く、各地其名稱の原由等は次篇に掲ぐべし。

名家去就の部

◇井伊家去就

三島郡與板の城主にて高二萬石餘を領せし井伊家は、本國遠江にして大織冠内大臣鎌足の後裔遠江國司備中守共資(井伊谷城主)十六代井伊彦次郎藤原直滿長男肥後守直親を中興の祖とす、長男兵部大輔直政(二代、室松平周防守康親女)は徳川家康十七將の一なり、長男右近大夫直勝(三代、室島居左京亮忠政女)初名を直次と云ふ、近江國犬上郡彦根の城主と成り高十八萬石を領せしが病身に依り舍弟直孝に家督を譲り清須の城に移り三萬五千石を領す、長男兵部大輔直好(四代、室松平紀伊守家信女)遠江國掛川の城主と成る、長男伯耆守直武(五代、室安藤右京進重長女)長男伯耆守直朝(六代)養子兵部少輔直矩(七代實井伊掃部頭直該三男、室阿部備中守正邦女)寶永三戌年(百八十五年前)與板の邑主と成り二萬石餘を領す、長男丹波守直陽(八代)養子伯耆守直員(九代實井伊掃部頭直惟外甥)養子兵部少輔直存(十代、實松平下總守忠雅四男、室阿部豊後守正喬女)二男内膳直邦(十一代)養子右京大夫直朝(十二代實は直邦弟、室田沼主殿頭意次女)養子信濃守直廣(實井伊掃部頭直幸六男)家督を受ずして早世ありて城主と成る、養子右京亮直經(十四代實は直朝長男、室松平紀伊守信志女)後兵部少輔と改、長男兵部少輔直充(十五代)長男兵部少輔直安(十六代)にして明治維新となれり、附記す、同家の重寶に國繼の太刀(二尺四寸世に初霜の太刀と云)中祖直政所持の薙刀(太刀痕數ヶ所世に直政が例の大薙刀と稱す)徳川家康より直政へ知行高百萬石の代りに賜はりし孔雀羽の陣羽織と達磨正宗の太刀(二尺四寸)又平敦盛の所持せし青葉の笛等を保有せり。

◇長岡の稻垣家去就

古志郡長岡町稻垣氏は代々平助を通稱す、其祖は藤原鎌足十四代の孫平助正泰伊勢國一志郡稻垣郷を領せしより氏とす、源頼朝以來代々の武將に屬し觀應年中仁木義長に仕ふ、平助重光に至り今川家の將參河國寶飯郡牛久保の城主牧野民部承成定に屬し同國幡豆郡西尾に住す、永祿年中今川氏眞より數通の感狀を受く、同八丑年牧野成定徳川家康に屬す、此時平助長茂(重光長男)を首とし牧野半右工門、岩瀬治部、岩瀬掃部、山本帶刀共に成定の被官たりしを家康の直臣とせらる、同年十月平助長茂を更に牧野新次郎康成の補佐に附せられたり、寛永十三年牧野駿河守忠成五男忠清を平助則茂(長茂長男)の養子と定め忠成より直書を遣はさる、今尙ほ同家に藏す、其寫一書之事、其方家の儀は牛久保以來隨從いたしくれ就中父長茂とは於公邊も格別なる功勞世に知る處然れば當家の臣下にある間敷家柄は未々雖申傳自然臣下の様に成行候半かと對祖に不孝に存る也其方今に男子不被儲不幸の事に候今度忠清養るべし彌隔意有間敷存候、寛永十三丙子年、忠成^在判、則茂とのへ然る後則茂實子出生故に忠清は峰山邑主牧野播磨守定成養子とせらる、又稻垣の當主は元和平定後年々十二月出府し正月二日將軍家へ年頭の參賀せしに、遠路を以て願のうへ承應三年以後は牧野家繼緒禮の節而已登營參謁の事と成る、志摩國答志郡鳥羽の城主稻垣信濃守、近江國神崎郡山上の邑主稻垣若狹守の兩家は當家の庶流とす、家康より長茂へ賜はりし正宗の短刀、軍中の肌着等は著名の物にて今に保存せり。

◇栖吉の今井家去就

源義仲四勇士の一今井四郎兼平の子孫と稱するもの國中所々にあれど、古志郡栖吉村今井六右工門の家は兼平嫡々の血統にして代々三島郡朝日村の民間に住す(今尙ほ其邸跡有)時に志賀小左工門なる者栖吉の城主たりし頃、當代六右工門之に仕へて宰臣に列す、逆臣の爲め主家落城の折り勇戦して討死せり、嫡子市郎幼稚なり、母と共に栖吉の民間に匿る、成人に隨ひ秀才ありしかき再び武門に仕へず、子孫連綿今に相續す、兼平秘藏の短刀及び義仲の書等數品

傳來せしが古城跡にありし志賀家の氏神白山權現を元祿年中同村へ移轉の砌り一瓶に納め其境内へ埋め標しの榎を植しと云り。

◇五ヶ濱の遠藤家去就

文永八未年日蓮師佐渡國へ流刑の時(十月廿二日寺泊へ着し大越清三郎方を旅館とす、風待七日にて廿八日出船)鎌倉より警固侍の内遠藤左工門尉といふ者配所へ隨ひしに、歸帆の砌り師より自刻の判物を紀念として授與せらる、遠藤は故有て蒲原郡五ヶ濱村に止り代々傳へて所持せしが、寶曆年中將軍徳川家重より身延、池上等の本山へ此判物眞偽如何を尋ねられしに何れも眞物なりとの受書を差上し以來貴重之物と成れり、此判物の押捺を望むに浦續き同郡角田濱村日蓮宗妙光寺の住職七字の題目を書し是れを遠藤家へ持參し判形を受く、其形は一寸方の角判なり、其外師の直筆蔓茶羅、一字經石四個、石像の小佛體等をも藏せしが盜難の爲め紛失し今は彼判物而已を存せり、毎三月廿八日は虫拂とて諸人に見せしむ、當日は妙光寺の住職及び明治維新前までは領主より有司も出張あり古格を以て最と嚴重なる事とせり。

◇中之島の淺野家去就

南蒲原郡中之島村淺野家は、養老六戌年蘆野の三郎なる者當地に住居を定めし以來當代兵左工門まで四十六代血統連綿相續し(分家五十餘戸有)不換の邸地なり、邸内に池大納言頼盛の舊跡とて標の石を建置り、傳に、公は三面の山間より此處へ來り暫く住居し三條の新館へ移られしと云ふ、正嘉二年鎌倉の執權北條時頼此邊巡回當家へ止宿の砌り法衣の材料として名産の麻布を進す、其賞として邸地廻り田方五百刈の租税を免し麻布の苗字(寛永年中淺野と改)を賜はりしと、故に此邊を總稱して五百刈と唱ふ。

◇大所の寺崎家去就

西頸城郡糸魚川より六里山入信濃境大所村地内平岩峠に住する寺崎家は、當代惣左工門まで八十五代連綿相續し、古書器數品保存せり、尤も天和年中までは糸魚川に住し其邊屈指の豪族にて上杉家在國の折りは國中の鍛冶頭を命じ置れしと云ふ。

産物の部

◇ 薪

薪木は粗を薪(俗に木呂)細なるを蒸(俗に柴木)葉柴(俗に焚萱)の三種とす、高田、糸魚川にては山下郷及び妙高山の麓出を用ふ、柏崎は米山柴と云ふを用ふ、小千谷は清水川出の薪を用ふ(清水川出と云ふは駒ヶ嶽の半腹より下にて伐出す、毎陰曆正月下旬深雪の内に樵夫山へ入り、雪巢(雪を堅く積上穴を穿ち中に住居するを云)を作り之れに住居し、日數六十日間に伐取積重ね山を出る古例にて同八月に至り雨降山川水嵩む折り最寄の谷川へ投落し便の地にて取上げ小出島邊にて之れをまとめ諸方へ送る、枸栗の木多し、長岡より下へは多く送らず、一名上田木呂共云ふ、長岡は上田及び枋尾山出の薪、東山麓の焚萱を用ふ、出雲崎は西越谷より出す薪柴木を用ふ、此邊の木質は火宜勢弱しと云り、輿板は津川薪(一坪六尺四方)海府薪(一坪五尺四方イタヤ多く火口最と宜し)を交用ふ、三條は津川、下田、海府薪、村松は七谷薪、新潟は海府又津川薪、村上は海府薪、新發田は東南の山々より出る薪を用ふ、運送最と便利なり。

◇ 炭

炭は當國の山中皆製出す、就中著名なる山下炭は西頸城郡山下郷にて製す、糸魚川邊より船積し諸方へ送る、小苞にて僅々一貫匁に過ず、枕炭と名く、西谷炭は中頸城郡妙高山北麓村々、小澤炭は同郡米山の南麓村々、谷根炭は同山北麓村々にて製す、何れも性質宜し、上田炭は南魚沼郡上田莊村々、小出炭は北魚沼郡廣瀬湯之谷邊、仙田炭は中魚沼郡妻有谷にて製す、性質宜し、苞に大小あり、西山炭は三島郡大積谷以南にて製す、性質堅し、一苞十貫匁以上、風谷炭は古志郡風谷山の麓にて製す、柔懐にて山城國鞍馬炭に似たり、火取に埋め久しく保つ、枋尾炭は同郡枋尾郷にて製す、性質最と堅し、本荒芒を以て苞とし椿栗杯の枝を曲て口蓋とす、一苞十貫匁内外なり、手籠炭と名くるは上品たり、下田炭は南蒲原郡下田郷にて製す、一苞八九貫匁に止る、鹿熊炭は同郡鹿熊村にて製す、性質堅く急に火移らず埋火として猛烈肌のあたり堪がたし、阿波國産の炭に似たり、一苞十貫匁以上、加茂炭は中蒲原郡七谷にて製す性質宜し、綱木炭、新谷炭は東北蒲原郡山奥村々にて製す、會津炭と名く、苞入とせず繩にて束ね輸出す、下總國佐倉炭に似たり、海府炭は岩船郡海府郷の山中にて製す、大木を焼かゆる炭も大にして性質柔懐なり、肌のあたり寛にて最と宜し、都て百貫匁の木材より炭廿五貫匁得るを普通とせり、又和炭も所々に製出すれど三島郡宮本製を著名とす。

◇ 紙

紙の始めは推古天皇十八年(千二百八十一年前)高麗より渡る、聖德太子其製法を發明して教へ灑しめらる、當國にては小國仙田を以て濫觴の地とす、小國紙は刈羽郡小國郷内にて製す、一折四十枚十折を一束とす、紙の盤堅九寸二分、横一尺三寸、端を裁す厚薄精粗あり、糊を加ひざる故に質堅し、才吉紙は同地及び中魚沼郡仙田郷内にて製す、堅一尺三分、横一尺三寸五分膚濃にて色白し、要用の具とす、仙田紙は同地にて製す、小國紙に類せり、伊澤紙は東頸城郡松之山郷内にて製す、質は才吉に次ぐ、堅一尺二分、横一尺四寸、反口紙は中魚沼郡秋成邊にて製す、堅九寸八分、横一尺三寸七分、糊を加ひず質小國紙に類す、端を裁す、田川紙は北魚沼郡田川入にて製す、堅九寸五分、横一尺三寸五分反口に類す、枋尾紙は古志郡枋尾郷内にて製す、惣稱なり、所謂奉書は越前奉書の廣にて厚く膚粗し、

半切は堅横普通より廣く糊を加ふ、色白く厚し、中折は一折四十八枚十折を一束とす、堅九寸七分、横一尺二寸厚薄精粗あり糊を加ふ、鼻紙は堅六寸、横八寸、一折五十枚を二ツ折にして端を裁ゆる中の紙は次第に横狭し、十折を一束とし上を塵紙にて包む、包紙は堅一尺五分、横一尺九寸にて塵製なり、端を裁す一名すじちりと云ふ、大谷地紙は南蒲郡下田郷内大谷地邊にて製す、糊を加ひず大高紙に類して厚し、桐油製或は油紙等に用ふ、河内紙は中蒲原郡河内谷にて製す、厚白膚滑かなり、伊豆原紙は同郡菅名莊戸倉邊にて製す、一折廿枚十折を一束とす、和紙は同地にて製す質柔なり、加茂紙は南蒲原郡加茂邊にて製す、堅八寸三分、横九寸八分其村里の名を冠らすもあれど一折廿枚百折を束て出す故に二千枚紙と云ふを普通とせり、糊を加ひず就中狭口にて製するは盤も廣く膚も滑かにて上品なり、七九寸紙は中蒲原郡七谷にて製す、一名貢紙と云ふ、津川紙は東蒲原郡小川莊内にて製す横狭なり。

◇ 漆。 蠟

漆は當國にて海瀕の外は皆あり、里漆木と名く、刈羽郡廣田村を最上とす、夏の末より初秋までに採しものは光澤麗はし、掛目の利を計り秋の末採しものは乾き遅く艶なし。○蠟を採には實を白にて搗碎き粉と成し蒸てサシ袋と云るに入れ大木に穴を穿ち之れへ入れ楔を打込み二番三番まで搾採ものなり（搾槽をフクワウジと名け田方の肥料とす）之れを里蠟と云ふ、微青を帶ふ艶能く粘あり、蠟燭（蠟燭は文祿三年和泉國堺の商賈納屋助左工門法を呂宋より傳習し始めて製造す）鬚附油（正保年中京都室町鬚の久吉漆の實を採り蠟を晒して製造を始む、其以前は胡麻の油に白檀丁子等を浸し匂ひ油とす、おくれ髪を附るは立及草を以てす）とす、新潟製著名なり、又山蠟は何れの山にもあれど南蒲原郡見附邊の山より出るを最上とす、實より蠟を採は里蠟に等し（山蠟の木に漆は無し）微黄を帶ふ粘なし、故に鬚附油に製す能はず、蠟燭に製して最と宣し、本草に曰く、實より蠟を採もの五種あり、漆木、荏桐、榛、陀麻木、烏臼木、女貞木なり云々と見ゆ。

◇ 茶

史に嵯峨天皇大同六年諸國に令して茶を植さしむ云々（此種子は釋空海入唐大同元年歸朝の節傳來ありしものにて今世俗に弘法茶と云ふ一種の草なりと馬琴翁は説り）文治四年釋榮西（備中國産）入宋、建久二年歸朝の節茶の種子を傳來す、釋明慧之れを越前國敦賀郡春振山（今世木芽山と云）に植育て岩上茶と名く、夫より山城國葛野郡梅尾に植次に同宇治郡宇治に植ゆ、之れ今世流布する茶の嚆矢なり、當國にては岩船郡小泉莊（町茶と云は上品、濱茶と云は次なり）中蒲原郡五泉を古來より名産の地とす、同郡村松、北蒲原郡乙邊之れに次ぐ、嫩葉の間に摘たるをホイツミと云、都て早摘を茶晩摘を茗と書るよし。

習慣の部

◇ 民間年賀の禮に來往の折り家に不幸あるを斷はるに古志、三島、刈羽邊にては門口に豫しめ葉繩を張り、魚沼、頸城邊にては門口に四尺計りの棒を立置き拒辭するの標とせり、之れを名けて遠慮繩延引棒といへり。

◇ 三月櫻さめ十月神なしとて民間に婚禮は勿論其結約をもせざるものとせり、既に天文十六年出版の運歩色葉集に三月はさくらさめ十月はかみなしとて婚禮はせざるものなり必ず犯すべからず云々と見へたり。

◇ 魚沼邊山間の村方にては既に嫁せし婦人は老壯共に貴客の來ることあればまづ手拭を採て頭に被り挨拶するを婦人一般の禮式とし、略してせざれば無禮とす、之を角隠しと云ふ、古き句に「ちご髪のいつしかかはる角隠し」とあり。

○
◇村民の内不幸續にて多借に及び實際憐むべき者ある時は、村吏、親族協議立逢のうへ家財の幾分を賣却し之れを借用金高に配當し立逢人の添書を以て債主を廻り、濟方の哀を乞ふに何れも承諾せしものなり、之れを分散配當と云ふ、其の當人は生涯社會の交際に諸事謙遜せしものなり。

○
◇古志郡朽尾西谷地方にては古來よりの例にて近年に至るまで畑方に限り蓋村入會共有地とし、一同に耕耘し收穫は各戸均一に分割す、鰥寡孤獨癡疾は勿論家に不幸ありて同一の勞働を成す能はざる者ありても救助として同一に與ふ、故に一村恰も一家の如く相親睦せしと云ふ。

溫古學問答の部

◇當國に名高き野干の刀の由來は如何。

金井祥一郎

◇古來坐頭替女の制度は如何。

小林權三郎

◇同亡魂よばいせしとは如何のものにや。

高橋邦常

◇同寺子屋の風儀を問ふ。

大平智順

◇同牛馬のすじ延ありしと云ふは如何。

田邊得郷

◇天正年中より流布せし切支丹耶蘇宗門の信仰せし本尊及び其真言と云ふは如何なるものなりしや

佐藤俊次

○以上の證問あり識者は本會へ御回答あらんことを請ふ。

◇徳政の答 仁徳天皇御宇（年曆不詳）三年間民の貢税を許し玉ふ、文武天皇元年丁酉（千百九十四年前）より三

ケ年間民の貢税を許さる、孝謙天皇天平勝寶三卯年（千百四十年前）貸借徳政の令出る、後花園天皇嘉吉元酉年（四百五十年前）令して質手形質買の地主に附せらる、享徳三戌年（四百卅七年前）又然り、金銀物品貸借帳を消しむ、當國にては尙ほ正親町天皇永祿六亥年（三百廿八年前）國主上杉謙信の命に依り貸金品の證文を消印させしめたること同家の舊記にも見へ魚沼郡小千谷町小船井家、三島郡不動澤村宮澤家等に當時官にて消印の證書二三通づゝを保存せり何れも郡代山吉立番頭の認印あり。

大平智順

◇薦僧の答 薦僧（一名暮露と云ふ、徒然草に梵論と書べしと見ゆ）普化宗とす、四派あり、所謂金洗派、西向派安樂派、水戸八ヶ寺派にて日本に七十三ヶ寺あり、多くは明暗寺或は一月寺と名く、南蒲原郡中野原村明暗寺は其一なり、惣本寺と稱するは武藏國淺草廣小路の小金一月寺、同牛込早稻田の青梅鈴法寺、同芝金杉の神奈川西光寺とす、諸國行脚の通り證文を所持して往來するは立たる薦僧にて近き邊りを一日二日づゝ修行するを本即と云り（地頭に依りては毎年若干の仕切金を出し領内を徘徊させしめず、之れを留場と云ふ、長岡領の如き年々廿五兩の仕切金を出し領内中を留場とせり）常に天蓋を被り尺八を携ふ、其秘曲とする古傳三曲は鈴摸霧海篋、虚空、鈴摸。要曲は盤涉調、眞虚空。表三曲は、三谷菅垣、鶴巢銀摸、虚靈。秘曲は鹿の遠音、鶴の巢籠。草行六曲は瀧落曲、秋田菅垣、轉菅垣九州鈴摸、志圖曲、京鈴摸合せて十六曲とす、又秘歌に「法の月ひろくすまして武藏野におさるる暮露の草の床かな」
「いとふなよかはふ心のむまひしり人のきくへきあのをともし」因に記す、尺八は筑紫の宮（後醍醐天皇の皇子中務卿懷良親王なり）に始まると云へき、其昔よりありし事なり、律書樂圖に「尺八爲短笛^二縦向吹物也」とあり、源氏末摘花の卷に「例の御遊にあらす大篋篋尺八の笛なき吹あげつゝ太鼓をさへ高欄の下にまろばし寄せて手づから打鳴し云々」と見へ、吉野拾遺には「筑紫の宮の御としもゆかせ玉はざる時尺八をめし天せい妙を得させ玉ふ吉野の御幸にふかせ玉ふに見なれぬうろくす水よりおざりあがりぬ上もめづらかに興させ玉ふ云々」又菅絃記に「馬

融狀長笛空洞無底削其上五穴一穴出其背云々、其法節を一つ籠て一尺八分に切ゆるに名とす、節より上三寸七分下七寸一分なり、竹の大細によりて調子違ふゆゑに定ありて定まらず音色は笙、筒音は黄鐘調なり、左の手は上下指遣ひ卅二品あり箏に同じ、奇口のしめやう笛に同じ、宗佐を以て中興の祖とす、羅山文集に曰「頃年有大森宗空云者善吹尺八是齊、宣竹、指田、一音皆勳人宗勳作、宣竹作、指田各珍」云々、尺八を一名一節切と云は一節をこめるが故なり、後世一尺八寸の物出来りしは元祿年中浪花の俠客雁金文七なる者尺八を好み且つ頗ぶる妙手なりしかば世人之れをめでたへし程に子分手下なき云ふもの皆な之を嗜み遂には外へ出るに少しも放たぬことせしが或る時途上にて不圖喧嘩を仕出し別に得物なかりしかば此尺八にて打合ひ事果て後あはれ是が今少し長く且つ太からばと思ひつきしまゝ長さも一尺八寸に延し特更節多き竹の根際より切しものを用る始めしに起れり、此は一の喧嘩道具といはまゝのみ。

太田 俊通

◇牛王誓文の答 牛王の誓文は數種あれど、就中世間に多く用るし靈社起請誓文の眞草兩様を左に示す。 關古佐美

眞 敬白 諸靈社

奉請上梵天帝釋四大天王日月星辰下堅牢地祇五道冥官泰山府君殊者日域之本主天照内外兩宮熊野權現三所別而王城之鎮守賀茂上下祇園北野稻荷愛宕貴布禰大原野梅宮松尾平野 諸國靈神八幡春日住吉日吉立田廣田大峰葛城丹生日前彦山氣比嚴島立山白山藏王羽黑關東守護神伊豆箱根富士淺間日光鹿島 生國氏神 社惣而日本國中六十餘州大小神祇自言若所載于前書之旨趣於搆毛頭詐偽者相蒙所奉請之神罰於此身現世管失弓箭之冥加受白癩黑癩重疾而永絶人倫之交來世趨墜阿鼻之奥底逼牛頭馬頭之所呵責而再無浮出之期 必矣 仍靈社罰文如件

年號月日

右於偽申上者

姓 名 判血

草

梵天帝釋四大天王惣而日本國中六十餘州大小神祇殊伊豆箱根兩所權現三島大明神八幡大菩薩天滿大自在天神部類眷屬神罰各可蒙罷者也仍起請誓文如件

年號月日

名 判血

◇潢潦遊びの答 雨降の日或ひは夕立の後なき小兒家外に遊び流るゝ水に笹の葉にて船の形を造り浮め樂しむとす之れをにわたづみ遊びと云ふ、古代の繪巻物杯にも見ゆ、雨水地に流るゝ如き水源なきものを潢潦（一書に行潦とあり）と名づくるよし。

伊藤 祐次

◇三島郡三島の里三島神社考證なるものを該氏子等より寄られしを以て左に掲載す。

三島の郷と和名抄に見ゆるは、船橋村字繩手（往古の檢地帳に權化その續きに島とあり）一面の地は大古湖水渺々たる折り島地の形狀を爲せり、故に此稱あり、爰に大山祇命臨幸在せしを地名を以て三島神社と齋祀りし故に延喜の式内に列せり、享祿天文の頃に下り小木城主雲上寺入道なるもの此郷を領し神領なる一の坪等の地を治し神官久我某、權田某、三輪某いづれも兵馬の役に從事せり、小木の臣遠屋伊織なるもの對壘西の方ツルネに營所を築き居り、小木へ通ふに數ケの山岸を迂回するを憂ひ壘の下より小木城下へ船橋を設置す、天正以降水面漸く減じ廣漠たる田面を作為し、船橋も唯村名に存する而已なり、土人の蒙昧なる彼の權化島の社地までも歛入を爲したりき、天正の度三島神社を字三明と云ふ處に移し後又今の宮の平に移せり、記録の存せるなしと雖も現今社地にある古木の周圍最大なるものを以て測る時は八百年を経しと思はれ、最と神古たる靈地にて古杉數十株鬱鬱として、酷暑の候と雖も涼風常に絶す又雪中と雖も尺以上積ることなし、明治七年十月に至り西越莊四十三ヶの村社に列したるを以て參詣人夥しく、祈誓の靈驗著るしと遠近に聞ゆ、同十年以降毎四月十五日の春祭には太々神樂の執行あり參拜の人境内に充滿す。

三島神社の神寶短劍一口は小鍛冶宗近の作にて著名の物なり、又花形の古鏡ありしもいつの頃にや紛失せり。

同社神官三輪氏の邸地は字カタギリに久我氏の邸地は字ナメクラに、權田氏の邸地は字アマノに在り、別當正覺房正行房、觀龍房、常樂寺、善照寺、西照寺等の舊跡は今尙ほ形跡を留む、又往古神祭の供米を産せし地は一の坪也。

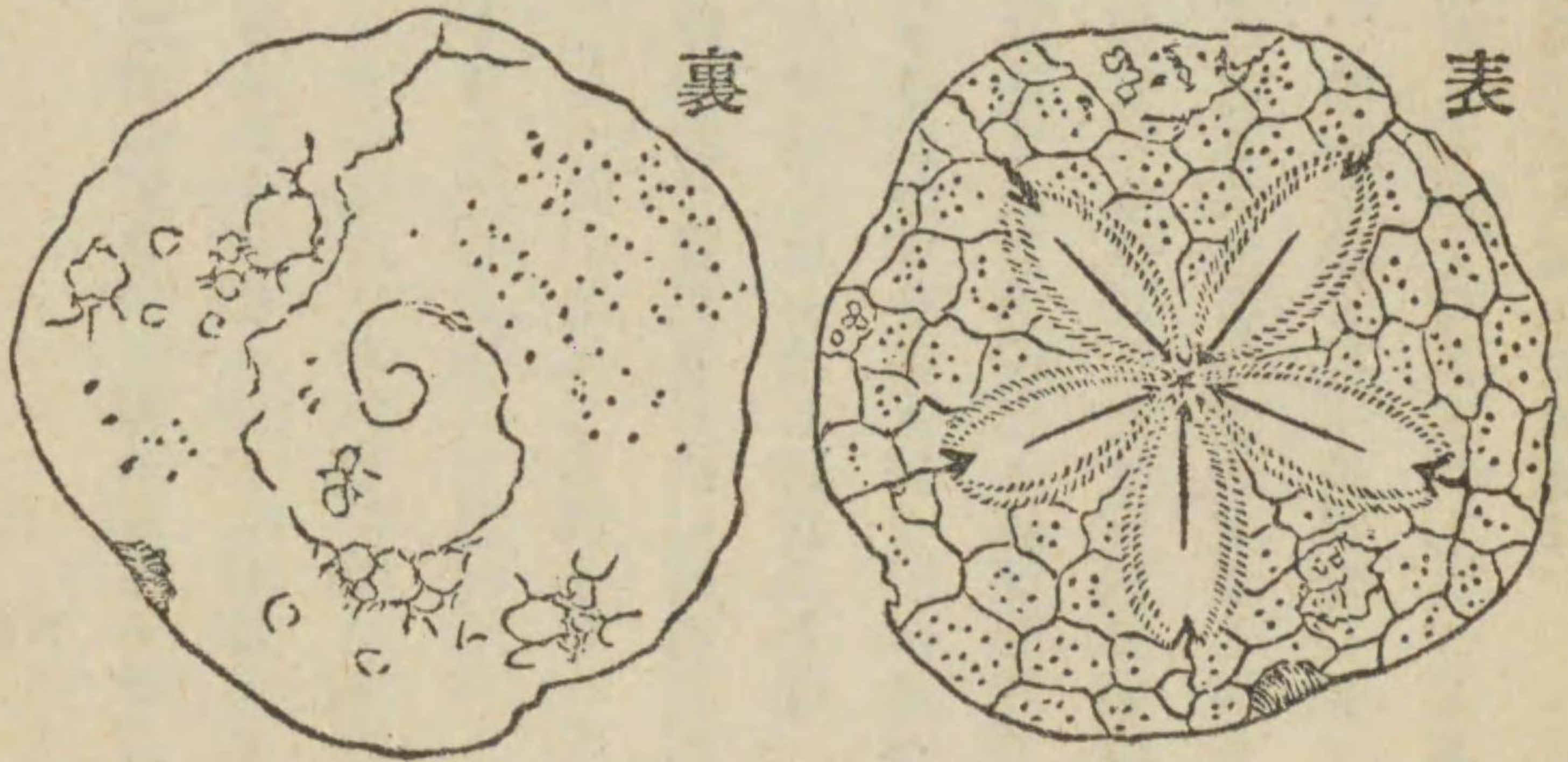
同社境内及び三島谷と稱せる一區域には異種の杉あり、伐採するも其伐株より發芽し敢て栽植するの勞なし、伊夜彦神社境内にあるものと等しく、俗に神代杉なりと云ふ。

舊社趾權化島の田畑を地均し扨にて六尺餘を掘穿つ時は古木の株又は板片土器の破れを出すこと多し、又舊神領一の坪字大山より船橋字谷内山に至る田中川の沿岸に異種の貝殻を稀に發見することあり、表に櫻の花形判然たり、近郷の好事家珍奇のものとして愛玩す、一説には大古貿易上の媒介に用ゐし貝なりと云ふ、其眞圖を爰に掲げて世人の劉覽に供す。

船橋村の産にして昔より小木村へ結婚せしもの無し、稀にあるも或は天死し又は離別すといふ、此は小木の城主が三島の神領を侵掠せしを以てなりと言傳ふ。

一説に、今の社地宮の平には往古源義家奥羽征伐下向の砌り勸請せられし八幡宮ありしに、三島神社を三明より此處に合せ祀りしものなりと、境内のかゝり眞を置くべし。

船橋内藤彌なるもの、首唱にて、古今圖書保存室を創置し追々贊助の有志出て現に三千有餘の部数を蒐輯し夏期當社内に於て曝書縦覽を許す、本年の如き遠近の有志續々參觀し頗ぶる古今の智識に富たり。



<行刊日五十月十年三廿治明>

- 沿革の部
 - 池◇三ツ家の渡り◇吉ヶ平の池
 - ◇奇石
 - ◇古城跡の部
 - ◇浦瀬◇瀧谷◇大沼◇樺之澤
 - ◇糸魚川◇不動潭◇高内◇吉江
 - ◇保田◇五十公野◇平林
 - ◇物の起原
 - ◇山林◇酒造◇柔術◇甚九歌
 - ◇私窩子
 - ◇名家の去就
 - ◇柳澤家◇片貝の安達家◇半蔵
 - ◇金山内家◇下條の田邊家◇西
 - ◇千谷川の織田家◇村上の岡田家
 - ◇産物
 - ◇煙草◇動物◇鑽石◇製
 - ◇習俗
 - ◇温古學問答◇數件
- 名所舊跡の部
 - ◇八海山◇仙田の噴水◇田中の
 - ◇靈石◇萬葉越◇善光寺濱◇小更
- 光寺
 - ◇海藏院◇種月寺◇華報寺◇日
 - ◇明寺◇西性寺◇照寺◇長樂寺◇照
 - ◇普濟寺◇妙宗寺◇長福寺◇照
 - ◇宮神◇大久保地藏堂◇長岡太子堂
 - ◇社◇新發田山訪神◇遺水觀音
 - ◇社◇初堀若宮神社◇五邊八幡宮
 - ◇社◇菅原神社◇伊米神社◇三坂神
 - ◇神◇佛閣の部
- 沿革の部
 - ◇同領民の制度◇牧野家有司の制度
 - ◇五人組條目の續◇河海漁業の
- 沿革の部
 - ◇沿革の部
 - ◇同領民の制度◇牧野家有司の制度
 - ◇五人組條目の續◇河海漁業の

沿革の部

○ 檢 見 法

當國は往古より檢見入の村方多き處にして、公料私領其方法大同小異あれど概して早稲は二百十日より十四日目に中稻は彼岸入より七日目に、大檢見は同十八日目より派出するを成規とす、其仕法は願村方より字毎高反別免米を詳記し(之れを差出し帳と云)當役派出の節一冊づゝ出す、最初組合大庄屋或ひは割元役派出踏査す(之れを町反改と云)私領にては代官役派出見積りす(之れを内檢見と云)夫より重役派出あり(之れを本檢見と云)會て村方にては願立の田方巡檢便宜の爲め且は駕籠或ひは船を通すに差支ざるやう田の中或ひは細道際の稻を刈(之れを道刈と云)所に依ては派出吏員を數艘の船に乗せ村民大勢にて田の中を押行あり、偕て吏員は願町反字區域傍示竹建方(之れを

差切と云)の正否、黒粒、黒星、枯糞、後芽(青實、水旱風虫損、穂の輕重長短、追倒れ、見所の高低、遠見、近見、晴雨の日、區域外の殘毛何程等まで名利を離れ入念に見積り、而して中作の稻毛か又は上中下三ヶ所にて六尺四方の枒竿を入れる(之れを枒入と云)四方を改め竿際は稻株の中央を枒竹の通るやうに敷込み刈取せ(之れを坪刈と云)其刈稻は藎に包み之れを封印し休泊所(之れを本陣と云)へ携へ村吏百姓に立合せ粗芽を火にやじり精糞に仕揚げ枒にて量る(之れを枒様しと云ふ)其引免法は上田(三百坪を以て一反歩とし盛十五に付此高一石五斗を附す)の積りを以てす、故に一坪の高五合なり、譬へば枒様しの枒一升なる時は干減じ二割引残り枒八合と成る、米に摺り四合之れを五公五民の法にて二合は民有とし、公の二合を高の五合にて割れば免四ツと成る、此割合を以て其田方の本免に應じ引免を立るの定法なり、通常早損は一割、水損は二割、其他の凶作は一割五分引に相當するよし、尤も公料にては右仕法を以て願村方惣免米三分一に不相當の損失は引免を立ざるものとせられし由。

◇牧野家有司の制度

古志郡長岡城主牧野家公用録安政五年(定免の年なり、以前後は略す)の部を見るに、領地本途高七萬三千九百五十三石四斗七升八合、山高、野高、漆高、小役高七十石三斗七升五合高七萬四千廿三石八斗五升三合(是を御朱印目錄高と云)古新田高二萬五千廿四石二斗四升九合、外新田高一萬八千六百廿九石四斗九升二合、新田高二萬八千二百卅一石八斗五升八合、湯高三百六十七石一斗九升二合、 \times 高十四萬二千七百七十六石六斗四升四合(此内高八萬六千二百廿八石五斗七升五合諸役掛高なり)外に三百九十八町三反五畝十歩反高場、此收納米五萬九千九百八十三石四斗九升八合右俵直し(四斗廻し外に七升延米)十二萬九千九百五十八俵二斗九升八合也、外に高四百七十六石九斗六升九合は先規或は特別を以て領内其他の社寺等へ寄附せらる、又元治元子年家中分限帳を見るに知行高二千石一家千三百石 \times 千石迄三家、七百石 \times 六百石迄三家、四百五十石 \times 四百石迄七家、三百八十石 \times 三百石迄十家、二百七

十石 \times 二百石迄三十家、百九十石 \times 百石迄百三十五家、九十五石 \times 五十石迄百四家、四十八石 \times 廿五石迄二百三十九家、廿四石 \times 廿石迄七家、四十五人扶持 \times 二十人扶持迄十家、十七人扶持 \times 五人扶持迄二十八家、米十八俵 \times 十五俵迄五家、合せて家督分五百八十二家、是を家老、寄合組、大組、扨從組、小組、徒士組と分つ、此知行高五萬二千三百十三石(宛行初は百石に付米四十八石夫より四十石、享保十三申年より二十石、寶曆十二年より二十四石六斗、追々臨時増減あり且つ知行高七十石以下には割増米あり)扶持五百五十三人分(一人扶持一日米四合、延一合二夕廻し四斗二升七合)米百三俵(一俵四斗七升に延三升 \times) (此他宛人、糠、藁始め小物成宛行右代米取立方等は最と繁きが故に略す) 邸地割(初篇に掲げしを以て略す)に次第あり、定役は寶曆の制にて、家老(千石高) 中老(五百石高) 奉行(三百石高) 番頭(寺社奉行、町奉行、新潟奉行、記録頭取兼) 用人、留守居、取次(二百石高) 者頭(勘定頭、廊奉行兼) 普請奉行(百五十石高) 目附(百二十石高) 長柄奉行、中間頭、郡奉行(百石高) 金奉行、刀番、悠久山用掛(七十石高) 大納戸、近習、馬乘、武器方、盜賊改、吟味方(五十石高) 諸職人頭(四十石高) 内社用掛、祐筆、記録本 \times 、供支配、大坂藏掛(卅五石高) 普請掛、道中方、小姓、中小姓、側勤、小納戸、本 \times 、記録方、徒士小頭、萱野支配、蠟坐支配(卅石高) 組目附、口上番、進物番、各組代官、勘定方、書役、廣敷番、鹽梅方、料理方(二十五石高) 奥坊主(二十三石高) 表坊主、掃除方(二十石高) 何れも役扶持を賜ふ、又縁組、家普請、不幸、火難年賦貸米金及び江戸詰、不仕合下され米金等は繁きが故略す。○足輕組は米二十二俵三斗給(一俵四斗七升に延三升 \times 以下同斷) \times 九俵二斗給迄四百五十三軒、之れを十八組に分つ、其役務は小頭、杖突、番所詰(上除、妙見、福井、名木野、川袋) 諸役所詰、出穀見廻り、盜賊改、米見、山見、仲目附、駒改、往來等にて何れも加米を賜ふ。○大工組は高二十六石取より米三俵三斗給迄四十八軒。○長柄組は米二十二俵給より七俵給迄百一軒之れを二組に分つ。○中間組は小頭二軒高二十二石取、其他米二十一俵一斗給より五俵給迄三百十六軒之れを二組に分つ。○郷中間組は米十九俵給

より五俵給まで百卅三人郷中村々に住宅し當人限り村籍を分離して相勤む邸宅地を賜はらず。○同心組は米二十二俵五升より十二俵二斗給迄十九軒（刑人の首切を掌る常に市中を警衛す、給米は長岡町より取立あり、故に町同心の名あり）之れを二組に分つ（足輕組以下の下され物又大工組以下勤向は繋きが故略す。○諸有司領内へ派出の節賄の義は檢見、皆無改、年明改を除くの外は自費を以てす、故に其都度賄受し證を出し置、年末に至り引替にて相當代料を下附するの例なり。○諸役所共月次一四六七九の日（七は嘉永年中より）を休日とす。○諸士法制書は寛永、承應、延寶、享保、寶曆と潤色あり（明治維新までの分は寶曆十二年十二月潤色のもの也）毎正月十五日諸士登城の節祐筆役を以て讀聞せらる、其大要は、文武を勵むべし。忠孝を守るべし。武器馬具應分に準備すべし。喧嘩口論を慎むべし。諸番役精勤すべし。萬事儉約を守るべし。嗣子無き五十歳以上の者十七歳以下末期の養子願は吟味を遂べし。本主の構ある者請人無き者は抱まじ等にて十二ヶ條なり。○足輕以下法制の大要は忠孝を守るべし。諸番役精勤すべし。普請に出精すべし。喧嘩口論博奕大酒不作法すべからず。萬事儉約を守るべし。人請並に金銀貸借の口入すべからず。砲術を訓練すべし等にて十六ヶ條なり。○藩中交際上道徳を重んじ謙退辭讓を專一とす、主家に事ある時は水火をも辭せざるものとせり。○因に記す、寛永年中までは家老の藩中廻りと云ふことあり敢て日限を定めず、各組下の邸宅前を巡視せり、中には其家の立關口へ至り手を打つに家老のお尋なりとて主人在宅なれば袴を着し出迎へ挨拶あり、外縁に腰かけ盃茶杯を乞はる、故に貧窮の面々は不時の憐愍金を賜はり邸地廻り不仕末なるは異見を加へられ、又分限不相應なる造作杯せしものは何となく屋敷替を命ぜられしこと間々ありしと、又毎正月二日夕方より家老銘々其組下の諸士を家に招き年長に依り列座させしめ銀杏大根の味噌汁鹽鱈の焼物にて酒三獻夕飯を饗應す、此時家老は中央に座を占め面々大食を致さねば君の御用に立申さず給らへ候へくと自身杓子を探て給仕ありしこと例格とす、之れを大振舞とて今尚ほ口碑に傳ふる處なり。

◇ 同領民の制度

牧野家天保十二丑年改製郷村帳を見るに、開發本途村は古志郡の内百七十三ヶ村、三島郡の内四十ヶ村、蒲原郡の内七十二ヶ村合せて二百八十五ヶ村（是を御朱印目錄村と云）開發古新田より一村立の分古志郡の内四十八ヶ村、三島郡の内九ヶ村、蒲原郡の内十五ヶ村合せて七十二ヶ村、開發外新田より一村立の分、古志郡の内十三ヶ村、三島郡の内四ヶ村、蒲原郡の内六ヶ村合せて廿三ヶ村、開發新田より一村立の分、古志郡の内卅三ヶ村、三島郡の内十一ヶ村、蒲原郡の内十三ヶ村合せて五十七ヶ村、惣々四百卅七ヶ村外に長岡町を領内とす、長岡町には檢斷三家町老五家を置き町内を支配させしむ、役給として檢斷へ現米三十石（草間家十石、小林家十五石、宮内家五石）町老へ二人扶持づゝを給せらる、郷中は四百卅七ヶ村を最寄に大別して上組、西組、北組、枋尾組、河根川組、卷組、曾根組の七ヶ組とす、村々に庄屋、組頭、横目を置き百姓、名子を支配させしむ、庄屋には役祿（村高凡そ十分の一を肝煎田地と唱へ公私掛り諸役米錢を村救とす、故に此役祿の田地と共に庄屋の役義を賣買する習慣あり因て代役、兼帶、抱持杯の名義あり）及び役給米（村高百石に付米一石づゝの割合を以て課賦す、之れを一分給と云）を給す、組頭、横目は一人に付米一石以上二石迄村高雜米より支出す。庄屋役は家襲に付其嗣子十五才より都合次第其組織所に出て代官役へ目見し初めて庄屋の役義を勤む（當役は過誤上に非ざれば老年と雖も隱居を許さざるの例なり）。組頭横目は當人死失或ひは退役の節其村内百姓に限り後役を人撰投票し割元立會開票高點の者を代官役へ届け口頭にて命ぜらる。一村限り百姓名子を交へ五軒十軒づゝ最寄に組合せ一軒の組親を定む、之れを五人組と名け其組合の内不幸なるを救助し都て苦樂を共にする責任を負はしむ。

（以下次篇）

◇ 稻葉家の所領地

明治維新前まで山城國紀伊郡淀の城主稻葉家（享保八卯年迄は下總國佐倉の城主其以前は當國高田の城主なり）は

所領高十萬二千石の内二萬千石は元祿十四巳年より天明六年まで八十六ヶ年の間當國三島郡内にあり、脇野町に出張所を置き郡代、目附、本、勘定方、平士以下共五ヶ年交代在勤す、領地を三組に分つ、所謂西越組四十三ヶ村本途高六千九百八十九石七斗一升一合、上三島組十五ヶ村同六千二百廿三石一斗四升七合、下三島組二十一ヶ村同七千七百八十七石一斗四升二合〔越後中將遺領地の内なり、檢地法は天和三亥年將軍家より檢地の引附を假用ありしも該領法一反歩は三百卅坪之を量るに竿繩共一間六尺本途新田共に石盛は上田一反歩十五〔此高一石五斗也以下準之〕中田同十三、下田同十一、下々田同九ツ、上畑同十、中畑同八ツ、下畑同六ツ、下々畑同四ツ、山畑同二ツ、屋敷同十山同〔三千坪〕三分四厘〔此高三合四勺也〕にて檢地せらしもあり〕外に高七千二百卅石五斗六升三合、古新田、當新田は見取場として年々作毛の豊凶に依り見取改を成し貢米を定む。定免貢米〔本途高二萬千石の地〕は三千五百石四斗四升五合西越組、二千三百一石七升二合上三島組、四千一百一石八斗五升五合下三島組、合米九千九百三石三斗七升二合、外に見取場貢米共俵入四斗四升を以て一俵とす、船賃口米として一俵に本米一升づゝ合せて此内二萬五千六百俵は年々大坂へ廻米とし、殘米は土地にて拂ふを定例とせり。小役諸物成大豆、油荳、胡麻代取立は本途高百石に付年々永二貫文以内を定めとす。米百卅八俵づゝは種粃代米として年々下附あり、村々田高に割合銘々作付反別に應じ分配す。驛場三ヶ所高の内六百石、草生水地高九十七石及び信濃、澁海の兩川欠高は三組七十九ヶ村の救とせり故に驛場夫馬〔助郷と云〕は驛場持、草生水は七十九ヶ村、人民自用に限り隨意に汲取たり。川除堤防樋橋水道は官費とし、道路普請は民費とす。年々彼岸入より十八日目の着にて稻毛檢見並に田畑見取改として本國より奉行、吟味役、勘定頭等派出廻村あり、夫人及び賄向杯は總て官費とす。領内神社佛閣の由緒を糺し祭典佛供料として夫々除地を寄せ、農工商の區域制度を嚴にし賞罰を明かにす、又村々舊家或ひは庄屋役等の不幸にして零落せしへは相應の手當米金を下附し、領民相續方等には頗ぶる寛典の處置ありしと、其の遺風今尙ほ舊領の民間に欽慕する所なり。

◇五人組條目の續

一 出家山伏行人虛無僧の所へ盜人參候て宿借候例多候間行衛不知者に宿貸不申様に可申渡旨被 仰付畏奉存候町中に有來候かねたゝき乞食非人又は穢多等にも堅右の旨申付候て人宿爲致申間敷候事

一 不限晝夜不審成者牛馬を牽通候は、見付次第押置御注進可申上候若押置候儀不罷成候は、村町繼に送届先の村町名主に斷仕罷歸り可申候惣て慥成口入人無御座候て牛馬賣買一切仕間敷候事

一 博奕惣て賭の諸勝負常は勿論日待月待庚申にも一切仕間敷候若違背仕候は、當人宿は不及申五人組迄曲事に可被 仰付候當町中に自然耕作商賣家職をも不仕其上他國へ切々罷越常に賭の諸勝負をこのみ又は宿を貸不似合の衣類を着不審成者御坐候は、早速可申上候隱置惡事仕協より顯申候は、親子兄弟名主五人組を曲事に可被 仰付候一夜泊に他所へ罷越候共名主五人組に理り仕て可參候事

一 田畑少々の所成共荒し申間敷候以來町中に田畑にも可成所御座候は、得御下知發し可申候然共前々より秣場の儀は少も開發申間敷候自然町中に新田隱田御座候は、急度可申上候若隱置協より訴人御座候は、當人は不及申名主組頭五人組迄曲事に可被 仰付候惣て著たる儀不仕職業を專一にいたし進退持立る様に心掛親子兄弟に對し不孝不儀を不致諸事正路に相働可申候事

一 御公儀様御立林の儀は不及申 百姓 町人居屋敷の竹木も 御公儀様御用の外伐採仕間敷候漆木樺桐杉松此外御用にも立可申木の分は假令薪取場入會の山に有之候共一切伐採申間敷候自然屋作仕候敷其外不叶普請御坐候て竹木入申節は御役人衆へ申上御下知次第に可仕候若猥りに伐採申候は、勿論曲事に可被 仰付候事

一 田畑屋敷永代の賣買一切仕間敷候假令年季を極相渡し申候共十ヶ年に限り可申旨被 仰付奉得其意候其外山林賣買

共に右の通堅相守可申候事

一田畑屋敷並山林質物に取貸金仕候は、借り人の名主組頭を請人に相立手形を取貸可申候若相對にて貸後日に滞申候は、御訴訟申上候共御間被遊間敷旨奉得其意候借金仕もの御坐候は、名主組頭五人組證儀仕其者の身分に應じ借用可爲仕候事

一質物の儀請人無御坐候て一切取申間敷候並無筋目者の方より不寄何領り物惣て仕間敷候事

一御公儀様へ納物仕御手形請取候は、もめしみの不仕様に大切に仕又年々御出し被遊候御年貢御割付皆納の御手形紛失不仕候様に取置其上名主組頭方へ田地持より御年貢米並役銀出し申候は、度々に手形出し引仕納切次第皆納札に引替惣て假初の儀にも手形取遣り可申旨被 仰付畏奉存候右の段堅相守可申候自然無念成儀仕證文の類龜相に致納物仕候ても手形取替し不申候は、假令後日に顯申候共又證文無御坐六ヶ敷申上候は、御證儀の上曲事に可被 仰付旨奉得其意候事

一名主組頭は勿論町中の者銘々印判一ツ宛所持仕證文等に用へ自然捨申候は、名主は御役人衆へ組頭以下は名主方へ其段申出何月幾日より判替申候と斷可仕旨並

御公儀様へ證文指上申時分名主觸次第早々罷出被 仰付を承銘々印判可仕旨畏奉存候右の越急度相守可申候若名主より申來候日限に無謂罷出又は印判餘人に誂へ遣し或は代判仕印判不定度々に替り申候は、曲事に可被 仰付候事

一當村中火之用心大切に可仕候若火事出來申候は、家別に水桶を持罷出精に入早速火を消可申候若出合不申候者御坐候は、有體可申上候事

一御公儀様御用の人馬並萬宛物被 仰付候は、日限時刻を不違精に入相勤可申候其外急の御觸狀被遊候節は夜中風雨

の時も不致遅々候様に相勤可申候其上御用御座候て御召被成候節は無遅滞可罷出候若油斷仕候は、御證儀の上曲事に可被 仰付候事 (未完)

◇ 河海 漁業

出雲崎濱

三島郡出雲崎濱の漁業場は、同地より未申へ出て刈羽郡椎谷の正西に當る守門嶽、彌彦山、米山、小木古城山の峰に方位を定め夫々細密の境界あり、沖しゐらと云ふ處を漁場の果とし、佐渡漁場との境なり、出雲崎の磯邊より七里中しゐらば四里、なぎさしゐらば三里、之れを鱈場とも云ふ、沖しゐらば海底藥研形にて深さ八十尋あり、毎年二百十日よりしゐら漁を始る例なり、前以て桐の生木の皮を去り數十本筏の如く編てしゐら場の海上へ繫を附て流し置くに、其木一面に一種の小虫群生す、海底のしゐらば之れを喰はんと浮むを釣にて捕ふ、又鱈魚は陰曆十月朔日より始るを例とす、鱈は鰕の卵をうみつけるを喰はんと深底より段々浮み上るを釣にて捕ふ、其鱈場に生ずる蟹の雌を漁せざるを例とす、捕ふる時は鱈の不漁を來すと云り。鱈は秋の彼岸より春の彼岸まで「ヤス」突にて捕ふ、其他は漁せざるを古例とせり、此魚は目の見へざるものと云ふ。ハタ／＼(立春より三百廿日目に必ず來る)鱈は一種の網にて鱈は建網、引網、流網の三種にて海栗、鰕等は手操網にて捕ふ、又漁餌に用ふる概略を記すに、烏賊は烏賊。鮪は蟹蟹は鮪。鯖、アナゴ、八ツ目等は烏賊、鯖。君魚、銅頭、石首魚等は烏賊、鯖、八ツ目。鮫は鯖。鱈は烏賊、鮪、鮫八ツ目。鯛、鱈、鰻、鰻等は烏賊、鮪。小鯛は烏賊、岩虫。鰈は鯖、八ツ目。河豚は鯖、烏賊。華臍魚は鮪。之伊良は烏賊、河豚。キスは烏賊、アナゴなり。春秋の候に鮭、鱒を漁す、餌は烏賊と八ツ目なれど釣針は異製のものを用ふ、又魚類に因て釣針七種あり。漁餌の烏賊は油漬にして用ふ、故に惡臭甚し。伊胡、石花菜、陟釐、裙帶菜、海蘊神馬草、海麥等の海藻類は竹竿の先に鉤を付て引揚るなり。刈羽郡石地村より三島郡間瀬村に至る海岸は豊之濱組合と稱し漁業用具等は大概同一なるものなり。

神社佛閣の部

◇ 菅原神社

中頸城郡岡田莊菅原村に鎮り坐す菅原神社は、延喜式内にして祭神は穗日命とす、最と神古たる境内にて此邊を惣稱菅原の里と唱へ當國名所の一なり、證歌は初篇に掲げたり。

◇ 伊米神社

北魚沼郡藪神莊櫻町村伊米神社は、延喜式内に列せし祭神石凝登賣命臨幸ありし正蹟(後南魚沼郡大木六村に鎮座)にて當時は單に一之宮と唱へ自然地名とす、櫻町千軒の稱及び二之宮、三之宮、若宮、十二殿、袖振山、殿内、贊部大門、御手洗、伊米田、菖菰社(一の石祠あり)夫婦坂、注連榎、鍛冶ヶ澤(鍛冶の神業を教へ玉ふに因み今尙ほ當地には鍛冶の業を繼もの多し)阿彌陀堂(聖武天皇の御宇諸國の大神に添て建立ありし其一にて、地續千谷川村にある是なり)等の舊跡あり、往古は屈指の大神にして神領の地多かりしが、世の變遷につれ減少せしも維新前まで社地山林の外高八石の田畑は連綿朱印地なりき、本社の舊跡は當社殿より一丁を距て伊米田てふ處にて中央に一の古塚あり、明治二巳年村民此塚を修築せんと周圍を穿ちしに、宮柱の根二基を得たり、其堅きこと恰も岩石の如し、今社殿に保存す、相殿に譽田別命を祭れり、故に里俗は單に八幡宮とも唱ふ、神寶中に一の香盒あり、黒漆に塗蓋に十六葉の菊花を金泥にて畫きたり、是は壽永の亂れ平氏の落人持來りしが、高倉天皇の中宮建禮門院の白粉を解せ玉へし香盒の由申傳へ最初は同村舊家瀬沼氏に秘藏せしが、元祿年中當社へ納めしに、明和の頃小千谷町の商賈某謀つて新物に引替京都へ持往しを大阪の豪家鴻池氏此由を聞傳へ百金に代て什寶となせり、今社殿に飾りあるは新物ながらも能く摸寫せしものなりと云ふ。

◇ 三坂神社

南魚沼郡淺貝村より三國時を登り限りし森林の内に三坂神社の社頭あり、越後國伊夜比古大明神、上野國赤城大明神、信濃國戸隠大權現(一説に諏訪大明神と云)の三神を一社に勸請せしものにて俗に三國權現と唱ふ、是より上野の方へ十八丁下り當社別當職田村氏の居家あり、因に記す、上古は淺貝より上野國吾妻郡長井へ越るには清津川に沿へ水源マンサが池の傍はらを経て往來せしも嶮岨なるを以て大同年中今の處へ轉ぜしと云ふ、古道の形跡は幽に遺り稀に樵夫の通行するのみ。

◇ 枋堀若宮神社

古志郡高波莊枋堀村(往古は枋織村と云)字大阜と云ふ處に若宮神社あり、祭神は五十日帶彦命第二の皇子高志池命と言傳ふ、抑も五十日帶彦命は垂仁天皇第八の皇子にて、妃は山背大國不遲命の女刈谷田刀辨姫と云ふ、景行天皇の御宇越之國の鎮撫として下向あり春日山(今集門嶽)に行營し、國內を巡行在せられ五十嵐の里(蒲原郡)にて薨去し玉ふ正蹟伊賀良志神社是なり、高志池命は其母刈谷田刀辨と共に此枋織の里に宮居し、大阜に薨去し玉ふ正蹟にて當社境内の近傍に二個の陵墓あり、上古のものとの見ゆ、其形狀平凡の墓とは見へず、地續き眞言宗明樂院の境内に二三の古塚あり、里人之れをコシノキセナガと唱へ此塚に近づき犯せば怪異ありと畏るゝ處なり、按するに、命の武器を納めしものならん歟、近年其塚の邊より朱瓶を掘出せしことあり。

◇ 五邊八幡宮

三島郡神谷莊高梨村字五邊分の西田甫の中に八幡宮の社頭あり、古松怪杉蒼然として林を成す、石祠南正面にて塘壕を構ひ最と神さびたる靈地なり、古老の言に據れば文龜年中古志郡三宅の里より當地へ移住せし大平兵次郎と云る平家の豪族再び武門に仕へまじと誓ひ家什の武器、寶器を埋め上に八幡宮を勸請せしが故里人は平の八幡宮と唱ふ

神體として人手の如き千からびし物二個は、社守同村山崎氏に藏す、維新前まで若干の神田を有し古例を延て右大平家の庶流同村真宗德善寺の住職之れが祭祀を掌とれり。

◇ 新發田諏訪神社

北蒲原郡豊田莊新發田町諏訪神社は、同町總鎮守にして元祿元辰年當城主溝口出雲守直温の時代同家の大祖を合祀し社殿は勿論境内等結構美麗に修築せらる、例祭陰曆七月廿六日、神官島山氏は莊司重忠の裔にして舊家なり。

◇ 宮之下一之宮神社

岩船郡小泉莊宮之下村一之宮神社の傳を聞くに、文治年中平家の重臣雲上佐一郎と云る強勇の者當地へ落來り、村前を流る、三面川に漁を業として潜居す、源家の兵之れを討んと數百人當地へ入込れり彼の強勇を知るがゆるる狼りに手を下す能はず、土人を謀誘し便所の踏板に穿を仕掛以て謀殺せんとす、一日佐一郎知らず之れに入る、踏板忽ち陥つ、隠兵四方より進んで終に突殺せり、此時十四歳の一女衆に教へ便所に薪木を覆ひ硫黄に鐵漿を灌ぎ之れを燒遺骸を灰燼とせり、女は狂ふて即座に死す（今に塚あり）佐一郎の怨靈村民を惱ます故に社を建て一之宮明神と祀れり、今尙ほ當村に住居する者は硫黄を忌がゆるる火を燃すに附木を用ゐず、鐵漿を忌がゆるるに婦人齒を染す、十四歳に至れば結婚を成さしむ、又便所に踏板を用ゐず、以上犯す者は著るき怪異に逢ふと云り、佐一郎在世の時鮭の漁具に改良を加ひ其業者に利益を與へしに依り、毎年鮭漁を始る日には此社に於て臨時の祭典執行するを古例とせり。

◇ 山谷不動堂

三島郡山谷村不動堂の本尊は、弘仁年中左大臣橘正通の息男眼病に罹り醫藥其効なし、或夜靈夢に依り空海師へ加持を請れしかば、一刀三禮不動の像を彫刻して授與ありしに、忽ち平癒するを得たり、是より代々尊信淺からず、後裔楠正成に傳來す、延元年中湊川に討死の後同家の重臣吉田正景に傳ふ、正景は南朝の回復を謀る爲め新田の一族を

便り當國へ來り三島郡小木の嶺に城を構へ廓内に一堂を設けて安置せり、同家陷落の後堂宇も破壊せしを文安三寅年里人相謀り山麓今の地へ移し山谷の鎮守と崇め、靈驗日に新たなるを以て道俗の歸依淺からざりしが、維新の際故ありて境内の古木を伐採し大へに風光を變せしも、近年同郡別ヶ谷村真言宗延命寺に於て是を修理し稍回復の緒に就り

◇ 遣水觀音堂

同郡浦村に農人氏あり、代々藤左工門を通稱とす、邸内遣水觀音堂（元は同村地内遣水の里にあり、故に斯名く、往古は此邊の總稱を三島の浦と唱へ名所なり）の本尊馬頭觀音は僧行基の作にて世に田搔の觀音と唱ふ、傳に曰く、正嘉二年五月國中惡疫流行し藤左工門家族擧つて病褥に臥す、折節田植の最中なれば主じの心痛いはん方なし、或夜何者とも知れず彼が作る所の田を盡く搔均し之れに禾苗を順に植てありければ、藤左工門の喜び一方ならず其成せし人馬を種々穿鑿するも不明なり、時に觀音堂へ至りしに不思議や本尊は泥土に染み奉納の畫馬一疋も泥土にまみれて在ければ、正しく觀音の藤左工門を憐みての所業なりしと諸人群集して之れを拜す、其折り鎌倉の執權北條時頼は民の疾苦を親しく問はんと微服潜行諸國巡回の途次、偶ま同郡深澤村に至り此奇特を聽き參詣のうへ彼の搔均せし田方八百刈を佛供料に寄附せられ、田搔の觀音と名け藤左工門へ農人の氏を賜はる、後地頭の更迭に際し多分の料田は沒收されしも尙ほ堂の敷地始め三ヶ所の田方は維新前まで連綿免除地となり居れり。

◇ 大久保地藏堂

刈羽郡大久保村に古代よりの石地藏あり、小堂に安置す、俗に文使の地藏と云ふ、傳に、建保の頃まで柏崎に館せし柏崎權頭勝長鎌倉將軍家へ參勤の途中頓に病死す、勝長に一人の娘あり、愁歎の餘り一通の文を認ため此の地藏の手に結び若し佛像靈驗あらば亡父へ届けて返翰を得せしめ玉へ一向に念じけり、斯て三日を経娘は地藏へ參りしに手に文あるを取て披き見ればこれ亡父勝長直筆の返翰なり、因て識る冥府に往き此返書を得來り玉へしことを、今尙ほ

其文は柏崎家の菩提所柏崎町香積寺什寶の内に有と聞り。

◇長岡太子堂

古志郡長岡町太子堂の本尊聖徳太子は、同郡妙見村會水の城主石坂家の一族庄九郎なる者大徳の僧をして太子の木像を彫刻し邸内に堂宇を建て安置す、同家滅亡の後菩提所同村法藏寺にて之れを守りしが、元和中同寺長岡町へ移り以來堂宇破壊し本尊は風雨に曝さる、時に寶曆年中長岡町商賈某今の地へ移し小堂に安置す、寛政年中同町大工職一同相謀り壯麗なる堂宇を再建し四季の祭典を怠らず。

◇普濟寺

同郡栖吉村栖吉山普濟寺は、空海師の開基にて往古は眞言宗大行寺と云り、當地三官無の城主金原大膳世の無常を觀じ當寺に於て剃髮得度し長翁秀大と號し曹洞宗に改め、普濟寺と稱し中興の開基となれり、秀大は地藏の化身なりとて先規に依り地藏の木石畫像を安置せず、置ときは忽ち紛失す、境内清淨にして遠山茂樹相參差相雜り其風致最と好し、庭園中に二間三間方の一小池あり、杉の古樹周圍に繁茂し其枝葉池上に蟠まる、池の周りへ注連を張る、之れを白蛇ヶ池と云、水質清良なるを以て寺内の飲料に延く、此池水に物を投すれば頓に大雨降り田野を暴すと言傳へ手を下すをも禁ぜり、往古此池より喚鐘一、乳鉢片方と法衣一枚を發見し同寺の什寶とせり、慶長四亥年越後遺民一揆の折り暴徒寺内へ亂入し彼の喚鐘を奪去らんとす、怪異あり怖れて門前（今竹日利右工門邸地の北に梵鐘之靈跡と銘せし石碑存す）に伏置去る、其痕土上に形付て大旱にも潤ふ、今に顯然たり、又乳鉢は痘瘡行なはるゝ時小兒に被らしめ上より大豆を散せば痘輕しと云ふ、西續に蛇池蛇柳の舊跡あり、其怪談緯長ければ略せり、附記す、元和四年より同郡長岡城を拜領ありし牧野家中興右馬允忠成は行年七十四歳にして、承應三年十二月十六日江戸邸に於て病没の終焉に臨み、吾が遺骸は領内にて極見晴し宜き栖吉村普濟寺の山上へ埋葬せよとの遺言に依り、遺骸を國許へ

遣はさる、同廿六日長岡着、同廿九日栖吉山へ葬むり標しに五輪の石塔を建たり、寶性院殿前四品仙譽月卦正心大居士と銘す、此日普濟寺に於て殉死せし渡邊七郎左工門、能勢右仲兩士の墳墓廟前に並ぶ、是より當一山を免除地とし同寺に支配を命ぜらる、明曆二申年八月十六日牧野飛驒守忠成より同寺へ香華料として同村本途高の内十石寄附せられたり。

◇妙宗寺

同郡長岡町眞宗橋本山妙宗寺本尊阿彌陀佛は、同郡麻生田村の地内より出現の木像にて最と上古の作とす、光明皇后御眞筆の經卷、東山天皇御愛品の茶壺、聖徳太子作の土塔、法然師の正骨、親鸞師筆の物等數品の重寶を藏す、因みに記す、當寺は元同郡寺島村にあり眞言宗古正寺と境内を接す、元和六申年八月十三日信濃川洪水の爲め川欠となり當地へ移轉す、古正寺は廢寺となりて村稱に遺る而已。

◇長福寺

同郡新町曹洞宗得聚山長福寺は元眞言宗にて同郡新保村小丹生神社の別當なりしが、天和中更に新町驛を設置するに際し同村農家五十五軒と共に今の地へ移轉せしものなり、境内十王堂は小丹生神社の遺跡を天文年中同郡堀金の城主山吉家に於て祖先の靈と合祀再興ありしと言傳へ最と古びたる十王の木像を安置す、咳を憂ふる者米の煎粉を供すれば頓に平癒す、故に咳の十王と稱し著名なり。

◇照明寺

三島郡寺泊町眞言宗如意山照明寺は、永正二丑年の開基にして、本尊正觀音一尺二寸の像は空海師の作、靈驗あらたなりと、元祿年中將軍徳川綱吉の母方桂昌院一位尼の聽に達し、當地の領主榊原式部大輔政倫に命あり、在城岩船郡村上に於て堂舎を造作し船積にて此地へ運送再建ありし以來水月場の光り日に彌増し晝夜參詣の人絶ること無し。

◇ 西 性 寺

西頸城郡鬼伏村真宗鬼谷山西性寺は、建保年中同郡東海不動山の城主楠田出雲守世の無常を觀じ僧となり開基せし寺にて本尊阿彌陀佛は惠心師の作、十字六字の名號は親鸞師の筆及び楠田家系の卷を傳來せり。

◇ 照 專 寺

北魚沼郡小千谷町淨土宗日光山照專寺は、元龜元年八月同郡千谷川村星野隼人正親安及び小千谷町中町、西卷、吉澤の三家等志力を協せ、同町鎮守二荒神社の境内に續き創建し、當時碩徳に名ある日譽了感を請し開基とす、逐々弘法の隆盛を來らし今の地へ移す、郡中屈指の巨刹にて常念佛を執行せり、境内別堂に安置する茶枳尼天は靈驗顯著なるを以て晝夜參詣の人絶ることなし。

◇ 長 樂 寺

同郡千谷村曹洞宗千谷山長樂寺は元千谷川村にあり、長安禪寺とて小地なりし、時に元祿年中此邊の領主稻葉丹後守正通（貞享二丑年より元祿十四巳年まで十七年間頸城郡高田に在城）の愛子おせいの方年十七才にして病痾に罹り大湯へ入湯ありしも其効なく危篤なるを以て小出島より乗船し千谷河戸（同村日吉神社の崖下、往古より信濃川筋輻輳の河戸なり、寶曆度より川瀬變じ小千谷町へ河戸を移す）に着船するや命終す、時に元祿三年四月十一日なりき、從者より高田へ伺へしに其邊の僧侶を請じ葬むるべしとの主命に依り、長安禪寺の住職を請じ葬式を執行せり、是より同家の菩提所に加へられ、今の地に百廿間四面の境内を定め堂宇建立あり、長樂寺と改め香華料として若干の田畑（俗に三竿免と云、毎年米二百十六俵を所得す）を寄附せられたり、おせいの方の墳墓は同村字新保にあり五輪の石塔を存す、牌に泰器盛安大師と見ゆ。

◇ 海 藏 院

南蒲原郡如法寺村真言宗中海山海藏院は、空海師唐土より將來せし胎藏界金剛界の蔓茶羅を藏す、上杉家國守の砌り祈禱所如法寺の塔中なりしが、慶長三戌年同家會津へ移封の節如法寺は同所へ隨從し當寺は残り止まりしと云ふ。

◇ 種 月 寺

西蒲原郡石瀨村福地山種月寺は、曹洞宗の巨刹にて開基は南英謙宗（村上耕雲寺三嗣の住職）とす、當地天神山十三廓の城主小國家の菩提所にして代々の過去帳及び家譜あり、秘書とす、文安三寅年國守上杉家にて堂宇を再興ありしこと舊記に見ゆ、境内の唐見石と云ふは由來ある石なりとぞ。

◇ 華 報 寺

北蒲原郡出湯村曹洞宗五頭山華報寺は、村上耕雲寺六嗣の住職大庵の開基にて末寺廿ヶ寺あり、行基の作六道能化の地藏と云ふを安置す、世に名高き靈像なり、境内に溫泉湧出し傍はら藥師堂あり、寶曆九卯年九月此所の土中より銅の丸形なる物を掘出す、銘有曰く、「右志爲過去慈蓮聖靈一周忌也、本願上人一實、大檀那平氏女、大檀那大中口朝臣徳夜丸、永仁五丁酉^{大才六二十三敬}當寺の裏山に水原壹岐守同左近將監（共に同郡水原の城主なり）の墳墓存す、又寺より十丁を距て流れあり、三階ヶ瀧の末なり（三階ヶ瀧は大荒川山の奥にて三段と成て落る、惣高さ三十丈餘瀧のほどり四方壁巖飛泉を眺むる場所さへ無し、只近き山の上より見る而已、深山なれば樵夫の通ふ外は往來なし、薪木を伐り瀧壺に落し入れ流れ出ざる時は樵夫は七十尋の腰繩を付て傳へ下りクマデを以て搔出す、是にて飛泉の高さを知るべし）此處に賽の河原と名付る石河原に石を積み早世の菩提を吊ふ、毎四五月の間群集す、此時寺僧出て水施餓鬼を執行す、前以て職工を雇ひ薄木にて小塔婆を製しおきて詣で來る人に饗ぐこと最と多しと云り。

◇ 日 光 寺

東蒲原郡西山村天台宗醫王山日光寺は、延暦元戌年傳教師の開基ありし古刹にて師の用ゐられし硯水の舊跡を存す

天正以前は寺領も多く堂宇宏壯塔中十坊あり、所謂大泉坊、金藏坊、福泉坊、東耀坊、不動坊、通月坊、明觀坊、興善坊、善的坊、色音坊なり、同年度兵火に罹り堂宇は勿論什寶残らず灰燼に屬し寺領も沒收され、只日光寺の一字再建ありし而已。

名所舊跡の部

◇ 八 海 山

南魚沼郡八海山は御月山、銀山、駒ヶ嶽と接し高山にて雪降ること最と早し、中腹より以上は山骨を露し斷巖絶壁にして頂上に連峯八層あり、其形も次第に高くして階梯を登るが如し、故に昔は八階山と書し由、八合目屏風ヶ倉と云ふ處に石の小祠あり、祭神は國狹槌命にして俗に權現堂と唱ふ（例祭七月晦日、登山翌朝日下山す）暫く登り左に離れ生金と名くる怪岩あり、形も石塔の如くにて上は太く下は細く高十六丈なりと、將に倒れんとするものに似たり夫より登りて巨大なる奇岩の中腹より横に突出し人身にある瘤の如きものあり、名けて曰大黒と云ふ、是より上は天梯に等しき絶壁上に五葉の松或ひは石南花の稀に倒まに懸るを見る而已、其極上を大日ヶ岳と名け、又奥之院共云ふ、南麓山口村より三里に遠しとす、歩を轉じて北麓大倉口の方へ數町下れば淺草とて水氣を含める岩路の甚だ滑かにして峭險なる坂あり、下ること一里にて一堂在り、俗に之れを御室と云、大概は爰に夜を明す、此邊所々に小池あり、所謂ツエ池、コキ池、カハリ池、ヒヤウタン池杯其數八つあるが故八海山と名く共云ふ、此夜に限り山麓より無數なる神燈上り奇觀を呈す、山腹に往古銀を採掘せし舊坑存す、麓大倉村に八海明神の社頭あり、同村齋藤家の記録に據れば其山地は凡六百八十町步麓村々の入會にて毎年此山より薪柴を伐採す、元祿元辰年同郡浦佐組大崎村にて山論を生じ六日町組城内谷廿四ヶ村と訴訟に及び當時代官所より山の東北は大崎村大倉村等數ヶ村、西南は城内澤廿四ヶ村

にて伐採すること裁判せられしと云ふ。

◇ 仙田の噴水

中魚沼郡仙田村の内仙田分出口の山手に噴泉あり、人工を藉ざれど天然に凡一丈の高度に上り極めて透明なり、是山間の一仙窟ゆる往來の者は杖を停めて愛觀す。

◇ 田中の蠶石

北魚沼郡田中村に蠶養石と云るあり、一堂に安置す、傳に、文化年中同村に最と貧しく暮す婦婦あり、養蠶に身を委ねしが、或年の要期桑葉は霜害に罹り欠乏を告げ、詮術なく飼養せし壯んの蠶兒を有限り程近き破間川へ放棄せり然るに其夏秋の際同郡三淵澤村農夫某なる者同川筋樽ヶ淵てふ處へ至りしに、淵岸の岩上に宛然として生るが如き蠶の三つ重なりし化石あり、是を田中村修驗三寶院（維新の際神官となり仲丸氏に改）に寄托せり、人之れを奇として祈願杯をするに響の物に應するが如し、故に其名遠近に聞ゆ、時に文政二卯年同村商賈五十嵐某上京の序で此石を携帶し洛中の諸人に見せしめしが、遂に畏くも天覽に供する榮を得て日本一蠶養石大明神と宣下あり、某中納言信秋より頌歌を授與ありし以來衆の信仰を増し、春秋の祭典を怠らず、實に奇石と謂つべし、其の頌歌は左の如し。

これの石はこしのしりへの國に蠶せる人の有つるか家まつしくせざるを此としの木の芽も春の末つかたより榊とる卯月のほにもなりしかと猶さむくあしたの空霜くたりて夏木立桑の葉のしげりもあさければこかひのわさなしかたかりけらしとて蠶となくくもおしけにそ河のほとりなる流になかしけりいかなるいはれにやあたりの石にはいあかりてついにいしとはなりぬかゝるあはれに思ひはかりかたき事なめればとてやかてはるけき京にもてこせしを見ればそのすかたの今もいけるかこくみゆこかひせし人のこゝろつくしかつは蠶の石となりつるほどまでも思ひやられてあはれに侍る此あらましを見きかん人誰か心をたまさくらんやされはあくまでにくらひあたゝかにき

て聖の道にうとくものゝあはれをしらざるは人のひとたらざる所とのいましめのことの葉又おもひやりぬ此道にたつさはりいとなみとせん人々の其道をおろそかになせることしもあらはそのむくひや恐ろしかりなんあなつゝしみてそれをおもはさらめや

いかなりしおもひありてやまゆをなす

むしのすかたのいしとなりつる

信 秋

◇ 葛 葉 越

西頸城郡の山間山口村の枝白池及び山之坊村、大所村より信濃國安曇郡來馬村枝湯原へ通る大所村、信濃國大阿彌村入會地葛葉越の邊を蒲原と總稱し蒲原川と云あり、下流姫川に合す、壽永年中源義仲木曾谷より起り上洛の途次當國守城四郎長茂と戰端を開きし所なり（往古は越中の國境市振外波邊までも蒲原或は神原又は寒原杯と書しを散見す）峠を下り信濃へ入り尙ほ蒲原、湯原、深原、阿原、石原、池原、鹽原、笹原、柴原等は皆此の一團結の地にして古しへは單に原と唱へしと云り。

◇ 善 光 寺 濱

中頸城郡に善光寺濱村と云あり、昔し信濃國善光寺の如來我朝へ渡來ありし跡を慕ふて釋迦の金像海上を漂流し此濱に着き靈告に依り善光寺釋迦堂に安置す、夫より善光寺濱と稱し同寺領の内なりと言傳ふ、又出羽國舊米澤藩竹俣家の傳記に依れば、永祿七年八月上杉家信濃國川中島の戰勝利を得鎮撫の爲め重臣宇佐美定滿同國上田に在城の砌り善光寺領地代官小森左近と地方爭論に及び切勝て軍兵如來堂へ亂入し僧侶を屠殺し如來を奪ひ謙信へ送る、春日山の麓國分寺邊に堂を建て之れを安置す、故に善光寺濱と名く、慶長三戌年同家會津へ移封の際本寺より願に依り送り返されし云々と見ゆ。

◇ 小 更 池

三島郡浦村來迎寺村入會の地に池田と名け三千坪餘の深田あり、中央に方三間許池の形遺れり、小更池と云ふ、往古は南北に長く廿町歩餘の大池なりしとぞ、古老の傳に、南北朝の亂れ南朝の忠臣大館某が北の方に小更の前と云るあり、夫某始め親族いづれも討死し便る方もあらざれば、竹若丸とて二才の嬰兒を懷にし譜代の郎等沼野掃部に重寶を持し聊かの縁故を以て貞和年中同郡片貝の城主片貝家を便り來りしかば、主じは大に憐み程近き浦村の片邊りに家を建て懸命の地を與へ住居させしむ、掃部は無二の忠僕なりしが、如何なる天魔の魅せしにや小更の前の妖色に戀慕し屢々挑と雖も貞節を守り隨はざるを憤怒し、非道に虐使す、小更の前は憂苦の餘り竹若丸及び二三の重寶を携ひ此池へ投死す、時に八月十四日にて廿二歳なりしとぞ、遺骸は池より流れ出る小川の橋際へ埋め標の松を植しゆゑ今に松橋の稱殘る、是より小更池と名く、種々奇怪の申傳へあり、就中此池の邊りへ廿二歳の女立倚ときは頓に水波荒れしと云ふ、逐々水涸て享保の頃より田方となれり、偕て掃部は愛情の念を散ぜしより深く前非を悔、小更の前母子の菩提を厚く吊らへ、南朝より大館家へ賜はりし繪旨を始め殘れる寶器を一堆の塚に封じたり、繪旨塚又は玉塚と言傳へ、今尙ほ掃部が邸跡に存せり（近年里人相謀り塚上に天滿宮の祠を建たり）沼野家は後年上杉家より五百石を知行し地侍にて連綿相續せしが、一代の掃部謙信の小姓を勤む、慶長三戌年主家會津へ移封の節隨從を止まり古志郡岩野村へ轉居し丸山左京と改む、同四亥年八月より上杉遺民一揆に加はり魚沼郡下倉の城責に討死して家名斷絶す、浦村真宗長永寺に小更の前の所持せし徑り五寸の古鏡一面と脇屋義助筆のものを藏せり。

◇ 三ツ家の渡り

信濃川筋にて古しへ三ツ家の渡りと唱へしは、柏崎、出雲崎地方より朽尾、見附へ通する有名の渡船場なりしと言傳ふ、其舊跡は今古志郡寺島村地内に當れき川筋の變遷に依り唯名稱の遺る而已、此渡守は長崎（中古寺井と改）宅兵

工とて建久年中城の一族叛逆の砌り討手々々木盛綱入道の指揮を受け功勞ありてを以て源二位頼朝より永代信濃川筋大島渡り（此邊を總稱大島の里と云しに據る）の渡守を許され、常に武器を飾り惡徒の豫防を力むべしと命ぜられし書附及び新田、上杉、堀、牧野家と代々の領主より扶持方宛行等の證狀を連綿保存せり、古例を延き三棟を建て數人の船子を置き渡船を沙汰す、故に三ツ家の渡りと通稱せり（元和六年八月十三日の洪水にて川筋變じ本大島村前へ移す）天和の頃までは此邊萱野多く川欠の沿岸に一の小堂ありて空海師作地藏の木像を置り、長岡の商賈目黒某常に此佛像を信ず、同年中或夜此處を通行し靈告に依り危ふき災害を通れ、信心肝に銘じ供奉して同町眞言宗德聖寺に納めし以來靈驗日に顯著なるは世の知る處なり、因に記す、堀左工門督秀治上杉遺民一揆征伐日記中に、慶長四亥年七月廿八日除より押出し一揆を三ツ家渡りに追討す、夕刻惣勢川東へ渡り萱原に野陣を張る、此夜一揆は刈谷田川の北岸に屯す云々と見へたり。

◇ 吉ヶ平の池

南蒲原郡下田の山奥より岩代國會津地方へ越る徑通りに吉ヶ平村と云る僻村あり、是より十餘町山に登り大木森鬱として晝尙は暗き山中に大池、丸池、馬追池とて蒼々たる深池あり、就中馬追池は長二百四十間幅百五十間にして、傳に、往古此邊は牧場なりしに怪物すみて折々馬を追ふ故に其地を馬追澤と名く、嘗て此處に一人の奇僧あり、黄金の藥師佛、同鐘鉦、同鶏一羽を有す、樵夫是を見るより慾心生じ彼の僧を謀殺し三品を奪はんとするに、鶏は紛失し佛像と鉦鐘を得て僧の遺骸を埋めしに、其地忽然大池と成る、地名に據り馬追池と號く、時々怪異あるを以て馬追澤に一社を祀り馬追明神と稱す、寛永年中領主村松の堀直寄此池底に入り奇特ありしを感じ社號を雨追明神と改めらる夏日旱魃の砌り池に雨を請はんと欲する時は領主堀家の許可を得、鹽之淵、大谷、栗山の三ヶ村より池先達と云る者一人づゝ出て一の笹葉を船形に作り之れに酒を盛り池水へ放つ、感應なきには水波に阻られ中央へ出ず、感應あるに

は恰も人有て曳如く押如く出る時は彼の三人池の一隅を遊て往返す（此時後へに赤き小蛇一頭從行すと云ふ）夫より池の端に居る白き田螺二個を取得て里に歸るを古例とせり、若し私に雨を請ふ時は岸に浸りし篠竹杯に白田螺の附居るを物音せざるやう捕へ得て村里へ携へ來れば雨の降ざると云ことなく、雨を得て後彼の田螺を誤ちて殺すか又は失ひ杯して返さざれば池水大に荒て洪水し麓の吉ヶ平村にて甚だ困難に及ぶがゆゑ旱魃の節は晝夜共池の邊へ番人を置り、又何に依らず池に非常の事あれば山鳴り谷應へて荒ることあり、却説彼奇僧が所持せし佛像と鉦鐘は大谷村皆川家の什寶となり毎月廿五日開扉して常には秘物とす。

◇ 奇 石

三島郡奥板町三輪氏に富士石と云あり、眞黒半腹に白雲のかゝりし形なり。同郡勝見村佐藤氏に夜光石あり、白色にて透明なり。同郡浦村大平氏に瘡瘡石と云あり、淡赤色にて恰も瘡瘡に罹る人面の如し、又文字摺石とて大小數個あり青黒色にて天然種々の花紋を表す、昔日此石面に色ものを塗て木綿を摺り形付しものと云り。古志郡朽尾町小林氏に烏帽子石と云あり、黒色に白色の縁を表す。同郡長岡町原氏に陰陽二石を藏す絶品なり。同町中島氏に解毒石と云あり。大き鶏卵の如く青黒色なり、蝮蛇及び一切の虫毒を治す、其痛所に石を當れば忽ち毒を吸盡して癒その後石を乳汁に浸せば毒を吐盡せり。同郡瀧谷村了明寺に笛石と云あり、形河良子（河原）の如く長八寸餘自然に穴あり、是を吹に其聲清く簫籥の如し。刈羽郡廣田村往來の眞中に丈三尺許り圓形の青石一個あり、打に金鐵の響せり。同郡鯖石川の沿岸石曾根村農家の邸内に鯖石と云あり、恰も鯖の形に似たり。同郡岡野町村山氏に龜石を藏す、堅五寸五分横四寸五分厚二寸六分重さ八百匁なり、秦龜の化せしものなるか（秦龜は春夏は溪水に遊び秋冬は山に藏る、極めて長生し後石に化すと、筮龜或は山龜、俗に石龜と云）、南魚沼郡君歸村農家の邸内に鐵含石と云あり、此石上に磁石を置くに方針みだれて定まらず。

（以下次篇）

古城跡の部

◇浦瀬の古城跡

古志郡高波莊浦瀬より八町山入に古城跡あり、建仁年中よりの國守佐々木盛綱の一族高津谷家代々當城に居し、後年上杉家に屬す、永祿三申年正月當主入庵は謙信の爲め浦原郡見附の城を一擧に攻落し大功あり、主家遺跡紛擾の折り景虎に屬す、故に景勝方の諸將之れを攻ると雖も要害當る可らざるの城廓なれば容易に陥す能はず、水利を斷んと間者をして探らせしれど敢て水脈を見ず、時に城山の東麓土ヶ谷村に老嫗あり曰く、城山の續き大澤と云ふ處に清泉有之れを樋にて城内へ延くと、土中を索ぬるに果して一の水樋を得て切斷す、城内忽ち水盡兵卒渴に苦しむ、敵を謀んため白米にて馬を洗ひ遠見さすると雖も寄手は既に一滴の水無きを推知しければ、天正七卯年六月廿八日炎暑燃るが如き日進撃す、入庵は本丸を放火し討殘されたる從臣妻子と共に四町北血の峰谷へ入り一齊に自害せしと言傳へ、此邊には古墳多し、同村佐々木氏は同家の後裔にして古書器等を保存す（因に記す、元祿十三辰年八月當主仙右工門高津谷本館跡と云る丘の麓に邸地を構へんと地を均せしに二升を納べき瓶を發見し、丸石を蓋とせり、内に朱を充しむ朱は領主牧野家へ出せしに通貨若干を賜ふ、瓶は今尙ほ保存す、古雅愛すべき物なり、又同村小見氏の邸地には當時入庵の修驗者慈元坊住す、古木の榎あり、陷城の日入庵の命を受け數品の重寶を此根下へ埋めしとて今に深更陰火燃るは村民の知る處なり）又同家の菩提所は城山の麓にて眞言宗本福寺と云しが此時兵火に燒亡す、本尊の石地藏は今同村曹洞宗飭洞庵に安置す、最と古代の作なり、城山の下に亂穴と名くる横穴あり、十五間程往に其前は底へ下る故に如何なる剛氣の者と雖も進むこと無し、時に文政二卯年五月同村甲乙の壯夫此穴奥を探究せんと村人に約し、火飯利刀を携へ泥土岩石を蛇行干辛萬苦凡そ一晝夜を経て直線二里八丁を距てし山東朽尾大野古城山麓の横穴へ出たりしが疲勞して病こと久しかりしと云り。

◇瀧谷の古城跡

同郡禰拔莊瀧谷の山入に古城跡あり、同地の舊記を見るに、貞治年中より坂西太郎重定の居城にて本館は麓の平地に舊跡あり、重定は仁心深くして領民を一子の如く愛撫す、領民も其徳を慕ひ平穩に治まる、新田の氏族國中所々に起り戦ひありしかぎ重定が武勇に怖れ此邊へは抗敵する者無しと、武將足利家にも重く用ゐられし家柄なりしが在城七年にして上總國へ榮轉せしとあり、附記す、同村眞宗了明寺の境内に大瀧並びあり男瀧女瀧と名く、同寺に空海師の開眼せられしと言傳ふる不動の石像を安置す、中古までは此瀧壺の崖下に有しものなりとぞ、飛泉の景狀奇觀たり。

◇大沼の古城跡

同郡大沼の古城跡と云ふは、今長岡神田町曹洞宗安善寺の境内なり、舊村松藩士堀氏に藏する古書に據れば、永仁年中より當國守北條仲時の一族北條丹波左近太夫惟秋其子丹波太夫惟明の二代當地に城して近邊を領せり、大沼の城と號す、惟明は正慶二酉年五月仲時と共に近江國番場の辻堂にて自害す、從臣殘らず殉死せり、獨り老臣渡邊勘解由惟光は當城に老幼婦女を看守す、番場の凶訃聞えしより野武士起り城を攻老幼婦女を追散し什器財寶を掠奪す、惟光は落止まり城跡の裏に住居を求め主家の菩提所四郎丸村昌福寺境内なる亡主惟秋家族の墳墓（今長岡觀光院町武氏邸地の一隅に舊跡あり）を守りしに、朝敵の餘類なりとて世人交はりを絶しと云ふ、今大沼の七兵衛と稱するは其後裔にして惟光以來不轉の邸地とす、元和三巳年七月同郡藏王の城主堀直弁長岡の新城成るまで此城跡に假館を設け住居あり同五末年藏王村より安善寺移りて寺地と成れり、城跡の北に辨財天の祠あり、北條家在城の折り相模國江之島より勸請せしものと云り、祠周りの古池は最と物凄く昔より怪龜すまろし折々人畜を驚かす、天保十四卯年此池より鰐口一個を

得たり、徑り八寸にて立葵の紋と本多山三郎の五字を銘す、同地の諸里氏に藏す、明治維新の際埋均し人家を建連ね今は古池の名稱而已遺れり。

◇ 樺之澤の古城跡

南魚沼郡上田莊樺之澤の古城跡は高山の中腹にあり、往古栗林家の居城にして同家は國守城家に屬す、建仁年中城資盛謀叛の砌り當城は鳥坂の要路に依り當主右馬之介は嚴に防守す、源二位頼朝より佐々木盛綱入道、御所五郎丸等をして之れを攻討しむ、城廓に對する坪野村に陣し數日攻れ共落す、茲に於て水脈を斷んと問者を出す、城に近き中村の農夫某利の爲めに惑はされ語て曰く城の上山に數ヶ所の清泉あり、之れを六口の樋にて土中城内へ延と、故に兵を遣はし密かに水樋を斷つ、城内一滴の水無く落城す、此時右馬之介は討死せり、寄手は勢ひに乘じ坂戸の城へ進軍せしと、附記す、五郎丸は坪野の陣を拂ふ折り里人に命じ坪野を五郎丸村と改めし由同村江口氏の舊記に見ゆ、且つ同家には建久四五年富士野の狩に役夫課賦の書附等を保存せり。

◇ 糸魚川の古城跡

西頸城郡糸魚川は越中口の要害ゆる上杉家より一城を築き重將を交代して守らしむ、慶長三戌年堀家の領する處となり又然り、同十五戌年より福島城主松平忠輝領中は一族松平甚兵衛信直を食祿二萬石にて城代に置く、元和九亥年より高田の城主松平光長の領地となり宰臣萩田主馬（主馬は上杉家の臣なりしが文祿年中景勝の不興をうけ結城秀康に仕ふ、後徳川家康より光長へ附せらる、知行高一萬四千石）居城とす、主家の騷動に依り天和元酉年六月當代主馬八丈島へ流罪となり城を破却す、享保二酉年より松平信濃守直之知行高一萬石の在所となれり。

◇ 不動澤の古城跡

三島郡太田莊不動澤山入箕之輪の古城跡は、本丸外廓の跡幽に存す、當郡の守護職飯沼遠江守頼清以來代々居城と

し（同郡岩田入會の勝平を北城、當地を南城と唱へ其間近し）國守に忠勤す、天文年中當代日向守頼久は越中國滑川の軍役長尾爲景に代り討死す、嗣子無きに依り爲景の媒妁にて頼久が家臣波多野太郎正照（正照は楠の一族波多野正景が後裔なり）を以て頼久が後室と結婚し飯沼修理亮頼清と改む、爲景戦死の後長尾家の擾亂に際し頼清は春日山へ出仕せず獨立の企圖あり、故に同十九戌年長尾景虎の命に依り直江神五郎實綱（後大和守と改）一戦に城内の主從を誅伐す、其功として頼清の遺領を實綱に賜はりける。

◇ 高内の古城跡

同郡吉川莊高内の古城跡は、山に據り南麓に宮ヶ崎の池とて周圍一里許りの池あり、往古此土を以て城地を築きし跡なりとぞ、年経る怪龜すまゐす、折々人畜に害を加ふ、當城は天平年中當國の防人在營の跡なりしが世降り建武年中には新田の一族細屋右馬之介居城とせしを上杉家の被官等に取られ落城せしと言傳ふ。

◇ 吉江の古城跡

西蒲原郡彌彦莊吉江の古城跡は、中之口川に瀕し平城なり、上杉憲顯の重將吉江小四郎政房以來代々之れに居す、政房は觀應二卯年二月攝津國小清水の戦ひに高越後守師泰を討取武勇世に鳴る、一代喜四郎政延は謙信、景勝二代に仕へしが天正十年越中國魚津の戦ひに比類無き働さして討死せり、其子中務定伸主家に隨ひ會津へ移り城廓を破却す。

◇ 保田の古城跡

北蒲原郡白川莊保田の古城跡は、當國に久しき安田家代々の居城なりしが、長尾家の擾亂に際し長尾俊景私の計ひを以て天文十一寅年より家臣篠塚宗左工門を城主とす、同十七申年五月七日長尾景虎の命を承け本莊、宇佐美の老將等之れを攻落し安田兵庫を在城させしめたり。

◇五十公野の古城跡

同郡豊田莊五十公野外城山の古城跡は、松杉の老樹森茂す、元は井地峯と云ふ、上杉家の重將井地峯家代々の居城なり、天文中長尾家擾亂の砌り當主道壽入道は幼少の虎千代丸を保護し當城にて武道を習練させしめたり、後年遺跡争への折り當主勘五郎は新發田の城主芝田長俊と共に景虎方に屬せしゆる景勝は之れを討んと思へど國役多端に際し延引せしが、天正十四戌年自ら將として漸々に責落す、城山の麓に曹洞宗白蓮寺と云あり、同家の菩提所にて聖徳太子の作十一面觀音の木像を安置す、當國順拜所廿八番に位す、又升形の池と云る名高き古池有、由來は緯長きゆる略す。

◇平林の古城跡

岩船郡小泉莊平林の古城跡は山に據る、上杉家の重將伊呂部家(後色部と改)代々の居城なり、一代修理亮長實は武勇に長じ謙信の股肱と頼まれたり、公は常に曰く、何なる強敵をうけて籠城すとも蓬氣なく軍して勿論軍を返すまじきは長實なりと譽られしと、主家遺跡争へには景勝に屬し蒲原郡の強敵芝田長俊の首級を得たり、會津移封の節は米澤の金山と云る要害の城主に置れ武名を博せり。

物の起原の部

◇山林

山林とは山野に樹木を植たるを云ふ、樹の種子を播せしことは五十猛神(素盞鳥尊の御子)を始めとす、されば山林の事は神代に始まり五十猛神天降る時數多の樹種子を下して西國より始め海内諸國に播したり、故に此神を有功とす、應神天皇五年始めて山守部を定め玉ひ諸國の山林を守らしめ庶民をして猥りに樹木を伐こと無らしめ、又た皇子大山守尊を山守部の總督となし玉ふ、孝徳天皇に至り古來の政體を改め、職を世襲にする制を廢し山守部を解き山林の地は所

在の國司之れを管轄す、當時船舶を造る材は伊豆國に足柄、紀伊國に熊野を良木とせり、元明天皇和銅三戌年更に制して山守部を置き猥りに山林の樹木を伐ることを禁じ玉ふ、後朱雀天皇の頃は安藝國に樽を出し長門國に材木を出すこと最と多かりしと、又大和國に朽木梓、近江國に滋賀、水尾皆良材を出す、國司の任罷に隨ふて材木の禁も亦漸々弛む、源二位賴朝執政の頃に至つては安藝國益す樽を出し、大和及び土佐國より材木を出すこと多く、又周防國は巨材を出す、足利家執政の際には以上に掲ぐる諸國の外に美濃國より材木を多く出す、寛永、正保の頃は諸國の民庶意を山林に用ひ、當時大和國吉野郡の民庶は大隅國馭護郡屋久島の杉の宜しきを認て其種子を需め吉野の山中に播す、吉野杉即ち是なり、貞享、元祿の頃に至りて一般材木に名けたりと云ふ。

◇酒造

神代之卷に素盞鳥尊八醞の酒を醸し玉ふとあれば、既に神代の時酒はありしか其製造方は如何共知るべからず、應神天皇の御宇百濟國の人來りて酒を醸すことを教ふ、その製法本朝古來より傳ふるものに勝れしを以て是を習ひ宜きに隨ひ製造を異にし味ひ甚だ甘美となる、追々此道に巧なるもの出て其水土寒温に應じ造ること、はなれり、尤も酒は元濁りしまゝにて用ふ、之れを清させしは寛文五年攝津國伊丹にて始めたり、又運上役は元祿十五年に始まる唐に於ては大禹の時儀狄と云ふ者始めて造る、帝之れを飲て大に酔ふ、後世人の誤らんことを怖れて造ることを禁ぜしむ、後漢の石祚なる者其製法を求め出せり、始めは醴酪とて甘きものなりしと云り、又盃は形に依て名かはれり、總名を觴と云ふ、爵は鳥の形の如し雀の異名なり、能く飛ておぼれざるの意を示す、觚は三升入、罍は三升入、角は四升入、散は五升入なり、一升は日本の一合六勺餘に當れり、因に云ふ、酒は水穀の液なれば人毎に飲べきなれき之れに好嫌ある所以は解し難し、但し好る人も多く飲を禁すべし、酒の性は熱して其質は寒なり、故に陽の臟に之れを得れば彌よ熱し陰の臟に之れを得れば彌よ冷る、故に酒を恣にして節能くせざるものは陰陽を論せず均しく害をなす

その酔ふに至りては肝を浮め臍を壯んにし神これが爲めに惑ひ性これがために亂る、因て弱きものもたゞ強きを欲すその酔氣散じ肝の平かなるに及びて自ら悔ることを知る、是を名けて酒悖と云ふ、尤も少し飲ときは血を和らげ氣をめぐらし神を壯んにし寒を防ぎ愁を消す實に天の美祿と云ふべし。

◇ 柔術

柔術は一名拳やばちと云ふ、慶長のすへ明國人陳元贊來朝して江戸麻布國正寺に寓す、當時浪士福野七郎右工門、磯貝次郎左工門、三浦與次右工門に偶ま面會し語つて云く、明國にては一人にて數人を捕ふる術あり、吾その術を學ざれご其業を目撃せしと、三士は其業を委しく訊問し發明熟練せり、柔術に所謂六種あり、引立、蹴込、拳返、追投、無双花車と云ふ。

◇ 甚九歌

越後甚九とは昔よりの言傳へにして毎(陰曆)七月十三、四日より十六、七日に至る盆躍と唱へ一村ノの貴賤老若男女の別なく社寺の境内或ひは村長の邸前に打集まり、櫓を設け高張を建て空樽又は大鼓をたゞき薄暮より鶏鳴まで團結して躍るの習慣なり、是に合する唱歌の節及び身の振様とも古代は知らず、中古以來頸城、魚沼、刈羽、濱邊松之山、長岡、新發田、蒲原、下方、岩船と地方に據て大同小異ありと雖も大概は甚九節なれば三才の小兒もこれを知る、故に越後甚九を以て有名とす、抑も甚九歌の起原と云ふは天文年中石地浦(刈羽郡)に甚九と云る漁夫ありしが何か思ふ處ありて或年大坂へ起き恰合の石を袋に入れ旅店に宿す、同夜其家に數名の商賈あつまり米穀を賣買す、甚九は運を天に任せ試みに彼袋入の石を金子と稱し翌日取引の約定にて米數萬俵の買方となりしに、翌日事變ありて直段非常に騰貴し三千兩餘の利益を得たり、其頃同地に一目千兩と云ふ娟姘たる遊女あり、名をりんと呼ぶ、甚九は彼利益金を投じ三度これに見ひければ人皆な越後大盡と稱す、其後尙ほ米穀を賣買すること數回、巨額の利益を得た

るが故に遊女りんを身受して本國に歸るに臨み同地の大問屋より海草類を仕入、大船四十艘に積込の約を成せしが後日石地の浦へ着船せしに、一艘は仕入し海草にて三十九艘は其頃品拂底ゆる價直非常に高き紅花なりしかば、甚九夫婦喜悅の餘り即席りんがつくりし歌なるを目出度ことなりとて則ち甚九歌と名け世間に流布せしと言傳ふ、其本歌は甚九の書卷物と稱し有名なる古書に記しあるを採萃す。

○四十だ四十だと今朝まで思ふた 三十九じやもの ソリヤ 花じやもの

○甚九は越後の甚九 ちちごじんくは世界の花じや

此二首を甚九の起原とす、又上杉謙信の頃よりありふれし俚歌をじんくふしに假用せしと言傳ふるは左の一首なり。

百姓 百姓 粉可納 百姓 粉不納 代監殿 可斷
○だいらうだいらうつぬだせだいらう つぬをださぬとだいかんざんにことほるぞ

此句中だいらうは百姓にて國のたからの變語、つぬは粉、代監は常に村々を巡回し訴ある時は即席賞罰ありし役人なり、以上當時の詞によりて注を附したり。

(以下次篇)

◇ 私窩子

遊女にもあらざる婦女子の相對にて淫を嚮を通稱私窩子せこくと名く、曩に風來山人の六部集吉原細見里のおだ卷評中に各國の名稱を載たれば略して當國各地の方言を記すべし、新潟は薦冠り、船饅頭、潜り、憂身、沼垂は川賣、新發田は家亡女、津川は亡城、村松は夜鳥、五泉は鬼、白根は絞り、地藏堂は空指、見附は機織、三條は引張、村上は達摩瀨波は流れ、家打、寺泊は手拍、尼瀨出雲崎は螢、與板は隠し、長岡は捨婦、枋尾は屍、六日町は君、小出島は秘女堀之内は走り、小千谷は素人、柏崎は白二布ゆもじ、榎谷は蝮蛇うばへみ、柿崎は冷水、直江津は杓、高田は飯盛、糸魚川は井等にて以上は最と古きより土地の方言なり。

○茶の湯の起原は記事の都合に依り第十篇に譲る。

名家去就の部

◇ 柳澤家去就

北浦原郡黒川の邑主にて高一萬石餘を領せし柳澤家は本國甲斐にして清和源氏新羅三郎義光八世武田甲斐守時信男青木十郎時光十代柳澤兵部丞信俊孫松平美濃守吉安二男松平刑部少輔經隆を初代とす、經隆は初め安道と云ふ、松平の稱を賜はり寶永四亥年甲斐國の内新田一萬石分知(當時經隆舎兄甲斐守吉里同國守たり)享保九辰年黒川へ移封養子伊勢守里濟(二代實は柳澤因幡保教五男)柳澤に復す、養子新五郎里旭(三代實は柳澤左兵衛男)養子伊智守保卓(四代實は里旭弟)長男伊智守信有(五代、室松平美濃守信鴻女)長男伊勢守光被(六代、室松平甲斐守保恭女)養子伊勢守光昭(七代實松平甲斐守保恭男、室小笠原近江守貞哲女)長男伊勢守光邦(八代)后民部少輔と改む、又同郡三日市の邑主にて高一萬石餘を領せし柳澤家は前記の松平吉安三男松平式部少輔時睦を初代とす、寶永四亥年甲斐國の内新田一萬石分知、享保九辰年三日市へ移封、養子彈正少弼保經(二代實は松平美濃守守保五男)長男式部少輔信著(三代室松平美濃守信鴻女)柳澤に復す、養子信濃守里之(四代實は松平甲斐守保明弟、室安部主水正信九女)長男信濃守里世(五代、室板倉周防守勝政女)養子彈正少弼里顯(六代實は松平甲斐守保恭弟、室家の女)長男彈正少弼德忠(七代、室松浦豊後守皓女)にして明治維新となれり。

◇ 片貝の安達家去就

三島郡片貝村安達氏の宗家は代々助右工門を通稱とす、祖先安達右馬之允基繼は平家十六勇臣の一なりしが、文治年中讃岐國八島の役に討死す、遺族諸國浪々のすへ當地の民間に居を定めしより紀念として其邊を八島と唱ふ、慶長年中上杉遺民一揆の砌り領主の指揮に隨へ鎮撫に功勞あり、當主基一郎まで三十六世連綿相續村内に百餘戸の分家を

有し家聲を陷さざる豪族なり。

◇ 半藏金の山内家去就

古志郡半藏金村枝田代分山内忠右工門の家は、瀧口經俊後胤山内内判部丞俊通の血統にして奥州會津郡大倉入の城主となり高五萬石を領せしに、慶長二酉年同郡會津の城主蒲生家の爲め攻落されしより當地の民間に住す、家系の卷始め數品の古書器を保存せり、當家譜代の從臣三百餘名何れも二君に仕へざるを誓ひ朽尾郷、下田郷及び會津郡の山間に住居し農に就き獵を業とし相續する家多し。

◇ 下條の田邊家去就

同郡下條村田邊平次郎の祖先は、其昔熊野權現に通夜し靈夢に依り親鸞師に歸依せし平太郎が嫡流にて諸國移轉の後元享年中より當地に居を定む、天正年中織田信長本願寺攻の時當代平次郎は近邊の門徒を引卒し石山に籠り一方の首領となり比類なき戰功あり、役終り歸國の砌り顯如師より本願寺の重寶安阿彌作の阿彌陀佛一軀及び同師筆六字の名號に褒狀を添て授與あり、慶長年中本願寺東西に分るゝの折り當代平次郎上京し教如師の爲め粉骨碎身の勞を採り重き賞狀を附さる、故に東派代々の法主北國巡回の節は當家に休泊し寶物品の拜見あるを例とせり。

◇ 西千谷川の織田家去就

北魚沼郡西千谷川村織田彦左工門の祖先は、小千谷の城主深池入道時景の宰臣にて品田佐十郎と云ふ、主家没落の砌り當地の民間に潛み農業に従事す、時に刈羽郡北條の城主北條丹後守長國上杉家遺跡の擾亂に景虎方へ屬し天正七卯年正月信濃國善光寺の役に討死す、其室お夏の方(織田信長の妹)此時懐胎中、一族從臣を勵し城を防守せしも大敵を受け同年七月落城に及ぶ、お夏の方は一人の婢と共に辛く遁れいで同郡法坂山の岩窟に十四日間潛む(舊跡存)後魚沼郡小千谷村西方監物(越中國神保家の浪士)方に潛居し月滿て女子出産す、おりたと名く、年頃に及び當代佐十

郎長男彦左工門に嫁せり、信長の縁女を娶りし紀念に品田を改め織田氏とす、お夏の方も當家に寓せしが頗ぶる利發にて彦左工門及び里人へ水利土木の業を教ふ、慶長年中國守上杉家移封後檢地入の節同村及び地續東千谷川村の大概はなつ女名受せり、故に今尙ほおなつ名受の地籍遺れり。

◇村上の岡田家去就

岩船郡村上町岡田甚五兵衛の祖は、參河國の農民甚五兵衛剛勇なるを以て領主内藤信成の旗持を勤む、或日の戦ひ信成大に敗れ敵頻りに逐躡す、獨り甚五兵衛は信成を負て走る、曾て内藤家は兜の八幡坐に唐の頭と云ふを附せり、(古歌に、家康に過たるものが二つある唐のかしらに本多平八とて唐の頭を内藤家の名譽とす)故に家康遙かに此危急を見て特早く援軍を出し本陣に迎へ賞さるゝの餘り物を望めとの命ありしかば、酒を懇望す、之れを盛の器無ければ甚五兵衛は己れが被りし陣笠を以て三獻を傾むけたり、家康その剛なるを賞し彼が頬を三度撫て仇れし短刀一口を賜ふ、後信成重祿を與へて士分に列す、彼の陣笠と短刀は重寶として今尙ほ保存せり。

産物の部

◇煙草

煙草は南魚沼郡小栗山の廿日石(寛永二丑年植初めたり)北魚沼郡相川、武道窪、龍光、中魚沼郡妻有の大崩(正保年中より)中頸城郡大鹿、花房(萬治二亥年より)古志郡來傳(承應二巳年より)中澤、三島郡關原、西蒲原郡赤塚中蒲原郡澤海、三本木等は古來より名産の地とす、其他各地に作付すれど脂多く火移り遅しと云り、因に記す、煙草の起原所説區々なれども最も信を置べき書に據れば、天正十八寅年其種南蠻より肥前國長崎に渡り植育つと雖も普く作らず、慶長十巳年より諸國に流行す云々、貞享の頃までは他へ往に其器物を携ふることなく往先の主じ方より煙草煙

管を出して客に進むを禮とせり(當時の吸方及び器具等は次篇圖を示して掲ぐべし)さればこそ今尙ほ主じ方にて一服吸玉へと云ふなれ、其後厚紙を小さく裁て煙草を少しづつ、包み或は椿の葉に巻て幾箇も懷中して他へ往たる時吸しが元祿の末より煙草入と云もの出來たりとぞ、煙草に其功四あり、醒てよく酔しむ、蓋し火氣表裏を蒸蒸してみな徹す酒を飲が如し、二に酔てよく醒しむ、蓋し酒後之れを吸ば氣を寛うし痰を下し餘醉頓に解す、三に饑てよく飽しむ、四に飽て後之れを吸ば飲食快然として消化すと云り、人以て茶酒に代へ終日吸て厭ず、時々思想ふて離るゝこと無し故に相思草の名あり、然れども徒らに田圃を費すを以て元和、寛永、貞享の度天下に令してこれを植ること一切禁斷ありしかき諸人の嗜むところ強て止むるを得ず、元祿の末より本田畑へ猥りに作る可からずと制度を定め賣荷一箇に銀二分五厘以上五分以下の役銀を徴收せらる、好ざるもの十中二三なれば追年盛んに作ることゝなれり、又信濃境苗場山に限り古くより一種の蓑草と云あり、その青葉を火にかざして吸ふに普通の煙草の如く香氣頗ぶる能く心神壯快たり。

◇動物

○牧馬は岩船郡粟生島、南蒲原郡下田郷。○牧牛は古志郡甘村入。○水鳥は西蒲原郡赤塚、北蒲原郡五十公野邊。○鷄卵は古志郡朽尾郷。○鱒は阿賀川、魚野川、信濃川、加治川、荒川(阿賀の水源にて捕ふを澤鱒と云)○鮎は各川にあれき破間川、六郷川を佳味とす。○鱧は關川、信濃川。○イサ、は米山川。○鮫は魚野川、澁海川。○ウルカは阿賀川筋、津川邊。○黄鰭魚は魚野、加治川の水源(就中加治川筋北蒲原郡米倉村地内を佳味とす、舊新發田城主參勤交代の日は當村長の宅にて黄鰭魚の羹物と黍餅を進る恒例なりし)○ヤマメは阿賀、魚野川の水源。○岩魚は北蒲原郡深山川、阿賀の水源。○鮒は鯉濁、福島濁、葛塚邊、古志郡八丁沼。○鯉は鯉濁。○鱒は三濁、信濃川。○鱧は信濃川下流。○鯰は中頸城郡大湯、三島郡須川。○タナゴは古志郡道善川。○鱒は同郡上條ふけ。○泥鰌は西蒲原郡

矢川。○鱈は信濃川。○蜆貝は沼垂、内野。○麴條魚は西頸城郡山之下郷、新潟邊川海の間にあり。○赤髭は新潟。○ワカサキは信濃川の下流にて冬春の間に漁す。○鱒魚は彌彦、國上及び古志郡廿村入の谷川に生ず、其形守宮虫の如く四足あり三四寸に過ず、陸地を歩し樹に登る、好んで山椒の木皮を喰ふ、故に山椒魚或はセングワン虫と云、疳癩に効あり。○蛸、鮑は岩船郡粟生島、海府、三島郡山田。○蛎は浦濱、角田濱。○甘鯛は新潟。○鱒、鱒は出雲崎、直江津。○鱒は寺泊。○鱒は荒濱。○フクラゲは柏崎。○生海鼠は笠島、以上は古來より名産の地と言傳ふ、又海魚は總て寺泊、出雲崎邊を佳味とす、捕漁又た多し。

◇ 鑛 石

○金銀鑛岩船郡高根山。○金銅鑛北蒲原郡綱木山。○銀銅鉛鑛中蒲原郡瀧谷山宮寄上山、南魚沼郡八海山、駒ヶ嶽北魚沼郡白峰銀山、大白川山。○銀銅鑛西蒲原郡彌彦山。○銅鑛北蒲原郡赤谷山、新谷山、東蒲原郡草倉山（以上鑛山古今の沿革は次篇に掲ぐ）。○石灰西頸城郡歌山。○石灰北蒲原郡赤谷山。○硫黃西頸城郡燒山。○燧石同山、西蒲原郡國上山、古志郡栖吉山。○砥石西蒲原郡彌彦山、南蒲原郡笠堀山、同五十嵐川、東蒲原郡吉津山。○硯石古志郡栖吉山。○木葉石南蒲原郡上田山（降雪前里人は散積りし木の葉を真砂に交へ等にて最寄の谷川へ掃入れ置き、冬中氷りて石となるを翌年の夏に至り好く欠取り賣出す、處々隨意に穴を穿ち小松花草の類を裁付水盆に入れ愛翫す質柔軟なり、又樹木を栽るに此石を粉として根下に置けば能く生育すと云り）。○浮石中魚沼郡妻有川（水淡細砂と交り氷りて石となる、大小あり及物の荒磨或は鐵器を磨によし）。○磨砂刈羽郡油田山。○鐵砂同郡椎谷濱（鐵器を磨によし）。○花紺青北蒲原郡岡澤山。○岩紺青三島郡岩田山。○印石西頸城郡山之坊山（色淡青柔軟なり、細工して美麗、温石に造り最とよし）。○綿石南魚沼郡卷機山、八海山（一名絨石と云ふ、質黒く石中に一種の白綿を含有す、之れを採て火洗布を製す、其布は麗美にて殆ど絹に似たり、火中に投じて焦燃せず、垢つく時は焚火に入れて清

淨と成る、容易に製し得難きものと云り）。○木石魚沼、蒲原、頸城の深山（木の石に化せしもの大小あり、岩船郡海府山には松の化せし小石多く出づ）

◇ 製 具

○鍋釜は新潟、三島郡與板、刈羽郡大窪。○鐵釘は岩船郡村上（釘は十本物は長三寸十本を一把、大一連は長二寸五分十五本を一把、次一連は長二寸廿本を一把、二連は長一寸五分四十本を一把、三連は長一寸六十本を一把、四連は長八分八十本を一把、五連は長六分百本を一把、六連は長四分百廿本を一把とする古法也）。○鐵物は南蒲原郡三條、西蒲原郡燕、中頸城郡高田。○毛拔は同所六之辻。○紡錘中魚沼郡千手。○陶器は中頸城郡五智、南蒲原郡加茂北蒲原郡乙次太子堂、三島郡關原。○瓦は中頸城郡高田（同郡黒田村の土を以て燒）。○切石は同郡米山寺、南蒲原郡田上、三島郡間瀬、古志郡釜澤。○山灰同郡上鹽、中蒲原郡河内谷。○炭團は三島郡大積。○戸障子、扇子箱、元結、水引は南蒲原郡加茂。○厚疊、芳簀、足駄、漆器、傘は新潟。○茅萱疊は西頸城郡山之下郷（厚一寸六分縁無し）。○藁庭は北蒲原郡石喜。○折敷は同郡新發田（縁は真木底と足は桐にて造りうるみ塗）。○竹皮笠同郡五十公野。○指物・疊糸は三島郡與板。○曲物は同郡出雲崎、岩船郡村上（入子、割子、折敷、惣輪、飯器、湯次、足打の類何れも真木にて造りうるみ塗）。○櫛は中蒲原郡新津、西蒲原郡吉田（解櫛齒廿四枚より四十枚まで、水櫛同七十四枚、すぎ櫛同百十二枚、細櫛同百廿四枚とする古法也）。○白箬は北蒲原郡水原、南蒲原郡加茂。○團扇は三島郡與板、中蒲原郡鵜出古木。○ぼては同郡牧村。○籬は三島郡山田。○萬斛籬は西蒲原郡横田小池。○黍壳箬は中蒲原郡沼垂。○菅笠は西蒲原郡月潟、北蒲原郡堀越。○荷棒は同郡五十公野。○桐油は南蒲原郡見附。○筆は同郡横場、刈羽郡柏崎（軸の長眞は四寸二分、行は四寸八分、草は五寸二分とする古法也）。○提灯は中蒲原郡村松。○線香は三島郡片貝（長六寸二分百本以上を一把とす、雷除香と名く）。○火繩は岩船郡村上。○雪駄は中頸城郡高田、刈羽郡柏崎。

○草履は中蒲原郡新飯田。○木鉢、杓子は南魚沼郡三俣。○竹細工は魚沼郡の深山。○鍛臺、木杵は魚沼郡、頸城、蒲原の深山（鍛臺は杵栗の生木を割て直に製造す、柄の長短及び形は其土地に依り小異あり、南蒲原郡粟ヶ嶽の麓柴山村にて製すを上品とす、又木杵は雪の積りしを掻分る具なり、長三尺許、少しの手掛をつけ半は細く末の幅八九寸位にして板なり、杵栗の生木を割程能く造り、火棚におき烟りにくすぶらせ干堅めしものなり）以上を古來よりの名産と言傳り、又中蒲原郡小口村、西蒲原郡五箇濱村は木工、同郡燕は鍛工に著名の所とせり。

習慣の部

◇稻を刈に早干は十六把一束、遅干は十四把一束とす、平均十五把を一束とし百束刈取田方を百刈の地所と云ふ、此收穫米の内半分は地主へ納め半分は作る者の所得とす、魚沼郡邊には今尙ほ此遺風ありて何百刈何十刈と通稱す。

◇民間にて伊勢參宮の節は出立七日以前より忌詞を成す、所謂佛をナカゴ、經をソメガミ、塔をアラ、ギ、寺をカハラブキ、僧をカミナガ、靈供をカタソナへ、死をナタル、病をヤスム、泣をシホタル、血をアセ、打をナデル、墓をツチクレ、穴をソノ以上十三の詞を變るものとせり。

◇賣買又は何事に依らず約束を結びし時互ひに手を打さへすれば堅固なる約束とし毫も違約せざるものとせり、因に云ふ、手打は拍手にして拍手は持統四寅年に生まれり。

◇西頸城郡歌邊の名産石灰に關する約語に大浪何小浪何と云り、此は焼立の要期海上大浪なれば石灰の出來悪しく

小浪なれば出來宜し、故に其語あり、又売灰を加へずとは密に蛎蜆の貝壳を焼て交ふるを云ふ、石灰は三句を経て粉とす、句を出ざる内に水を灌げば火を出す故に專はら注意す。

◇南魚沼郡鹽澤邊の名産薄荷圓製造方に關する約語に晴何雨何と云り、此は夏期旱照の年は出來宜しく、雨續の年は出來悪しきに依れり。

◇民間祝賀の宴席に其主人なる者を居合す人々惣掛りにて三度差上る、之れを胴に上ると云ふ、興なきに似て敬愛の最上頗ぶる愉快を感じるものなり。

温古學問答の部

- ◇古志郡東南の山入を廿村と稱する起原を問。 星野儀三郎
- ◇當國中異訓の村名を教示ありたし。 小林亮太郎
- ◇七福神の畫。片名呼。小倡カヒマの由來を問。 大平智順
- ◇天狗の怪。狐の嫁入りの疑惑を問。 太田俊通
- ◇人の強弱を牛と羊に譬ふるは如何。 中村周次郎
- 以上の諸問あり、識者は本會へ御回答あらんことを請ふ。
- ◇野干の刀の答 鎮守府將軍平維茂の三男繁成（初繁茂）生る數月ならずして何れへか去る、維茂悲歎を合ながら四年を経しが、或夜靈夢に依り之れを當國の狐塚（中蒲原郡石曾根村地内にあり往古は廣大の塚なりしが近年追々開

壘の爲め切崩し今僅に方十五間許なり、常に野狐充滿すに尋得て城に歸る、其後一狐老翁と變じ忽然來りて一口の刀及び抽櫛を幼兒繁成に授く、繁成後出羽守秋田城介に任ず、因て城氏と改む、彼刀は野千の刀と號し代々重寶とせり、反り身三尺二寸、刃尖に七星の紋あり、之れを抜放てば魍魎魍魎の類近づかす、血を見ること禱の如くなれば乃ち命を斷つ、建仁元酉年四月鳥坂城陷落の際紛失せしと言傳ふ、然るに同家の後裔行人萬海坊長圓性實憑悍剛勇にして彼刀を帶び諸國を横行し終に古志郡朽尾郷平村に潛居して大事を謀りしに早くも露顯し、貞享二五年十一月晦日長岡藩に召捕れ江戸表へ引渡しの時同藩に沒收し刑罪人の首切刀として同心組へ預置れしに、維新の際沒收の内となり商賈の手に渡り、明治四未年八月南蒲原郡の豪家某方へ價百金にて賣渡せしと云ふ。

戸井田 求

◇古來坐頭警女制度の答 盲目の男子師に就き髪を削り俗名を改め坐頭入と云を成せるより公私に名稱す、兩派あり城方、一方(都方共書り)と分つ、無位を初身初位(初位より三位まで惣祿所へ定納金四兩づゝ以上は各差あり)を半打掛、二位を丸打掛、三位を花氈打掛、四位を才敷衆分、五位を上衆引、六位を中老引、七位を一度の晴、八位を二度の上衆引、九位を九度の大坐、十位を三度の上衆引、十七位を勾當と名く、苗字を許す、卅一位より七十二位までを檢校と云ふ位を免許する書を封事告文と稱す、高位の者最寄を以て坐元となり組内の坐頭を支配す、當國にては九十二組ありしと云り、冠婚に定例の祝儀金あり、有司之れを取立坐元へ渡す、位數に依て分配す、之れを配當金と名く、三味線を藝具とす、以前は琵琶を用えたり、檢校は最と古きよりの名目にや、太平記に眞都しんちと覺一けんげうと二人つれ平家をうたひける杯見へたり、又盲目の女子師に就き警女入と云を成せるより公私に名稱す、年功と謹直を以て仲間の尊稱言語にあり、所々に警女頭と云ありて之れを支配す、警女掟とて最と嚴密なるものあり、每春秋警女頭の方へ會し優情を沙汰し掟に照して賞罰を行ふ、三味線を藝具とす、以前は鼓を用えたりといふ。大平智順

◇亡魂よばいの答 家に新死ありしもの山臥杯に頼み「なきたまよばい」と云ふを成せり、一名招魂とも云り、其

死人の存生中着たる衣服を携え東南の方より家上へ登り北に向へ大音にて三度呼招き其衣服を卷て頼みし人の前へ投落す、己れは西北の方より地へ降る、尤も男をたまよばいするには名を呼、女は字を呼しものと云り、魚沼郡中にては文化の頃まで最と流行せしやに聞り、因に云ふ、徒然草に喚子鳥の啼とき招魂の法を行ふとあり又、古き淨瑠璃の文句にも、杣が母が死んだ時婆さまくと呼子鳥山彦にひびき泣なみだ(中略)亡魂よばい無常の風のはげしくも吹ちらしたる會音定離なきゝ見へたり。

伊藤 祐次

◇切支丹云々の答 切支丹耶蘇宗は天正の頃より流布し寛永の頃民間専ばら其宗風を密に信仰す、其本尊とせしはデイウス如來と名け、眞言と云ふは「死後生天破羅韋增雲善主磨」と唱ひし由に聞り。

金井 祥一郎

複版「温古之栞」第一卷奥附

二百部限定出版

昭和十一年十一月一日
昭和十一年十一月五日

印刷發行

定價參圓

印刷者

阿部松三

印刷所

新潟市礎町通上一之町二九三
振替東京八五七六八
松社印刷部
新潟市礎町通上一之町二九三

發賣所

萬松堂書店

發賣所

新潟市古町通六番町
電話四五四〇
振替東京五五六三
成文堂書店
新潟縣新發田町
電話三三三七
振替東京一一一七五

不許
複製

發行所

温古之栞刊行會

新潟市礎町通上一之町二九三
文松社出版部
振替東京八五七六八

不 滿
在 處

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

乾隆十一年十月二十日

甲子

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

蘇州府古之聚鎮二卷原撰

721
38

